

令和 5 年 度

国民健康保険事業年報

この全体版は製本前のものであり、おって製本後のものに差し替えを行う予定です。



厚生労働省保険局

ま え が き

この年報は、令和5年度における国民健康保険の事業概況を過去の推移を含めてまとめたものである。

国民健康保険の事業概況については、昭和29年度から国民健康保険に関する統計表を作成して毎年度「国民健康保険事業状況」として発表し、これを昭和36年度まで続けてきた。その後、昭和37年度に現在のような体裁のもとに「国民健康保険事業年報」として発表して以来、医療保険制度の変遷を収載する内容に反映させながら現在に至っており、令和5年度はその第62回目である。

わが国は、国民皆保険のもと、安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面している。そのため、国民皆保険を堅持し、将来にわたって医療保険制度の持続的かつ安定的な運営を確保するため、平成18年度より健康保険法等の一部を改正する法律（法律第83号—平成18年6月21日）の施行に基づく制度改正が順次行われ、平成20年4月には新たな高齢者医療制度の創設等の改正が行われた。また、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（法律第31号—平成27年5月29日）の施行により、国民健康保険への財政支援が拡充されるとともに、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となるなど、制度の安定化が図られたところである。

このような状況のもとにあつて、今後の国民健康保険制度の改善、運営のあり方について検討するためには、現状を分析し、将来の姿を予測することが不可欠である。

そうした意味から、国民健康保険に関係している各位が、この年報を統計資料として大いに活用されることを心から期待する。

令和7年8月

厚生労働省保険局長
間 隆一郎

例 言

- 1 この年報は、令和5年度における国民健康保険の事業状況を収録することを主な目的とするものであるが、国民健康保険事業全般についても過去数年の間における事業状況の推移を比較観察し、併せて利用者の便宜のために国民健康保険制度の概要及び沿革を掲載した。
- 2 この年報は、各保険者の令和5年度国民健康保険事業状況報告書（事業年報）、令和5年度国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）に基づいて編集したものである。
- 3 この年報における国民健康保険の主体の種別は、主体が都道府県である場合には都道府県、市町村又は特別区の場合には市町村、国民健康保険組合である場合には国保組合と称した。
- 4 統計表（事業年報及び退職者医療事業年報）は、第1表から第6表までが年度別、月別に一般状況、保険給付状況等をみたもの、第7表から第14表までが市町村については都道府県別、国保組合については業種別に一般状況、経理状況、保険給付状況、診療状況などをみたもの、第15表から第18表までが保険料（税）賦課状況をみたものとなっている。
- 5 国民健康保険の被保険者は、一般被保険者、退職被保険者等に区分される。本統計表では被保険者数等については総数、一般被保険者数及び退職被保険者等数ごとに集計している。
- 6 退職被保険者等については、報告時以降遡及して資格を取得した者に係る遡及期間分が含まれていない場合がありうることから、数値が小さくなっている可能性がある。
- 7 世帯数及び被保険者数の年度平均値は、市町村は当該年3月から翌年2月（3～2月ベース）、国民健康保険組合は当該年4月から翌年3月（4～3月ベース）の平均値であり、総数はそれぞれ異なるベースの値を合計している。
- 8 年度における療養の給付額について、市町村は当該年3月診療分から翌年2月診療分までの値を用いており、国民健康保険組合は当該年4月診療分から翌年3月診療分までの値を用いており、総数はそれぞれ異なるベースの値を合計している。なお、1人当たり額の算出には年度平均被保険者数を用いている。
- 9 統計表において、合計項目の計数が各構成項目の合計値と一致しない場合がある。月別状況と年度計とが一致しない場合があるのは、月別状況を毎月報告される国民健康保険事業状況報告（事業月報）によっているため、報告時以降の遡及適用や過誤調整等の結果が月別状況に反映されていない場合があることや四捨五入によるものである。
- 10 都道府県別の統計表（事業年報及び退職者医療事業年報）第7表から第14表において、国保組合の計数はその主たる事務所の所在地を管理する都道府県の計数に含めないで別欄に計上した。

11 診療費等の諸率の計算の基礎となる件数、日数、医療費は次によって計上している。

- (1) 件数 療養の給付等については当該月の診療分として報告された件数（入院、入院外及び歯科についてはレセプトの枚数、調剤については調剤レセプトの枚数、訪問看護については訪問看護レセプトの枚数）であり、療養費等及びその他の給付については当該月の支給決定分として報告された件数である。
- (2) 日数 診療実日数である。ただし、調剤においては処方せん受付枚数、入院時食事療養費・生活療養費においては回数としている。
- (3) 医療費 療養の給付等に要する費用の額をいう。

医療費には患者の一部負担金及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等他の制度によって負担された分を含むものである。

12 国民健康保険法施行令第29条の7の2又は地方税法第703条の5の2に規定する特例に該当する非自発的失業者等について、「保険料（税）算定額」内訳の「所得割」は当該被保険者の前年の給与所得を30/100として賦課した額である。また、「課税対象額」の「所得割」についても、当該被保険者の前年の給与所得は30/100として計上している。

13 統計表の符号の用法は次のとおりである。

- ・ 統計項目のありえない場合
- … 計数不明または計数を表章することが不適切な場合
- － 計数のない場合
- 0 計数が表章単位の1/2未満のもの
- 「－」 負数

目 次

まえがき

例 言

事業概況

1 一般状況	
(1) 保険者数、世帯数及び被保険者数	
(2) 被保険者の増減状況	
2 保険給付状況	
(1) 医療費の負担区分	
(2) 高額療養費及び高額介護合算療養費	
(3) 給付率	
(4) その他の保険給付	
3 医療費の状況	
(1) 診療費等諸率	
(ア) 被保険者100人当たり受診件数（受診率）	
(イ) 1件当たり日数	
(ウ) 1日当たり医療費	
(エ) 1人当たり医療費	
(2) 年齢区分別診療費等諸率	
(3) 診療費等諸率の都道府県、業種別比較	
(4) 医療費の地域差	
4 収支状況	
(1) 単年度収支状況	
(2) 科目別収支状況	
(3) 国民健康保険の財政状況（市町村）	
5 保険料（税）の状況	
(1) 1世帯当たり、1人当たり保険料（税）調定額	
(2) 保険料（税）調定額の地域差（市町村）	
(3) 保険料（税）賦課状況（市町村）	
(4) 保険料（税）応能割率・応益割額の地域差（市町村）	
(5) 国保組合の業種別保険料調定額	

分析表

推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費	
--------------------------------	-------

統計表

《年度別、月別状況（第1表～第6表）》

第1表 年度別、月別一般状況「全体」	
第2－1表 年度別、月別医療費の状況「全体」	
第2－2表 年度別、月別医療費の状況「前期高齢者分再掲」	
第2－3表 年度別、月別医療費の状況「70歳以上一般分再掲」	

第2－4表	年度別、月別医療費の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」	
第2－5表	年度別、月別医療費の状況「未就学児分再掲」	
第3－1表	年度別、月別療養の給付等内訳の状況「全体」	
第3－2表	年度別、月別療養の給付等内訳の状況「前期高齢者分再掲」	
第3－3表	年度別、月別療養の給付等内訳の状況「70歳以上一般分再掲」	
第3－4表	年度別、月別療養の給付等内訳の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」	
第3－5表	年度別、月別療養の給付等内訳の状況「未就学児分再掲」	
第4表	年度別、月別高額療養費の状況「全体」	
第5表	年度別、月別高額介護合算療養費及びその他の保険給付の状況	
第6－1表	年度別、月別診療費等諸率の状況「全体」	
	(その1) 【被保険者100人当たり受診件数】	
	(その2) 【1件当たり日数】	
	(その3) 【1件当たり医療費】	
	(その4) 【1日当たり医療費】	
	(その5) 【1人当たり医療費】	
第6－2表	年度別、月別診療費等諸率の状況「前期高齢者分再掲」	
	(その1) 【被保険者100人当たり受診件数】	
	(その2) 【1件当たり日数】	
	(その3) 【1件当たり医療費】	
	(その4) 【1日当たり医療費】	
	(その5) 【1人当たり医療費】	
第6－3表	年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上一般分再掲」	
	(その1) 【被保険者100人当たり受診件数】	
	(その2) 【1件当たり日数】	
	(その3) 【1件当たり医療費】	
	(その4) 【1日当たり医療費】	
	(その5) 【1人当たり医療費】	
第6－4表	年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」	
	(その1) 【被保険者100人当たり受診件数】	
	(その2) 【1件当たり日数】	
	(その3) 【1件当たり医療費】	
	(その4) 【1日当たり医療費】	
	(その5) 【1人当たり医療費】	
第6－5表	年度別、月別診療費等諸率の状況「未就学児分再掲」	
	(その1) 【被保険者100人当たり受診件数】	
	(その2) 【1件当たり日数】	
	(その3) 【1件当たり医療費】	
	(その4) 【1日当たり医療費】	
	(その5) 【1人当たり医療費】	

《都道府県、業種別状況（第7表～第14表）》

第7表 都道府県、業種別一般状況

保険者数、事務職員数、世帯数	
被保険者数	
被保険者数増減内訳	
介護保険第2号世帯数、被保険者数、標準負担額減額状況等	

第8－1表 都道府県別経理状況 市町村・収入・支出・収支差引残等・保険料(税)収納状況

第8－2表 都道府県別経理状況 (再掲) 市町村・後期高齢者支援金等分・収入支出

第8－3表 都道府県別経理状況 (再掲) 市町村・介護分・収入支出

第8－4表 都道府県別経理状況 都道府県・収入・支出・収支差引残等・国民健康保険事業費納付金 収納状況

第8－5表 都道府県別経理状況 (再掲) 都道府県・後期高齢者支援金等分・収入支出

第8－6表 都道府県別経理状況 (再掲) 都道府県・介護分・収入支出

第8－7表 都道府県別経理状況 都道府県標準保険料(税)率

第8－8表 国民健康保険組合業種別経理状況 収支差引残等・保険料収納状況

第8－9表 国民健康保険組合業種別経理状況 (再掲) 後期高齢者支援金等分・収入支出

第8－10表 国民健康保険組合業種別経理状況 (再掲) 介護分・収入支出

第9－1表 都道府県別経理状況 市町村・経理関係諸率

第9－2表 都道府県別経理状況 (再掲) 市町村・経理関係諸率・後期高齢者支援金等分・ 介護分

第9－3表 都道府県別経理状況 都道府県・経理関係諸率

第9－4表 都道府県別経理状況 (再掲) 都道府県・経理関係諸率・後期高齢者支援金等分

第9－5表 国民健康保険組合業種別経理状況 経理関係諸率

第9－6表 国民健康保険組合業種別経理状況 (再掲) 経理関係諸率・後期高齢者支援金等分

第10－1表 都道府県、業種別医療費の状況

第10－2表 都道府県、業種別医療費の状況 (前期高齢者分再掲)

第10－3表 都道府県、業種別医療費の状況 (70歳以上一般分再掲)

第10－4表 都道府県、業種別医療費の状況 (70歳以上現役並み所得者分再掲)

第10－5表 都道府県、業種別医療費の状況 (未就学児分再掲)

第11－1表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況

第11－2表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況 (前期高齢者分再掲)

第11－3表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況 (70歳以上一般分再掲)

第11－4表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況 (70歳以上現役並み所得者分再掲)

第11－5表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況 (未就学児分再掲)

第12－1表 都道府県、業種別高額療養費の状況

第12－2表 都道府県、業種別高額療養費の状況 (前期高齢者分再掲)

第12－3表 都道府県、業種別高額療養費の状況 (70歳以上一般分再掲)

第12－4表 都道府県、業種別高額療養費の状況 (70歳以上現役並み所得者分再掲)

第12－5表 都道府県、業種別高額療養費の状況 (未就学児分再掲)

第13表 都道府県、業種別高額介護合算療養費及びその他の保険給付の状況

第14－1表 都道府県、業種別診療費等諸率

【被保険者100人当たり受診件数】

【1件当たり日数】	
【1件当たり医療費】	
【1日当たり医療費】	
【1人当たり医療費】	

第14－2表 都道府県、業種別診療費等諸率 「前期高齢者分再掲」

【被保険者100人当たり受診件数】	
【1件当たり日数】	
【1件当たり医療費】	
【1日当たり医療費】	
【1人当たり医療費】	

第14－3表 都道府県、業種別診療費等諸率 「70歳以上一般分再掲」

【被保険者100人当たり受診件数】	
【1件当たり日数】	
【1件当たり医療費】	
【1日当たり医療費】	
【1人当たり医療費】	

第14－4表 都道府県、業種別診療費等諸率 「70歳以上現役並み所得者分再掲」

【被保険者100人当たり受診件数】	
【1件当たり日数】	
【1件当たり医療費】	
【1日当たり医療費】	
【1人当たり医療費】	

第14－5表 都道府県、業種別診療費等諸率 「未就学児分再掲」

【被保険者100人当たり受診件数】	
【1件当たり日数】	
【1件当たり医療費】	
【1日当たり医療費】	
【1人当たり医療費】	

《保険料（税）賦課状況（第15表～第18表）》

第15－1表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（医療給付費分）	
第15－2表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（後期高齢者支援金分）	
第15－3表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（介護納付金分）	
第16－1表 都道府県、業種別保険料（税）賦課状況（医療給付費分）	
第16－2表 都道府県、業種別保険料（税）賦課状況（後期高齢者支援金分）	
第16－3表 都道府県、業種別保険料（税）賦課状況（介護納付金分）	
第17表 保険料（税）賦課方式別、保険者数・地域数・課税対象額（市町村）	
第18表 保険料（税）賦課方式別、保険者の規模別、保険料・保険税別、保険者数及び地域数（市町村）	

集計表

国民健康保険事業状況報告書（事業年報） A表集計表	
国民健康保険事業状況報告書（事業年報） B表集計表	
国民健康保険事業状況報告書（事業年報） C表集計表（1）	
国民健康保険事業状況報告書（事業年報） C表集計表（2）	
国民健康保険事業状況報告書（事業年報） C表集計表（3）	
国民健康保険事業状況報告書（事業年報） E表集計表	
退職者医療にかかる一般状況・経理状況	
国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） F表集計表（1）	
退職者医療にかかる医療給付状況	
国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） F表集計表（2）	
退職者医療にかかる医療給付状況	
国民健康保険制度の概要	
国民健康保険制度の沿革	

事業概況

1 一般状況

(1) 保険者数、世帯数及び被保険者数

令和5年度末における保険者数は市町村1,716、国保組合159、合計1,875保険者となっている。
令和5年度末における世帯数は市町村15,896千世帯、国保組合1,395千世帯、合計17,291千世帯で前年度末より483千世帯の減となっており、被保険者数は市町村23,092千人、国保組合2,570千人、合計25,662千人で前年度末より1,110千人の減となっている。1世帯当たり被保険者数は前年度末より0.02人減少し、1.48人となっている。

財政調整の対象となる65歳以上75歳未満の前期高齢者数は、市町村で10,002千人、国保組合で304千人となっている。

表1 年度別保険者数、世帯数及び被保険者数（年度末現在）

年 度		保険者数	世 帯 数		被保険者数											1 世 帯 当 たり 被 保 険 者 数		
					実数							構成比						
					計 対 前 年 度 比		一 般 被 保 険 者	(再 掲) 前 期 高 齢 者		(再 掲) 70 歳 以 上	退 職 被 保 険 者 等	計	一 般 被 保 険 者	(再 掲) 前 期 高 齢 者			(再 掲) 70 歳 以 上	退 職 被 保 険 者 等
総 数	令和元年度	1,878	18,743	-1.8	29,324	-3.1	29,322	12,040	6,722	3	100.0	100.0	41.1	22.9	0.0	1.56		
	2	1,877	18,658	-0.5	28,904	-1.4	28,904	12,104	7,182	0	100.0	100.0	41.9	24.8	0.0	1.55		
	3	1,877	18,313	-1.8	28,051	-3.0	28,051	11,793	7,178	0	100.0	100.0	42.0	25.6	0.0	1.53		
	4	1,876	17,774	-2.9	26,772	-4.6	26,772	10,980	6,697	0	100.0	100.0	41.0	25.0	0.0	1.51		
	5	1,875	17,291	-2.7	25,662	-4.1	25,662	10,307	6,237	0	100.0	100.0	40.2	24.3	0.0	1.48		
市 町 村	令和元年度	1,716	17,330	-2.0	26,599	-3.3	26,596	11,697	6,576	3	100.0	100.0	44.0	24.7	0.0	1.53		
	2	1,716	17,242	-0.5	26,193	-1.5	26,193	11,757	7,024	0	100.0	100.0	44.9	26.8	0.0	1.52		
	3	1,716	16,899	-2.0	25,369	-3.1	25,369	11,454	7,019	0	100.0	100.0	45.1	27.7	0.0	1.50		
	4	1,716	16,363	-3.2	24,134	-4.9	24,134	10,658	6,548	0	100.0	100.0	44.2	27.1	0.0	1.47		
	5	1,716	15,896	-2.9	23,092	-4.3	23,092	10,002	6,099	0	100.0	100.0	43.3	26.4	0.0	1.45		
国 保 組 合	令和元年度	162	1,414	0.6	2,726	-0.5	2,726	343	146	-	100.0	100.0	12.6	5.4	-	1.93		
	2	161	1,416	0.2	2,711	-0.5	2,711	347	158	-	100.0	100.0	12.8	5.8	-	1.91		
	3	161	1,415	-0.1	2,683	-1.1	2,683	340	159	-	100.0	100.0	12.7	5.9	-	1.90		
	4	160	1,410	-0.3	2,638	-1.7	2,638	322	149	-	100.0	100.0	12.2	5.6	-	1.87		
	5	159	1,395	-1.1	2,570	-2.6	2,570	304	138	-	100.0	100.0	11.8	5.4	-	1.84		

(注) 退職被保険者等については、遡及して資格を取得した者に係る遡及期間分が含まれていない場合があるため、数値が小さくなっている可能性がある。

表2は、年度平均を年度別にみたものである。令和5年度における世帯数は市町村16,259千世帯、国保組合1,408千世帯、合計17,668千世帯で前年度より571千世帯の減となっており、被保険者数は市町村23,814千人、国保組合2,598千人、合計26,413千人で前年度より1,278千人の減となっている。1世帯当たり被保険者数は前年度より0.02人減少し、1.49人となっている。

財政調整の対象となる65歳以上75歳未満の前期高齢者数は、市町村で10,444千人、国保組合で311千人となっている。

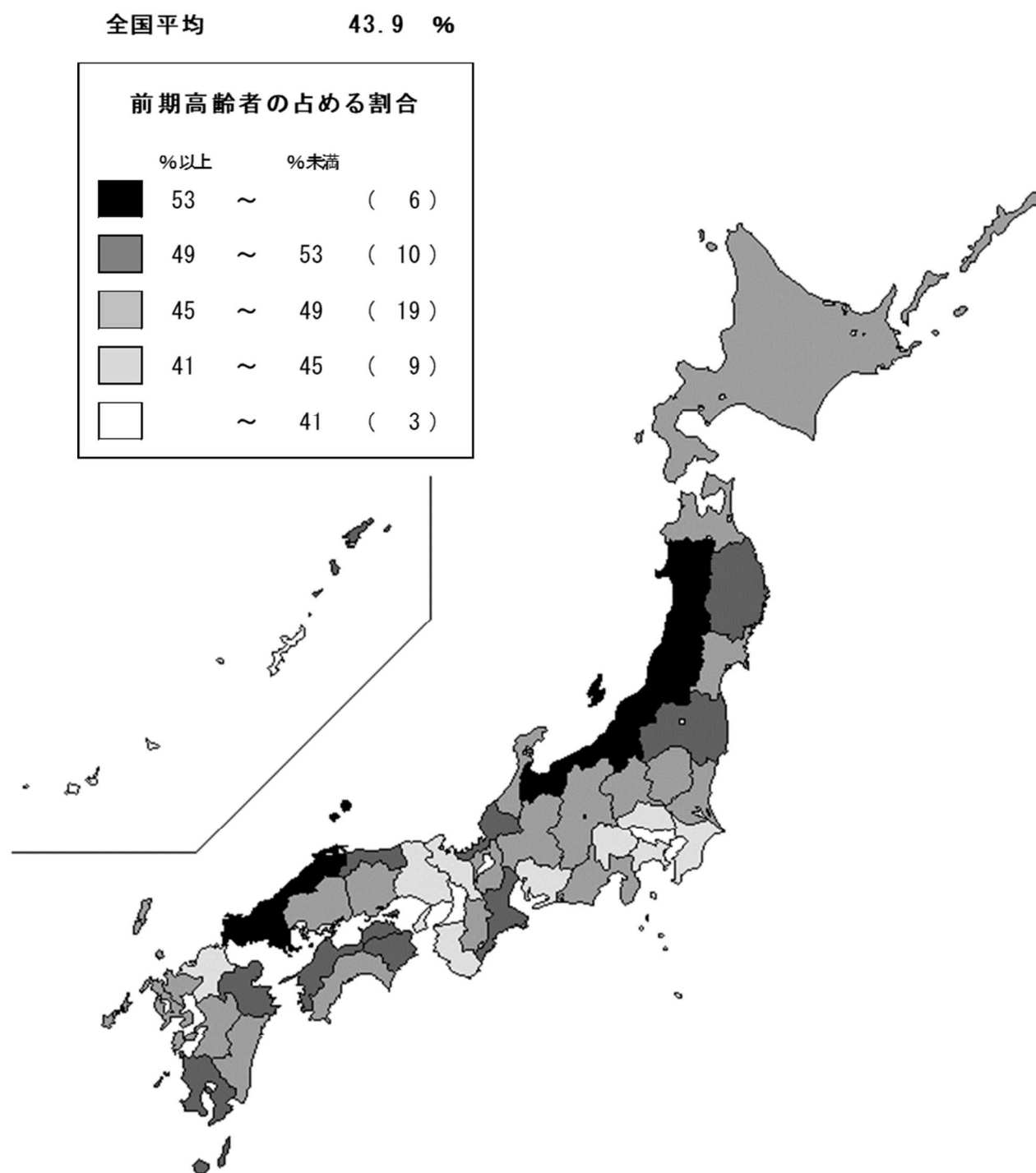
また、図1は、都道府県別に市町村における前期高齢者の占める割合（令和5年度平均。全国平均で43.9%）を示したものであるが、これによると北陸地方や中国地方などで前期高齢者の占める割合が高くなっている。

表2 年度別世帯数及び被保険者数（年度平均）

年 度		世 帯 数		被保険者数											1 世 帯 当 た り 被 保 険 者 数
				実数							構成比				
				計	対 前 年度比	一 般 被保険者	(再掲) 前 期 高 齢 者	(再掲) 70 歳 以 上	退 職 被 保 険 者 等	計	一 般 被保険者	(再掲)		退 職 被 保 険 者 等	
												(再掲) 前 期 高 齢 者	(再掲) 70 歳 以 上		
総 数	令和元年度	19,019	-2.3	29,930	-3.7	29,904	12,183	6,540	27	100.0	99.9	40.7	21.8	0.1	1.57
	2	18,796	-1.2	29,256	-2.3	29,255	12,116	6,931	0	100.0	100.0	41.4	23.7	0.0	1.56
	3	18,622	-0.9	28,695	-1.9	28,695	12,098	7,268	0	100.0	100.0	42.2	25.3	0.0	1.54
	4	18,239	-2.1	27,691	-3.5	27,691	11,516	6,462	0	100.0	100.0	41.6	23.3	0.0	1.52
	5	17,668	-3.1	26,413	-4.6	26,413	10,755	6,022	0	100.0	100.0	40.7	22.8	0.0	1.49
	市 町 村	令和元年度	17,600	-2.5	27,196	-3.9	27,169	11,842	6,399	27	100.0	99.9	43.5	23.5	0.1
2		17,373	-1.3	26,538	-2.4	26,537	11,772	6,780	0	100.0	100.0	44.4	25.5	0.0	1.53
3		17,196	-1.0	25,994	-2.0	25,994	11,754	7,108	0	100.0	100.0	45.2	27.3	0.0	1.51
4		16,817	-2.2	25,028	-3.7	25,028	11,186	6,371	0	100.0	100.0	44.7	25.5	0.0	1.49
5		16,259	-3.3	23,814	-4.9	23,814	10,444	5,939	0	100.0	100.0	43.9	24.9	0.0	1.46
国 保 組 合	令和元年度	1,419	0.3	2,734	-0.7	2,734	341	140	-	100.0	100.0	12.5	5.1	-	1.93
	2	1,422	0.2	2,718	-0.6	2,718	344	151	-	100.0	100.0	12.6	5.6	-	1.91
	3	1,426	0.3	2,701	-0.6	2,701	344	160	-	100.0	100.0	12.7	5.9	-	1.89
	4	1,423	-0.2	2,662	-1.4	2,662	330	91	-	100.0	100.0	12.4	3.4	-	1.87
	5	1,408	-1.0	2,598	-2.4	2,598	311	84	-	100.0	100.0	12.0	3.2	-	1.84

（注）退職被保険者等については、遡及して資格を取得した者に係る遡及期間分が含まれていない場合があるため、数値が小さくなっている可能性がある。

図1 都道府県別前期高齢者の占める割合（市町村）



（注） 3月～2月の年度平均被保険者数に対する前期高齢者数の割合である。

(2) 被保険者の増減状況

表3は、市町村における被保険者数の増減状況を異動事由別にみたものである。

令和5年度に市町村国保に加入した者の総数は5,122千人である。これを異動事由別にみると、被用者保険の資格を喪失したことにより国保被保険者になった者（社保離脱）が3,475千人と最も多く、他の国保保険者からの転入1,225千人がこれに次いでいる。

一方、国保被保険者の資格を喪失した者の総数は6,149千人となっており、そのうち2,920千人が被用者保険の資格を取得したことにより国保被保険者の資格を喪失した者（社保加入）、1,562千人が後期高齢者医療制度へ移行した者、1,005千人が転出した者となっている。

異動事由別の増減差をみると、社保離脱と社保加入の差は555千人の増となっている。また、生活保護の廃止により国保被保険者となった者（生保廃止）と生活保護の開始により国保被保険者の資格を喪失した者（生保開始）の差は65千人の減となっている。

表3 年度別、異動事由別 被保険者数の増減状況（市町村）

年 度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
増 加	転 入 （再掲）県外からの転入	1,239	4.6	1,024	3.9	909	3.5	1,253	5.0	1,225	5.1
	社保離脱	723	2.7	555	2.1	496	1.9	785	3.1	750	3.2
	生保廃止	3,466	12.7	3,491	13.2	3,412	13.1	3,450	3.1	3,475	3.2
	出 生	73	0.3	68	0.3	65	0.3	63	0.3	64	0.3
	後期高齢者離脱	88	0.3	80	0.3	75	0.3	67	0.3	61	0.3
	そ の 他	2	0.0	1	0.0	2	0.0	2	0.0	1	0.0
	計	354	1.3	319	1.2	280	1.1	322	1.3	296	1.2
減 少	計	5,222	19.2	4,983	18.8	4,743	18.2	5,157	20.6	5,122	21.5
	転 出 （再掲）県外への転出	1,069	3.9	927	3.5	855	3.3	992	4.0	1,005	4.2
	社保加入	581	2.1	481	1.8	448	1.7	554	2.2	573	2.4
	生保開始	3,145	11.6	2,798	10.5	2,761	10.6	3,068	12.3	2,920	12.3
	死 亡	123	0.5	125	0.5	122	0.5	128	0.5	128	0.5
	後期高齢者加入	178	0.7	179	0.7	186	0.7	187	0.7	178	0.7
	そ の 他	1,150	4.2	914	3.4	1,261	4.9	1,607	6.4	1,562	6.6
増 減 差	計	465	1.7	430	1.6	366	1.4	394	1.6	357	1.5
	計	6,130	23	5,372	20	5,552	21	6,377	25.5	6,149	25.8
	転出入・その他	59	0.2	-13	-0.0	-33	-0.1	189	0.8	160	0.7
	社保との異動	321	1.2	693	2.6	651	2.5	382	1.5	555	2.3
	生保との異動	-51	-0.2	-57	-0.2	-57	-0.2	-66	-0.3	-65	-0.3
	後期高齢者医療制度との異動	-1,148	-4.2	-912	-3.4	-1,260	-4.8	-1,606	-6.4	-1,561	-6.6
	自然増減	-90	-0.3	-100	-0.4	-111	-0.4	-120	-0.5	-117	-0.5
	計	-908	-3.3	-389	-1.5	-809	-3.1	-1,221	-4.9	-1,027	-4.3

（注）「割合」は年度平均被保険者数に対する比率である。

2 保険給付状況

(1) 医療費の負担区分

医療費の負担区分は表4のとおりであり、医療費10兆5,427億円のうち保険者負担分は7兆7,428億円で73.4%を、また、一部負担金（高額療養費を含む。）は2兆4,694億円で23.4%を、他法負担分は3,305億円で3.1%を占めている。保険者負担分に高額療養費・高額介護合算療養費及びその他任意給付のうち医療給付に充てられた額を加えた医療給付費は8兆9,065億円となっており、一部負担金から高額療養費・高額介護合算療養費及びその他任意給付のうち医療給付に充てられた額を除いた実質一部負担金は1兆3,057億円となっている。

表4 医療費の負担区分

(単位：百万円)

		医療費	保 険 者 負 担 分	一部負担金	他法負担分	医療給付費	実 質 一 部 負 担 金
総 数	療養の給付等	10,441,494	7,668,609	2,444,378	328,508	・	・
	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	・	295	-295	-0	・	・
	療 養 費	101,195	73,886	25,327	1,982	・	・
	移 送 費	20	19	1	0	・	・
	計	10,542,709	7,742,808	2,469,410	330,491	8,906,477	1,305,741
市 町 村	療養の給付等	9,866,469	7,258,700	2,300,169	307,600	・	・
	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	・	292	-292	-0	・	・
	療 養 費	93,890	68,718	23,229	1,943	・	・
	移 送 費	19	18	1	0	・	・
	計	9,960,377	7,327,728	2,323,106	309,543	8,444,779	1,206,055
国 保 組 合	療養の給付等	575,026	409,909	144,209	20,908	・	・
	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	・	3	-3	-	・	・
	療 養 費	7,306	5,168	2,098	40	・	・
	移 送 費	1	1	0	-	・	・
	計	582,332	415,081	146,304	20,948	461,699	99,686

(注1) 高額療養費・高額介護合算療養費は、「保険者負担分」に含めず「一部負担金」に含めて計上している。

(注2) 「食事療養・生活療養」は「療養の給付等」の「一部負担金」のうち償還払いされた額であるため、「医療費」に金額は計上されない。

(注3) 市町村の療養の給付等は3月～2月診療ベースである。

(注4) 「医療給付費」は保険者負担分に高額療養費・高額介護合算療養費及びその他任意給付のうち医療給付に充てられた額（市町村0.8億円、組合47.4億円）を加えた額であり、実質一部負担金は一部負担金から高額療養費・高額介護合算療養費及びその他任意給付のうち医療給付に充てられた額を控除した額である。

(2) 高額療養費及び高額介護合算療養費

令和５年度における高額療養費は表５のとおりであり、高額療養費総額で１兆１,５８１億円、うち現物給付分が１兆４１３億円となっており、８９.９％が現物給付として支給されている。

また、高額介護合算療養費は、前年８月１日から当年７月３１日までの１年間の医療と介護の自己負担額に応じて支給されるが、令和５年度に支給決定した額は約１０億円となっている。

表５ 高額療養費及び高額介護合算療養費

		高 額 療 養 費									(別 掲) 高 額 介 護 合 算 療 養 費
		合 算 分		単 独 分				他 法 併 用 分	合 計		
		多 数 該 当 分	そ の 他	多 数 該 当 分	長 期 疾 病 分	入 院 分	そ の 他		(再 掲) 現 物 給 付 分		
総 数	金 額 (百万円)	28,517	60,329	185,594	138,595	463,142	127,366	154,510	1,158,053	1,041,271	1,045
	1 件 当 た り 額 (円)	22,818	8,442	103,312	86,120	147,168	37,048	94,343	57,833	100,507	24,741
市 町 村	金 額 (百万円)	27,381	59,011	178,977	134,876	444,882	124,227	146,574	1,115,928	1,003,248	1,043
	1 件 当 た り 額 (円)	22,452	8,346	102,711	86,031	146,443	36,757	92,425	56,924	99,469	24,714
国 保 組 合	金 額 (百万円)	1,135	1,319	6,617	3,719	18,260	3,139	7,936	42,126	38,023	2
	1 件 当 た り 額 (円)	37,572	17,479	122,741	89,492	167,351	53,957	152,996	100,230	138,673	60,663

(注) 令和５年４月から令和６年３月に支給決定した件数及び金額である。

(3) 医療費に対する医療給付費の比率

表6は、医療費に対する医療給付費の比率（給付率）及び一部負担金から高額療養費等を差し引いた実質一部負担金の比率（実質一部負担金割合）を見たものである。

令和5年度の給付率は、市町村84.8%、国保組合79.3%、国民健康保険全体で84.5%となっている。

なお、給付率と実質一部負担割合の合計が100%になっていないのは、医療費の中に他法負担分が含まれているためである。

表6 給付率

(単位：%)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
総 数	給 付 率	83.6	84.1	84.2	84.2	84.5
	実質一部負担割合	13.6	13.0	12.7	12.6	12.4
市 町 村	給 付 率	83.8	84.4	84.5	84.5	84.8
	実質一部負担割合	13.3	12.7	12.5	12.3	12.1
国 保 組 合	給 付 率	79.1	79.4	79.4	79.2	79.3
	実質一部負担割合	18.0	17.6	17.1	17.0	17.1

(注)「給付率」及び「実質一部負担割合」は、以下の式により計算している。

$$\begin{aligned} \text{給付率} &= \frac{\text{保険者負担分} + \text{高額療養費} \cdot \text{高額介護合算療養費} + \text{その他保険給付のうち医療給付に充てられた額}}{\text{医療費}} \times 100 \\ \text{実質一部負担割合} &= \frac{\text{一部負担金} - \text{高額療養費} \cdot \text{高額介護合算療養費} - \text{その他保険給付のうち医療給付に充てられた額}}{\text{医療費}} \times 100 \end{aligned}$$

(4) その他の保険給付

表7は、令和5年度の出産育児給付、葬祭給付等のその他の保険給付の状況をみたものである。
 出産育児給付及び葬祭給付はほぼすべての保険者にて実施されている。

給付額の総数は605億円となっており、そのうち出産育児給付が382億円で63.2%を占めている。
 また、特に国保組合においては、出産育児給付、葬祭給付、傷病手当金及び出産手当金以外のその他任意給付が48億円となっており、国保組合のその他の保険給付全体の23.0%を占めている。

表7 その他の保険給付

		出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
総 数	実 施 保 険 者 数	1,873	1,873	1,652	38	255	
	件 数 (千 件)	79	167	71	2	2,833	3,153
	給 付 額 (百万円)	38,236	7,705	6,019	644	7,901	60,505
	1件当たり額 (円)	482,048	46,192	84,731	265,998	2,789	19,192
市 町 村	実 施 保 険 者 数	1,714	1,714	1,514	1	223	
	件 数 (千 件)	61	162	5	－	2,692	2,920
	給 付 額 (百万円)	29,062	7,278	145	－	3,092	39,577
	1件当たり額 (円)	480,214	44,926	27,730	－	1,148	13,553
国 保 組 合	実 施 保 険 者 数	159	159	138	37	32	
	件 数 (千 件)	19	5	66	2	141	232
	給 付 額 (百万円)	9,174	427	5,874	644	4,809	20,928
	1件当たり額 (円)	487,953	88,860	89,249	265,998	34,191	90,016

(注1) 令和5年4月から令和6年3月に支給決定した件数及び金額である。

(注2) 実施保険者数は年度末現在である。

3 医療費の状況

(1) 診療費等諸率

診療費等の諸率について、診療種類別にみたものが表8から表11である。

(ア) 被保険者100人当たり受診件数（受診率）

被保険者100人当たりの受診件数（以下「受診率」という。）について年度別推移をみると、令和5年度の受診率は1,104.6で、前年度に比べて2.3%増加している。これを入院、入院外、歯科別に前年度と比較してみると、入院が3.4%、入院外が2.1%、歯科が2.8%それぞれ増加している。

表8 年度別被保険者100人当たり受診件数（受診率）

年 度		受 診 率				伸 び 率			
		計	入 院	入 院 外	歯 科	計	入 院	入 院 外	歯 科
総 数	令和元年度	1,072.6	23.1	845.0	200.8	1.1	0.6	0.5	3.5
	2	988.7	22.1	779.5	182.9	-7.8	-4.3	-7.8	-8.9
	3	1,052.3	22.5	827.4	197.6	6.4	1.5	6.1	8.1
	4	1,079.6	22.2	848.6	203.2	2.6	-1.3	2.6	2.8
	5	1,104.6	22.9	866.2	208.9	2.3	3.4	2.1	2.8
市 町 村	令和元年度	1,098.5	24.4	866.2	204.0	1.2	0.9	0.7	3.6
	2	1,014.7	23.4	801.4	185.4	-7.6	-4.0	-7.5	-9.1
	3	1,079.7	23.8	850.2	200.5	6.4	1.5	6.1	8.2
	4	1,106.4	23.5	870.5	206.4	2.5	-1.1	2.4	2.9
	5	1,130.8	24.4	887.2	212.2	2.2	3.7	1.9	2.8
国 保 組 合	令和元年度	814.3	10.6	634.1	168.8	0.1	-0.9	-0.6	2.6
	2	734.8	9.8	565.7	158.3	-9.8	-7.5	-10.8	-6.2
	3	788.7	10.1	607.9	169.6	7.3	2.7	7.5	7.1
	4	827.3	9.9	642.7	173.4	4.9	-2.0	5.7	2.3
	5	864.3	10.0	674.2	178.6	4.5	1.6	4.9	3.0

(注1) 市町村については3月～2月診療ベースである。

(注2) 訪問看護は「計」にのみ計上しており、療養費等は含まない。

(イ) 1件当たり日数

表9は、1件当たり日数の年度別推移を表したものである。総数で見ると令和5年度は計1.83日で、前年度に比べて0.4%減少している。これを入院、入院外、歯科別にみると入院15.67日、入院外1.47日、歯科1.62日となっており、前年度と比較して入院が0.0%、入院外が0.7%、歯科が2.5%それぞれ減少している。

表9 年度別1件当たり日数

年 度		1 件 当 た り 日 数				伸 び 率			
		計	入 院	入 院 外	歯 科	計	入 院	入 院 外	歯 科
総 数	令和元年度	日	日	日	日	%	%	%	%
	2	1.89	15.71	1.52	1.78	-1.0	0.4	-1.1	-2.7
	3	1.89	15.81	1.50	1.78	-0.0	0.6	-1.6	0.0
	4	1.87	15.70	1.50	1.72	-1.4	-0.7	-0.1	-3.4
	5	1.84	15.67	1.48	1.67	-1.6	-0.2	-1.0	-3.0
	5	1.83	15.67	1.47	1.62	-0.4	-0.0	-0.7	-2.5
市 町 村	令和元年度								
	2	1.92	15.98	1.53	1.79	-1.0	0.4	-1.1	-2.7
	3	1.92	16.08	1.50	1.79	-0.0	0.6	-1.7	0.0
	4	1.89	15.98	1.50	1.73	-1.3	-0.6	-0.0	-3.3
	5	1.86	15.95	1.49	1.68	-1.5	-0.2	-1.0	-3.0
	5	1.86	15.96	1.48	1.63	-0.3	0.0	-0.6	-2.5
国 保 組 合	令和元年度								
	2	1.58	9.71	1.41	1.67	-1.2	-0.9	-0.9	-2.4
	3	1.57	9.53	1.39	1.68	-0.4	-1.8	-1.0	0.3
	4	1.55	9.40	1.39	1.61	-1.6	-1.4	-0.4	-4.2
	5	1.51	9.26	1.37	1.56	-2.0	-1.5	-1.2	-2.9
	5	1.49	9.20	1.35	1.53	-1.6	-0.6	-1.3	-2.4

(注1) 市町村については3月～2月診療ベースである。

(注2) 訪問看護は「計」にのみ計上しており、療養費等は含まない。

(ウ) 1日当たり医療費

表10は、1日当たり医療費の年度別推移を表したものである。令和5年度は平均1万9,575円で、前年度に比べて1.5%増加している。これを入院、入院外、歯科別に前年度と比較してみると、入院が0.9%、入院外及び歯科が1.3%それぞれ増加している。

表10 年度別1日当たり医療費

年 度		1 日 当 た り 医 療 費				伸 び 率			
		計	入 院	入 院 外	歯 科	計	入 院	入 院 外	歯 科
総 数	令和元年度	円	円	円	円	%	%	%	%
	2	17,669	38,129	14,937	7,116	2.8	1.6	3.5	1.4
	3	18,751	38,842	16,011	7,605	6.1	1.9	7.2	6.9
	4	19,015	40,494	16,179	7,790	1.4	4.3	1.1	2.4
	5	19,282	41,550	16,406	8,006	1.4	2.6	1.4	2.8
	5	19,575	41,908	16,624	8,111	1.5	0.9	1.3	1.3
市 町 村	令和元年度	円	円	円	円	%	%	%	%
	2	17,803	37,602	15,053	7,107	2.8	1.6	3.5	1.4
	3	18,886	38,291	16,125	7,597	6.1	1.8	7.1	6.9
	4	19,145	39,881	16,289	7,782	1.4	4.2	1.0	2.4
	5	19,419	40,908	16,516	7,997	1.4	2.6	1.4	2.8
	5	19,735	41,239	16,762	8,101	1.6	0.8	1.5	1.3
国 保 組 合	令和元年度	円	円	円	円	%	%	%	%
	2	15,483	57,932	13,215	7,227	3.1	2.8	3.9	1.9
	3	16,517	60,473	14,308	7,700	6.7	4.4	8.3	6.5
	4	16,916	64,098	14,578	7,891	2.4	6.0	1.9	2.5
	5	17,158	66,279	14,884	8,116	1.4	3.4	2.1	2.9
	5	17,189	67,703	14,801	8,234	0.2	2.1	-0.6	1.4

(注1) 市町村については3月～2月診療ベースである。

(注2) 入院の医療費には食事療養・生活療養、入院外の医療費には調剤の医療費をそれぞれ合算している。

(注3) 訪問看護は「計」にのみ計上しており、療養費等は含まない。

(エ) 1人当たり医療費

表11は、被保険者1人当たり医療費の年度別推移を表したものである。総数でみると令和5年度の1人当たり医療費は、39万9,153円で前年度に比べて3.4%増加している。これを入院、入院外、歯科別に前年度と比較してみると、入院が4.3%、入院外が2.7%、歯科が1.6%それぞれ増加している。

表11 年度別1人当たり医療費

年 度		1 人 当 た り 医 療 費				伸 び 率			
		計	入 院	入 院 外	歯 科	計	入 院	入 院 外	歯 科
総 数	令和元年度	円	円	円	円	%	%	%	%
	2	362,755	138,595	191,998	25,395	2.8	2.6	2.9	2.1
	3	354,393	135,975	186,787	24,724	-2.3	-1.9	-2.7	-2.6
	4	377,253	142,884	200,220	26,438	6.5	5.1	7.2	6.9
	5	385,919	144,399	206,082	27,112	2.3	1.1	2.9	2.5
	5	399,153	150,625	211,632	27,536	3.4	4.3	2.7	1.6
市 町 村	令和元年度	378,939	146,521	199,447	25,896	3.0	2.9	3.1	2.1
	2	370,881	144,100	194,370	25,159	-2.1	-1.7	-2.5	-2.8
	3	394,729	151,415	208,247	26,949	6.4	5.1	7.1	7.1
	4	403,817	153,304	214,046	27,656	2.3	1.2	2.8	2.6
	5	418,253	160,232	219,979	28,093	3.6	4.5	2.8	1.6
	5	418,253	160,232	219,979	28,093	3.6	4.5	2.8	1.6
国 保 組 合	令和元年度	201,777	59,752	117,904	20,413	1.9	1.0	2.3	2.1
	2	193,409	56,637	112,747	20,477	-4.1	-5.2	-4.4	0.3
	3	209,058	60,784	122,967	21,530	8.1	7.3	9.1	5.1
	4	217,661	60,683	131,206	21,994	4.1	-0.2	6.7	2.2
	5	224,106	62,578	135,138	22,435	3.0	3.1	3.0	2.0
	5	224,106	62,578	135,138	22,435	3.0	3.1	3.0	2.0

(注1) 市町村については3月～2月診療ベースである。

(注2) 入院の医療費には食事療養・生活療養、入院外の医療費には調剤の医療費をそれぞれ合算している。

(注3) 訪問看護及び療養費等は「計」にのみ計上している。

(2) 年齢区分別診療費等諸率

診療費等の諸率について年齢区分別にみたものが表12である。未就学児の入院は全体と比べて1件当たり日数が6.71日と短い一方で、1日当たり医療費は7万5,971円と高く、全体の1.8倍となっている。また、70歳以上一般の1人当たり医療費は計で61万3,698円であり、全体の1.5倍となっている。

表12 年齢区分別診療費等諸率

① 受診率

		計	入 院	入 院 外	菌 科
総 数	全体	1,104.6	22.9	866.2	208.9
	前期高齢者	1,496.5	31.9	1,192.7	267.1
	(再掲) 70歳以上一般	1,584.5	35.3	1,272.2	272.0
	(再掲) 70歳以上現役並み	1,608.5	28.0	1,274.7	302.5
	未就学児	1,118.0	16.8	967.1	130.6
		1,130.8	24.4	887.2	212.2
市 町 村	全体	1,500.3	32.1	1,195.5	267.8
	前期高齢者	1,585.3	35.3	1,272.6	272.4
	(再掲) 70歳以上一般	1,633.9	28.2	1,294.2	308.1
	(再掲) 70歳以上現役並み	1,086.1	16.8	938.4	127.3
	未就学児	864.3	10.0	674.2	178.6
		1,368.8	25.6	1,098.8	242.3
国 保 組 合	全体	1,522.6	32.4	1,246.5	240.5
	前期高齢者	1,415.6	26.8	1,125.8	260.6
	(再掲) 70歳以上一般	1,226.0	16.7	1,064.4	141.8
	(再掲) 70歳以上現役並み				
	未就学児				

② 1件当たり日数

(単位：日)

		計	入 院	入 院 外	菌 科
総 数	全体	1.83	15.67	1.47	1.62
	前期高齢者	1.81	14.34	1.48	1.66
	(再掲) 70歳以上一般	1.83	14.33	1.50	1.67
	(再掲) 70歳以上現役並み	1.65	10.68	1.44	1.63
	未就学児	1.51	6.71	1.44	1.25
		1.86	15.96	1.48	1.63
市 町 村	全体	1.81	14.43	1.48	1.66
	前期高齢者	1.84	14.37	1.50	1.67
	(再掲) 70歳以上一般	1.65	10.77	1.44	1.63
	(再掲) 70歳以上現役並み	1.52	6.87	1.44	1.27
	未就学児	1.49	9.20	1.35	1.53
		1.66	10.73	1.43	1.66
国 保 組 合	全体	1.74	11.62	1.47	1.72
	前期高齢者	1.63	9.93	1.42	1.62
	(再掲) 70歳以上一般	1.63	9.93	1.42	1.62
	(再掲) 70歳以上現役並み	1.50	6.17	1.46	1.19
	未就学児				

③ 1日当たり医療費

(単位：円)

		計	入 院	入 院 外	菌 科
総 数	全体	19,575	41,908	16,624	8,111
	前期高齢者	20,782	48,478	17,001	8,001
	(再掲) 70歳以上一般	20,950	48,423	16,917	8,038
	(再掲) 70歳以上現役並み	21,095	67,894	17,151	7,823
	未就学児	14,108	75,971	9,839	8,013
		19,735	41,239	16,762	8,101
市 町 村	全体	20,743	48,139	16,969	7,999
	前期高齢者	20,927	48,281	16,901	8,036
	(再掲) 70歳以上一般	20,828	67,147	16,912	7,812
	(再掲) 70歳以上現役並み	14,316	74,907	9,901	8,005
	未就学児	17,189	67,703	14,801	8,234
		22,345	67,750	18,189	8,059
国 保 組 合	全体	22,749	62,046	18,104	8,224
	前期高齢者	23,472	74,379	19,268	7,920
	(再掲) 70歳以上一般	23,472	74,379	19,268	7,920
	(再掲) 70歳以上現役並み	13,479	80,003	9,657	8,038
	未就学児				

④ 1人当たり医療費

(単位：円)

		計	入 院	入 院 外	菌 科
総 数	全体	399,153	150,625	211,632	27,536
	前期高齢者	567,141	221,897	300,248	35,406
	(再掲) 70歳以上一般	613,698	245,074	321,931	36,500
	(再掲) 70歳以上現役並み	564,946	203,189	314,551	38,501
	未就学児	239,571	85,446	137,112	13,069
		418,253	160,232	219,979	28,093
市 町 村	全体	568,837	222,972	300,681	35,498
	前期高齢者	613,789	245,234	321,798	36,535
	(再掲) 70歳以上一般	567,459	203,894	315,437	39,154
	(再掲) 70歳以上現役並み	236,797	86,375	133,411	12,920
	未就学児	224,106	62,578	135,138	22,435
		510,180	185,812	285,708	32,344
国 保 組 合	全体	607,278	233,708	331,396	34,011
	前期高齢者	545,828	197,826	307,812	33,533
	(再掲) 70歳以上一般	545,828	197,826	307,812	33,533
	(再掲) 70歳以上現役並み	248,955	82,304	149,632	13,573
	未就学児				

(注1) 市町村の療養の給付等は3月～2月診療ベースである。

(注2) 「受診率」は、被保険者100人当たりの診療費の件数である。

(注3) 「入院」の医療費には食事療養・生活療養、「入院外」の医療費には調剤の医療費をそれぞれ合算している。

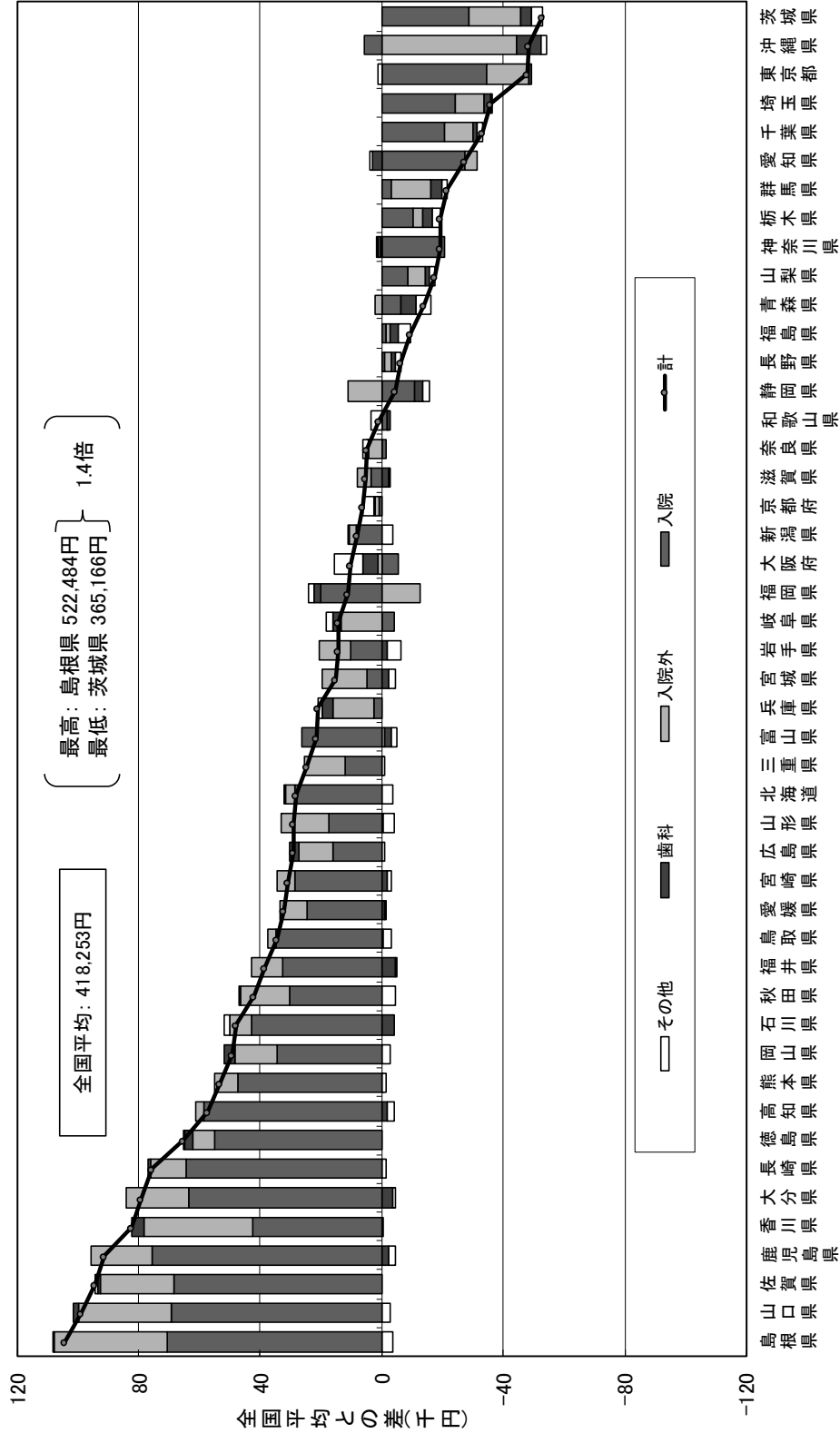
(注4) 受診率、1件当たり日数及び1日あたり医療費の「計」には訪問看護を計上しており、療養費等は含まない。

(注5) 1人あたり医療費の「計」には訪問看護及び療養費等を計上している。

(3) 診療費等諸率の都道府県、業種別比較

診療費等の諸率について、市町村国保を都道府県別に、国保組合を業種別にみたものが図2から図6及び表13から表16である。

図2 市町村国保の1人当たり医療費の診療種別内訳（全国平均との差）



(注) 「入院」の医療費には食事療養・生活療養、「入院外」の医療費には調剤の医療費をそれぞれ合算している。

図2、図3及び表13をみると1人当たり医療費が高い都道府県は島根県（52万2,484円）、山口県（51万7,238円）、佐賀県（51万2,727円）、低い都道府県は茨城県（36万5,166円）、沖縄県（36万9,631円）、東京都（37万141円）となっており、最も高い島根県は最も低い茨城県の1.4倍となっている。

診療種別別にみると、1人当たり医療費が最も高い島根県は入院、入院外ともに高く、1人当たり医療費が最も低い茨城県は入院、入院外ともに低くなっている（図2）。

さらにこれらを要因分解すると、1人当たり医療費が高い都道府県は入院や入院外に係る受診率が高く、1人当たり医療費の低い都道府県は低い傾向にある（表14から表16）。

図3 1人当たり医療費（市町村）

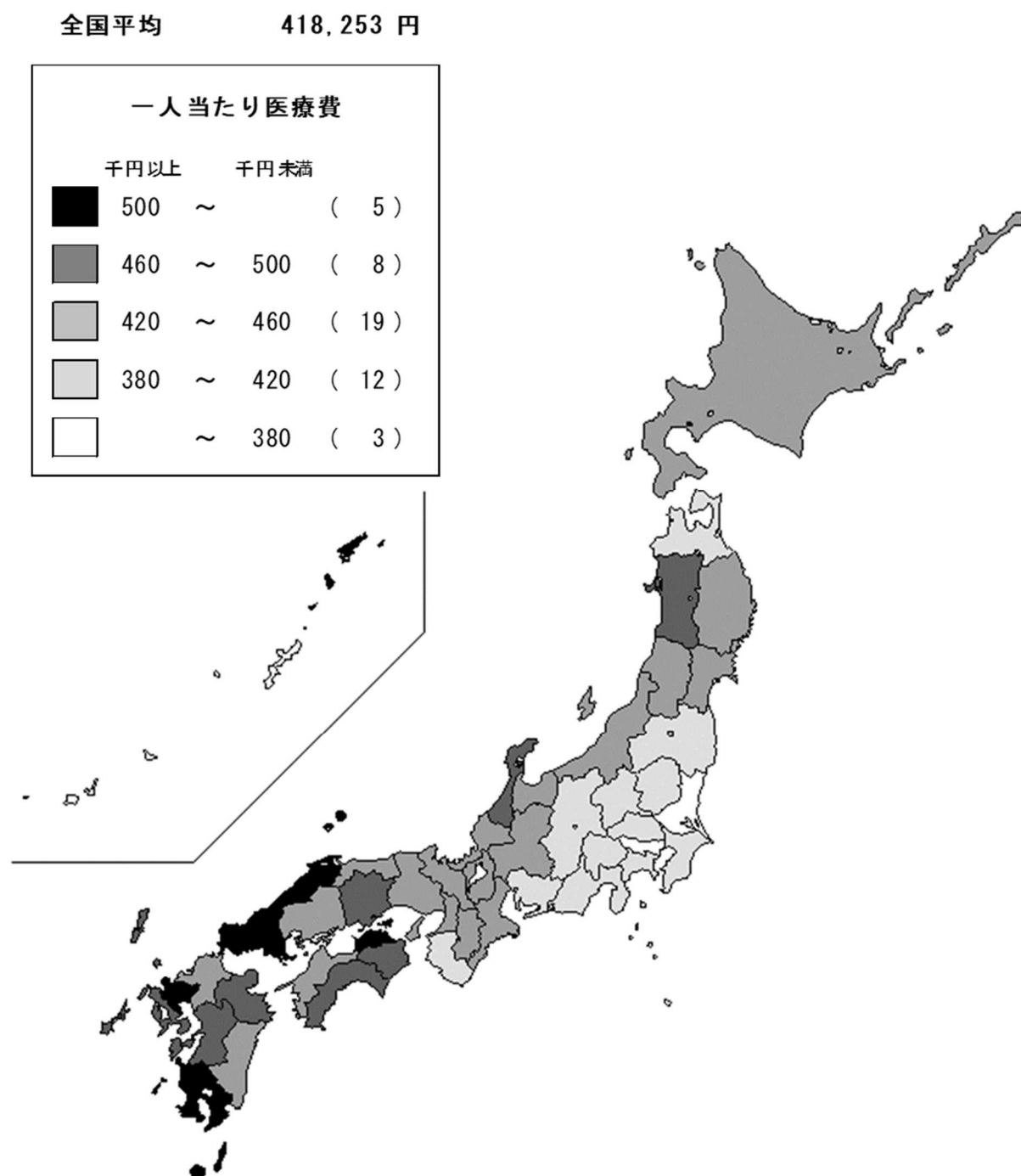


表13 都道府県、業種別1人当たり医療費の状況

	1人当たり医療費								伸び率			
	計	順位	(再掲) 入院	順位	(再掲) 入院外	順位	(再掲) 歯科	順位	計	(再掲) 入院	(再掲) 入院外	(再掲) 歯科
			円		円		円			%	%	%
北海道	446,493	20	188,927	17	223,174	26	28,284	17	4.0	4.8	3.4	1.0
青森県	404,169	37	154,053	38	222,210	30	22,919	46	5.4	8.5	3.7	1.6
岩手県	432,584	25	170,250	24	230,614	17	26,107	32	4.2	6.0	3.1	1.5
宮城県	433,493	24	164,907	27	235,001	9	25,906	34	4.4	6.4	3.0	1.6
秋田県	460,188	13	190,490	15	236,198	7	28,148	18	4.3	6.1	3.2	1.8
山形県	447,212	19	177,586	21	235,697	8	27,534	23	4.3	6.2	3.2	0.8
福島県	408,985	36	158,863	33	218,681	36	25,405	39	4.1	5.8	2.9	1.9
茨城県	365,166	47	131,458	46	203,106	46	24,482	43	4.0	6.0	2.7	1.4
栃木県	398,918	40	149,730	40	217,184	38	24,768	41	4.5	6.4	3.3	1.9
群馬県	396,765	41	156,998	35	206,870	44	24,796	40	2.7	2.4	2.8	1.6
埼玉県	382,175	44	135,956	44	210,815	41	25,823	36	4.0	4.8	3.3	1.7
千葉県	385,014	43	139,515	42	210,562	42	26,905	28	3.2	3.5	2.8	1.2
東京都	370,141	45	125,484	47	206,205	45	27,127	24	2.4	2.0	2.4	1.3
神奈川県	399,058	39	139,436	43	220,465	33	28,951	12	3.7	4.9	2.8	1.7
新潟県	426,059	29	168,448	25	222,638	27	28,558	15	4.3	5.3	3.7	1.7
富山県	439,659	22	186,412	18	218,967	35	25,912	33	4.0	5.8	2.3	2.8
石川県	466,224	12	202,935	10	227,409	20	24,090	44	3.9	6.3	1.8	1.7
福井県	456,609	14	192,625	14	230,428	18	23,753	45	2.9	4.5	1.9	0.6
山梨県	400,633	38	151,442	39	214,246	40	26,916	27	2.8	2.7	2.6	2.1
長野県	411,798	35	159,239	31	217,707	37	26,718	29	3.7	5.7	2.2	2.6
岐阜県	432,523	26	156,232	36	233,401	12	30,894	8	3.9	5.3	2.8	1.5
静岡県	413,502	34	149,450	41	230,964	15	25,527	38	4.3	5.8	3.2	1.5
愛知県	390,944	42	132,731	45	216,183	39	31,023	7	4.7	6.8	3.5	1.3
三重県	442,681	21	172,439	23	233,285	13	28,053	20	4.6	6.9	3.0	1.9
滋賀県	423,780	31	163,844	28	224,343	24	25,879	35	4.4	6.4	3.0	1.4
京都府	424,255	30	161,139	30	221,229	31	28,635	14	2.0	1.9	1.8	1.0
大阪府	428,364	28	154,906	37	221,081	32	33,294	1	2.4	2.5	1.9	1.1
兵庫県	439,243	23	162,994	29	233,447	11	31,377	4	3.1	3.3	2.7	1.7
奈良県	423,067	32	158,967	32	224,186	25	28,433	16	3.7	4.0	3.4	2.0
和歌山県	418,860	33	158,597	34	219,741	34	27,084	26	2.1	2.0	1.7	1.3
鳥取県	452,531	15	195,300	12	222,362	29	27,628	22	4.9	6.7	3.6	2.0
島根県	522,484	1	230,809	2	257,272	1	28,131	19	5.4	6.6	4.7	2.8
岡山県	467,625	11	194,516	13	233,949	10	31,892	3	3.4	5.6	1.6	1.6
広島県	447,479	18	176,500	22	230,812	16	31,230	5	3.4	5.2	1.9	1.9
山口県	517,238	2	229,516	3	250,245	3	30,171	10	3.0	2.5	3.5	2.0
徳島県	483,599	8	215,264	8	227,071	22	31,025	6	5.3	8.0	3.0	1.7
香川県	500,426	5	202,469	11	256,053	2	32,199	2	3.8	4.7	2.8	2.5
愛媛県	450,505	16	184,922	19	228,669	19	27,108	25	3.8	4.7	2.8	1.9
高知県	475,619	9	218,875	7	222,594	28	26,160	31	4.9	6.5	3.3	2.8
福岡県	429,579	27	180,166	20	207,345	43	30,661	9	4.0	5.3	2.7	2.2
佐賀県	512,727	3	228,546	4	244,310	4	28,770	13	1.8	1.2	2.0	1.8
長崎県	493,827	7	224,595	5	231,594	14	29,022	11	5.3	7.4	3.6	2.0
熊本県	471,565	10	207,809	9	227,178	21	27,832	21	3.2	3.6	2.5	2.9
大分県	497,497	6	223,589	6	240,509	5	24,620	42	3.3	3.8	2.8	1.8
宮崎県	449,231	17	188,964	16	225,493	23	26,184	30	4.3	4.3	4.3	3.3
鹿児島県	509,452	4	235,912	1	240,078	6	25,710	37	4.0	3.9	4.2	1.6
沖縄県	369,631	46	165,895	26	175,500	47	20,243	47	3.1	4.3	1.5	2.0
市町村計	418,253		160,232		219,979		28,093		3.6	4.5	2.8	1.6
医師	233,220	1	60,997	2	143,134	2	26,080	3	5.5	5.4	5.7	4.1
歯科医師	199,112	6	53,012	6	131,917	6	10,683	6	4.0	3.4	4.5	2.0
薬剤師	233,098	2	53,174	5	150,595	1	26,163	2	2.6	2.5	2.4	4.4
一般業種	231,948	3	59,278	3	140,146	3	27,077	1	2.5	2.6	2.8	1.3
建設関係	226,258	4	67,050	1	132,556	5	22,559	5	1.6	1.5	1.7	1.5
全国土木	220,226	5	57,915	4	135,605	4	23,383	4	6.0	9.1	5.1	3.3
国保組合計	224,106		62,578		135,138		22,435		3.0	3.1	3.0	2.0
全国計	399,153		150,625		211,632		27,536		3.4	4.3	2.7	1.6

(注1) 市町村については3月～2月診療ベースである。

(注2) 入院の医療費には食事療養・生活療養、入院外の医療費には調剤の医療費をそれぞれ合算している。

(注3) 訪問看護及び療養費等は「計」のみに計上される。

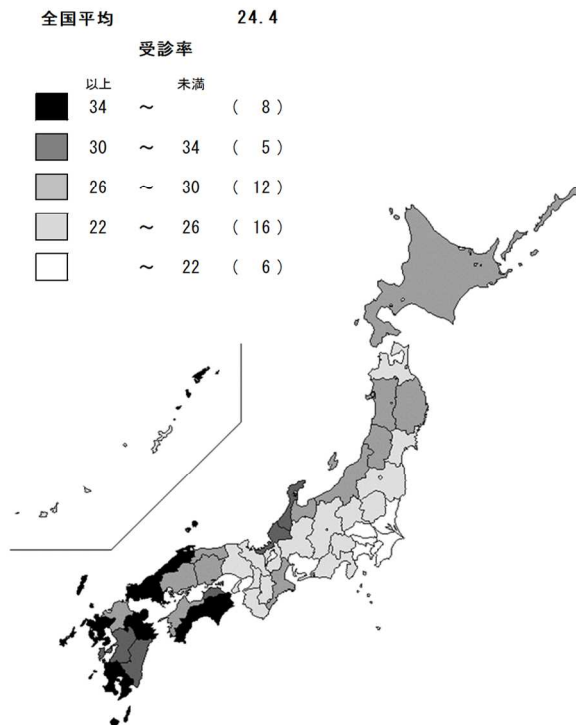
表14 都道府県、業種別診療費等諸率（入院）

	被保険者 100人当たり 受診件数 (受診率)	1件当たり 日数	1日当たり 医療費	1人当たり 医療費	伸び率			
					受診率	1件当たり 日数	1日当たり 医療費	1人当たり 医療費
		日	円	円	%	%	%	%
北海道	28.5	15.6	42,532	188,927	4.5	-1.3	1.7	4.8
青森県	23.7	15.7	41,319	154,053	6.2	0.9	1.2	8.5
岩手県	27.4	17.5	35,460	170,250	4.5	0.6	0.9	6.0
宮城県	25.7	15.5	41,360	164,907	5.4	-0.1	1.1	6.4
秋田県	29.9	17.3	36,787	190,490	5.1	-0.4	1.3	6.1
山形県	26.9	16.5	39,871	177,586	5.2	-0.3	1.3	6.2
福島県	25.7	15.9	38,864	158,863	4.7	-0.4	1.5	5.8
茨城県	20.6	15.3	41,689	131,458	4.2	0.1	1.5	6.0
栃木県	22.9	16.3	40,165	149,730	4.8	-0.7	2.1	6.4
群馬県	24.6	16.7	38,222	156,998	1.6	0.7	0.1	2.4
埼玉県	19.9	15.3	44,739	135,956	4.8	0.4	-0.5	4.8
千葉県	21.8	14.5	44,100	139,515	8.6	-5.6	1.0	3.5
東京都	18.2	14.7	47,010	125,484	1.9	0.1	0.0	2.0
神奈川県	19.9	15.2	46,095	139,436	0.9	3.2	0.8	4.9
新潟県	26.1	17.3	37,271	168,448	2.4	0.5	2.4	5.3
富山県	29.4	16.7	37,987	186,412	2.3	1.4	2.0	5.8
石川県	31.6	17.1	37,478	202,935	4.0	-0.1	2.2	6.3
福井県	30.2	16.3	39,156	192,625	3.1	-0.1	1.5	4.5
山梨県	23.8	16.5	38,394	151,442	1.2	2.1	-0.5	2.7
長野県	24.3	15.9	41,179	159,239	4.6	1.0	0.1	5.7
岐阜県	23.3	15.8	42,320	156,232	1.6	2.3	1.3	5.3
静岡県	22.0	15.9	42,624	149,450	4.0	-0.1	1.8	5.8
愛知県	19.9	14.2	46,887	132,731	4.7	1.5	0.5	6.8
三重県	26.4	16.8	38,896	172,439	5.4	0.6	0.8	6.9
滋賀県	23.6	15.2	45,804	163,844	3.6	1.3	1.4	6.4
京都府	22.7	14.8	48,029	161,139	2.2	-0.1	-0.1	1.9
大阪府	22.3	14.8	46,885	154,906	2.5	-0.2	0.2	2.5
兵庫県	24.1	15.6	43,445	162,994	3.2	-0.1	0.2	3.3
奈良県	23.6	15.5	43,477	158,967	4.1	1.0	-1.1	4.0
和歌山県	24.6	16.1	40,073	158,597	0.4	2.0	-0.3	2.0
鳥取県	28.9	16.2	41,590	195,300	3.5	1.0	2.1	6.7
島根県	35.2	17.2	38,135	230,809	4.6	0.2	1.7	6.6
岡山県	29.6	15.9	41,299	194,516	4.5	-0.3	1.3	5.6
広島県	27.5	16.8	38,302	176,499	3.9	0.4	0.9	5.2
山口県	35.9	18.7	34,231	229,516	1.1	0.2	1.1	2.5
徳島県	34.9	18.6	33,136	215,264	5.8	0.1	2.0	8.0
香川県	32.1	17.5	35,982	202,469	4.0	-0.8	1.6	4.7
愛媛県	29.4	16.3	38,507	184,922	3.3	-1.3	2.7	4.7
高知県	34.2	17.8	35,949	218,875	4.6	-0.3	2.1	6.5
福岡県	28.1	16.8	38,133	180,166	4.2	-0.3	1.3	5.3
佐賀県	36.8	18.1	34,304	228,546	2.1	-0.2	-0.7	1.2
長崎県	37.0	18.1	33,617	224,595	5.8	-0.2	1.8	7.4
熊本県	33.9	18.1	33,916	207,809	3.4	0.2	0.0	3.6
大分県	38.2	17.1	34,215	223,589	2.9	0.4	0.5	3.8
宮崎県	31.8	17.7	33,524	188,964	2.9	-0.1	1.5	4.3
鹿児島県	38.5	18.3	33,440	235,912	3.1	-0.6	1.4	3.9
沖縄県	24.9	16.9	39,376	165,895	5.0	-0.9	0.2	4.3
市町村計	24.4	16.0	41,239	160,232	3.7	0.0	0.8	4.5
医師	9.4	9.2	70,672	60,997	5.2	1.2	-1.0	5.4
歯科医師	9.5	8.4	66,207	53,012	2.6	-8.8	10.5	3.4
薬剤師	8.5	9.1	68,928	53,174	-1.4	3.7	0.2	2.5
一般業種	9.2	8.9	72,874	59,278	-0.0	1.2	1.4	2.6
建設関係	10.7	9.5	66,172	67,050	0.6	-0.5	1.3	1.5
全国土木	9.4	8.9	68,921	57,915	4.1	1.7	3.0	9.1
国保組合計	10.0	9.2	67,703	62,578	1.6	-0.6	2.1	3.1
全国計	22.9	15.7	41,908	150,625	3.4	-0.0	0.9	4.3

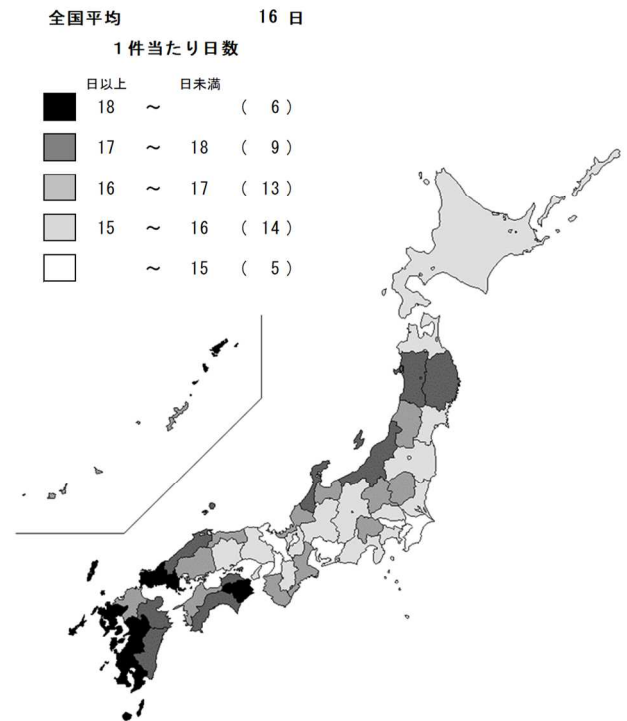
(注1) 市町村については3月～2月診療ベースである。
(注2) 医療費は食事療養・生活療養を合算した額である。

図 4 入院医療費の都道府県別諸率（市町村）

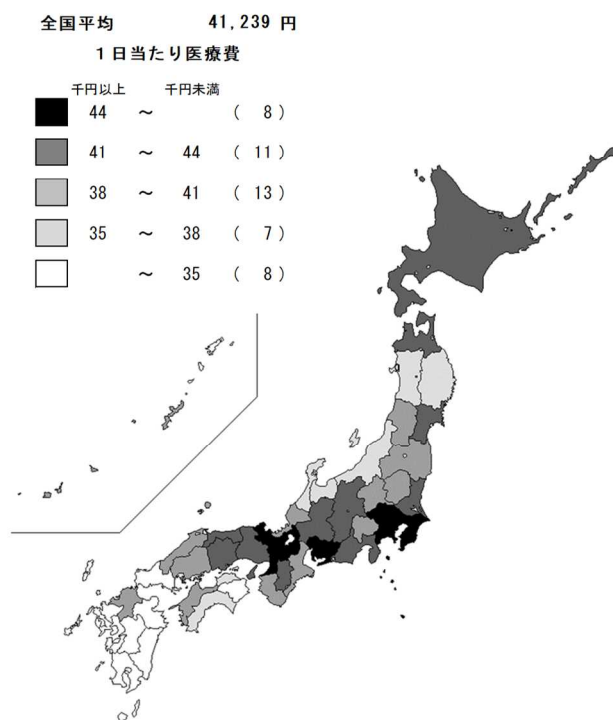
(1) 受診率



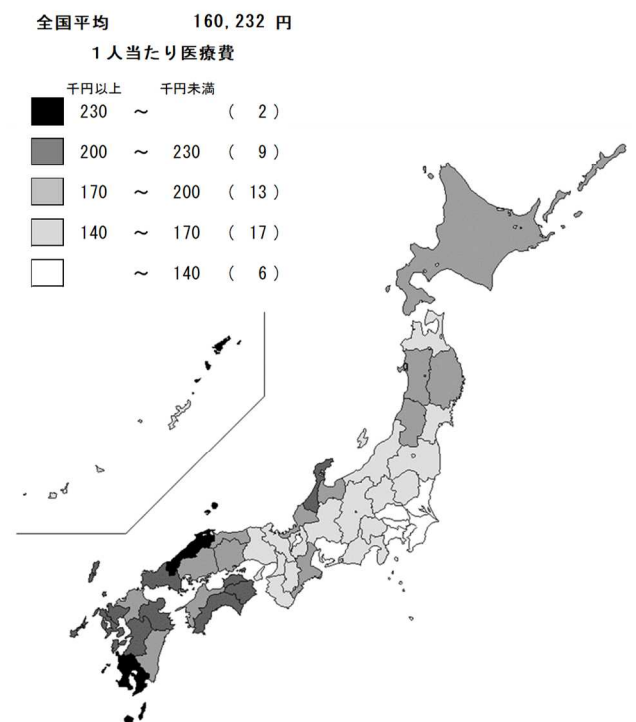
(2) 1件当たり日数



(3) 1日当たり医療費



(4) 1人当たり医療費



(注) 3月～2月診療ベースである。

表15 都道府県、業種別診療費等諸率（入院外）

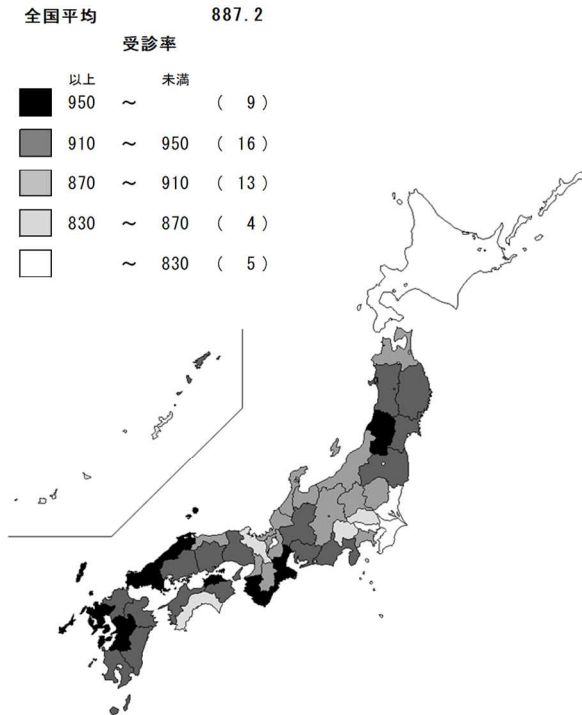
	被 保 険 者 100人当たり 受 診 件 数 (受 診 率)	1 件当たり 日 数	1 日当たり 医 療 費	1 人当たり 医 療 費	伸び率			
					受 診 率	1 件当たり 日 数	1 日当たり 医 療 費	1 人当たり 医 療 費
		日	円	円	%	%	%	%
北海道	828.1	1.4	19,485	223,174	2.4	-0.3	1.3	3.4
青森県	907.5	1.4	17,225	222,210	2.2	0.1	1.4	3.7
岩手県	921.5	1.4	17,962	230,614	1.4	-0.0	1.7	3.1
宮城県	943.3	1.4	17,739	235,001	1.7	-0.5	1.7	3.0
秋田県	947.4	1.4	18,161	236,198	1.7	-0.7	2.2	3.2
山形県	1,029.9	1.4	15,834	235,697	1.8	1.3	0.0	3.2
福島県	925.8	1.4	17,197	218,681	2.3	-0.5	1.2	2.9
茨城県	817.8	1.4	17,709	203,106	1.9	-0.4	1.1	2.7
栃木県	895.6	1.4	16,828	217,184	1.9	-0.3	1.7	3.3
群馬県	884.5	1.5	16,068	206,870	1.9	-0.3	1.2	2.8
埼玉県	834.2	1.5	17,007	210,815	2.3	-0.9	1.9	3.3
千葉県	815.2	1.5	17,559	210,562	2.1	-0.7	1.4	2.8
東京都	824.7	1.5	16,803	206,205	2.4	-1.3	1.3	2.4
神奈川県	877.5	1.5	16,846	220,465	2.3	-1.1	1.5	2.8
新潟県	899.0	1.4	17,883	222,638	1.8	-0.5	2.4	3.7
富山県	883.4	1.4	17,550	218,967	1.3	-0.4	1.4	2.3
石川県	870.6	1.5	17,726	227,409	0.6	0.2	1.0	1.8
福井県	895.9	1.5	17,420	230,428	1.4	0.2	0.3	1.9
山梨県	868.6	1.5	16,792	214,246	1.8	-0.6	1.4	2.6
長野県	877.1	1.4	17,474	217,707	1.7	-0.3	0.8	2.2
岐阜県	947.9	1.5	16,227	233,401	1.8	-0.3	1.3	2.8
静岡県	926.4	1.5	17,011	230,964	1.5	-0.7	2.3	3.2
愛知県	928.8	1.5	15,646	216,183	2.3	-0.4	1.6	3.5
三重県	995.1	1.5	15,605	233,285	1.5	-0.5	1.9	3.0
滋賀県	898.3	1.4	17,228	224,343	2.2	-0.4	1.2	3.0
京都府	850.5	1.5	17,155	221,229	1.1	-1.1	1.8	1.8
大阪府	880.3	1.5	16,310	221,081	1.5	-1.0	1.4	1.9
兵庫県	947.4	1.5	16,330	233,447	1.8	-0.6	1.5	2.7
奈良県	904.8	1.4	17,099	224,186	2.2	-0.6	1.7	3.4
和歌山県	977.2	1.5	15,281	219,741	2.1	-0.3	-0.1	1.7
鳥取県	892.9	1.4	17,371	222,362	2.1	-0.4	1.8	3.6
島根県	1,015.7	1.5	17,368	257,272	1.3	0.1	3.2	4.7
岡山県	912.3	1.5	17,238	233,949	1.3	-0.6	0.9	1.6
広島県	933.7	1.5	16,062	230,812	1.3	-0.7	1.3	1.9
山口県	1,026.9	1.5	16,126	250,245	1.5	-0.2	2.1	3.5
徳島県	947.9	1.5	16,419	227,071	1.6	-0.6	1.9	3.0
香川県	960.3	1.6	16,743	256,053	2.2	-0.2	0.8	2.8
愛媛県	933.9	1.5	16,238	228,669	2.4	-0.4	0.7	2.8
高知県	847.6	1.5	17,646	222,594	1.7	-0.2	1.8	3.3
福岡県	912.0	1.5	14,969	207,345	1.9	-0.6	1.4	2.7
佐賀県	1,000.9	1.6	15,216	244,310	1.5	-0.5	1.0	2.0
長崎県	951.1	1.5	16,090	231,594	1.9	-0.5	2.3	3.6
熊本県	964.7	1.5	15,789	227,178	2.0	-0.6	1.0	2.5
大分県	931.9	1.5	17,197	240,509	1.8	-0.2	1.1	2.8
宮崎県	910.2	1.5	16,148	225,493	2.0	0.0	2.2	4.3
鹿児島県	944.6	1.5	16,414	240,078	1.6	-0.6	3.0	4.2
沖縄県	674.1	1.4	17,975	175,500	1.7	-0.8	0.6	1.5
市町村計	887.2	1.5	16,762	219,979	1.9	-0.6	1.5	2.8
医師	632.5	1.3	16,958	143,134	5.0	-0.9	1.6	5.7
歯科医師	686.0	1.3	14,637	131,917	5.6	-1.0	0.0	4.5
薬剤師	759.6	1.4	14,601	150,595	4.2	-1.5	-0.3	2.4
一般業種	716.4	1.4	14,333	140,146	5.2	-1.9	-0.4	2.8
建設関係	659.9	1.4	14,709	132,556	4.0	-1.2	-1.1	1.7
全国土木	704.2	1.3	14,296	135,605	7.2	-1.1	-0.9	5.1
国保組合計	674.2	1.4	14,801	135,138	4.9	-1.3	-0.6	3.0
全国計	866.2	1.5	16,624	211,632	2.1	-0.7	1.3	2.7

(注1) 市町村については3月～2月診療ベースである。

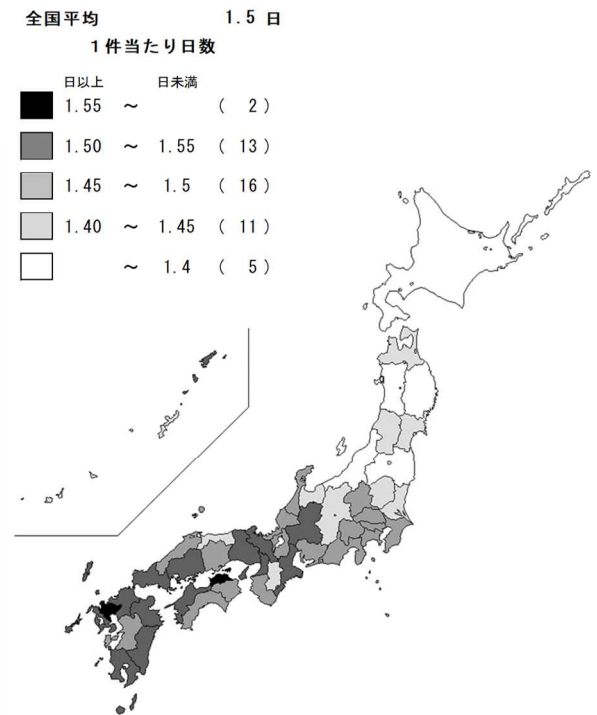
(注2) 医療費は調剤を合算した額である。

図5 入院外医療費の都道府県別諸率（市町村）

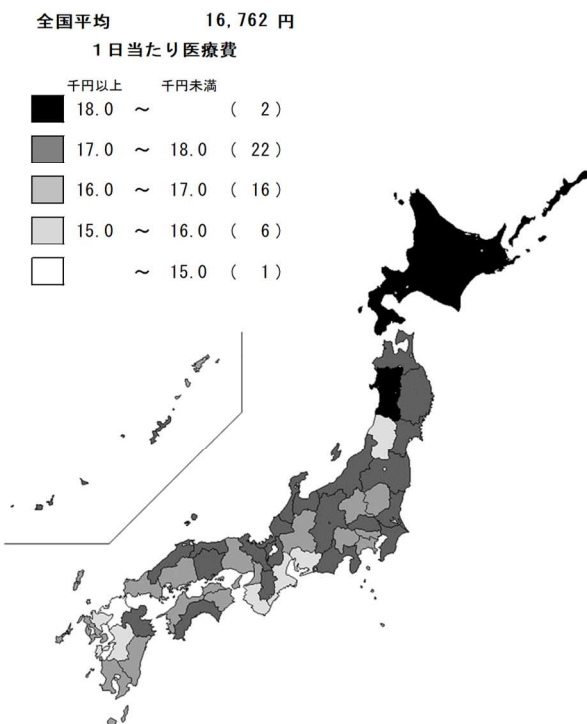
(1) 受診率



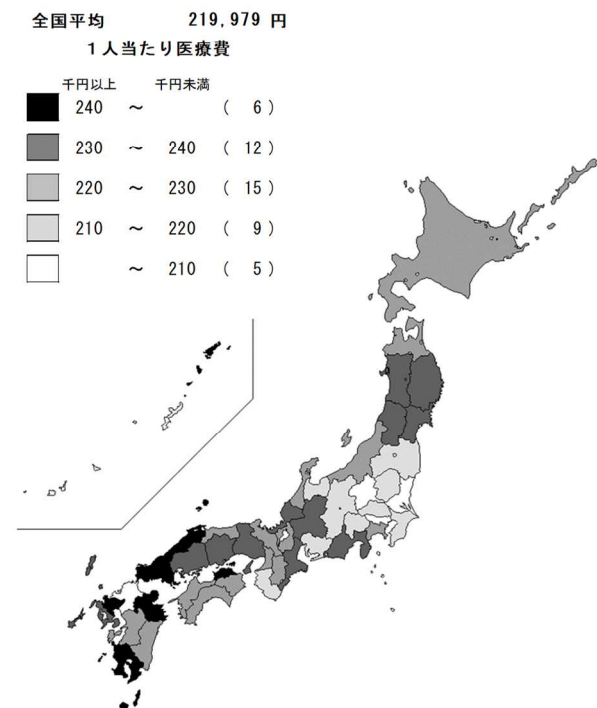
(2) 1件当たり日数



(3) 1日当たり医療費



(4) 1人当たり医療費



(注) 3月～2月診療ベースである。

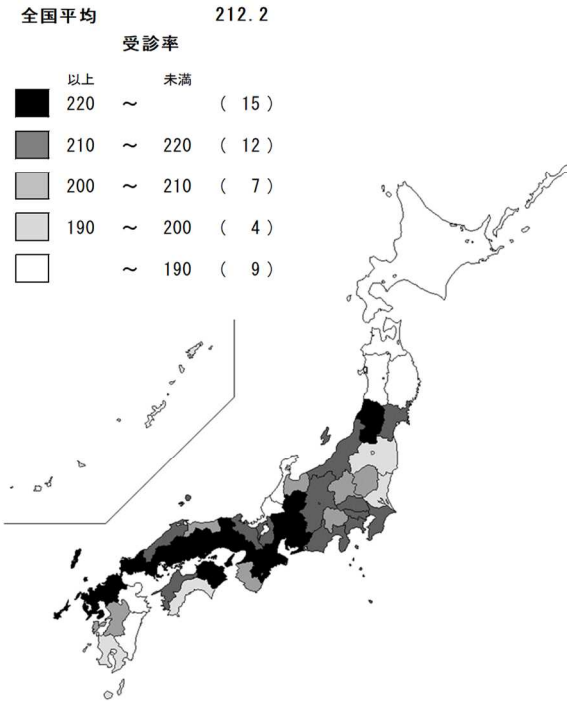
表16 都道府県、業種別診療費等諸率（歯科）

	被保険者 100人当たり 受診件数 (受診率)	1件当たり 日数	1日当たり 医療費	1人当たり 医療費	伸び率			
					受診率	1件当たり 日数	1日当たり 医療費	1人当たり 医療費
		日	円	円	%	%	%	%
北海道	184.9	1.8	8,684	28,284	3.2	-2.8	0.6	1.0
青森県	155.1	1.8	8,253	22,919	4.2	-2.9	0.5	1.6
岩手県	188.9	1.6	8,384	26,107	3.7	-2.2	0.1	1.5
宮城県	211.0	1.6	7,812	25,906	2.8	-2.4	1.3	1.6
秋田県	188.2	1.7	8,936	28,148	4.5	-3.0	0.4	1.8
山形県	221.5	1.5	8,141	27,534	3.2	-2.2	-0.1	0.8
福島県	194.1	1.7	7,775	25,405	3.9	-2.5	0.7	1.9
茨城県	195.1	1.6	7,697	24,482	2.6	-2.7	1.5	1.4
栃木県	201.9	1.7	7,318	24,768	3.5	-2.7	1.2	1.9
群馬県	200.9	1.7	7,267	24,796	3.6	-2.8	0.9	1.6
埼玉県	212.9	1.6	7,456	25,823	3.0	-2.7	1.5	1.7
千葉県	214.2	1.6	7,887	26,905	2.2	-2.3	1.4	1.2
東京都	212.0	1.6	7,873	27,127	2.0	-2.4	1.8	1.3
神奈川県	214.9	1.6	8,302	28,951	3.0	-2.5	1.3	1.7
新潟県	215.3	1.6	8,121	28,558	2.9	-2.2	1.2	1.7
富山県	201.2	1.6	7,979	25,912	3.7	-2.0	1.2	2.8
石川県	177.0	1.7	8,017	24,090	2.1	-2.1	1.8	1.7
福井県	181.2	1.6	8,036	23,753	4.0	-3.8	0.5	0.6
山梨県	206.8	1.6	7,984	26,916	4.0	-5.7	4.2	2.1
長野県	210.7	1.6	8,089	26,718	3.4	-2.6	1.8	2.6
岐阜県	249.8	1.5	8,185	30,894	2.2	-1.8	1.0	1.5
静岡県	210.4	1.6	7,597	25,527	2.7	-2.4	1.2	1.5
愛知県	241.6	1.5	8,340	31,023	2.2	-2.1	1.2	1.3
三重県	231.8	1.5	7,972	28,053	2.6	-2.0	1.3	1.9
滋賀県	213.0	1.6	7,783	25,879	2.6	-2.8	1.7	1.4
京都府	211.6	1.6	8,426	28,635	1.9	-2.2	1.4	1.0
大阪府	226.3	1.7	8,780	33,294	2.1	-2.2	1.3	1.1
兵庫県	225.2	1.6	8,635	31,377	2.8	-2.2	1.1	1.7
奈良県	228.1	1.6	7,947	28,433	2.8	-2.0	1.2	2.0
和歌山県	202.3	1.7	8,025	27,084	3.9	-2.6	0.1	1.3
鳥取県	205.6	1.6	8,168	27,628	3.0	-1.8	0.8	2.0
島根県	211.6	1.6	8,501	28,131	3.4	-1.9	1.4	2.8
岡山県	226.0	1.6	8,902	31,892	2.3	-1.9	1.2	1.6
広島県	225.1	1.6	8,517	31,230	2.8	-2.2	1.3	1.9
山口県	225.2	1.7	8,091	30,171	4.0	-2.3	0.4	2.0
徳島県	220.8	1.7	8,246	31,025	4.0	-2.5	0.2	1.7
香川県	226.2	1.6	8,674	32,199	3.8	-2.6	1.3	2.5
愛媛県	216.6	1.6	7,648	27,108	3.8	-2.6	0.7	1.9
高知県	198.3	1.6	8,064	26,160	5.3	-3.3	1.0	2.8
福岡県	222.3	1.8	7,848	30,661	3.1	-2.7	1.8	2.2
佐賀県	221.5	1.7	7,614	28,770	3.8	-4.2	2.3	1.8
長崎県	221.9	1.6	8,164	29,022	2.7	-2.3	1.6	2.0
熊本県	209.6	1.7	8,003	27,832	4.2	-2.7	1.5	2.9
大分県	173.1	1.8	8,032	24,620	4.0	-3.4	1.3	1.8
宮崎県	183.4	1.8	8,132	26,184	5.0	-3.4	1.9	3.3
鹿児島県	197.7	1.7	7,458	25,710	3.4	-3.4	1.7	1.6
沖縄県	151.1	1.6	8,128	20,243	5.1	-4.2	1.3	2.0
市町村計	212.2	1.6	8,101	28,093	2.8	-2.5	1.3	1.6
医師	224.8	1.4	8,092	26,080	4.4	-1.8	1.5	4.1
歯科医師	84.0	1.4	9,105	10,683	4.3	-2.2	-0.0	2.0
薬剤師	222.3	1.5	8,056	26,163	4.8	-1.9	1.6	4.4
一般業種	218.4	1.5	8,201	27,077	2.8	-2.4	1.1	1.3
建設関係	174.5	1.6	8,200	22,559	2.4	-2.5	1.6	1.5
全国土木	189.5	1.5	8,261	23,383	4.2	-2.2	1.4	3.3
国保組合計	178.6	1.5	8,234	22,435	3.0	-2.4	1.4	2.0
全国計	208.9	1.6	8,111	27,536	2.8	-2.5	1.3	1.6

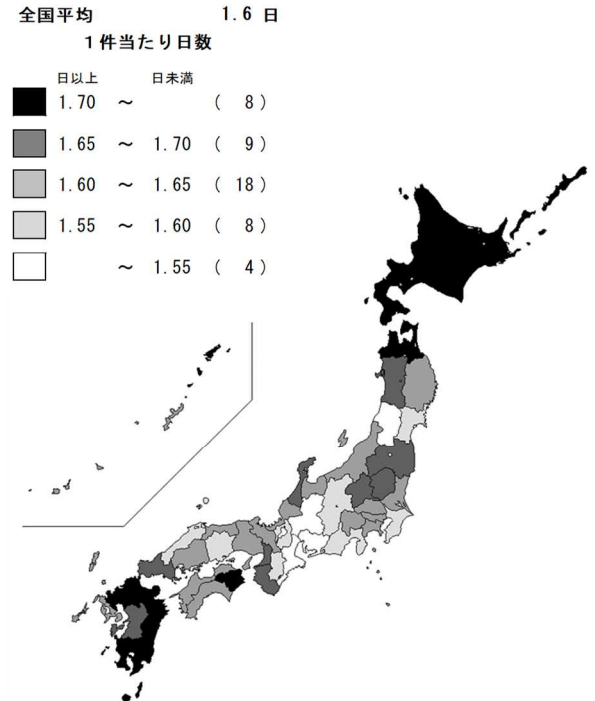
(注) 市町村については3月～2月診療ベースである。

図 6 歯科医療費の都道府県別諸率（市町村）

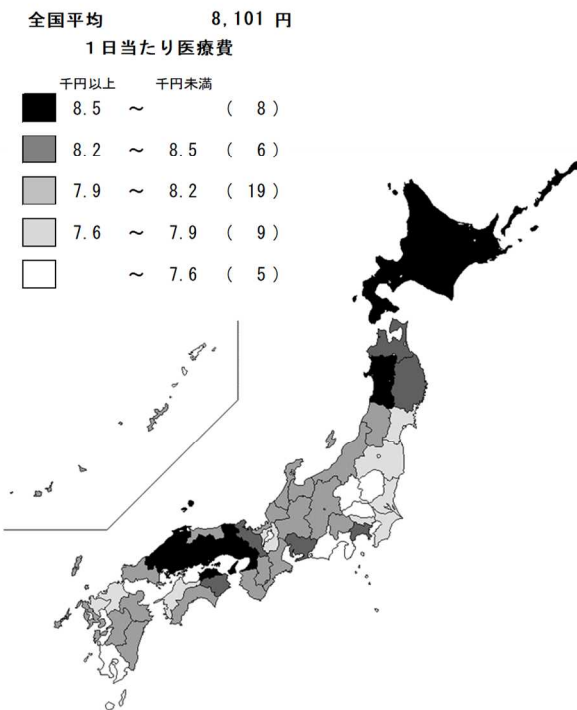
(1) 受診率



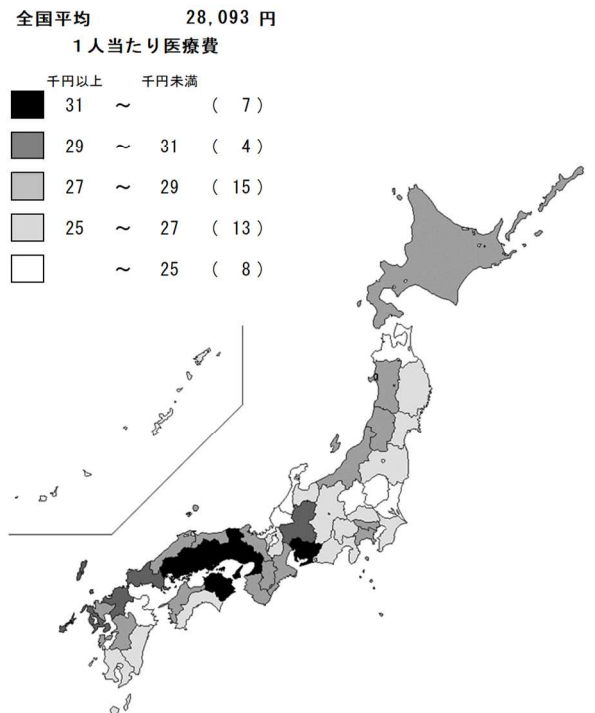
(2) 1件当たり日数



(3) 1日当たり医療費



(4) 1人当たり医療費



(注) 3月～2月診療ベースである。

(4) 医療費の地域差

表17、表18及び図7は、市町村国保について都道府県別、保険者別に1人当たり医療費の上位・下位を表したものである。保険者別の1人当たり医療費をみると、最も高い島根県美郷町（73万1,138円）は最も低い東京都利島村（22万8,555円）の3.2倍となっている。

表17 都道府県別、保険者別1人当たり医療費(上位・下位) (市町村)

① 都道府県別1人当たり医療費(上位・下位)

順位	上位10都道府県	順位	下位10都道府県
	円		円
1	島根県 522,484	1	茨城県 365,166
2	山口県 517,238	2	沖縄県 369,631
3	佐賀県 512,727	3	東京都 370,141
4	鹿児島県 509,452	4	埼玉県 382,175
5	香川県 500,426	5	千葉県 385,014
6	大分県 497,497	6	愛知県 390,944
7	長崎県 493,827	7	群馬県 396,765
8	徳島県 483,599	8	栃木県 398,918
9	高知県 475,619	9	神奈川県 399,058
10	熊本県 471,565	10	山梨県 400,633

② 保険者別1人当たり医療費(上位・下位)

順位	上位10保険者	順位	下位10保険者
	円		円
1	美郷町 (島根県) 731,138	1	利島村 (東京都) 228,555
2	江府町 (鳥取県) 704,138	2	川上村 (長野県) 232,102
3	芦北町 (熊本県) 669,735	3	竹富町 (沖縄県) 239,497
4	大川村 (高知県) 645,330	4	占冠村 (北海道) 243,415
5	大豊町 (高知県) 644,598	5	南牧村 (長野県) 249,005
6	東洋町 (高知県) 641,746	6	小笠原村 (東京都) 255,242
7	水俣市 (熊本県) 635,247	7	中川町 (北海道) 261,746
8	江津市 (島根県) 635,246	8	渡嘉敷村 (沖縄県) 271,631
9	いちき串木野市 (鹿児島県) 633,952	9	更別村 (北海道) 271,668
10	大町町 (佐賀県) 617,463	10	南相木村 (長野県) 279,070

(注1) 全国平均は 418,253 円 である。

(注2) 3月～2月診療ベースである。

表18 都道府県別 1 人当たり医療費の地域差の状況（市町村）

	保険者別 1 人当たり医療費			都道府県別 1 人当たり医療費	
	最大	最小	最大 ／ 最小比		順位
	円	円	倍	円	
北海道	芦別市 592,639	占冠村 243,415	2.4	446,493	20
青森県	風間浦村 469,268	おいらせ町 348,596	1.3	404,169	37
岩手県	釜石市 515,280	軽米町 368,782	1.4	432,584	25
宮城県	川崎町 554,982	仙台市 407,408	1.4	433,493	24
秋田県	井川町 583,484	大潟村 285,897	2.0	460,188	13
山形県	大蔵村 535,145	庄内町 408,875	1.3	447,212	19
福島県	川内村 558,671	檜枝岐村 305,967	1.8	408,985	36
茨城県	高萩市 435,498	鉾田市 291,929	1.5	365,166	47
栃木県	栃木市 434,765	益子町 362,754	1.2	398,918	40
群馬県	神流町 552,897	昭和村 289,572	1.9	396,765	41
埼玉県	東秩父村 494,858	蔵市 332,152	1.5	382,175	44
千葉県	睦沢町 476,594	一宮町 352,463	1.4	385,014	43
東京都	三宅村 545,754	利島村 228,555	2.4	370,141	45
神奈川県	山北町 493,892	大井町 336,179	1.5	399,058	39
新潟県	阿賀町 559,780	津南町 346,972	1.6	426,059	29
富山県	朝日町 532,597	舟橋村 359,526	1.5	439,659	22
石川県	志賀町 534,427	野々市市 424,733	1.3	466,224	12
福井県	美浜町 499,650	鯖江市 428,312	1.2	456,609	14
山梨県	大月市 477,766	道志村 337,328	1.4	400,633	38
長野県	麻績村 503,739	川上村 232,102	2.2	411,798	35
岐阜県	御嵩町 485,959	白川村 351,691	1.4	432,523	26
静岡県	西伊豆町 492,548	伊東市 373,788	1.3	413,502	34
愛知県	東栄町 447,922	田原市 310,286	1.4	390,944	42
三重県	尾鷲市 504,882	玉城町 386,675	1.3	442,681	21
滋賀県	多賀町 465,300	彦根市 402,179	1.2	423,780	31
京都府	京丹波町 481,061	木津川市 403,301	1.2	424,255	30
大阪府	岬町 545,912	泉南市 375,799	1.5	428,364	28
兵庫県	上郡町 526,819	伊丹市 418,170	1.3	439,243	23
奈良県	山添村 514,364	天川村 318,011	1.6	423,067	32
和歌山県	九度山町 558,163	みなべ町 316,316	1.8	418,860	33
鳥取県	江府町 704,138	智頭町 397,745	1.8	452,531	15
島根県	美郷町 731,138	知夫村 331,726	2.2	522,484	1
岡山県	新見市 538,134	新庄村 403,196	1.3	467,625	11
広島県	大崎上島町 567,568	府中町 411,820	1.4	447,479	18
山口県	上関町 594,811	下松市 445,747	1.3	517,238	2
徳島県	三好市 565,900	上勝町 408,461	1.4	483,599	8
香川県	綾川町 557,411	宇多津町 455,010	1.2	500,426	5
愛媛県	久万高原町 512,265	宇和島市 401,954	1.3	450,505	16
高知県	大川村 645,330	四万十町 404,072	1.6	475,619	9
福岡県	大牟田市 523,470	福岡市 378,087	1.4	429,579	27
佐賀県	大町町 617,463	玄海町 420,386	1.5	512,727	3
長崎県	川棚町 542,571	小値賀町 378,093	1.4	493,827	7
熊本県	芦北町 669,735	産山村 340,119	2.0	471,565	10
大分県	臼杵市 572,118	別府市 458,056	1.2	497,497	6
宮崎県	日之影町 600,562	綾町 365,582	1.6	449,231	17
鹿児島県	いちき串木野市 633,952	与論町 348,558	1.8	509,452	4
沖縄県	与那国町 490,874	竹富町 239,497	2.0	369,631	46

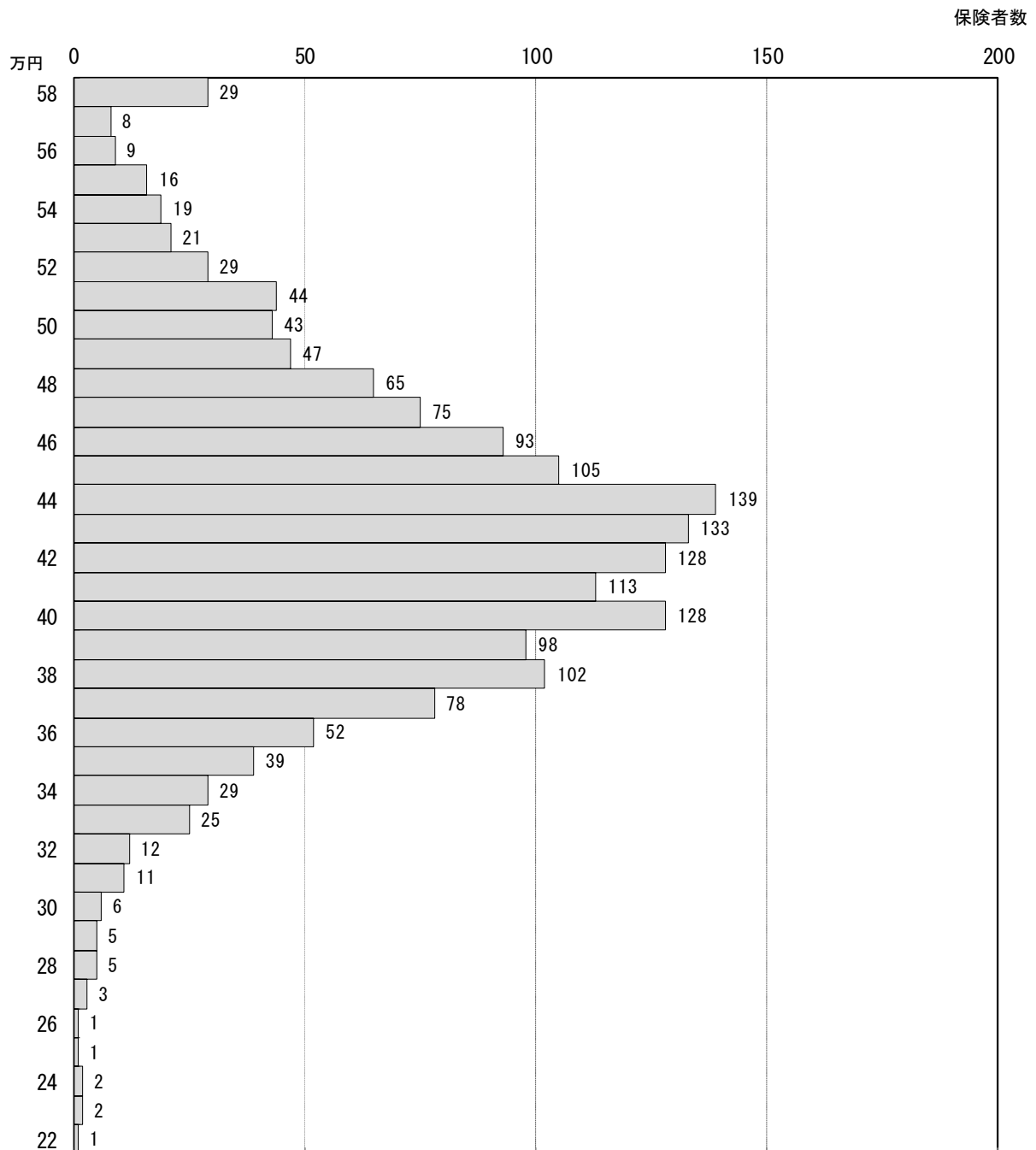
（注） 3 月～ 2 月診療ベースである。

図 7 1人当たり医療費の地域差（市町村）

① 1人当たり医療費の地域差

	保 険 者 別	都 道 府 県 別	全 国 平 均
最 高 (A)	美 郷 町 (島 根 県) 731,138円	島 根 県 522,484円	418,253円
最 低 (B)	利 島 村 (東 京 都) 228,555円	茨 城 県 365,166円	
(A)/(B)	3.2倍	1.4倍	
標 準 偏 差	59,320円	40,222円	

② 1人当たり医療費の分布



(注) 3月～2月診療ベースである。

4 収支状況

(1) 単年度収支状況

表19は、事業勘定における単年度収支の状況を示したものである。市町村と都道府県を合計した収入決算額は23兆3,876億円、支出決算額は23兆5,164億円で、収支差引額は1,288億円の赤字となっている。市町村では、収入決算額は12兆3,443億円、支出決算額は12兆4,498億円で、収支差引額は1,054億円の赤字となっている。都道府県では、収入決算額は11兆432億円、支出決算額は11兆666億円で、収支差引額は234億円の赤字となっている。なお、国保組合では、収入決算額は8,987億円、支出決算額は8,919億円で、収支差引額は67億円の黒字となっている。

表19 単年度収支の状況

	単年度収入 決算額	単年度支出 決算額	単年度収支 差引額	単年度収支差引額内訳			
				黒字保険者		赤字保険者	
				保険者数	剰余金	保険者数	不足額
	百万円	百万円	百万円		百万円		百万円
市町村国保	23,387,558	23,516,376	-128,818	-	-	-	-
市町村	12,344,331	12,449,764	-105,432	560	25,014	1,156	130,446
都道府県	11,043,227	11,066,613	-23,386	15	33,745	32	57,130
国保組合	898,675	891,934	6,741	68	22,338	91	15,597

(注) 「都道府県」の保険者数は都道府県の数である。

(2) 科目別収支状況

表20は、事業勘定における収支状況を科目別に表したものである。①市町村の収入合計は、12兆6,995億円で、その内訳は保険料（税）が18.7%、都道府県支出金が69.0%を占めている。一方、支出合計は12兆5,175億円で、その内訳は保険給付費が68.2%、都道府県への支出である国民健康保険事業費納付金が28.3%を占めている。②都道府県の収入合計は、11兆3,508億円で、その内訳は市町村からの収入である分担金及び負担金が31.2%、国庫支出金が27.5%、前期高齢者交付金が31.7%を占めている。一方、支出合計は11兆1,391億円で、その内訳は市町村への支出である保険給付費等交付金が78.6%、後期高齢者支援金が14.6%を占めている。なお、③国保組合の収入合計は1兆61億円、支出合計は8,940億円となっている。

表20 収支状況

① 市町村

	収 入				支 出			
	科 目	決 算 額 (百 万 円)	構 成 比 (%)	1 人 当 たり 決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (百 万 円)	構 成 比 (%)	1 人 当 たり 決 算 額 (円)
市	保 險 料 (税)	2,369,736	18.7	99,509	総 務 費	193,209	1.5	8,113
	一 般 被 保 険 者 分	2,369,535	18.7	99,501	保 險 給 付 費	8,531,495	68.2	358,252
	医 療 給 付 費 分	1,618,095	12.7	67,947	一 般 被 保 険 者 分 計	8,507,876	68.0	357,260
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	554,500	4.4	23,284	療 養 給 付 費	7,280,334	58.2	305,714
	介 護 納 付 金 分	196,940	1.6	8,270	療 養 費	68,890	0.6	2,893
	退 職 被 保 険 者 等 分	200	0.0	8	高 額 療 養 費	1,117,803	8.9	46,938
	医 療 給 付 費 分	133	0.0	6	高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,044	0.0	44
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	34	0.0	1	移 送 費	18	0.0	1
	介 護 納 付 金 分	33	0.0	1	出 産 育 児 諸 費	29,259	0.2	1,229
	国 庫 支 出 金	2,103	0.0	88	葬 祭 諸 費	7,283	0.1	306
	都 道 府 県 支 出 金	8,763,799	69.0	368,007	育 児 諸 費	0	0.0	0
	保険給付費等交付金(普通交付金)	8,520,418	67.1	357,787	そ の 他	3,245	0.0	136
	保険給付費等交付金(特別交付金)	238,647	1.9	10,021	退 職 被 保 険 者 等 分 計	16	0.0	1
	保 険 者 努 力 支 援 分	54,760	0.4	2,299	療 養 給 付 費	12	0.0	1
	特 別 調 整 交 付 金 分	69,480	0.5	2,918	療 養 費	0	0.0	0
	都道府県繰入金(2号分)	87,471	0.7	3,673	高 額 療 養 費	3	0.0	0
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	26,936	0.2	1,131	高 額 介 護 合 算 療 養 費	0	0.0	0
	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	52	0.0	2	移 送 費	-	-	-
	そ の 他	4,683	0.0	197	審 査 支 払 手 数 料	23,603	0.2	991
町	連 合 会 支 出 金	21	0.0	1	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	3,543,179	28.3	148,784
	一 般 会 計 繰 入 金	1,169,055	9.2	49,091	医 療 給 付 費 分	2,431,435	19.4	102,100
	保 険 基 盤 安 定 (保 険 税 軽 減 分)	432,128	3.4	18,146	一 般 被 保 険 者 分	2,431,109	19.4	102,086
	保 険 基 盤 安 定 (保 険 者 支 援 分)	233,898	1.8	9,822	退 職 被 保 険 者 等 分	326	0.0	14
	未 就 学 児 均 等 割 保 険 料 (税)	6,283	0.0	264	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	825,610	6.6	34,669
	職 員 給 与 費 等	180,810	1.4	7,593	一 般 被 保 険 者 分	825,569	6.6	34,667
	産 前 産 後 保 険 料 (税)	319	0.0	13	退 職 被 保 険 者 等 分	41	0.0	2
	出 産 育 児 一 時 金 等	20,500	0.2	861	介 護 納 付 金 分	286,134	2.3	12,015
	財 政 安 定 化 支 援 事 業	97,549	0.8	4,096	財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	7	0.0	0
	そ の 他	197,568	1.6	8,296	保 健 事 業 費	111,574	0.9	4,685
村	直 診 勘 定 繰 入 金	69	0.0	3	保 健 事 業 費	28,207	0.2	1,184
	そ の 他 の 収 入	39,550	0.3	1,661	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	82,195	0.7	3,451
					健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	1,172	0.0	49
					保 険 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	38,640	0.3	1,623
					直 診 勘 定 繰 出 金	8,260	0.1	347
					そ の 他 の 支 出	23,400	0.2	983
	小 計 (単 年 度 収 入)	12,344,331	97.2	518,359	小 計 (単 年 度 支 出)	12,449,764	99.5	522,787
	基 金 繰 入 金	118,974	0.9	4,996	単 年 度 収 支 差	-105,432	-0.8	-4,427
	繰 越 金	234,381	1.8	9,842	基 金 積 立 金	60,476	0.5	2,539
	市 町 村 債	1,827	0.0	77	前 年 度 繰 上 充 用 金	6,589	0.1	277
	うち財政安定化基金貸付金	1,827	0.0	77	公 債	682	0.0	29
	収 入 合 計	12,699,513	100.0	533,274	うち財政安定化基金償還金	95	0.0	4
					支 出 合 計	12,517,510	100.0	525,631
					収 支 差 引 額	182,003	-	7,643

表20 収支状況

② 都道府県

	収 入				支 出			
	科 目	決 算 額 (百 万 円)	構 成 比 (%)	1 人 当 たり 決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (百 万 円)	構 成 比 (%)	1 人 当 たり 決 算 額 (円)
都 道 府 県	分 担 金 及 び 負 担 金	3,543,182	31.2	148,784	総 務 費	2,949	0.0	124
	事 業 費 納 付 金	3,543,176	31.2	148,784	保 險 給 付 費 等 交 付 金	8,759,358	78.6	367,820
	医 療 給 付 費 分	2,431,433	21.4	102,100	普 通 交 付 金	8,520,556	76.5	357,793
	一 般 被 保 険 者 分	2,431,113	21.4	102,087	特 別 交 付 金	238,803	2.1	10,028
	退 職 被 保 険 者 等 分	320	0.0	13	後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,629,974	14.6	68,445
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	825,609	7.3	34,669	後 期 高 齢 者 支 援 金	1,629,875	14.6	68,441
	一 般 被 保 険 者 分	825,569	7.3	34,667	事 務 費 抛 出 金	99	0.0	4
	退 職 被 保 険 者 等 分	40	0.0	2	前 期 高 齢 者 納 付 金 等	3,990	0.0	168
	介 護 納 付 金 分	286,134	2.5	12,015	前 期 高 齢 者 納 付 金	3,907	0.0	164
	財 政 安 定 化 基 金 負 担 金	7	0.0	0	事 務 費 抛 出 金	83	0.0	4
	国 庫 支 出 金	3,115,938	27.5	130,843	介 護 費 納 付 金	572,586	5.1	24,044
	国 庫 負 担 金	2,232,788	19.7	93,759	病 床 転 換 支 援 金 等	3	0.0	0
	療 養 給 付 費 等 負 担 金	2,111,845	18.6	88,680	病 床 転 換 支 援 金	0	0.0	0
	高 額 医 療 費 負 担 金	102,000	0.9	4,283	事 務 費 抛 出 金	3	0.0	0
	特別高額医療費共同事業負担金	6,000	0.1	252	特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業	20,595	0.2	865
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	12,936	0.1	543	事 業 費 費 抛 出 金	20,585	0.2	864
	財 政 安 定 化 基 金 負 担 金	7	0.0	0	事 務 費 抛 出 金	10	0.0	0
	国 庫 補 助 金	883,150	7.8	37,085	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	0	0.0	0
	普 通 調 整 交 付 金	655,052	5.8	27,507	保 健 事 業 費	4,401	0.0	185
	特 別 調 整 交 付 金	108,150	1.0	4,541	償 還 金 及 び 還 付 付 加 金	66,574	0.6	2,796
	保 険 者 努 力 支 援 制 度 交 付 金	119,858	1.1	5,033	療 養 給 付 費 等 負 担 金 償 還 金	64,453	0.6	2,706
府 県	財 政 安 定 化 基 金 補 助 金	-	-	-	療 養 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	823	0.0	35
	そ の 他	89	0.0	4	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金 償 還 金	1,298	0.0	55
	療 養 給 付 費 等 交 付 金	11	0.0	0	そ の 他 の 支 出	6,183	0.1	260
	前 期 高 齢 者 交 付 金	3,596,646	31.7	151,029				
	特別高額医療費共同事業交付金	20,584	0.2	864				
	一 般 会 計 繰 入 金	725,802	6.4	30,478				
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金 繰 入 金	13,444	0.1	565				
	都 道 府 県 繰 入 金	601,249	5.3	25,247				
	高 額 医 療 費 負 担 金 繰 入 金	101,777	0.9	4,274				
	職 員 給 与 等 繰 入 金	1,015	0.0	43				
	財 政 安 定 化 基 金 支 出 金 繰 入 金	1,301	0.0	55				
	そ の 他	7,016	0.1	295				
	保 険 給 付 費 等 交 付 金 返 還 金	39,956	0.4	1,678				
	そ の 他 の 収 入	1,108	0.0	47				
	小 計 (単 年 度 収 入)	11,043,227	97.3	463,724	小 計 (単 年 度 支 出)	11,066,613	99.3	464,706
	基 金 繰 入 金	93,604	0.8	3,931	単 年 度 収 支 差	-23,386	-0.2	-982
	うち財政安定化基金繰入金	91,160	0.8	3,828	基 金 積 立 金	70,677	0.6	2,968
	財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金 返 還 金	95	0.0	4	うち財政安定化基金繰出金	66,157	0.6	2,778
	繰 越 金	213,888	1.9	8,982	財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1,827	0.0	77
	収 入 合 計	11,350,815	100.0	476,640	前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-
					支 出 差 合 引 計	11,139,117	100.0	467,750
					収 支 差 引 額	211,699	-	8,890

表20 収支状況

③ 国保組合

	収 入				支 出			
	科 目	決 算 額 (百 万 円)	構 成 比 (%)	1 人 当 た り 決 算 額 (円)	科 目	決 算 額 (百 万 円)	構 成 比 (%)	1 人 当 た り 決 算 額 (円)
国 保	保 険 料	596,589	59.3	229,592	総 務 費	30,619	3.4	11,783
	医 療 給 付 費 分	412,244	41.0	158,649	保 険 給 付 費	481,541	53.9	185,317
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	119,663	11.9	46,051	療 養 給 付 費	410,825	46.0	158,102
	介 護 納 付 金 分	64,681	6.4	24,892	療 養 費	5,178	0.6	1,993
	国 庫 支 出 金 分	270,449	26.9	104,080	高 額 療 養 費	42,214	4.7	16,246
	事 務 費 負 担 金	2,199	0.2	846	高 額 介 護 合 算 療 養 費	2	0.0	1
	療 養 給 付 費 等 負 担 金	261,652	26.0	100,695	移 送 費	1	0.0	0
	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	3,253	0.3	1,252	出 産 育 児 諸 費	9,556	1.1	3,677
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	571	0.1	220	葬 祭 諸 費	425	0.0	164
	出 産 育 児 一 時 金 補 助 金	2,394	0.2	921	育 児 諸 費	33	0.0	13
保 組	そ の 他	380	0.0	146	そ の 他	10,967	1.2	4,220
	前 期 高 齢 者 交 付 金	4,977	0.5	1,915	審 査 支 払 手 数 料	2,340	0.3	900
	都 道 府 県 支 出 金	4,392	0.4	1,690	後 期 高 齢 者 支 援 金 等	183,603	20.5	70,658
	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	169	0.0	65	後 期 高 齢 者 支 援 金	183,593	20.5	70,654
	そ の 他	4,223	0.4	1,625	事 務 費 拠 出 金	11	0.0	4
	高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	18,834	1.9	7,248	前 期 高 齢 者 納 付 金 等	61,117	6.8	23,520
	直 診 勘 定 繰 入 金	29	0.0	11	前 期 高 齢 者 納 付 金	61,108	6.8	23,517
	そ の 他 の 収 入	3,405	0.3	1,310	事 務 費 拠 出 金	9	0.0	3
	合 計				介 護 費 納 付 金	88,052	9.8	33,886
					高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	20,082	2.2	7,728
				保 健 事 業 費	21,068	2.4	8,108	
				保 健 事 業 費	15,801	1.8	6,081	
				特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,096	0.6	1,961	
				健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	171	0.0	66	
				直 診 勘 定 繰 出 金	1,236	0.1	476	
				そ の 他 の 支 出	4,616	0.5	1,776	
小 計 (単 年 度 収 入)		898,675	89.3	345,847	小 計 (単 年 度 支 出)	891,934	99.8	343,253
準 備 金 繰 入 金		5,758	0.6	2,216	単 年 度 収 支 差	6,741	0.8	2,594
繰 越 金	101,705	10.1	39,140	準 備 金 積 立 金	2,093	0.2	805	
組 合 債	-	-	-	前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-	
収 入 合 計	1,006,138	100.0	387,204	組 合 債 費	-	-	-	
				支 出 合 計	894,027	100.0	344,059	
				収 支 差 引 額	112,111	・	43,145	

(3) 国民健康保険の財政状況（市町村）

表21は、収支差引額及び単年度収支差引額に国庫支出金精算額等及び決算等補てんのための一般会計繰入金を考慮した上で、市町村国保の財政状況をみたものである。

令和5年度の収支状況については、国庫支出金精算額等を考慮した精算後単年度収支差引額は582億円の赤字となっており、一般会計繰入金に含まれている決算補てん等分（1,220億円）を除いた場合、1,803億円の赤字となっている。

一般会計繰入金（法定分）のうち、保険基盤安定（保険者支援分）、保険基盤安定（保険料軽減分）については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金と都道府県支出金に振り分けて計上している。

なお、決算補てん等のための一般会計繰入金については、令和3年度が674億円、令和4年度が748億円であり、令和5年度が1,220億円となっている。

表21 財政状況（市町村国保）

科 目		全体	令和4年度		令和5年度		全体の 対前年度 増減額	全体の 対前年度 伸び率		
			(再掲)		(再掲)					
			医療給付分	介護分	医療給付分	介護分				
収入	単年度収入	保険料（税）	億円 24,513	億円 22,478	億円 2,034	億円 23,697	億円 21,728	億円 1,970	億円 ▲816	% ▲3.3
		国庫支出金	33,650	31,204	2,446	32,383	29,944	2,439	▲1,267	▲3.8
		療養給付等交付金	1	1	-	0	0	-	▲0	▲79.2
		前期高齢者交付金	35,397	35,397	-	35,966	35,966	-	570	1.6
		都道府県の支出金	11,120	10,408	711	11,147	10,443	704	28	0.2
		市町村の一般会計繰入金（法定分）	4,580	4,446	135	4,670	4,538	132	90	2.0
		支出金一般会計繰入金（法定外）	1,439	・	・	1,976	・	・	537	37.3
		共同事業交付金	181	181	-	206	206	-	25	13.9
		直診勘定繰入金	1	1	-	1	1	-	0	21.3
		その他の他	124,308	121,388	2,919	123,829	120,968	2,861	▲478	▲0.4
		小計	235,187	・	・	233,876	・	・	▲1,311	▲0.6
		基金繰入財政安定化基金繰入金	733	・	・	912	・	・	178	24.3
		（取崩）金その他の他	667	・	・	1,214	・	・	547	82.0
		（前年度からの）繰越金	6,264	・	・	4,483	・	・	▲1,782	▲28.4
		市町村債	1	・	・	18	・	・	18	3,434.5
財政安定化基金貸付金返還金	7	・	・	1	・	・	▲6	▲86.0		
収入合計（収入総額）	242,859	・	・	240,503	・	・	▲2,356	▲1.0		
支出	単年度支出	総務費	1,961	・	・	1,962	・	・	1	0.0
		保険給付費	86,244	86,244	-	85,315	85,315	-	▲929	▲1.1
		後期高齢者支援金	15,082	15,082	-	16,300	16,300	-	1,217	8.1
		前期高齢者納付金	40	40	-	40	40	-	▲0	▲1.2
		介護納付金	5,863	-	5,863	5,726	-	5,726	▲137	▲2.3
		保健事業費	1,159	1,159	-	1,160	1,160	-	1	0.1
		共同事業拠出金	181	181	-	206	206	-	25	13.9
		直診勘定繰出金	79	79	-	83	83	-	4	4.4
		その他の他	125,770	122,848	2,922	124,373	121,507	2,866	▲1,397	▲1.1
		小計	236,379	・	・	235,164	・	・	▲1,215	▲0.5
		基金積立金	999	・	・	662	・	・	▲337	▲33.8
		（繰上充用（欠損補填）金）	857	・	・	650	・	・	▲207	▲24.1
		前年度繰上充用（欠損補填）金	75	・	・	66	・	・	▲9	▲12.1
		公債費	14	・	・	7	・	・	▲7	▲51.1
		財政安定化基金貸付金	0	・	・	18	・	・	18	4,538.4
支出合計（支出総額）	238,323	・	・	236,566	・	・	▲1,757	▲0.7		
収支差引額	収支差引合計額 （収入総額－支出総額）	4,536			3,937			▲599	▲13.2	
	単年度収支差引額A	▲1,192			▲1,288			▲96	▲8.1	
	国庫支出金精算額等B	873			706			▲167	▲19.1	
	精算後単年度収支差引額A+B	▲319			▲582			▲263	▲82.5	
	決算等補てんのための一般会計繰入金C	748			1,220			473	63.2	
	決算等補てんのための一般会計繰入金を除いた場合の 精算後単年度収支差引額A+B-C	▲1,067			▲1,803			▲736	▲69.0	
基金積立金等		13,996			13,375			▲621	▲4.4	

（注1）端数の関係上、合計及び収支差がずれることがある。

（注2）数値は、市町村の国保特別会計と都道府県の国保特別会計の合計額であり、市町村及び都道府県から報告のあった決算額を基に作成している。

（注3）前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金については、当年度概算額と前々年度精算額を加えたものとなり、令和4年度の精算は令和6年度に、令和5年度の精算は令和7年度にそれぞれ行われる。

（注4）「精算後単年度収支差引額」とは、当該年度の実質的な収支を見るために、単年度収支差に国庫支出金精算額等を加えたものであり、「国庫支出金精算額等」とは、療養給付費負担金及び療養給付費交付金に係る前年度の精算額を控除し、翌年度に行われる当該年度の精算額を加えた額である。

（注5）「基金積立金等」とは、当年度末における純資産に当年度の国庫拠出金・療養給付費交付金に係る精算額を加えたものである。
ただし、純資産は以下のように計算している。

$$\begin{aligned} & * \text{純資産} = (\text{基金等保有額} + \text{次年度への繰越金} + \text{貸付金等} + \text{その他の資産}) \\ & \quad - (\text{繰上充用金(当年度赤字額)} + \text{当年度末市町村債残高} + \text{その他の負債}) \end{aligned}$$

（注6）医療給付分と介護分を分けられない科目を仮にすべて医療給付分とした場合、精算後単年度収支差引額は令和5年度で-97億円となる。

（注7）一般会計繰入金（法定分）のうち、保険基金安定（保険者支援分）及び保険基金安定（保険料軽減分）については、国、都道府県、市町村のそれぞれの負担割合に応じ、国庫支出金、都道府県支出金に振り分けている。

（注8）一般会計繰入金（法定外）については、①決算補てん等目的分と②それ以外分に分類される。

①は主に決算の補てんや保険料の負担緩和等に充てることを目的としている。

②は主に保健事業や事務費に充てることを目的としている。

（注9）都道府県特別会計の単年度収支から国庫支出金精算額を控除した、精算後単年度収支差引額は令和5年度で472億円である。

（注10）「その他」には、市町村と都道府県の特別会計間での出納にかかる額及び国庫支出金等の前年度精算額が含まれる。

（注11）「市町村債」及び「公債費」は市町村に、「財政安定化基金貸付金返還金」及び「財政安定化基金貸付金」は都道府県にかかる科目である。

5 保険料（税）の状況

国民健康保険料（税）は、国民健康保険の医療給付等に要する費用に充てる分、後期高齢者支援金等の納付に充てる分、介護納付金の納付に充てる分から構成されている。

(1) 1世帯当たり、1人当たり保険料（税）調定額

表22は、保険料（税）の1世帯当たり調定額、1人当たり調定額及び収納率の推移をみたものである。令和5年度の介護納付金分を含めた1世帯当たり調定額は16万9,904円で、前年度と比べて1.2%の増、1人当たり調定額は11万3,651円で前年度と比べて2.8%の増となっている。また、収納率は95.35%で前年度と比べて0.12%増加している。

表23は、1人当たり保険給付費等と保険料（税）調定額（医療給付費分・現年分）を比較したものである。これをみると、1人当たり保険給付費等に対する1人当たり保険料（税）調定額の割合は市町村で19.2%、国保組合で85.6%となっている。

表22 年度別 保険料(税)現年分調定額

年 度		1世帯当たり調定額		1人当たり調定額		収 納 率 (収納額／調定額)
		金 額 円	伸 び 率	金 額 円	伸 び 率	
総 数	令和元年度	167,011	0.5	106,126	1.9	94.12
	2	165,444	-0.9	106,293	0.2	94.79
	3	165,838	0.2	107,623	1.3	95.29
	4	167,924	1.3	110,608	2.8	95.23
	5	169,904	1.2	113,651	2.8	95.35
	(介護分除く) 令和元年度	153,158	0.5	97,324	1.9	・
	2	151,612	-1.0	97,407	0.1	・
	3	151,651	0.0	98,416	1.0	・
	4	153,071	0.9	100,825	2.4	・
	5	154,870	1.2	103,594	2.7	・
市 町 村	令和元年度	149,623	0.0	96,829	1.5	92.92
	2	147,593	-1.4	96,625	-0.2	93.69
	3	146,899	-0.5	97,179	0.6	94.24
	4	147,905	0.7	99,378	2.3	94.14
	5	147,926	0.0	100,997	1.6	94.20
	(介護分除く) 令和元年度	137,564	0.1	89,025	1.6	・
	2	135,735	-1.3	88,862	-0.2	・
	3	134,938	-0.6	89,266	0.5	・
	4	135,553	0.5	91,078	2.0	・
	5	135,567	0.0	92,559	1.6	・
国 保 組 合	令和元年度	382,672	1.1	198,610	2.2	99.97
	2	383,467	0.2	200,692	1.0	99.97
	3	394,195	2.8	208,142	3.7	99.98
	4	404,573	2.6	216,184	3.9	99.97
	5	423,619	4.7	229,620	6.2	99.97
	(介護分除く) 令和元年度	346,575	0.7	179,875	1.8	・
	2	345,519	-0.3	180,832	0.5	・
	3	353,172	2.2	186,481	3.1	・
	4	360,160	2.0	192,452	3.2	・
	5	377,697	4.9	204,729	6.4	・

(注1) 収納率は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。
(注2) 調定額は、介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。ただし、「（介護分除く）」としているところは医療給付費分及び後期高齢者支援金分のみであり、介護納付金分を含まない。
(注3) 市町村における被保険者数は3月～2月の年度平均を用いて計算している。

表23 1人当たり保険給付費及び保険料(税)調定額

	1人当たり保険給付費 A	1人当たり保険料（税）調定額 （医療給付費分・現年分） B	(B／A)
	円	円	%
総 数	341,239	77,677	22.8
市町村	358,252	68,839	19.2
国保組合	185,317	158,675	85.6

(注) 市町村における被保険者数は3月～2月の年度平均を用いて計算している。

(2) 保険料（税）調定額の地域差（市町村）

表24、表25及び図 8 は、市町村国保について都道府県別、保険者別に 1 人当たり保険料（税）調定額の上位・下位を表したものである。都道府県別調定額をみると、最も高い東京都（11万2,686円）は最も低い沖縄県（6万8,767円）の1.6倍となっている。保険者別にみると、最も高い秋田県大潟村（20万5,173円）は最も低い高知県大川村（3万3,211円）の6.2倍となっている。

表24 都道府県別、保険者別 1 人当たり保険料(税)調定額(上位・下位) (市町村)

① 都道府県別 1 人当たり保険料(税)調定額(上位・下位)

順位	上位10都道府県		順位	下位10都道府県	
		円			円
1	東京都	112,686	1	沖縄県	68,767
2	佐賀県	104,210	2	福島県	73,720
3	神奈川県	103,861	3	鹿児島県	76,044
4	愛知県	100,003	4	岩手県	77,915
5	岐阜県	97,518	5	秋田県	78,790
6	山梨県	97,204	6	京都府	79,602
7	大阪府	95,902	7	大分県	79,942
8	静岡県	95,561	8	鳥取県	80,062
9	福井県	95,072	9	新潟県	81,441
10	石川県	93,974	10	愛媛県	82,443

② 保険者別 1 人当たり保険料(税)調定額(上位・下位)

順位	上位10保険者		順位	下位10保険者	
		円			円
1	大潟村 (秋田県)	205,173	1	大川村 (高知県)	33,211
2	猿払村 (北海道)	196,038	2	伊平屋村 (沖縄県)	38,282
3	羅臼町 (北海道)	178,364	3	大鹿村 (長野県)	39,971
4	興部町 (北海道)	176,279	4	智頭町 (鳥取県)	42,336
5	礼文町 (北海道)	168,974	5	売木村 (長野県)	46,680
6	枝幸町 (北海道)	162,849	6	東村 (沖縄県)	47,191
7	浜頓別町 (北海道)	162,813	7	栗国村 (沖縄県)	47,264
8	沼田町 (北海道)	160,751	8	赤平市 (北海道)	49,344
9	小清水町 (北海道)	158,707	9	檜枝岐村 (福島県)	49,761
10	雄武町 (北海道)	158,594	10	宜野座村 (沖縄県)	51,063

(注1) 全国平均は 92,559 円 である。

(注2) 保険料（税）調定額には介護納付金分を含んでいない。

(注3) 被保険者数は 3 月～ 2 月の年度平均を用いて計算している。

(注4) 東日本大震災に係る旧避難指示区域（令和6年3月31日現在）を除いており、結果として上記の表から除かれた保険者は以下の通りとなっている。

大熊町(福島県) 2,276円、双葉町(福島県) 2,819円、浪江町(福島県) 6,332円、飯館村(福島県) 7,345円、富岡町(福島県) 9,080円、楢葉町(福島県) 10,962円、葛尾村(福島県) 12,406円、南相馬市(福島県) 37,034円、川内村(福島県) 47,058円

表25 都道府県別1人当たり保険料（税）調定額の地域差の状況（市町村）

	保険者別1人当たり保険料（税）調定額			都道府県別 1人当たり保険料 （税）調定額	
	最大	最小	最大 ／最小比		順位
	円	円	倍	円	
北海道	猿払村 196,038	赤平市 49,344	4.0	91,797	14
青森県	平内町 155,722	鶴田町 62,335	2.5	85,786	30
岩手県	矢巾町 95,387	野田村 61,997	1.5	77,915	44
宮城県	女川町 96,772	蔵王町 54,594	1.8	83,703	36
秋田県	大潟村 205,173	仙北市 64,176	3.2	78,790	43
山形県	大石田町 105,722	西川町 63,098	1.7	90,433	16
福島県	中島村 93,150	大熊町 2,276	...	73,720	46
茨城県	鉾田市 105,195	利根町 65,224	1.6	84,427	34
栃木県	高根沢町 107,740	茂木町 75,317	1.4	87,868	23
群馬県	昭和村 126,523	南牧村 54,728	2.3	88,661	20
埼玉県	和光市 111,983	東秩父村 59,083	1.9	91,904	13
千葉県	浦安市 110,646	九十九里町 71,545	1.5	91,759	15
東京都	千代田区 157,329	御蔵島村 52,110	3.0	112,686	1
神奈川県	鎌倉市 119,136	大井町 59,429	2.0	103,861	3
新潟県	粟島浦村 95,971	関川村 65,641	1.5	81,441	39
富山県	魚津市 106,500	氷見市 73,689	1.4	88,903	19
石川県	川北町 109,803	珠洲市 67,514	1.6	93,974	10
福井県	越前町 109,901	高浜町 77,665	1.4	95,072	9
山梨県	山梨市 115,438	小菅村 73,641	1.6	97,204	6
長野県	川上村 115,736	大鹿村 39,971	2.9	88,200	22
岐阜県	岐南町 121,341	池田町 72,508	1.7	97,518	5
静岡県	御前崎市 118,213	西伊豆町 70,486	1.7	95,561	8
愛知県	南知多町 125,253	豊根村 58,676	2.1	100,003	4
三重県	桑名市 114,735	熊野市 68,552	1.7	92,921	12
滋賀県	守山市 92,432	豊郷町 68,279	1.4	87,548	26
京都府	久御山町 101,691	伊根町 56,834	1.8	79,602	42
大阪府	箕面市 117,173	泉南市 81,971	1.4	95,902	7
兵庫県	芦屋市 117,677	新温泉町 70,089	1.7	87,853	24
奈良県	上北山村 117,644	御杖村 65,396	1.8	88,482	21
和歌山県	みなべ町 113,500	北山村 60,842	1.9	86,902	28
鳥取県	日吉津村 101,877	智頭町 42,336	2.4	80,062	40
島根県	出雲市 96,889	邑南町 60,487	1.6	87,496	27
岡山県	早島町 105,322	久米南町 59,484	1.8	85,231	32
広島県	府中町 98,007	三原市 79,609	1.2	89,888	18
山口県	周防大島町 91,681	阿武町 70,572	1.3	84,328	35
徳島県	牟岐町 102,300	上勝町 57,107	1.8	83,022	37
香川県	直島町 110,239	まんのう町 77,578	1.4	93,237	11
愛媛県	八幡浜市 104,110	愛南町 66,244	1.6	82,443	38
高知県	芸西村 107,641	大川村 33,211	3.2	85,711	31
福岡県	粕屋町 110,141	川崎町 60,786	1.8	84,466	33
佐賀県	白石町 149,516	多久市 84,317	1.8	104,210	2
長崎県	諫早市 99,801	佐世保市 70,073	1.4	87,664	25
熊本県	西原村 119,868	水俣市 52,842	2.3	89,911	17
大分県	九重町 92,992	姫島村 56,980	1.6	79,942	41
宮崎県	西都市 103,197	椎葉村 64,087	1.6	86,188	29
鹿児島県	三島村 98,933	伊仙町 51,152	1.9	76,044	45
沖縄県	多良間村 85,092	伊平屋村 38,282	2.2	68,767	47

(注1) 保険料（税）調定額には介護納付金分を含んでいない。

(注2) 被保険者数は3月～2月の年度平均を用いて計算している。

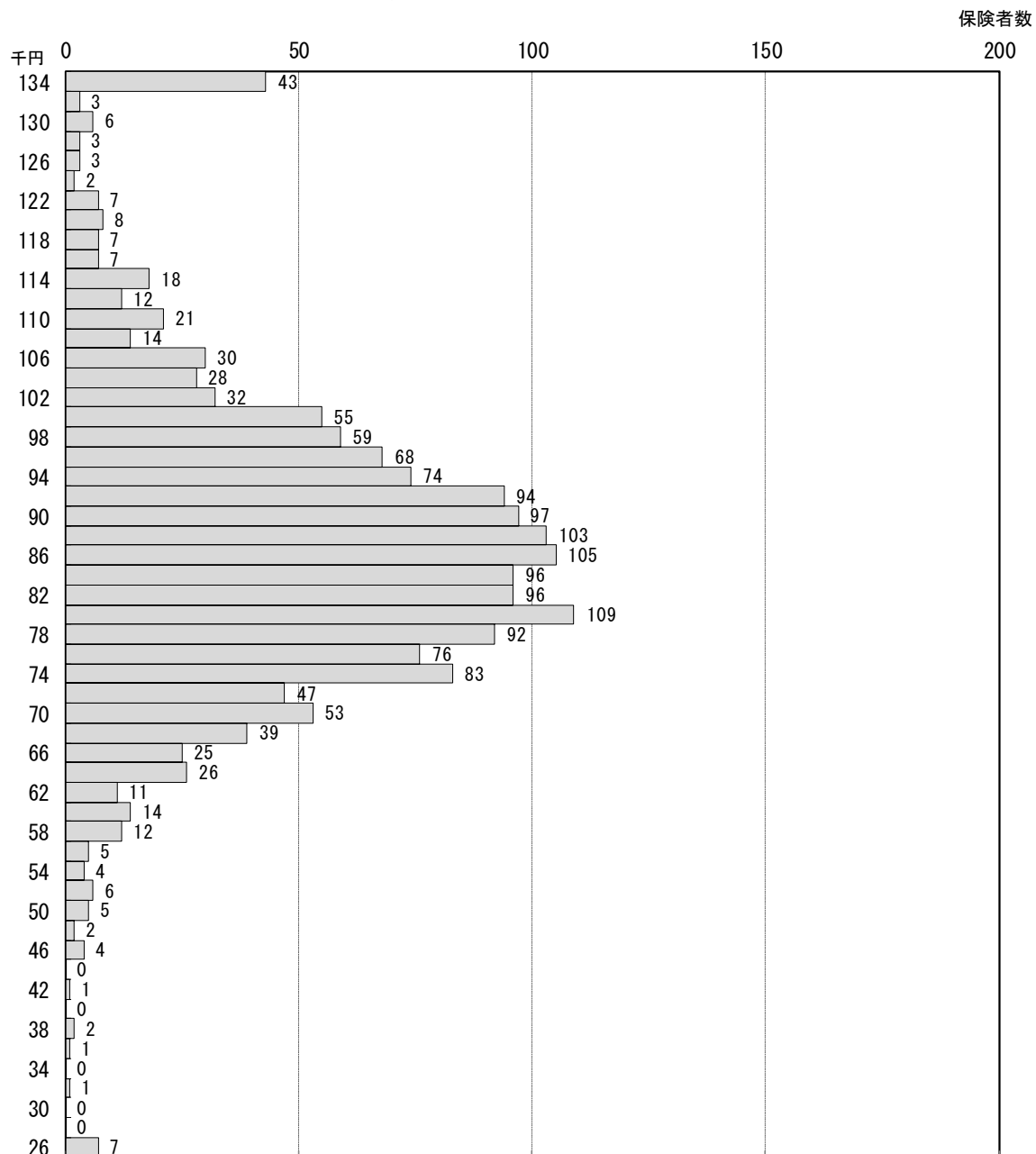
(注3) 福島県の大熊町は東日本大震災により保険料（税）が免除されたため、1人当たり保険料調定額が2,726円となっている。

図8 1人当たり保険料（税）調定額の地域差（市町村）

① 1人当たり保険料（税）調定額の地域差

	保 険 者 別	都 道 府 県 別	全国平均
最 高 (A)	大 湯 村 (秋 田 県) 205,173円	東 京 都 112,686円	92,559円
最 低 (B)	大 川 村 (高 知 県) 33,211円	沖 縄 県 68,767円	
(A)/(B) 標 準 偏 差	6.2倍 17,998円	1.6倍 8,037円	

② 1人当たり保険料（税）調定額の分布



(注1) 保険料（税）調定額には介護納付金分を含んでいない。

(注2) 被保険者数は3月～2月の年度平均を用いて計算している。

(3) 保険料（税）賦課状況（市町村）

表26は、市町村国保における保険料（税）賦課状況別に保険者数等をみたものである。医療給付費分でみると、均一賦課保険者の1,714保険者のうち1,254保険者が3方式を採用している。また、広域連合の2保険者で不均一の賦課方式を採用している。

表26 保険料（税）賦課状況別保険者数、不均一地域数、世帯数、被保険者数（市町村）

	均 一 賦 課			不 均 一 賦 課	
	保 険 者 数	世 帯 数 (万世帯)	被 保 険 者 数 (万人)	保 険 者 数	地 域 数
医療給付費分					
計	1,714	1,625	2,380	2	22
保険料・保険税別					
保険料	236	791	1,124	・	-
保険税	1,478	834	1,255	・	22
保険料（税）賦課方式別					
4方式	304	101	154	・	13
3方式	1,254	1,120	1,660	・	9
2方式	156	403	566	・	-
その他	-	-	-	・	-
後期高齢者支援金分					
計	1,714	1,625	2,380	2	22
保険料・保険税別					
保険料	236	791	1,124	・	-
保険税	1,478	834	1,255	・	22
保険料（税）賦課方式別					
4方式	255	68	104	・	12
3方式	1,204	1,049	1,555	・	10
2方式	255	508	720	・	-
その他	-	-	-	・	-
介護納付金分					
計	1,714	1,625	2,380	2	22
保険料・保険税別					
保険料	236	791	1,124	・	-
保険税	1,478	834	1,255	・	22
保険料（税）賦課方式別					
4方式	248	67	103	・	12
3方式	1,019	827	1,228	・	10
2方式	446	730	1,049	・	-
その他	1	0	0	・	-

(注1) 令和5年度末現在の保険者における保険料（税）賦課状況別の保険者数・地域数を集計したものである。

(注2) 均一賦課保険者における世帯数及び被保険者数は3月～2月の年度平均である。

表27は、市町村国保における保険料（税）賦課状況を示したものである。これによると医療給付費分及び後期高齢者支援金分の1世帯当たり保険料（税）算定額は18万5,437円であり、算定内訳は所得割が56.9%、資産割が0.3%、均等割が30.8%、平等割が11.9%となっている。また、算定額に対する保険料（税）調定額の割合は73.1%、軽減額の割合は低所得者分で13.2%、未就学児分で0.2%となっている。

表27 保険料（税）賦課状況（市町村）

		医療給付費分 ＋後期高齢者支援金分		医療給付費分		後期高齢者支援金分		（別掲）介護納付金分	
		金 額	算 定 額 計 に 対 する 割 合	金 額	算 定 額 計 に 対 する 割 合	金 額	算 定 額 計 に 対 する 割 合	金 額	算 定 額 計 に 対 する 割 合
保険料（税）算定額（計）	億円	30,151		22,406		7,745		2,790	
1世帯当たり	円	185,437	100.0%	137,802	100.0%	47,635	100.0%	17,161	100.0%
所得割額	億円	17,168		12,750		4,418		1,596	
1世帯当たり	円	105,592	56.9%	78,419	56.9%	27,173	57.0%	9,815	57.2%
資産割額	億円	97		81		16		4	
1世帯当たり	円	599	0.3%	500	0.4%	99	0.2%	26	0.1%
均等割額	億円	9,295		6,843		2,452		966	
1世帯当たり	円	57,167	30.8%	42,089	30.5%	15,078	31.7%	5,940	34.6%
被保険者1人当たり	円	39,031		28,736		10,295		4,056	
平等割額	億円	3,590		2,731		859		224	
1世帯当たり	円	22,080	11.9%	16,794	12.2%	5,285	11.1%	1,380	8.0%
軽減額（低所得者分）	億円	3,973		2,954		1,019		360	
1世帯当たり	円	24,435	13.2%	18,170	13.2%	6,265	13.2%	2,212	12.9%
軽減額（未就学児分）	億円	64		47		17		-	
1世帯当たり	円	394	0.2%	292	0.2%	103	0.2%	-	0.0%
災害等による減免額	億円	24		18		6		2	
1世帯当たり	円	148	0.1%	112	0.1%	36	0.1%	13	0.1%
その他の減免額	億円	192		143		49		16	
1世帯当たり	円	1,180	0.6%	879	0.6%	301	0.6%	100	0.6%
賦課限度額を超える額	億円	3,055		2,256		799		336	
1世帯当たり	円	18,791	10.1%	13,878	10.1%	4,913	10.3%	2,068	12.0%
保険料（税）調定額	億円	22,042		16,393		5,649		2,006	
1世帯当たり	円	135,567	73.1%	100,825	73.2%	34,742	72.9%	12,337	71.9%
被保険者1人当たり	円	92,559		68,839		23,720		8,423	

（注1）保険料（税）算定額、保険料（税）軽減額、災害等による減免額、その他減免額及び賦課限度額を超える額は賦課期日現在の額、
保険料（税）調定額は当該年度に賦課された現年分の保険料（税）調定額である。

（注2）世帯数及び被保険者数は3月～2月の年度平均を用いて計算している。

表28は、市町村国保のうち、賦課方式が3方式である均一賦課保険者について保険料（税）賦課状況をみたものである。

医療給付費分及び後期高齢者支援金分が共に3方式である均一賦課保険者（1,177保険者）の1世帯当たり保険料（税）算定額は17万9,924円であり、算定内訳は所得割が53.7%、均等割が29.3%、平等割が16.9%となっており、算定額に対する保険料（税）調定額の割合は73.2%、軽減額の割合は低所得者分で15.0%、未就学児分で0.2%となっている。

一方、医療給付費分が3方式である均一賦課保険者（1,254保険者）においては、算定額に対する医療給付費分保険料（税）調定額の割合は73.4%、軽減額の割合は低所得者分で14.8%、未就学児分で0.2%となっており、後期高齢者支援金分が3方式である均一賦課保険者（1,204保険者）においては、算定額に対する後期高齢者支援金分保険料（税）調定額の割合は73.0%、軽減額の割合は低所得者分で14.9%、未就学児分で0.2%となっている。

表28 3方式採用の市町村の保険料（税）賦課状況

	医療給付費分 ＋後期高齢者支援金分		医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	総 数	算 定 額 計 に対する割合	総 数	算 定 額 計 に対する割合	総 数	算 定 額 計 に対する割合	総 数	算 定 額 計 に対する割合
集計保険者数	1,177		1,254		1,204		1,019	
旧ただし書方式の課税対象額 億円	99,022	.	108,580	.	100,241	.	31,607	.
1世帯当たり 円	953,781		969,166		955,506		956,212	
保険料（税）算定額（計） 億円	18,680	100.0%	14,928	100.0%	4,900	100.0%	1,312	100.0%
1世帯当たり 円	179,924		133,247		46,704		39,693	
所得割額 億円	10,040		8,080		2,646		721	
1世帯当たり 円	96,708	53.7%	72,116	54.1%	25,220	54.0%	21,800	54.9%
所得割率	10.14%		7.44%		2.64%		2.28%	
均等割額 億円	5,481		4,320		1,443		384	
1世帯当たり 円	52,797	29.3%	38,559	28.9%	13,754	29.4%	11,605	29.2%
被保険者1人当たり 円	35,624		26,024		9,277		10,031	
平等割額 億円	3,158		2,529		811		208	
1世帯当たり 円	30,419	16.9%	22,572	16.9%	7,731	16.6%	6,287	15.8%
軽減額（低所得者分） 億円	2,811	15.0%	2,207	14.8%	731	14.9%	187	14.3%
1世帯当たり 円	27,072		19,701		6,965		5,672	
軽減額（未就学児分） 億円	38		30		10		-	
1世帯当たり 円	363	0.2%	265	0.2%	93	0.2%	-	0.0%
災害等による減免額 億円	23		17		6		2	
1世帯当たり 円	221	0.1%	155	0.1%	54	0.1%	55	0.1%
その他の減免額 億円	161		120		42		8	
1世帯当たり 円	1,546	0.9%	1,072	0.8%	401	0.9%	237	0.6%
賦課限度額を超える額 億円	1,472		1,169		403		124	
1世帯当たり 円	14,175	7.9%	10,431	7.8%	3,837	8.2%	3,755	9.5%
保険料（税）調定額 億円	13,680		10,956		3,577		955	
1世帯当たり 円	131,766	73.2%	97,791	73.4%	34,097	73.0%	28,895	72.8%
被保険者1人当たり 円	88,906		66,000		22,998		24,976	

（注1）保険料算定方式が3方式の均一賦課市町村を対象として集計しており、「医療給付費分＋後期高齢者支援金分」については、両方の賦課区分で集計対象となる市町村を対象としている。

（注2）「医療給付費分」及び「後期高齢者支援金分」における1世帯当たり及び被保険者1人当たりの額はそれぞれ3月～2月の年度平均世帯数及び年度平均被保険者数で除して得た額であり、「介護納付金分」における1世帯当たり及び被保険者1人当たりの額はそれぞれ3月～2月の年度平均介護保険第2号世帯数及び年度平均介護保険第2号被保険者数で除して得た額である。

（4）保険料（税）応能割率・応益割額の地域差（市町村）

表29は、市町村国保における保険料（税）の算定状況を都道府県別にみたものである。

所得割算定額と資産割算定額の合算額の所得に対する割合（以下「応能割率」という。）は、全国計で10.2%となっており、最も高い宮崎県（13.0%）は最も低い栃木県（8.7%）の1.5倍となっている。また、均等割算定額と平等割算定額の合算額を被保険者数で除した額（以下「応益割額」という。）は、全国計で5.4万円となっており、最も高い大阪府（7.2万円）は最も低い埼玉県（4.1万円）の1.8倍となっている。

なお、表25では1人当たり保険料（税）調定額が全国で最も低い沖縄県についてみると、応能割率は12.1%と全国で6位となっている。

表29 都道府県別1人当たり保険料(税)算定状況(市町村)

	1人当たり保険料（税）賦課状況									1人当たり 旧ただし書 き所得	被保険者数	算定額ベース			
	保険料（税）算定額				賦課限度額 超過額	保険料（税） 軽減額	保険料（税） 軽減額	その他	保険料（税） 調定額			応能割率	順位	応益割額	順位
	所得割額	資産割額	均等割額	平等割額		軽減額 (低所得者分)	軽減額 (未就学児分)		調定額					調定額	
	(円)	(円)	(円)	(円)		(円)	(円)		(円)					(円)	
北海道	76,817	466	31,136	24,818	17,152	19,952	219	-4,119	91,797	714	992	10.8	19	55,954	12
青森県	58,797	2,722	32,323	22,685	6,185	19,157	176	-5,223	85,786	514	267	12.0	9	55,008	18
岩手県	52,043	1,046	29,249	19,156	4,155	16,249	136	-3,040	77,915	516	235	10.3	25	48,405	39
宮城県	58,859	0	32,944	19,298	8,866	16,663	198	-1,669	83,703	595	424	9.9	29	52,241	31
秋田県	53,784	205	30,827	19,374	4,593	17,768	114	-2,925	78,790	469	185	11.5	12	50,202	38
山形県	64,065	0	35,096	19,292	5,482	15,957	196	-6,385	90,433	578	199	11.1	15	54,388	21
福島県	54,211	151	31,582	16,773	4,644	16,130	176	-8,048	73,720	550	365	9.9	30	48,355	40
茨城県	64,892	0	43,927	0	9,235	12,495	277	-2,385	84,427	691	597	9.4	42	43,927	45
栃木県	57,857	72	32,776	15,267	6,893	14,165	205	3,158	87,868	668	395	8.7	47	48,042	43
群馬県	57,067	740	34,013	16,432	5,745	15,397	236	1,787	88,661	635	393	9.1	44	50,446	37
埼玉県	80,511	1,538	39,047	1,634	14,971	10,533	255	-5,067	91,904	814	1,384	10.1	27	40,681	47
千葉県	76,994	0	33,053	15,163	12,745	12,842	222	-7,642	91,759	790	1,187	9.7	33	48,216	42
東京都	105,201	2	55,741	33	30,830	14,487	402	-2,573	112,686	1,119	2,590	9.4	41	55,774	13
神奈川県	86,845	18	43,018	9,012	17,158	12,973	333	-4,568	103,861	895	1,602	9.7	34	52,030	33
新潟県	58,804	42	31,115	17,157	5,021	14,754	149	-5,751	81,441	563	404	10.4	24	48,271	41
富山県	58,181	0	33,883	18,046	4,655	14,656	160	-1,736	88,903	641	166	9.1	45	51,929	34
石川県	65,274	0	37,479	19,534	8,320	15,599	227	-4,168	93,974	678	193	9.6	35	57,013	11
福井県	61,069	1,558	37,023	16,910	5,998	15,522	206	238	95,072	658	127	9.5	40	53,933	23
山梨県	67,333	0	36,024	19,388	8,232	16,512	339	-457	97,204	702	172	9.6	39	55,413	15
長野県	62,910	1,010	27,652	17,883	7,634	13,937	188	504	88,200	638	396	10.0	28	45,535	44
岐阜県	68,803	174	38,257	19,121	8,541	15,644	269	-4,384	97,518	705	373	9.8	32	57,378	8
静岡県	66,775	1,071	36,237	17,761	7,700	14,611	208	-3,763	95,561	751	695	9.0	46	53,998	22
愛知県	79,364	63	44,540	12,635	14,993	15,080	329	-6,199	100,003	826	1,290	9.6	37	57,176	10
三重県	61,487	1,293	37,595	18,146	6,463	16,462	199	-2,476	92,921	638	318	9.8	31	55,742	14
滋賀県	61,262	13	36,505	16,284	7,696	14,706	256	-3,860	87,548	663	249	9.2	43	52,790	28
京都府	61,890	447	35,698	16,372	11,689	18,919	220	-3,979	79,602	607	481	10.3	26	52,071	32
大阪府	72,796	0	43,057	28,904	14,427	25,860	315	-8,253	95,902	597	1,686	12.2	4	71,962	1
兵庫県	65,023	33	41,764	18,753	9,296	20,210	349	-7,864	87,853	622	1,010	10.5	23	60,516	3
奈良県	64,283	11	38,297	18,892	9,505	18,379	214	-4,902	88,482	587	267	11.0	17	57,189	9
和歌山県	57,407	1,925	35,618	18,931	6,153	18,257	238	-2,331	86,902	553	214	10.7	21	54,549	20
鳥取県	49,673	909	32,606	19,770	3,601	18,215	184	-896	80,062	526	104	9.6	38	52,376	29
島根県	61,873	9	36,955	16,763	4,864	17,338	195	-5,708	87,496	576	113	10.7	20	53,718	25
岡山県	58,610	250	35,452	17,801	7,129	17,808	217	-1,729	85,231	563	333	10.5	22	53,253	27
広島県	59,935	66	38,591	20,122	7,523	18,543	224	-2,537	89,888	624	476	9.6	36	58,713	5
山口県	57,401	0	33,371	18,989	4,787	17,845	152	-2,650	84,328	523	249	11.0	16	52,360	30
徳島県	52,617	2,865	39,040	18,678	6,463	21,774	181	-1,760	83,022	473	137	11.7	10	57,718	7
香川県	65,269	257	38,659	19,815	9,767	19,495	196	-1,305	93,237	583	173	11.2	13	58,474	6
愛媛県	55,376	3,369	32,252	19,268	6,542	18,718	184	-2,378	82,443	482	270	12.2	5	51,519	35
高知県	59,523	1,238	34,309	20,974	7,606	20,203	209	-2,315	85,711	527	147	11.5	11	55,283	16
福岡県	62,732	108	32,995	21,653	10,622	19,479	267	-2,653	84,466	580	988	10.8	18	54,648	19
佐賀県	81,281	0	33,546	25,411	12,970	18,592	256	-4,210	104,210	627	157	13.0	2	58,958	4
長崎県	60,475	0	35,670	17,737	6,287	18,704	252	-974	87,664	506	285	12.0	8	53,406	26
熊本県	67,190	207	40,891	20,771	9,387	21,005	351	-8,403	89,911	556	365	12.1	7	61,661	2
大分県	57,690	0	35,321	19,876	6,006	19,431	213	-7,296	79,942	457	216	12.6	3	55,197	17
宮崎県	60,065	3,020	35,300	18,486	6,802	19,486	289	-4,106	86,188	484	230	13.0	1	53,786	24
鹿児島県	49,778	0	31,406	20,031	4,278	19,724	202	-968	76,044	445	339	11.2	14	51,438	36
沖縄県	62,139	1,397	25,550	17,330	12,209	15,854	301	-9,285	68,767	524	375	12.1	6	42,880	46
計	72,093	409	39,031	15,075	12,830	16,683	269	-4,267	92,559	713	23,814	10.2	-	54,106	-

(注1) 保険料(税)調定額、保険料(税)算定額等の間には以下の式が成り立つ。

保険料(税)調定額 = 保険料(税)算定額 - 賦課限度額超過額 - 保険料(税)軽減額 + その他

(注2) 応能割率、応益割率は以下の式により計算している。

応能割率 = (所得割算定額 + 資産割算定額) / (1人当たり旧ただし書所得 × 被保険者数)

応益割率 = (均等割算定額 + 平等割算定額) / 被保険者数

(注3) 被保険者数は、事業年報における年度平均の被保険者数を用いており、1人当たり保険料(税)算定状況は当該被保険者数で除して計算している。また、1人当たり旧は、被保険者数と「令和5年度 国民健康保険実態調査(保険者票欄)」における保険者別1人当たり課税標準額から都道府県別の額を算出している。

(注4) 介護納付金分は含んでいない。

表30は、保険者別にみた応能割率及び応益割額の上位・下位を表したものである。

応能割率が最も高い沖縄県多良間村（16.7％）は最も低い愛知県飛島村（3.8％）の4.3倍となっている。
また、応益割額が最も高い北海道沼田町（9万1,321円）は最も低い青森県鶴田町（1万7,400円）の5.2倍となっている。

表30 保険者別 応能割率・応益割額（算定額ベース）（上位・下位）（市町村）

① 保険者別応能割率(上位・下位)

順位	上位10保険者		順位	下位10保険者	
		%			%
1	多良間村 (沖縄県)	16.7	1	飛島村 (愛知県)	3.8
2	牟岐町 (徳島県)	16.0	2	幌加内町 (北海道)	4.3
3	長万部町 (北海道)	15.3	3	根羽村 (長野県)	4.7
4	いちき串木野市 (鹿児島県)	15.0	4	北大東村 (沖縄県)	4.8
5	五城目町 (秋田県)	15.0	5	御蔵島村 (東京都)	4.8
6	都城市 (宮崎県)	14.9	6	檜枝岐村 (福島県)	4.9
7	諸塚村 (宮崎県)	14.7	7	大川村 (高知県)	4.9
8	鳴門市 (徳島県)	14.2	8	利島村 (東京都)	4.9
9	嘉麻市 (福岡県)	14.2	9	大井町 (神奈川県)	5.1
10	本部町 (沖縄県)	14.1	10	猿払村 (北海道)	5.1

② 保険者別応益割額(上位・下位)

順位	上位10保険者		順位	下位10保険者	
		円			円
1	沼田町 (北海道)	91,321	1	鶴田町 (青森県)	17,400
2	北竜町 (北海道)	80,962	2	御蔵島村 (東京都)	20,846
3	岬町 (大阪府)	80,615	3	伊平屋村 (沖縄県)	22,376
4	浦河町 (北海道)	78,936	4	小鹿野町 (埼玉県)	24,557
5	忠岡町 (大阪府)	77,589	5	十島村 (鹿児島県)	24,704
6	高石市 (大阪府)	77,256	6	栗国村 (沖縄県)	25,126
7	泉大津市 (大阪府)	77,213	7	皆野町 (埼玉県)	26,174
8	池田市 (大阪府)	75,187	8	長瀬町 (埼玉県)	27,808
9	守口市 (大阪府)	75,000	9	利島村 (東京都)	28,000
10	桑名市 (三重県)	74,679	10	伊是名村 (沖縄県)	28,040

(注1) 応能割率、応益割額は以下の式により計算している。

① 均一賦課保険者の場合

応能割率＝所得割率＋資産割算定額／（1人当たり旧ただし書き所得×被保険者数）

応益割額＝均等割額＋平等割算定額／被保険者数

② 不均一賦課保険者の場合

応能割率＝（所得割算定額＋資産割算定額）／（1人当たり旧ただし書き所得×被保険者数）

応益割額＝（均等割算定額＋平等割算定額）／被保険者数

(注2) 算式中、被保険者数は年度平均の被保険者数、

1人当たり旧ただし書き所得は「令和5年度 国民健康保険実態調査（保険者票編）」における保険者別1人当たり課税標準額を用いている。

(注3) 介護納付金分は含んでいない。

(注4) 東日本大震災に係る旧避難指示区域等などを除いており、結果として上記の表から除かれた保険者は以下の通りとなっている。

【応能割率】 上位：双葉町(福島県) 14.6%

下位：なし

【応益割額】 上位：なし

下位：なし

表31は、都道府県内における応能割率及び応益割額の地域差の状況を表したものである。

応能割率において最も都道府県内地域差が大きいのは北海道（3.6倍）、最も小さいのは大阪府（1.1倍）となっている。また、応益割額において最も都道府県内地域差が大きいのは青森県（3.9倍）、最も小さいのは広島県及び山口県（1.2倍）となっている。さらに1人当たり旧ただし書所得において最も都道府県内地域差が大きいのは北海道（29.2倍）、最も小さいのは富山県及び福井県（1.3倍）となっている。

表31 都道府県別 応能割率・応益割額（算定額ベース）の地域差の状況

	応能割率（％）					応益割額（円）					〔参考〕1人当たり旧ただし書所得（千円）				
	最大	最小		最大／最小比		最大	最小		最大／最小比		最大	最小		最大／最小比	
北海道	長万部町	15.3	幌加内町	4.3	3.6	沼田町	91,321	幌加内町	31,728	2.9	猿払村	7,768	赤平市	266	29.2
青森県	今別町	13.9	新郷村	9.0	1.5	六戸町	68,682	鶴田町	17,400	3.9	平内町	1,550	今別町	351	4.4
岩手県	大槌町	12.7	野田村	6.8	1.9	大船渡市	63,085	九戸村	36,616	1.7	矢巾町	611	大槌町	374	1.6
宮城県	仙台市	11.2	蔵王町	6.6	1.7	仙台市	56,911	蔵王町	33,286	1.7	女川町	1,522	涌谷町	450	3.4
秋田県	五城目町	15.0	美郷町	9.3	1.6	大湯村	67,127	湯沢市	40,188	1.7	大湯村	2,033	八郎潟町	355	5.7
山形県	山形市	12.2	大江町	7.6	1.6	長井市	60,096	大蔵村	29,838	2.0	庄内町	746	小国町	460	1.6
福島県	双葉町	14.6	檜枝岐村	4.9	3.0	葛尾村	70,516	檜枝岐村	29,981	2.4	相馬市	846	三島町	387	2.2
茨城県	水戸市	11.3	牛久市	7.0	1.6	行方市	53,000	城里町	29,500	1.8	鉾田市	970	高萩市	490	2.0
栃木県	高根沢町	11.2	大田原市	7.5	1.5	高根沢町	54,027	那須町	38,335	1.4	下野市	826	茂木町	496	1.7
群馬県	みどり市	10.9	嬬恋村	7.6	1.4	みどり市	64,000	上野村	31,479	2.0	昭和村	1,111	南牧村	424	2.6
埼玉県	朝霞市	11.4	東秩父村	6.0	1.9	美里町	46,567	小塵野町	24,557	1.9	和光市	1,062	長瀬町	506	2.1
千葉県	我孫子市	11.2	御宿町	8.0	1.4	八千代市	64,730	市川市	32,743	2.0	芝山町	2,112	白子町	500	4.2
東京都	江戸川区	10.8	御蔵島村	4.8	2.2	江戸川区	63,300	御蔵島村	20,846	3.0	千代田区	2,655	奥多摩町	547	4.8
神奈川県	横浜市	10.3	大井町	5.1	2.0	山北町	61,947	大井町	35,310	1.8	鎌倉市	1,186	愛川町	647	1.8
新潟県	出雲崎町	11.9	糸魚川市	8.0	1.5	聖籠町	53,438	妙高市	32,906	1.6	燕市	705	阿賀町	400	1.8
富山県	魚津市	10.1	舟橋村	8.1	1.2	魚津市	62,807	氷見市	43,686	1.4	砺波市	707	氷見市	526	1.3
石川県	内灘町	10.3	珠洲市	7.4	1.4	小松市	64,643	珠洲市	44,452	1.5	野々市市	826	穴水町	477	1.7
福井県	敦賀市	10.3	高浜町	7.0	1.5	越前町	62,238	おおい町	45,915	1.4	池田町	765	勝山市	569	1.3
山梨県	富士川町	11.2	小菅村	6.5	1.7	富士河口湖町	66,305	韭崎町	42,578	1.6	山中湖村	1,070	丹波山村	490	2.2
長野県	野沢温泉村	11.9	根羽村	4.7	2.5	南箕輪村	55,670	大鹿村	29,615	1.9	軽井沢町	1,221	坂城町	252	4.9
岐阜県	岐阜市	12.2	川辺町	7.0	1.7	白川村	71,348	瑞穂市	45,461	1.6	岐南町	851	関ヶ原町	572	1.5
静岡県	御前崎市	10.3	熱海市	7.2	1.4	御前崎市	63,707	松崎町	41,598	1.5	函南町	989	南伊豆町	511	1.9
愛知県	名古屋市	11.2	飛島村	3.8	2.9	南知多町	66,353	豊根村	36,121	1.8	飛島村	1,589	東栄町	579	2.7
三重県	津市	10.9	朝日町	7.0	1.6	桑名市	74,679	玉城町	40,759	1.8	桑名市	756	熊野市	474	1.6
滋賀県	近江八幡市	9.7	栗東市	8.0	1.2	野洲市	53,790	豊郷町	41,541	1.3	栗東市	949	甲良町	505	1.9
京都府	城陽市	10.9	笠置町	6.0	1.8	京田辺市	61,079	伊根町	32,877	1.9	京田辺市	791	井手町	435	1.8
大阪府	門真市	12.3	四條畷市	10.8	1.1	岬町	80,615	和泉市	56,727	1.4	岬町	817	泉南市	385	2.1
兵庫県	尼崎市	11.3	猪名川町	8.0	1.4	神戸市	66,896	新温泉町	44,852	1.5	芦屋市	1,346	上郡町	476	2.8
奈良県	宇陀市	12.0	御杖村	9.0	1.3	北上山村	62,525	御杖村	46,337	1.3	天川村	854	御所市	432	2.0
和歌山県	岩出市	12.5	北山村	7.1	1.8	上富田町	64,219	北山村	41,105	1.6	みなべ町	1,040	すさみ町	415	2.5
鳥取県	江府町	13.6	智頭町	5.9	2.3	米子市	58,631	智頭町	33,815	1.7	北栄町	749	智頭町	376	2.0
島根県	江津市	11.6	知夫村	5.7	2.0	奥出雲町	57,130	邑南町	37,202	1.5	海士町	766	美郷町	390	2.0
岡山県	早島町	12.1	里庄町	8.2	1.5	早島町	61,365	吉備中央町	39,141	1.6	奈義町	1,473	新庄村	415	3.5
広島県	大竹市	10.2	熊野町	8.7	1.2	大竹市	61,168	神石高原町	51,715	1.2	府中町	698	竹原市	466	1.5
山口県	宇部市	12.1	和木町	7.8	1.5	周防大島町	59,845	光市	47,924	1.2	和木町	644	上関町	411	1.6
徳島県	牟岐町	16.0	勝浦町	7.4	2.2	板野町	63,181	上勝町	35,777	1.8	松茂町	577	つるぎ町	325	1.8
香川県	高松市	12.5	三木町	8.8	1.4	直島町	70,452	まんのう町	52,196	1.3	宇多津町	643	小豆島町	403	1.6
愛媛県	新居浜市	13.5	砥部町	10.1	1.3	伊方町	58,584	鬼北町	41,550	1.4	八幡浜市	684	松野町	313	2.2
高知県	土佐町	13.1	大川村	4.9	2.7	大豊町	69,366	大川村	28,263	2.5	東洋町	1,371	大豊町	344	4.0
福岡県	嘉麻市	14.2	岡垣町	8.5	1.7	粕屋町	63,299	東峰村	40,131	1.6	久山町	872	川崎町	279	3.1
佐賀県	大町町	13.9	上峰町	11.0	1.3	埴野町	68,170	有田町	50,010	1.4	白石町	1,315	多久市	426	3.1
長崎県	島原市	13.8	佐々町	8.5	1.6	小値賀町	59,747	佐世保市	42,770	1.4	対馬市	719	川棚町	423	1.7
熊本県	八代市	13.9	津奈木町	8.1	1.7	熊本市	68,604	津奈木町	39,713	1.7	嘉島町	843	五木村	325	2.6
大分県	杵築市	13.3	姫島村	8.8	1.5	玖珠町	58,886	姫島村	35,671	1.7	竹田市	523	別府市	369	1.4
宮崎県	都城市	14.9	都島町	9.4	1.6	高原町	61,862	西米良村	36,426	1.7	西都市	627	椎葉村	340	1.8
鹿児島県	いちき串木野市	15.0	知名町	7.8	1.9	南さつま市	69,350	十島村	24,704	2.8	長島町	716	伊仙町	216	3.3
沖縄県	多良間村	16.7	北太東村	4.8	3.5	糸満市	52,953	伊平屋村	22,376	2.4	北太東村	1,183	伊平屋村	309	3.8

全国平均： 応能割率 10.2% 応益割額 54,106 円 旧ただし書所得 713 千円

〔注1〕 応能割率、応益割額は以下の式により計算している。

- ① 均一賦課保険者の場合
応能割率＝所得割率＋資産割算定額／（1人当たり旧ただし書き所得×被保険者数）
応益割額＝均等割額＋平等割算定額／被保険者数

- ② 不均一賦課保険者の場合
応能割率＝（所得割算定額＋資産割算定額）／（1人当たり旧ただし書き所得×被保険者数）
応益割額＝（均等割算定額＋平等割算定額）／被保険者数

〔注2〕 算式中、被保険者数は年度平均の被保険者数、1人当たり旧ただし書所得は「令和5年度 国民健康保険実施調査（保険者票編）」における保険者別1人当たり課税標準額を用いている。

(5) 国保組合の業種別保険料調定額

表32は国保組合における保険料調定額を業種別にみたものである。

1世帯当たり調定額は全国土木で77万9,173円と高く、ついで医師43万3,503円、薬剤師37万9,617円、1人当たり調定額は全国土木39万8,677円、薬剤師26万7,201円、医師27万7,897円となっている。なお、全国土木の保険料調定額には事業主負担分が含まれていることに注意が必要である。

表32 国保組合の業種別保険料現年分調定額

業種	1世帯当たり調定額		1人当たり調定額	
	金 額	伸 び 率	金 額	伸 び 率
	円	%	円	%
医 師	433,503	2.1	277,897	3.0
歯 科 医 師	349,152	4.1	234,008	5.4
薬 剤 師	379,617	-2.4	267,201	-1.3
一 般 業 種	346,990	3.8	210,382	5.4
建 設 関 係	355,100	7.8	173,449	9.4
全 国 土 木	779,173	1.7	398,677	3.5
(介護分除く)				
医 師	380,402	2.1	243,856	3.1
歯 科 医 師	312,900	3.8	209,711	5.1
薬 剤 師	338,072	-2.6	237,958	-1.5
一 般 業 種	310,854	3.8	188,473	5.4
建 設 関 係	320,317	8.2	156,459	9.8
全 国 土 木	685,019	1.8	350,502	3.5

(参考) 都道府県別国民健康保険事業費納付金額及び都道府県標準保険料(税)率

	国民健康保険 事業費納付金	被保険者 1人当たり	都道府県標準保険料(税)率					
			医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
			所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
	百万円	円	%	円	%	円	%	円
北海道	148,451	149,685	7.72	46,345	2.58	14,959	2.02	14,778
青森県	35,438	132,823	6.94	41,720	3.07	17,892	2.52	18,185
岩手県	28,795	122,423	5.83	35,510	2.78	16,380	2.44	17,609
宮城県	59,091	139,320	7.40	45,293	2.85	16,876	2.60	18,812
秋田県	25,480	137,377	6.34	38,591	3.04	17,881	2.52	18,115
山形県	25,705	129,495	6.86	42,041	2.82	16,730	2.34	16,934
福島県	45,578	124,736	6.51	39,792	2.42	14,310	2.25	16,127
茨城県	80,968	135,556	6.93	41,093	3.26	18,731	2.67	19,539
栃木県	48,829	123,509	5.63	33,705	2.92	16,934	2.47	18,053
群馬県	55,161	140,234	6.96	41,795	3.04	17,685	2.56	18,624
埼玉県	189,500	136,903	6.78	40,966	2.75	16,115	2.40	17,395
千葉県	169,532	142,809	7.08	42,405	2.82	16,328	2.38	17,456
東京都	459,148	177,286	8.47	50,736	2.77	16,069	2.39	17,508
神奈川県	256,879	160,370	7.07	42,702	2.82	16,481	2.43	17,772
新潟県	47,939	118,553	6.27	37,991	2.83	16,616	2.18	15,724
富山県	20,936	125,900	5.69	34,919	2.84	16,868	2.38	17,274
石川県	27,930	144,455	7.37	44,132	2.84	16,438	2.47	18,078
福井県	17,777	140,405	6.74	40,368	2.94	17,016	2.38	17,415
山梨県	24,998	145,546	7.02	42,769	2.81	16,584	2.40	17,406
長野県	50,631	127,732	6.29	38,275	2.77	16,312	2.35	17,218
岐阜県	54,379	145,826	7.17	42,955	2.77	16,082	2.28	16,683
静岡県	97,934	141,013	7.22	43,199	2.81	16,283	2.39	17,501
愛知県	204,261	158,341	2.30	43,769	2.73	16,284	2.30	17,006
三重県	45,150	141,846	6.79	41,316	2.89	17,049	2.30	16,803
滋賀県	34,275	137,748	6.76	41,337	2.81	16,641	2.41	17,698
京都府	64,567	134,186	6.93	41,506	2.90	16,803	2.68	19,596
大阪府	285,297	169,264	9.25	56,217	3.00	17,639	2.63	19,552
兵庫県	152,393	150,867	7.17	44,070	2.86	17,042	2.71	20,036
奈良県	41,462	155,513	6.83	41,243	2.90	17,088	2.61	19,031
和歌山県	30,253	141,650	7.46	45,403	2.67	15,725	2.30	16,714
鳥取県	13,581	130,657	6.75	39,774	2.91	16,579	2.52	18,449
島根県	15,374	135,777	6.26	38,507	2.88	17,163	2.51	17,990
岡山県	47,094	141,467	7.39	44,219	2.85	16,504	2.49	18,222
広島県	67,915	142,531	7.27	44,497	2.79	16,550	2.10	15,375
山口県	35,696	143,481	7.19	43,510	2.96	17,333	2.59	18,722
徳島県	19,463	142,116	7.63	46,871	2.91	17,292	2.54	18,264
香川県	24,590	142,267	7.55	45,186	2.92	16,938	2.36	17,273
愛媛県	37,831	140,338	7.86	46,993	2.89	16,627	2.46	17,621
高知県	20,439	139,026	6.80	41,228	2.84	16,663	2.46	18,105
福岡県	144,071	145,781	7.54	45,177	2.93	17,015	2.43	17,760
佐賀県	24,945	159,182	8.35	50,542	2.67	15,665	2.21	16,199
長崎県	40,217	140,867	7.70	46,380	2.92	17,039	2.49	17,937
熊本県	55,785	152,785	7.68	46,206	2.78	16,207	2.62	18,913
大分県	30,156	139,554	7.56	45,263	2.86	16,579	2.55	18,662
宮崎県	32,087	139,700	7.13	43,097	2.83	16,528	2.40	17,139
鹿児島県	48,021	141,616	7.44	45,920	2.82	16,862	2.38	16,958
沖縄県	56,813	151,309	8.21	49,074	2.93	16,973	2.48	18,119

(注1) 被保険者数は3月～2月の年度平均を用いて計算している。

(注2) 「国民健康保険事業費納付金」は、都道府県が保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの所得水準及び医療費水準を考慮して算定し、市町村が都道府県に納付するものである。

(注3) 「都道府県標準保険料率」は、全国統一の算定基準による当該都道府県の標準的な保険料率を表す。

分 析 表

推計新規入院件数、推計平均在院日数
及び推計1入院当たり医療費

一般に、入院医療費に関しては、下記に示す方法により推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費を算定することができる。この分析表は、その方法を用いて国保被保険者の入院についての推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の令和5年度の状況を都道府県、業種別にまとめたものである。

○推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の算定方法

入院受診延日数は次の1.で示すように推計新規入院件数（前月以前に退院した者が当月再入院した場合を含む）と推計平均在院日数（次の2.の関係を用いて入院の1件当たり日数から算定した平均在院日数）の積に分解できる。

したがって、次の3.で示すように入院医療費は「推計新規入院件数」（入院発生）、「推計平均在院日数」（入院期間）及び「入院の1日当たり医療費」（入院単価）の3要素の積に分解でき、さらに、推計新規入院件数と推計1入院当たり医療費（推計平均在院日数に入院の1日当たり医療費を乗じて得た1入院当たり医療費）の積に分解できる。

1. 入院受診延日数と推計新規入院件数、推計平均在院日数の関係

入院受診延日数＝推計新規入院件数×推計平均在院日数

推計新規入院件数＝入院受診延日数÷推計平均在院日数

2. 1件当たり日数と推計平均在院日数の関係

$$\text{推計平均在院日数} = \text{1件当たり日数} \times \frac{\text{月の日数} - 1}{\text{月の日数} - \text{1件当たり日数}}$$
$$\text{1件当たり日数} = \text{推計平均在院日数} \times \frac{\text{月の日数}}{\text{月の日数} - 1 + \text{推計平均在院日数}}$$

月の日数＝当該期間の日数÷当該期間の月数

3. 入院医療費の3要素分解と推計1入院当たり医療費の関係

推計1入院当たり医療費＝推計平均在院日数×入院の1日当たり医療費

入院医療費＝入院受診延日数×入院の1日当たり医療費
＝推計新規入院件数×推計平均在院日数×入院の1日当たり医療費
＝推計新規入院件数×推計1入院当たり医療費

4. 推計平均在院日数に関する留意事項

- (1) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数と病院報告の平均在院日数もしくは患者調査の退院患者平均在院日数には次に示すような違いがあるため数値が異なることがある。

①入院患者の範囲の違い

病院報告及び患者調査の対象となる患者には医療保険適用及び公費負担医療の患者以外

に、国民健康保険事業年報には含まれないその他（正常な分娩や検査入院、自賠責保険、労災、自費診療など）の患者が含まれる。

②算定方法の違い

国民健康保険事業年報の推計平均在院日数は入院の1件当たり日数から算定する。病院報告の平均在院日数は在院患者延数と新入院患者数、退院患者数から算定する。患者調査の退院患者平均在院日数は退院患者が実際に入院した期間の平均である。

③退院日が含まれるかどうかの違い

国民健康保険事業年報の入院受診延日数には退院日も含まれるが、病院報告の在院患者延数には退院日の患者は含まれず、患者調査の入院期間にも退院日は含まれない。

④当月中に退院・再入院した患者の入院日数を通算するかどうかの違い

当月中に退院・再入院した患者について、退院までの入院日数と再入院以後の入院日数は、国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では1回の入院の入院日数として扱い、通算する。

病院報告の平均在院日数と患者調査の退院患者平均在院日数では別々の入院の入院日数として扱い、通算しない。

(2) 入院期間中に外泊した場合、外泊期間の日数は入院受診延日数に含まれ、外泊期間中の患者の延数も同様に病院報告の在院患者延数に含まれる。

(3) 国民健康保険事業年報の推計平均在院日数では、入院期間中に加入する医療保険制度を変更した場合、変更前後で別のレセプトに計上されるため、連続した入院として扱われないこととなる。

(参考) 具体的な計算手順

①レセプト統計から入院の1件当たり日数を計算する。

1件当たり日数＝受診延日数÷レセプト件数

②推計平均在院日数を1件当たり日数を用いて、上記2.の方法により計算する。

なお、「月の日数」は、令和5年度（366日）分の統計なので、 $366 \div 12$ （30.5日）とする。

③推計新規入院件数を、上記1.の方法により計算する。

④推計1入院当たり医療費を、上記3.の方法により計算する。

分析表 都道府県、業種別推計新規入院件数、推計平均在院日数及び推計1入院当たり医療費の状況

	1人当たり 入院医療費		100人当たり 推計新規入院件数		推計平均在院日数		入院1日当たり 医 療 費		推計1入院当たり 医 療 費	
	順 位	実数 (円)	順 位	実数 (件／百人)	順 位	実数 (日)	順 位	実数 (円)	順 位	実数 (円)
北海道	16	181,208	9	14.39	35	30.87	12	40,795	37	1,259,139
青森県	38	147,588	33	11.89	34	31.35	17	39,585	40	1,241,159
岩手県	24	161,502	29	12.07	10	39.77	39	33,638	14	1,337,711
宮城県	27	157,948	21	13.05	37	30.55	16	39,614	43	1,210,283
秋田県	15	181,366	19	13.41	12	38.63	36	35,025	12	1,352,930
山形県	21	169,623	23	12.75	23	34.94	22	38,083	17	1,330,453
福島県	33	151,658	24	12.70	30	32.19	25	37,102	44	1,194,319
茨城県	46	126,010	44	10.66	40	29.58	14	39,961	45	1,182,229
栃木県	41	143,137	41	11.03	26	33.79	20	38,396	23	1,297,305
群馬県	36	149,649	38	11.53	21	35.61	30	36,433	22	1,297,428
埼玉県	44	130,700	46	10.26	39	29.62	7	43,009	31	1,273,889
千葉県	43	134,016	35	11.86	46	26.68	8	42,361	47	1,130,370
東京都	47	120,899	47	9.78	45	27.29	2	45,292	41	1,236,007
神奈川県	42	134,213	45	10.33	41	29.29	5	44,368	21	1,299,686
新潟県	25	160,410	36	11.69	11	38.65	35	35,493	9	1,371,854
富山県	18	177,787	18	13.78	20	35.62	33	36,229	25	1,290,485
石川県	10	193,220	11	14.30	14	37.88	34	35,684	13	1,351,628
福井県	14	184,121	8	14.55	25	33.80	24	37,428	35	1,265,207
山梨県	39	144,440	40	11.28	22	34.98	28	36,619	30	1,280,944
長野県	32	152,330	32	11.98	29	32.29	19	39,392	32	1,271,928
岐阜県	35	149,677	37	11.62	33	31.76	13	40,545	26	1,287,682
静岡県	40	143,241	43	10.90	31	32.15	11	40,854	19	1,313,630
愛知県	45	127,853	42	10.95	47	25.85	3	45,163	46	1,167,288
三重県	23	164,429	25	12.32	18	36.00	26	37,090	16	1,335,102
滋賀県	28	157,635	26	12.26	42	29.17	6	44,068	27	1,285,594
京都府	30	155,278	28	12.08	44	27.77	1	46,282	28	1,285,080
大阪府	37	149,182	34	11.86	43	27.86	4	45,153	38	1,257,784
兵庫県	29	156,405	27	12.20	36	30.75	10	41,689	29	1,282,048
奈良県	31	152,496	30	12.03	38	30.38	9	41,707	34	1,267,154
和歌山県	34	151,586	31	12.01	28	32.96	21	38,301	36	1,262,326
鳥取県	12	187,167	16	14.00	27	33.54	15	39,858	15	1,336,733
島根県	2	219,829	3	15.84	13	38.21	31	36,321	6	1,387,730
岡山県	13	186,230	7	14.68	32	32.08	18	39,540	33	1,268,318
広島県	22	168,257	22	12.82	19	35.95	29	36,513	20	1,312,560
山口県	3	217,322	10	14.39	1	46.61	41	32,413	1	1,510,747
徳島県	8	203,229	15	14.01	2	46.36	47	31,283	2	1,450,197
香川県	11	192,424	14	14.08	9	39.96	37	34,197	10	1,366,449
愛媛県	19	176,323	13	14.13	24	33.98	27	36,717	39	1,247,731
高知県	7	207,739	6	14.69	7	41.45	38	34,120	3	1,414,179
福岡県	20	171,588	20	13.05	17	36.19	32	36,318	18	1,314,511
佐賀県	4	216,335	5	15.50	4	42.98	40	32,472	5	1,395,587
長崎県	5	212,538	4	15.57	5	42.90	44	31,812	11	1,364,766
熊本県	9	196,597	12	14.29	6	42.89	43	32,086	7	1,376,178
大分県	6	211,761	1	17.39	15	37.57	42	32,405	42	1,217,510
宮崎県	17	178,703	17	13.78	8	40.90	45	31,704	24	1,296,677
鹿児島県	1	222,991	2	15.91	3	44.33	46	31,608	4	1,401,143
沖縄県	26	158,214	39	11.50	16	36.63	23	37,553	8	1,375,606
医師	2	59,646	4	6.80	2	12.70	2	69,107	1	877,785
歯科医師	6	51,787	2	7.09	6	11.29	5	64,678	6	730,204
薬剤師	5	51,985	6	6.20	3	12.45	4	67,387	4	839,111
一般業種	3	58,029	5	6.72	5	12.10	1	71,339	2	863,316
建設関係	1	65,483	1	7.63	1	13.28	6	64,627	3	858,315
全国土木	4	56,633	3	6.88	4	12.21	3	67,395	5	822,618
市町村		153,370		12.00		32.37		39,473		1,277,553
組合		61,152		7.25		12.74		66,161		842,950
合計		144,297		11.54		31.15		40,148		1,250,670

(注) 1. 1人当たり入院医療費及び1日当たり医療費には、食事療養・生活療養（医科）費用額は含まれない。

2. 結果はある程度幅を持って受け止めるべきことに留意が必要である。

統計表

(注) 統計表において、合計項目の数値が各構成項目の合計値と一致しない場合があるが、これは、特に注記等のない限り、千円未満四捨五入によるものである。

第1表 年度別、月別一般状況「全体」（続き）

総数

年度別、月別	被 保 険 者 数				介 護 保 険 者 数 被 保 険 者 数	介 護 保 険 者 数 世 帯 数	特 定 数	特 定 継 続 数	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	標 準 負 担 額 の 減 額 状 況
	被 保 険 者 等									
	計	退 職 被 保 険 者	被 扶 養 者	(再 就 業) 児						
【年度末現在】 令和元年度	人	人	人	人	人	世帯	世帯	世帯	世帯	件
2	2,774	2,674	100	-	9,511,006	7,134,972	1,348,454	165,857	...	...
3	51	45	6	-	9,327,129	7,021,141	1,310,824	174,109	...	...
4	27	23	4	-	9,106,966	6,862,565	1,309,596	186,125	...	...
5	11	10	1	-	8,811,550	6,648,628	1,308,610	185,394	...	...
【年度平均】 令和元年度	6	6	-	-	8,586,043	6,499,911	1,301,346	175,521	...	...
2	26,835	25,497	1,338	10	9,777,953	7,328,399	1,245,097	172,857	19,665	1,039,858
3	223	203	20	-	9,512,438	7,152,957	1,213,804	176,691	18,925	1,056,823
4	39	34	5	-	9,294,212	7,001,274	1,190,220	192,667	17,147	1,095,245
5	16	13	3	-	9,053,355	6,827,435	1,192,006	200,298	17,427	1,056,043
令和5年	7	7	-	-	8,771,716	6,635,117	1,189,944	186,982	17,734	945,592
3月	11	10	1	-	8,811,550	6,648,628	1,308,610	185,394	1,518	1,078,118
4月	10	9	1	-	8,923,337	6,748,600	473,722	90,490	1,528	1,078,386
5月	9	8	1	-	8,895,518	6,726,400	629,233	112,978	1,658	1,096,044
6月	9	8	1	-	8,859,492	6,701,216	1,009,406	178,012	1,440	1,124,991
7月	8	7	1	-	8,826,420	6,676,459	1,216,885	209,855	1,456	1,108,876
8月	8	7	1	-	8,797,857	6,653,334	1,233,179	205,087	1,510	761,152
9月	8	7	1	-	8,771,259	6,634,818	1,243,694	201,207	1,244	812,334
10月	6	6	-	-	8,749,154	6,619,216	1,253,719	196,336	1,455	844,580
11月	6	6	-	-	8,711,096	6,588,844	1,264,267	192,392	1,547	870,491
12月	6	6	-	-	8,674,516	6,562,446	1,272,852	188,942	1,551	890,456
令和6年	1月	6	-	-	8,647,075	6,545,114	1,286,336	184,732	1,658	908,289
2月	6	6	-	-	8,612,862	6,515,031	1,294,649	180,008	1,299	921,870
3月	6	6	-	-	8,586,043	6,499,911	1,301,346	175,521	1,600	928,782

市町村

年度別、月別	被 保 険 者 数				介 護 保 険 者 数 被 保 険 者 数	介 護 保 険 者 数 第 2 帯 号 数	世 特 定 数	特 定 継 続 数 世 帯 数	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	標 準 負 担 額 の 減 額 状 況
	退 職 被 保 険 者		被 扶 養 者							
	計	退 職 被 保 険 者	被 扶 養 者	(再 就 業) 児 女						
【年度末現在】 令和元年度	人	人	人	人	人	世帯	世帯	世帯	世帯	件
2	2,774	2,674	100	-	8,372,168	7,134,972	1,348,454	165,857	...	...
3	51	45	6	-	8,194,862	7,021,141	1,310,824	174,109	...	...
4	27	23	4	-	7,977,612	6,862,565	1,309,596	186,125	...	...
5	11	10	1	-	7,688,061	6,648,628	1,308,610	185,394	...	...
【年度平均】 令和元年度	6	6	-	-	7,482,665	6,499,911	1,301,346	175,521	...	...
2	26,835	25,497	1,338	10	8,634,885	7,328,399	1,245,097	172,857	19,665	1,030,804
3	223	203	20	-	8,376,064	7,152,957	1,213,804	176,691	18,925	1,047,351
4	39	34	5	-	8,160,822	7,001,274	1,190,220	192,667	17,147	1,083,837
5	16	13	3	-	7,923,567	6,827,435	1,192,006	200,298	17,427	1,043,822
令和5年	7	7	-	-	7,659,311	6,635,117	1,189,944	186,982	17,734	933,156
3月	11	10	1	-	7,688,061	6,648,628	1,308,610	185,394	1,518	1,065,167
4月	10	9	1	-	7,805,880	6,748,600	473,722	90,490	1,528	1,065,132
5月	9	8	1	-	7,778,642	6,726,400	629,233	112,978	1,658	1,082,463
6月	9	8	1	-	7,743,955	6,701,216	1,009,406	178,012	1,440	1,111,164
7月	8	7	1	-	7,711,145	6,676,459	1,216,885	209,855	1,456	1,088,821
8月	8	7	1	-	7,682,434	6,653,334	1,233,179	205,087	1,510	751,369
9月	8	7	1	-	7,656,725	6,634,818	1,243,694	201,207	1,244	802,167
10月	6	6	-	-	7,635,620	6,619,216	1,253,719	196,336	1,455	833,505
11月	6	6	-	-	7,598,817	6,588,844	1,264,267	192,392	1,547	859,183
12月	6	6	-	-	7,563,635	6,562,446	1,272,852	188,942	1,551	879,140
令和6年	1月	6	-	-	7,539,048	6,545,114	1,286,336	184,732	1,658	896,789
2月	6	6	-	-	7,507,301	6,515,031	1,294,649	180,008	1,299	910,316
3月	6	6	-	-	7,482,665	6,499,911	1,301,346	175,521	1,600	917,023

国保組合

年度別、月別	被 保 険 者 数					介 護 保 険 第 2 号 被 保 険 者 数	介 護 保 険 第 2 号 世 帯 数	特 定 数	特 定 継 続 数	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	標 準 負 担 額 の 減 額 状 況
	退 職 被 保 険 者 等										
	計	退 職 被 保 険 者	被 扶 養 者	(再 就 職) 児 女	総 数						
【年度末現在】 令和元年度	人	人	人	人	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	件
2	・	・	・	・	・	1,138,838	・	・	・	・	・・・
3	・	・	・	・	・	1,132,267	・	・	・	・	・・・
4	・	・	・	・	・	1,129,354	・	・	・	・	・・・
5	・	・	・	・	・	1,123,489	・	・	・	・	・・・
【年度平均】 令和元年度	・	・	・	・	・	1,103,378	・	・	・	・	・・・
2	・	・	・	・	・	1,143,068	・	・	・	・	9,054
3	・	・	・	・	・	1,136,374	・	・	・	・	9,472
4	・	・	・	・	・	1,133,390	・	・	・	・	11,408
5	・	・	・	・	・	1,129,788	・	・	・	・	12,221
令和5年	3月	・	・	・	・	1,112,405	・	・	・	・	12,436
	4月	・	・	・	・	1,123,489	・	・	・	・	12,951
	5月	・	・	・	・	1,117,457	・	・	・	・	13,254
	6月	・	・	・	・	1,116,876	・	・	・	・	13,581
	7月	・	・	・	・	1,115,537	・	・	・	・	13,827
	8月	・	・	・	・	1,115,275	・	・	・	・	20,055
	9月	・	・	・	・	1,115,423	・	・	・	・	9,783
	10月	・	・	・	・	1,114,534	・	・	・	・	10,167
	11月	・	・	・	・	1,113,534	・	・	・	・	11,075
	12月	・	・	・	・	1,112,279	・	・	・	・	11,308
令和6年	1月	・	・	・	・	1,110,881	・	・	・	・	11,316
	2月	・	・	・	・	1,108,027	・	・	・	・	11,500
	3月	・	・	・	・	1,105,561	・	・	・	・	11,554
		・	・	・	・	1,103,378	・	・	・	・	11,759

(注1)世帯の継続性を認めた世帯数は、年度平均の欄に各月の年度累計を計上している。

(注2)標準負担額の減額状況は、標準負担額減額認定証交付件数（各月末における有効な標準負担額減額認定証の総枚数）である。

第3-4表 年度別、月別療養の給付等内訳の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」（続き）

総 数								
年度別、月別	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			訪 問 看 護			(再掲) 入院＋ 食事療養・生活療養	(再掲) 入院外＋調剤
	件 数	日 数 (回)	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件		千円	件	日	千円	千円	千円
【4月～3月ベース】 令和元年度	140,023	3,856,005	2,598,306	10,695	83,889	956,924	95,346,497	151,868,283
2	132,383	3,821,524	2,559,013	12,472	99,463	1,160,329	95,947,755	154,121,715
3	141,252	3,921,057	2,652,249	14,586	120,118	1,464,484	104,230,241	168,098,869
4	140,680	3,840,666	2,594,479	15,915	133,365	1,656,895	106,014,148	166,510,950
5	134,059	3,662,502	2,473,173	16,506	146,377	1,878,974	101,895,181	157,956,605
【3月～2月ベース】 令和元年度	140,203	3,862,551	2,601,553	10,584	82,730	946,183	95,183,624	151,528,174
2	131,926	3,807,565	2,549,092	12,268	97,506	1,131,202	95,174,059	152,479,015
3	141,659	3,938,037	2,664,260	14,621	120,637	1,470,189	104,522,173	168,106,847
4	140,304	3,832,180	2,588,411	15,718	131,156	1,627,447	105,358,826	166,855,063
5	135,371	3,693,051	2,494,003	16,494	146,037	1,867,774	103,056,206	159,538,401
令和5年 3月	12,326	334,837	227,058	1,391	12,232	152,837	9,549,389	14,771,532
4月	11,993	329,648	223,457	1,405	12,060	149,929	9,212,805	13,966,300
5月	12,066	338,587	229,310	1,463	12,806	162,029	9,272,371	14,116,795
6月	12,666	342,481	231,924	1,438	12,759	161,705	9,560,305	14,500,535
7月	12,574	344,777	233,673	1,490	12,957	166,594	9,420,448	14,228,005
8月	10,537	283,375	191,804	1,266	11,136	139,678	7,930,577	12,492,316
9月	10,004	271,775	183,930	1,193	10,894	136,738	7,608,432	12,333,774
10月	10,518	285,147	193,160	1,343	12,456	161,379	8,054,363	12,780,824
11月	10,844	297,408	193,991	1,322	11,915	155,845	8,245,527	12,526,768
12月	10,574	291,241	197,274	1,295	11,685	156,639	7,896,508	13,033,668
令和6年 1月	10,494	297,445	200,456	1,484	12,952	167,284	8,358,328	12,542,570
2月	10,902	279,087	189,812	1,413	12,376	160,470	8,056,928	12,384,419
3月	10,890	301,469	204,372	1,392	12,367	160,517	8,275,403	13,047,305

市 町 村								
年度別、月別	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			訪 問 看 護			(再掲) 入院＋ 食事療養・生活療養	(再掲) 入院外＋調剤
	件 数	日 数 (回)	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件		千円	件	日	千円	千円	千円
【4月～3月ベース】 令和元年度	125,963	3,502,344	2,359,043	9,783	76,912	878,279	85,618,176	136,456,809
2	118,533	3,449,025	2,311,107	11,347	90,732	1,058,926	85,674,938	137,668,851
3	125,770	3,534,980	2,390,894	13,307	109,929	1,342,713	92,769,629	149,468,554
4	125,590	3,469,164	2,342,825	14,603	121,851	1,515,062	94,234,103	147,830,887
5	119,136	3,287,537	2,219,235	15,102	133,464	1,716,345	90,239,245	139,820,315
【3月～2月ベース】 令和元年度	126,143	3,508,890	2,362,291	9,672	75,753	867,538	85,455,304	136,116,699
2	118,076	3,435,066	2,301,185	11,143	88,775	1,029,799	84,901,242	136,026,151
3	126,177	3,551,960	2,402,905	13,342	110,448	1,348,418	93,061,561	149,476,532
4	125,214	3,460,678	2,336,757	14,406	119,642	1,485,614	93,578,781	148,174,999
5	120,448	3,318,086	2,240,065	15,090	133,124	1,705,145	91,400,270	141,402,111
令和5年 3月	10,956	300,547	203,814	1,268	11,020	136,871	8,469,657	13,084,035
4月	10,750	297,707	201,943	1,286	10,959	136,984	8,242,403	12,434,292
5月	10,751	305,310	206,681	1,335	11,714	148,638	8,199,795	12,597,445
6月	11,348	309,947	209,847	1,325	11,729	149,277	8,550,639	12,905,211
7月	11,251	311,330	210,977	1,367	11,793	151,601	8,366,890	12,692,012
8月	9,260	252,448	170,837	1,156	10,061	126,176	6,974,432	10,981,520
9月	8,824	243,575	164,890	1,085	9,853	123,903	6,702,069	10,864,812
10月	9,323	254,752	172,568	1,219	11,233	145,445	7,097,223	11,265,374
11月	9,616	266,728	173,157	1,203	10,898	142,516	7,285,590	11,049,477
12月	9,341	258,967	175,297	1,191	10,688	144,017	6,999,382	11,510,139
令和6年 1月	9,340	266,332	179,718	1,359	11,872	153,131	7,366,215	11,082,220
2月	9,691	250,381	170,324	1,290	11,290	146,416	7,142,788	10,932,248
3月	9,644	269,998	182,984	1,280	11,360	148,072	7,308,632	11,502,239

国保組合								
年度別、月別	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			訪 問 看 護			(再掲) 入院＋ 食事療養・生活療養	(再掲) 入院外＋調剤
	件 数	日 数 (回)	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件		千円	件	日	千円	千円	千円
令和元年度	14,060	353,661	239,263	912	6,977	78,645	9,728,320	15,411,475
2	13,850	372,499	247,907	1,125	8,731	101,403	10,272,817	16,452,864
3	15,482	386,077	261,354	1,279	10,189	121,771	11,460,612	18,630,315
4	15,090	371,502	251,654	1,312	11,514	141,833	11,780,045	18,680,064
5	14,923	374,965	253,938	1,404	12,913	162,629	11,655,937	18,136,290
令和5年 3月	1,370	34,290	23,243	123	1,212	15,965	1,079,733	1,687,498
4月	1,243	31,941	21,514	119	1,101	12,945	970,402	1,532,008
5月	1,315	33,277	22,628	128	1,092	13,391	1,072,576	1,519,350
6月	1,318	32,534	22,076	113	1,030	12,428	1,009,666	1,595,324
7月	1,323	33,447	22,695	123	1,164	14,993	1,053,558	1,535,993
8月	1,277	30,927	20,967	110	1,075	13,502	956,144	1,510,796
9月	1,180	28,200	19,040	108	1,041	12,835	906,363	1,468,962
10月	1,195	30,395	20,592	124	1,223	15,933	957,140	1,515,450
11月	1,228	30,680	20,834	119	1,017	13,329	959,937	1,477,291
12月	1,233	32,274	21,977	104	997	12,623	897,126	1,523,529
令和6年 1月	1,154	31,113	20,738	125	1,080	14,152	992,113	1,460,350
2月	1,211	28,706	19,488	119	1,086	14,053	914,141	1,452,171
3月	1,246	31,471	21,388	112	1,007	12,445	966,772	1,545,066

第3-5表 年度別、月別療養の給付等内訳の状況「未就学児分再掲」（続き）

総 数								
年度別、月別	食 事 療 養			訪 問 看 護			(再掲)入院＋ 食事療養	(再掲)入院外＋調剤
	件 数	日 数 (回)	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件		千円	件	日	千円	千円	千円
【4月～3月へス】 令和元年度	106,232	1,729,187	1,113,768	17,849	106,714	1,467,408	65,649,536	93,209,379
2	73,139	1,352,887	868,724	19,162	117,734	1,601,628	55,141,431	67,662,841
3	79,976	1,419,312	912,646	20,912	126,634	1,714,795	56,246,428	84,888,826
4	77,696	1,353,021	869,331	21,089	125,890	1,703,742	54,715,657	91,336,146
5	82,520	1,381,290	871,664	22,691	136,939	1,844,661	55,417,840	88,595,375
【3月～2月へス】 令和元年度	107,878	1,744,418	1,123,396	17,804	106,336	1,464,128	66,041,839	95,176,088
2	73,988	1,370,926	880,021	19,060	116,530	1,585,890	55,461,141	67,209,315
3	80,762	1,431,600	920,390	20,827	126,668	1,717,090	56,810,105	85,177,027
4	76,960	1,343,968	863,544	21,099	125,813	1,701,167	54,310,860	90,696,733
5	82,891	1,388,537	876,269	22,563	136,539	1,838,732	55,649,986	89,298,833
令和5年 3月	6,881	120,003	77,372	1,956	12,277	162,781	4,847,626	8,284,483
4月	6,205	101,511	65,405	1,739	10,567	143,811	4,118,023	6,819,606
5月	7,631	122,036	78,602	1,771	11,048	150,306	4,827,928	7,779,756
6月	8,385	129,749	84,024	1,795	11,005	149,167	5,221,462	8,408,775
7月	8,180	130,209	83,986	1,822	10,834	146,194	5,187,997	7,958,091
8月	6,953	112,466	72,518	1,736	10,425	140,183	4,571,956	6,323,851
9月	6,506	105,357	67,829	1,834	10,911	146,881	4,498,924	7,259,113
10月	6,665	112,496	72,555	1,866	11,746	158,433	4,719,967	7,585,131
11月	6,646	110,516	70,999	1,929	11,548	154,599	4,781,944	7,494,240
12月	6,283	101,689	65,586	1,989	11,987	160,232	4,180,109	8,067,467
令和6年 1月	6,444	140,684	71,679	2,096	12,239	164,372	4,563,361	6,589,724
2月	6,179	103,583	66,849	2,005	11,684	157,187	4,175,742	6,944,958
3月	6,440	110,968	71,613	2,109	12,945	173,296	4,572,596	7,365,516

市 町 村								
年度別、月別	食 事 療 養			訪 問 看 護			(再掲)入院＋ 食事療養	(再掲)入院外＋調剤
	件 数	日 数 (回)	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件		千円	件	日	千円	千円	千円
【4月～3月へス】 令和元年度	85,803	1,424,134	916,936	14,569	86,913	1,188,386	53,505,905	73,219,054
2	58,677	1,112,503	714,100	15,420	94,624	1,281,568	44,780,748	52,598,092
3	63,196	1,143,596	735,169	16,702	100,102	1,357,670	44,772,185	64,905,393
4	60,697	1,089,096	699,400	16,789	98,928	1,340,863	43,443,292	68,980,245
5	63,937	1,104,078	692,607	18,158	108,825	1,469,193	43,187,038	66,359,376
【3月～2月へス】 令和元年度	87,449	1,439,365	926,564	14,524	86,535	1,185,106	53,898,208	75,185,763
2	59,526	1,130,542	725,397	15,318	93,420	1,265,830	45,100,458	52,144,567
3	63,982	1,155,884	742,913	16,617	100,136	1,359,965	45,335,862	65,193,594
4	59,961	1,080,043	693,612	16,799	98,851	1,338,288	43,038,494	68,340,832
5	64,308	1,111,325	697,212	18,030	108,425	1,463,264	43,419,184	67,062,834
令和5年 3月	5,314	95,636	61,642	1,551	9,723	129,427	3,849,226	6,220,396
4月	4,820	81,627	52,583	1,380	8,191	111,497	3,301,173	5,131,972
5月	5,934	98,809	63,604	1,387	8,620	117,164	3,833,104	5,815,503
6月	6,541	104,143	67,383	1,428	8,589	116,551	4,175,880	6,280,821
7月	6,277	101,626	65,449	1,460	8,677	117,032	4,000,615	5,953,043
8月	5,354	90,424	58,318	1,396	8,358	112,285	3,588,255	4,731,821
9月	5,020	82,739	53,283	1,471	8,692	117,238	3,330,229	5,454,180
10月	5,179	88,931	57,315	1,483	9,317	125,921	3,739,491	5,676,532
11月	5,125	87,718	56,279	1,542	9,194	123,673	3,672,405	5,604,083
12月	4,896	78,982	50,942	1,633	9,912	133,967	3,071,592	6,018,303
令和6年 1月	5,014	117,612	56,819	1,684	9,751	131,522	3,598,199	4,951,731
2月	4,831	83,052	53,579	1,615	9,401	126,987	3,261,183	5,225,299
3月	4,943	88,389	57,037	1,679	10,123	135,356	3,617,080	5,516,938

国保組合								
年度別、月別	食 事 療 養			訪 問 看 護			(再掲)入院＋ 食事療養	(再掲)入院外＋調剤
	件 数	日 数 (回)	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件		千円	件	日	千円	千円	千円
令和元年度	20,429	305,053	196,832	3,280	19,801	279,022	12,143,631	19,990,325
2	14,462	240,384	154,624	3,742	23,110	320,060	10,360,683	15,064,749
3	16,780	275,716	177,477	4,210	26,532	357,125	11,474,243	19,983,433
4	16,999	263,925	169,932	4,300	26,962	362,879	11,272,366	22,355,901
5	18,583	277,212	179,057	4,533	28,114	375,468	12,230,802	22,235,999
令和5年 3月	1,567	24,367	15,730	405	2,554	33,354	998,400	2,064,086
4月	1,385	19,884	12,822	359	2,376	32,314	816,850	1,687,634
5月	1,697	23,227	14,998	384	2,428	33,142	994,824	1,964,253
6月	1,844	25,606	16,642	367	2,416	32,616	1,045,581	2,127,953
7月	1,903	28,583	18,537	362	2,157	29,162	1,187,382	2,005,048
8月	1,599	22,042	14,201	340	2,067	27,898	983,701	1,592,030
9月	1,486	22,618	14,547	363	2,219	29,643	1,168,695	1,804,933
10月	1,486	23,565	15,240	383	2,429	32,512	980,476	1,908,599
11月	1,521	22,798	14,720	387	2,354	30,927	1,109,539	1,890,156
12月	1,387	22,707	14,644	356	2,075	26,265	1,108,517	2,049,163
令和6年 1月	1,430	23,072	14,860	412	2,488	32,850	965,162	1,637,993
2月	1,348	20,531	13,270	390	2,283	30,200	914,559	1,719,658
3月	1,497	22,579	14,576	430	2,822	37,940	955,516	1,848,578

第6-1表 年度別、月別診療費等諸率の状況「全体」（その1）

総 数

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1,063.103	23.093	840.301	199.709	547.544	21.975	3.671
2	989.444	22.156	783.247	184.041	519.816	20.646	4.228
3	1,048.462	22.430	828.436	197.596	549.888	21.178	4.938
4	1,075.923	22.276	849.955	203.692	568.416	21.094	5.686
5	1,096.485	22.872	864.671	208.943	588.886	21.704	6.571
【3月～2月へス】							
令和元年度	1,068.948	23.130	845.036	200.782	549.799	22.009	3.626
2	984.482	22.142	779.470	182.869	517.229	20.652	4.176
3	1,047.449	22.472	827.357	197.621	548.971	21.214	4.879
4	1,073.962	22.181	848.575	203.205	566.721	20.993	5.622
5	1,098.063	22.943	866.211	208.909	589.592	21.769	6.500
令和5年 3月	95.342	1.987	75.241	18.114	51.319	1.886	0.509
4月	89.307	1.861	70.164	17.281	47.661	1.768	0.506
5月	90.114	1.941	70.948	17.226	48.004	1.800	0.518
6月	92.963	1.930	73.093	17.939	49.345	1.847	0.522
7月	91.861	1.933	72.506	17.422	49.118	1.835	0.534
8月	88.947	1.908	70.524	16.515	47.921	1.822	0.532
9月	90.832	1.877	71.736	17.219	48.518	1.785	0.542
10月	93.641	1.926	73.835	17.880	50.024	1.829	0.558
11月	91.136	1.930	71.889	17.317	48.794	1.833	0.558
12月	94.632	1.882	74.695	18.055	51.580	1.795	0.564
令和6年 1月	89.557	1.860	70.788	16.909	48.572	1.764	0.585
2月	89.736	1.908	70.837	16.991	48.749	1.803	0.574
3月	93.856	1.915	73.738	18.203	50.713	1.821	0.583

市 町 村

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1,088.273	24.350	861.093	202.830	562.635	23.218	3.951
2	1,015.656	23.420	805.559	186.677	536.378	21.875	4.558
3	1,075.645	23.716	851.416	200.513	567.108	22.442	5.332
4	1,102.614	23.599	872.092	206.923	585.112	22.400	6.156
5	1,122.070	24.277	885.532	212.261	604.256	23.084	7.134
【3月～2月へス】							
令和元年度	1,094.635	24.387	866.245	204.002	565.074	23.252	3.901
2	1,010.153	23.403	801.367	185.382	533.505	21.881	4.500
3	1,074.455	23.758	850.165	200.532	566.050	22.478	5.266
4	1,100.335	23.489	870.474	206.372	583.168	22.284	6.084
5	1,123.727	24.351	887.165	212.212	604.983	23.151	7.053
令和5年 3月	97.393	2.107	76.914	18.371	52.549	2.004	0.552
4月	91.572	1.974	72.037	17.561	49.043	1.879	0.548
5月	92.247	2.058	72.669	17.519	49.294	1.912	0.561
6月	95.091	2.045	74.820	18.226	50.631	1.961	0.566
7月	93.936	2.047	74.221	17.668	50.396	1.949	0.580
8月	91.074	2.019	72.331	16.724	49.310	1.932	0.578
9月	93.060	1.992	73.560	17.508	49.858	1.899	0.588
10月	95.924	2.046	75.683	18.195	51.348	1.947	0.605
11月	93.294	2.052	73.620	17.622	50.033	1.952	0.606
12月	96.712	2.000	76.377	18.335	52.808	1.911	0.613
令和6年 1月	91.657	1.978	72.488	17.191	49.835	1.880	0.636
2月	91.737	2.030	72.435	17.272	49.913	1.922	0.624
3月	95.860	2.035	75.371	18.453	51.897	1.939	0.634

国保組合

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	813.444	10.627	634.063	168.753	397.861	9.642	0.891
2	733.835	9.828	565.675	158.333	358.312	8.653	1.011
3	787.545	10.090	607.858	169.597	384.598	9.046	1.156
4	826.035	9.888	642.707	173.439	412.104	8.860	1.282
5	862.861	10.047	674.177	178.637	448.538	9.101	1.431
令和5年 3月	76.580	0.882	59.933	15.765	40.073	0.799	0.114
4月	68.259	0.810	52.771	14.678	34.822	0.736	0.111
5月	70.341	0.849	54.990	14.502	36.039	0.764	0.115
6月	73.302	0.873	57.139	15.289	37.459	0.793	0.115
7月	72.771	0.881	56.737	15.152	37.367	0.790	0.115
8月	69.472	0.898	53.975	14.598	35.207	0.819	0.114
9月	70.478	0.821	55.072	14.585	36.278	0.742	0.119
10月	72.824	0.829	56.986	15.009	37.952	0.750	0.123
11月	71.545	0.829	56.174	14.541	37.543	0.752	0.122
12月	75.807	0.818	59.467	15.522	40.460	0.744	0.121
令和6年 1月	70.589	0.791	55.435	14.363	37.163	0.717	0.124
2月	71.716	0.809	56.451	14.455	38.266	0.733	0.123
3月	75.852	0.836	59.063	15.952	40.072	0.761	0.129

第6-1表 年度別、月別診療費等諸率の状況「全体」（その2）

総 数

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1.88	15.73	1.52	1.78	1.20	43.33	6.68
2	1.87	15.78	1.50	1.78	1.18	45.09	6.87
3	1.84	15.71	1.49	1.71	1.18	44.09	6.98
4	1.81	15.68	1.48	1.66	1.17	44.03	7.08
5	1.79	15.68	1.47	1.62	1.17	43.90	7.30
【3月～2月へス】							
令和元年度	1.88	15.71	1.52	1.78	1.20	43.37	6.65
2	1.87	15.81	1.50	1.78	1.18	44.98	6.83
3	1.84	15.70	1.50	1.72	1.18	44.13	6.98
4	1.81	15.67	1.48	1.67	1.17	44.02	7.05
5	1.80	15.67	1.47	1.62	1.17	43.87	7.31
令和5年 3月	1.83	15.79	1.49	1.68	1.18	44.19	7.51
4月	1.79	15.72	1.46	1.64	1.18	44.36	7.04
5月	1.81	15.50	1.48	1.65	1.19	44.32	7.38
6月	1.81	15.35	1.49	1.66	1.17	42.94	7.47
7月	1.81	15.75	1.48	1.63	1.18	43.99	7.29
8月	1.80	15.71	1.47	1.58	1.18	44.25	7.43
9月	1.79	15.67	1.47	1.61	1.17	43.64	7.23
10月	1.81	15.82	1.49	1.65	1.18	44.03	7.48
11月	1.79	15.38	1.47	1.62	1.17	42.79	7.33
12月	1.77	15.95	1.46	1.59	1.17	44.25	7.33
令和6年 1月	1.77	16.22	1.43	1.58	1.15	45.63	7.17
2月	1.76	15.14	1.44	1.59	1.15	42.05	7.11
3月	1.78	15.97	1.46	1.61	1.19	44.54	7.38

市 町 村

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1.90	15.99	1.53	1.79	1.20	44.12	6.68
2	1.89	16.05	1.51	1.78	1.18	45.89	6.88
3	1.86	15.99	1.50	1.72	1.18	44.91	6.99
4	1.83	15.96	1.49	1.67	1.17	44.88	7.09
5	1.82	15.97	1.48	1.63	1.18	44.77	7.32
【3月～2月へス】							
令和元年度	1.90	15.98	1.53	1.79	1.20	44.15	6.65
2	1.89	16.08	1.50	1.79	1.18	45.78	6.83
3	1.87	15.98	1.50	1.73	1.18	44.95	6.99
4	1.83	15.95	1.49	1.68	1.17	44.88	7.06
5	1.82	15.96	1.48	1.63	1.17	44.75	7.33
令和5年 3月	1.85	16.09	1.50	1.69	1.18	45.09	7.53
4月	1.82	16.01	1.47	1.65	1.18	45.24	7.04
5月	1.84	15.78	1.49	1.66	1.19	45.20	7.40
6月	1.84	15.64	1.50	1.67	1.17	43.80	7.48
7月	1.83	16.06	1.49	1.64	1.18	44.88	7.31
8月	1.82	16.04	1.48	1.59	1.18	45.26	7.45
9月	1.82	15.96	1.48	1.62	1.17	44.49	7.24
10月	1.84	16.11	1.50	1.66	1.18	44.89	7.50
11月	1.82	15.66	1.48	1.63	1.17	43.62	7.35
12月	1.80	16.24	1.47	1.60	1.18	45.12	7.34
令和6年 1月	1.79	16.52	1.44	1.59	1.15	46.53	7.18
2月	1.78	15.41	1.45	1.60	1.15	42.85	7.12
3月	1.81	16.27	1.47	1.62	1.19	45.46	7.40

国保組合

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	1.57	9.71	1.41	1.67	1.19	24.63	6.66
2	1.56	9.53	1.39	1.68	1.17	25.30	6.68
3	1.54	9.40	1.39	1.61	1.16	24.48	6.70
4	1.51	9.26	1.37	1.56	1.16	23.83	6.56
5	1.48	9.20	1.35	1.53	1.16	23.55	6.61
令和5年 3月	1.50	9.22	1.37	1.56	1.17	23.76	6.95
4月	1.49	9.14	1.36	1.55	1.16	23.45	6.66
5月	1.50	9.25	1.37	1.55	1.17	23.88	6.64
6月	1.52	9.08	1.39	1.56	1.18	23.23	6.82
7月	1.50	9.21	1.37	1.54	1.17	23.88	6.62
8月	1.48	8.89	1.35	1.49	1.15	22.53	6.64
9月	1.48	9.23	1.36	1.52	1.16	23.62	6.59
10月	1.50	9.30	1.37	1.55	1.17	23.74	6.86
11月	1.48	9.14	1.35	1.53	1.16	23.28	6.50
12月	1.47	9.38	1.35	1.50	1.17	23.97	6.62
令和6年 1月	1.44	9.50	1.32	1.49	1.14	24.38	6.40
2月	1.45	9.09	1.33	1.50	1.14	23.23	6.37
3月	1.47	9.25	1.34	1.51	1.15	23.57	6.58

第6-1表 年度別、月別診療費等諸率の状況「全体」（その3）

総 数

年度別、月別	1 件 当 たり 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	26,861	573,783	15,202	12,674	11,752	28,867	74,201
2	28,237	587,568	15,861	13,574	12,312	29,883	77,306
3	28,317	608,921	16,166	13,353	12,127	29,328	79,507
4	28,394	625,514	16,349	13,351	11,849	29,161	81,522
5	28,459	628,050	16,300	13,142	11,893	29,083	85,134
【3月～2月へス】							
令和元年度	26,708	571,755	15,129	12,648	11,668	28,833	73,939
2	28,202	586,204	15,796	13,520	12,308	29,906	76,840
3	28,332	608,155	16,156	13,378	12,123	29,325	79,424
4	28,321	623,390	16,353	13,342	11,878	29,162	81,203
5	28,529	628,927	16,327	13,181	11,907	29,066	85,040
令和5年 3月	29,021	644,841	16,455	13,674	12,265	29,331	86,141
4月	28,325	629,210	16,089	13,291	11,816	29,184	81,918
5月	28,807	622,291	16,350	13,249	11,557	29,452	85,279
6月	28,479	626,470	16,360	13,513	11,623	28,285	86,372
7月	28,380	622,456	16,189	13,200	11,808	29,242	84,918
8月	29,169	629,791	16,750	12,796	12,439	28,943	86,051
9月	28,275	622,725	16,353	13,145	12,000	28,989	84,127
10月	28,483	633,627	16,350	13,415	11,771	29,261	86,809
11月	28,577	621,449	16,371	13,162	11,737	28,420	85,495
12月	27,666	629,222	16,032	13,075	12,146	29,392	85,866
令和6年 1月	28,888	651,362	16,432	12,566	11,843	30,086	84,062
2月	28,299	613,153	16,217	13,009	11,871	28,198	83,506
3月	28,203	636,031	16,120	13,206	12,105	29,600	87,058

市 町 村

年度別、月別	1 件 当 たり 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	27,427	574,943	15,408	12,722	11,890	29,391	74,113
2	28,811	588,688	16,051	13,629	12,429	30,415	77,267
3	28,890	609,855	16,352	13,411	12,251	29,877	79,522
4	29,007	626,678	16,534	13,410	11,989	29,725	81,581
5	29,158	628,929	16,541	13,196	12,049	29,662	85,250
【3月～2月へス】							
令和元年度	27,257	572,821	15,328	12,694	11,799	29,353	73,845
2	28,776	587,265	15,982	13,572	12,426	30,438	76,789
3	28,905	609,051	16,341	13,438	12,247	29,872	79,437
4	28,927	624,459	16,537	13,401	12,019	29,726	81,255
5	29,229	629,840	16,569	13,238	12,064	29,641	85,155
令和5年 3月	29,784	646,522	16,717	13,740	12,422	29,921	86,217
4月	28,970	630,228	16,303	13,342	11,953	29,759	81,938
5月	29,505	623,212	16,594	13,302	11,710	30,036	85,401
6月	29,158	628,038	16,588	13,574	11,779	28,845	86,472
7月	29,063	623,822	16,419	13,255	11,964	29,830	85,026
8月	29,843	631,527	16,981	12,843	12,589	29,589	86,177
9月	28,931	623,387	16,573	13,199	12,141	29,557	84,219
10月	29,174	634,388	16,589	13,470	11,941	29,830	86,905
11月	29,288	621,912	16,620	13,216	11,901	28,968	85,665
12月	28,371	629,551	16,286	13,133	12,321	29,971	85,996
令和6年 1月	29,631	652,012	16,682	12,613	12,001	30,673	84,192
2月	29,041	613,458	16,477	13,063	12,030	28,737	83,633
3月	28,956	636,728	16,390	13,259	12,265	30,207	87,222

国保組合

年度別、月別	1 件 当 たり 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	19,349	547,418	12,429	12,096	9,826	16,351	78,056
2	20,500	561,545	13,218	12,933	10,599	16,767	79,053
3	20,813	587,852	13,666	12,695	10,374	16,255	78,838
4	20,735	599,502	14,004	12,681	9,998	15,816	78,865
5	20,167	608,652	13,413	12,559	9,968	15,664	79,857
令和5年 3月	20,143	608,110	13,371	12,973	10,384	15,805	82,775
4月	20,276	606,148	13,381	12,723	10,011	15,533	80,993
5月	20,324	601,580	13,372	12,650	9,624	15,881	79,806
6月	20,333	592,548	13,594	12,834	9,681	15,464	81,869
7月	20,271	593,264	13,416	12,608	9,880	15,890	79,903
8月	21,081	594,079	13,918	12,307	10,517	14,990	80,199
9月	20,363	608,030	13,672	12,555	10,230	15,697	79,946
10月	20,187	616,503	13,450	12,807	9,684	15,774	82,508
11月	20,155	611,047	13,401	12,567	9,742	15,492	77,802
12月	19,529	621,928	13,088	12,462	10,086	15,946	79,902
令和6年 1月	20,171	636,669	13,471	12,064	9,931	16,207	78,082
2月	19,746	606,260	13,209	12,431	9,997	15,471	77,678
3月	19,653	620,799	13,031	12,659	10,245	15,700	79,818

第6-1表 年度別、月別診療費等諸率の状況「全体」（その4）

総 数

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	14,312	36,487	10,003	7,130	9,780	666	11,114
2	15,100	37,235	10,583	7,644	10,451	663	11,247
3	15,408	38,770	10,830	7,807	10,308	665	11,389
4	15,699	39,905	11,046	8,027	10,125	662	11,521
5	15,881	40,062	11,114	8,117	10,127	663	11,656
【3月～2月へス】							
令和元年度	14,234	36,383	9,946	7,116	9,706	665	11,112
2	15,075	37,078	10,554	7,605	10,449	665	11,249
3	15,379	38,731	10,801	7,790	10,292	665	11,375
4	15,659	39,789	11,047	8,006	10,152	662	11,513
5	15,886	40,148	11,109	8,111	10,145	662	11,630
令和5年 3月	15,890	40,845	11,017	8,150	10,363	664	11,466
4月	15,782	40,033	10,992	8,107	10,046	658	11,642
5月	15,872	40,148	11,043	8,030	9,710	665	11,549
6月	15,726	40,821	10,972	8,149	9,896	659	11,563
7月	15,695	39,513	10,951	8,079	9,987	665	11,643
8月	16,248	40,088	11,410	8,078	10,563	654	11,579
9月	15,791	39,752	11,124	8,148	10,267	664	11,640
10月	15,698	40,064	10,981	8,126	9,972	664	11,598
11月	15,937	40,410	11,142	8,110	10,001	664	11,658
12月	15,588	39,457	10,970	8,206	10,341	664	11,722
令和6年 1月	16,356	40,164	11,486	7,945	10,313	659	11,728
2月	16,105	40,496	11,283	8,191	10,293	671	11,752
3月	15,835	39,835	11,073	8,222	10,169	665	11,789

市 町 村

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	14,436	35,955	10,083	7,123	9,887	666	11,100
2	15,222	36,681	10,656	7,640	10,543	663	11,234
3	15,526	38,151	10,897	7,800	10,405	665	11,381
4	15,826	39,260	11,107	8,019	10,239	662	11,511
5	16,036	39,380	11,207	8,107	10,251	662	11,648
【3月～2月へス】							
令和元年度	14,352	35,851	10,021	7,107	9,807	665	11,098
2	15,196	36,521	10,625	7,597	10,541	665	11,236
3	15,495	38,113	10,867	7,782	10,387	665	11,367
4	15,784	39,140	11,108	7,997	10,267	662	11,502
5	16,041	39,473	11,201	8,101	10,269	662	11,621
令和5年 3月	16,062	40,187	11,115	8,138	10,486	664	11,457
4月	15,927	39,369	11,076	8,100	10,152	658	11,631
5月	16,029	39,499	11,138	8,020	9,825	665	11,540
6月	15,885	40,165	11,063	8,143	10,030	659	11,554
7月	15,847	38,845	11,041	8,069	10,110	665	11,635
8月	16,380	39,367	11,490	8,063	10,674	654	11,570
9月	15,930	39,071	11,202	8,141	10,379	664	11,630
10月	15,849	39,390	11,069	8,115	10,109	664	11,590
11月	16,096	39,722	11,237	8,100	10,133	664	11,651
12月	15,749	38,756	11,071	8,195	10,485	664	11,715
令和6年 1月	16,521	39,480	11,583	7,934	10,442	659	11,719
2月	16,279	39,811	11,388	8,182	10,424	671	11,744
3月	16,008	39,127	11,182	8,209	10,276	664	11,782

国保組合

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	12,318	56,403	8,833	7,227	8,262	664	11,714
2	13,109	58,924	9,489	7,700	9,095	663	11,825
3	13,533	62,548	9,848	7,891	8,920	664	11,764
4	13,768	64,748	10,210	8,116	8,607	664	12,019
5	13,617	66,161	9,904	8,234	8,590	665	12,085
令和5年 3月	13,417	65,923	9,754	8,290	8,869	665	11,903
4月	13,587	66,338	9,851	8,199	8,633	662	12,166
5月	13,536	65,023	9,773	8,146	8,227	665	12,011
6月	13,412	65,257	9,791	8,222	8,219	666	11,999
7月	13,500	64,433	9,780	8,190	8,440	665	12,078
8月	14,289	66,862	10,331	8,241	9,115	665	12,069
9月	13,739	65,873	10,085	8,240	8,843	665	12,122
10月	13,467	66,314	9,806	8,254	8,270	664	12,021
11月	13,628	66,879	9,900	8,233	8,386	665	11,976
12月	13,309	66,336	9,688	8,329	8,629	665	12,065
令和6年 1月	13,967	67,031	10,234	8,075	8,736	665	12,198
2月	13,638	66,717	9,966	8,297	8,748	666	12,189
3月	13,410	67,080	9,708	8,364	8,872	666	12,134

第6-1表 年度別、月別診療費等諸率の状況「全体」（その5）

総 数

年度別、月別		1人当たり医療費（円）								
		診療費				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養の給付等 合計	療養諸費合計 （実績医療費）
		診療費計	入院	入院外	歯科					
【4月～3月へス】 令和元年度		285,562	132,506	127,746	25,310	64,350	6,343	2,724	358,980	363,077
2		279,392	130,182	124,229	24,981	63,999	6,170	3,269	352,829	356,532
3		296,895	136,582	133,927	26,385	66,686	6,211	3,926	373,718	377,563
4		305,495	139,341	138,961	27,194	67,353	6,151	4,635	383,635	387,410
5		312,051	143,648	140,944	27,459	70,034	6,312	5,594	393,992	397,836
【3月～2月へス】 令和元年度		285,490	132,249	127,846	25,395	64,152	6,346	2,681	358,669	362,755
2		277,648	129,798	123,125	24,724	63,662	6,176	3,209	350,695	354,393
3		296,768	136,663	133,666	26,438	66,553	6,221	3,875	373,417	377,253
4		304,154	138,277	138,766	27,112	67,316	6,122	4,566	382,158	385,919
5		313,262	144,297	141,429	27,536	70,204	6,327	5,527	395,321	399,153
令和5年	3月	27,669	12,812	12,381	2,477	6,295	553	438	34,955	35,268
	4月	25,296	11,710	11,289	2,297	5,631	516	414	31,857	32,153
	5月	25,959	12,077	11,600	2,282	5,548	530	442	32,479	32,789
	6月	26,475	12,093	11,958	2,424	5,736	522	450	33,183	33,500
	7月	26,071	12,033	11,738	2,300	5,800	537	453	32,861	33,180
	8月	25,945	12,019	11,813	2,113	5,961	527	458	32,891	33,226
	9月	25,682	11,688	11,731	2,263	5,822	517	456	32,478	32,798
	10月	26,672	12,202	12,072	2,399	5,888	535	484	33,580	33,898
	11月	26,044	11,996	11,769	2,279	5,727	521	477	32,769	33,087
	12月	26,181	11,845	11,975	2,361	6,265	528	484	33,458	33,793
令和6年	1月	25,871	12,115	11,632	2,125	5,752	531	492	32,646	32,970
	2月	25,394	11,696	11,487	2,210	5,787	509	479	32,169	32,500
	3月	26,471	12,180	11,887	2,404	6,139	539	508	33,656	33,981

市 町 村

年度別、月別		1人当たり医療費（円）								
		療 費				調 剤	食 事 療 養・ 生 活 療 養	訪 問 看 護	療 養 の 給 付 等 合 計	療 養 諸 費 合 計 （実績医療費）
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科					
【4月～3月へス】 令和元年度		298,484	140,000	132,680	25,804	66,896	6,824	2,929	375,132	379,338
2		292,616	137,872	129,301	25,443	66,668	6,653	3,522	369,459	373,260
3		310,749	144,632	139,226	26,891	69,477	6,705	4,240	391,171	395,118
4		319,831	147,892	144,190	27,749	70,146	6,658	5,023	401,658	405,541
5		327,168	152,683	146,476	28,009	72,808	6,847	6,082	412,905	416,862
【3月～2月へス】 令和元年度		298,368	139,696	132,776	25,896	66,671	6,825	2,881	374,745	378,939
2		290,677	137,440	128,077	25,159	66,292	6,660	3,456	367,085	370,881
3		310,572	144,700	138,924	26,949	69,323	6,715	4,183	390,793	394,729
4		318,289	146,680	143,953	27,656	70,093	6,624	4,944	399,950	403,817
5		328,456	153,370	146,994	28,093	72,985	6,862	6,006	414,310	418,253
令和5年	3月	29,007	13,625	12,858	2,524	6,528	600	476	36,611	36,934
	4月	26,529	12,442	11,744	2,343	5,862	559	449	33,399	33,702
	5月	27,217	12,829	12,058	2,330	5,772	574	479	34,043	34,362
	6月	27,727	12,841	12,411	2,474	5,964	566	489	34,745	35,071
	7月	27,301	12,773	12,186	2,342	6,029	581	493	34,404	34,733
	8月	27,179	12,749	12,283	2,148	6,207	572	498	34,456	34,801
	9月	26,923	12,421	12,191	2,311	6,053	561	495	34,033	34,362
	10月	27,985	12,979	12,555	2,451	6,131	581	526	35,223	35,550
	11月	27,324	12,759	12,236	2,329	5,955	566	519	34,364	34,691
	12月	27,438	12,592	12,438	2,408	6,506	573	527	35,045	35,390
令和6年	1月	27,159	12,898	12,093	2,168	5,981	577	536	34,252	34,585
	2月	26,642	12,450	11,935	2,256	6,005	552	522	33,721	34,063
	3月	27,757	12,957	12,353	2,447	6,365	586	553	35,261	35,597

国保組合

年度別、月別		1人当たり医療費（円）								
		診療費				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養の給付等 合 計	療養諸費合計 （実績医療費）
		診療費計	入院	入院外	歯科					
令和元年度		157,397	58,176	78,808	20,413	39,095	1,576	695	198,764	201,777
2		150,434	55,187	74,771	20,477	37,977	1,451	800	190,661	193,409
3		163,913	59,314	83,070	21,530	39,897	1,470	911	206,192	209,058
4		171,280	59,282	90,004	21,994	41,202	1,401	1,011	214,894	217,661
5		174,014	61,152	90,427	22,435	44,711	1,425	1,143	221,294	224,106
令和5年	3月	15,425	5,367	8,014	2,045	4,161	126	94	19,807	20,033
	4月	13,840	4,911	7,061	1,868	3,486	114	90	17,530	17,755
	5月	14,296	5,109	7,353	1,835	3,468	121	92	17,978	18,212
	6月	14,904	5,174	7,768	1,962	3,626	123	94	18,748	18,978
	7月	14,752	5,229	7,612	1,910	3,692	126	92	18,661	18,898
	8月	14,645	5,336	7,512	1,797	3,703	123	92	18,563	18,804
	9月	14,352	4,991	7,530	1,831	3,711	116	95	18,274	18,518
	10月	14,701	5,114	7,665	1,922	3,675	118	101	18,596	18,834
	11月	14,420	5,064	7,528	1,827	3,658	117	95	18,288	18,524
	12月	14,804	5,087	7,783	1,934	4,081	119	97	19,101	19,337
令和6年	1月	14,239	5,038	7,468	1,733	3,691	116	97	18,143	18,374
	2月	14,161	4,907	7,457	1,797	3,825	113	96	18,195	18,426
	3月	14,907	5,191	7,697	2,019	4,105	119	103	19,234	19,463

第6-2表 年度別、月別診療費等諸率の状況「前期高齢者分再掲」（その2）

総 数

年度別、月別	1 件 当 たり 日 数（日）						
	診 療				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へへへへ】 令和元年度	1.85	14.37	1.52	1.81	1.18	38.77	7.45
2	1.83	14.41	1.49	1.80	1.16	40.05	7.82
3	1.81	14.41	1.49	1.74	1.16	39.35	7.96
4	1.79	14.31	1.49	1.70	1.16	39.13	8.12
5	1.78	14.36	1.48	1.65	1.16	38.86	8.52
【3月～2月へへへへ】 令和元年度	1.85	14.36	1.53	1.81	1.18	38.73	7.42
2	1.83	14.44	1.49	1.80	1.16	40.07	7.77
3	1.82	14.41	1.50	1.75	1.16	39.36	7.96
4	1.79	14.30	1.49	1.70	1.16	39.13	8.10
5	1.79	14.34	1.48	1.66	1.16	38.79	8.51
令和5年 3月	1.83	14.42	1.51	1.72	1.17	39.11	8.59
4月	1.78	14.37	1.47	1.67	1.15	39.01	8.15
5月	1.80	14.52	1.49	1.68	1.16	39.34	8.56
6月	1.80	14.00	1.50	1.69	1.16	37.73	8.61
7月	1.80	14.45	1.49	1.67	1.16	39.14	8.50
8月	1.78	14.47	1.48	1.61	1.17	38.86	8.60
9月	1.78	14.35	1.48	1.64	1.16	38.78	8.44
10月	1.80	14.40	1.50	1.68	1.16	38.84	8.69
11月	1.78	13.96	1.48	1.65	1.15	37.73	8.57
12月	1.77	14.52	1.47	1.63	1.16	39.09	8.60
令和6年 1月	1.76	14.82	1.44	1.61	1.14	40.27	8.41
2月	1.75	13.84	1.45	1.62	1.14	37.61	8.37
3月	1.78	14.59	1.47	1.64	1.16	39.97	8.74

市 町 村

年度別、月別	1 件 当 たり 日 数（日）						
	診 療				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へへへへ】 令和元年度	1.86	14.44	1.53	1.81	1.18	39.02	7.44
2	1.83	14.50	1.49	1.80	1.16	40.31	7.82
3	1.82	14.50	1.50	1.74	1.16	39.62	7.96
4	1.80	14.40	1.49	1.70	1.16	39.40	8.12
5	1.79	14.44	1.48	1.65	1.16	39.12	8.52
【3月～2月へへへへ】 令和元年度	1.86	14.43	1.53	1.81	1.18	38.98	7.41
2	1.83	14.52	1.49	1.80	1.16	40.33	7.77
3	1.82	14.50	1.50	1.75	1.16	39.62	7.96
4	1.80	14.39	1.49	1.70	1.16	39.40	8.09
5	1.79	14.43	1.48	1.66	1.16	39.05	8.50
令和5年 3月	1.83	14.51	1.51	1.72	1.17	39.38	8.59
4月	1.78	14.45	1.47	1.67	1.15	39.27	8.15
5月	1.81	14.61	1.49	1.68	1.16	39.60	8.56
6月	1.80	14.08	1.50	1.69	1.16	37.98	8.61
7月	1.80	14.53	1.49	1.67	1.16	39.40	8.50
8月	1.79	14.57	1.48	1.61	1.17	39.15	8.60
9月	1.78	14.44	1.48	1.64	1.16	39.05	8.43
10月	1.81	14.48	1.50	1.68	1.16	39.08	8.68
11月	1.79	14.04	1.48	1.65	1.15	37.99	8.57
12月	1.77	14.61	1.47	1.63	1.16	39.36	8.59
令和6年 1月	1.76	14.91	1.44	1.61	1.14	40.55	8.41
2月	1.76	13.93	1.45	1.62	1.14	37.87	8.37
3月	1.79	14.68	1.47	1.64	1.17	40.27	8.74

国保組合

年度別、月別	1 件 当 たり 日 数（日）						
	診 療				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	1.73	11.15	1.48	1.82	1.17	28.28	7.94
2	1.70	10.94	1.46	1.82	1.16	28.98	7.89
3	1.68	10.88	1.46	1.75	1.15	28.14	7.89
4	1.66	10.69	1.44	1.70	1.15	27.51	8.34
5	1.64	10.73	1.43	1.66	1.15	27.55	8.72
令和5年 3月	1.68	10.76	1.46	1.72	1.16	27.83	9.00
4月	1.65	10.80	1.43	1.69	1.14	27.88	8.63
5月	1.67	10.90	1.44	1.69	1.15	28.31	8.57
6月	1.67	10.72	1.45	1.70	1.15	27.46	8.66
7月	1.67	10.93	1.44	1.68	1.15	28.31	8.71
8月	1.64	10.58	1.43	1.61	1.16	27.09	8.64
9月	1.64	10.66	1.43	1.65	1.15	27.11	8.91
10月	1.66	10.82	1.45	1.69	1.16	28.30	9.12
11月	1.64	10.52	1.43	1.66	1.15	26.66	8.65
12月	1.62	10.79	1.42	1.63	1.15	27.48	9.15
令和6年 1月	1.61	11.05	1.39	1.61	1.13	28.45	8.50
2月	1.61	10.29	1.40	1.63	1.14	26.19	8.50
3月	1.63	10.74	1.42	1.65	1.15	27.37	8.60

第6-2表 年度別、月別診療費等諸率の状況「前期高齢者分再掲」（その3）

総 数

年度別、月別		1 件当たり医療費（円）						
		診 療 費				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へへへ】 令和元年度		27,971	607,571	15,654	12,775	12,090	25,966	84,886
2		29,090	621,559	16,136	13,664	12,417	26,911	89,646
3		29,289	643,534	16,451	13,452	12,271	26,485	93,752
4		29,615	662,587	16,616	13,466	12,007	26,202	97,944
5		30,156	669,555	16,863	13,209	12,162	26,174	105,405
【3月～2月へへへ】 令和元年度		27,828	605,358	15,588	12,754	12,014	25,945	84,526
2		29,033	620,006	16,061	13,603	12,419	26,927	89,050
3		29,312	642,987	16,448	13,479	12,249	26,493	93,478
4		29,504	659,953	16,604	13,454	12,052	26,198	97,471
5		30,215	670,292	16,887	13,257	12,176	26,148	104,815
令和5年	3月	30,947	683,016	17,166	13,833	12,500	26,357	103,590
	4月	29,759	669,071	16,565	13,366	11,966	26,270	99,629
	5月	30,442	678,765	16,899	13,498	11,798	26,507	104,115
	6月	30,191	666,461	16,947	13,587	11,875	25,429	105,059
	7月	30,058	663,262	16,705	13,273	12,106	26,367	104,865
	8月	30,624	671,617	17,194	12,804	12,639	26,248	105,292
	9月	29,760	665,026	16,789	13,180	12,215	26,123	104,272
	10月	30,128	673,311	16,925	13,450	12,047	26,226	106,935
	11月	30,341	658,306	16,975	13,223	12,006	25,406	106,437
	12月	29,356	666,701	16,577	13,181	12,436	26,357	107,452
令和6年	1月	30,746	694,852	17,035	12,504	12,310	27,176	104,902
	2月	30,271	653,159	16,887	13,056	12,220	25,343	104,968
	3月	30,257	675,210	16,881	13,289	12,352	26,708	110,571

市 町 村

年度別、月別		1 件当たり医療費（円）							
		診 療 費 計				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護	
診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科						
【4月～3月へへへへ】 令和元年度	1	27,976	607,008	15,635	12,768	12,072	26,128	84,773	
	2	29,101	620,890	16,117	13,658	12,398	27,082	89,592	
	3	29,296	642,709	16,431	13,445	12,251	26,659	93,734	
	4	29,624	661,584	16,598	13,461	11,988	26,379	97,869	
	5	30,170	668,597	16,849	13,206	12,142	26,352	105,364	
【3月～2月へへへへ】 令和元年度	1	27,829	604,745	15,568	12,746	11,994	26,106	84,406	
	2	29,042	619,299	16,040	13,596	12,400	27,098	88,986	
	3	29,320	642,153	16,427	13,473	12,228	26,667	93,454	
	4	29,510	658,889	16,586	13,448	12,033	26,376	97,389	
	5	30,231	669,360	16,873	13,254	12,156	26,325	104,766	
令和5年	3月	30,965	682,391	17,148	13,832	12,476	26,538	103,467	
	4月	29,767	668,088	16,549	13,358	11,947	26,447	99,575	
	5月	30,444	677,619	16,886	13,497	11,781	26,683	104,145	
	6月	30,204	665,829	16,931	13,581	11,855	25,592	105,053	
	7月	30,063	662,209	16,688	13,266	12,084	26,539	104,832	
	8月	30,624	670,802	17,170	12,802	12,616	26,442	105,267	
	9月	29,772	664,101	16,773	13,175	12,189	26,307	104,167	
	10月	30,144	672,163	16,908	13,446	12,028	26,400	106,838	
	11月	30,361	657,414	16,960	13,223	11,985	25,577	106,416	
	12月	29,387	666,058	16,569	13,175	12,415	26,539	107,345	
	令和6年	1月	30,765	693,529	17,023	12,503	12,293	27,362	104,866
		2月	30,293	652,128	16,874	13,055	12,197	25,519	104,912
3月		30,284	674,303	16,869	13,286	12,332	26,898	110,576	

国保組合

年度別、月別		1 件当たり医療費（円）							
		診 療				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護	
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科				
令和元年度		27,773	631,081	16,346	13,056	12,776	19,119	91,837	
	2	28,680	649,791	16,833	13,869	13,148	19,547	92,916	
	3	29,020	678,327	17,203	13,692	13,030	19,037	94,952	
	4	29,279	704,829	17,266	13,661	12,738	18,612	103,102	
	5	29,628	709,633	17,404	13,350	12,932	18,601	108,477	
令和5年	3月	30,288	708,492	17,809	13,860	13,377	18,824	111,936	
	4月	29,444	710,470	17,175	13,668	12,679	18,740	103,508	
	5月	30,350	725,839	17,384	13,546	12,422	19,176	101,918	
	6月	29,729	692,525	17,538	13,800	12,627	18,628	105,436	
	7月	29,882	706,795	17,322	13,534	12,913	19,149	107,312	
	8月	30,613	704,469	18,041	12,864	13,501	18,312	107,093	
	9月	29,323	703,725	17,385	13,386	13,181	18,353	111,766	
	10月	29,528	723,137	17,518	13,605	12,760	18,562	114,090	
	11月	29,614	696,188	17,512	13,228	12,801	18,059	107,953	
	12月	28,249	693,847	16,855	13,429	13,211	18,590	115,486	
	令和6年	1月	30,073	750,668	17,465	12,536	12,941	19,242	107,574
		2月	29,503	696,727	17,370	13,115	13,052	17,808	109,191
3月		29,274	713,413	17,298	13,401	13,103	18,575	110,173	

第6-2表 年度別、月別診療費等諸率の状況「前期高齢者分再掲」（その4）

総 数

年度別、月別	1 日 当 た り 医 療 費 （ 円 ）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
【4月～3月へへへへ】							
令和元年度	15,096	42,295	10,268	7,050	10,252	670	11,390
2	15,891	43,123	10,803	7,590	10,690	672	11,460
3	16,165	44,647	11,010	7,727	10,583	673	11,780
4	16,523	46,300	11,180	7,939	10,390	670	12,058
5	16,905	46,639	11,413	8,004	10,519	674	12,371
【3月～2月へへへへ】							
令和元年度	15,008	42,169	10,207	7,036	10,176	670	11,387
2	15,861	42,941	10,771	7,547	10,686	672	11,455
3	16,140	44,613	10,987	7,710	10,554	673	11,751
4	16,468	46,141	11,173	7,919	10,429	670	12,040
5	16,904	46,732	11,405	8,001	10,527	674	12,320
令和5年 3月	16,947	47,364	11,372	8,039	10,697	674	12,056
4月	16,736	46,573	11,267	8,012	10,382	673	12,219
5月	16,872	46,732	11,334	8,027	10,157	674	12,164
6月	16,768	47,595	11,299	8,055	10,221	674	12,204
7月	16,700	45,916	11,221	7,968	10,470	674	12,335
8月	17,185	46,415	11,638	7,939	10,844	675	12,248
9月	16,722	46,340	11,336	8,036	10,570	674	12,358
10月	16,703	46,765	11,286	8,008	10,344	675	12,305
11月	17,008	47,146	11,478	7,991	10,402	673	12,419
12月	16,586	45,912	11,254	8,092	10,735	674	12,500
令和6年 1月	17,465	46,877	11,802	7,755	10,829	675	12,470
2月	17,251	47,177	11,649	8,057	10,713	674	12,541
3月	16,959	46,268	11,460	8,080	10,605	668	12,654

市 町 村

年度別、月別	1 日 当 た り 医 療 費 （ 円 ）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
【4月～3月へへへへ】							
令和元年度	15,072	42,031	10,248	7,047	10,236	670	11,387
2	15,867	42,831	10,784	7,588	10,673	672	11,454
3	16,138	44,332	10,988	7,725	10,564	673	11,776
4	16,494	45,954	11,159	7,937	10,371	670	12,053
5	16,877	46,294	11,393	8,002	10,499	674	12,370
【3月～2月へへへへ】							
令和元年度	14,982	41,904	10,186	7,032	10,157	670	11,383
2	15,837	42,646	10,751	7,545	10,669	672	11,450
3	16,113	44,299	10,965	7,707	10,534	673	11,746
4	16,438	45,793	11,151	7,916	10,411	669	12,035
5	16,877	46,390	11,385	7,999	10,508	674	12,319
令和5年 3月	16,920	47,028	11,349	8,037	10,675	674	12,050
4月	16,708	46,232	11,246	8,010	10,364	673	12,222
5月	16,839	46,371	11,314	8,027	10,140	674	12,168
6月	16,743	47,281	11,279	8,053	10,201	674	12,205
7月	16,669	45,575	11,200	7,965	10,450	674	12,335
8月	17,149	46,052	11,612	7,938	10,821	675	12,246
9月	16,693	45,993	11,315	8,034	10,547	674	12,355
10月	16,675	46,419	11,265	8,007	10,326	676	12,302
11月	16,982	46,811	11,457	7,991	10,382	673	12,419
12月	16,565	45,590	11,238	8,088	10,715	674	12,498
令和6年 1月	17,434	46,508	11,782	7,755	10,812	675	12,467
2月	17,224	46,818	11,629	8,057	10,692	674	12,537
3月	16,934	45,918	11,441	8,079	10,582	668	12,652

国保組合

年度別、月別	1 日 当 た り 医 療 費 （ 円 ）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
令和元年度	16,045	56,591	11,018	7,166	10,878	676	11,574
2	16,823	59,417	11,529	7,633	11,365	675	11,771
3	17,240	62,374	11,822	7,806	11,303	676	12,040
4	17,670	65,908	11,982	8,021	11,102	677	12,364
5	18,024	66,110	12,174	8,059	11,261	675	12,437
令和5年 3月	18,007	65,829	12,203	8,081	11,511	676	12,442
4月	17,862	65,776	12,028	8,105	11,095	672	11,996
5月	18,210	66,586	12,066	8,037	10,805	677	11,893
6月	17,759	64,610	12,060	8,134	10,970	678	12,176
7月	17,918	64,680	11,989	8,060	11,219	676	12,323
8月	18,625	66,564	12,584	7,966	11,680	676	12,394
9月	17,875	66,010	12,136	8,121	11,417	677	12,537
10月	17,802	66,803	12,104	8,071	11,032	656	12,509
11月	18,047	66,173	12,262	7,988	11,136	677	12,475
12月	17,384	64,283	11,860	8,229	11,440	677	12,623
令和6年 1月	18,673	67,910	12,532	7,769	11,428	676	12,652
2月	18,305	67,742	12,381	8,060	11,496	680	12,846
3月	17,916	66,438	12,149	8,132	11,430	679	12,805

第6-2表 年度別、月別診療費等諸率の状況「前期高齢者分再掲」(その5)

総 数

年度別、月別		1人当たり医療費（円）								
		診 療 費				調 剤	食 事 療 養・ 生 活 療 養	訪 問 看 護	療 養 の 給 付 等 合 計	療 養 諸 費 合 計 （実績医療費）
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科					
【4月～3月へス】 令和元年度		413,002	194,297	185,755	32,951	94,026	7,968	2,376	517,373	522,464
2		400,712	189,088	179,933	31,691	92,660	7,670	2,900	503,942	508,403
3		420,405	196,721	190,387	33,297	95,189	7,702	3,515	526,811	531,388
4		435,386	204,405	196,065	34,916	95,459	7,709	4,174	542,728	547,252
5		449,165	213,119	200,752	35,294	98,571	7,983	5,083	560,802	565,409
【3月～2月へス】 令和元年度		412,930	193,981	185,824	33,125	93,678	7,979	2,339	516,927	522,011
2		398,312	188,514	178,441	31,357	92,322	7,678	2,845	501,157	505,621
3		420,498	196,936	190,203	33,360	94,901	7,717	3,465	526,582	531,148
4		432,966	202,547	195,658	34,761	95,605	7,664	4,112	540,347	544,845
5		450,731	213,902	201,423	35,406	98,826	7,995	5,006	562,558	567,141
令和5年	3月	39,786	18,960	17,645	3,181	8,744	700	392	49,622	49,989
	4月	26,631	17,380	16,283	2,967	8,007	653	375	45,666	46,019
	5月	37,290	17,784	16,520	2,985	7,840	665	400	46,194	46,566
	6月	38,037	17,909	17,020	3,107	8,074	657	406	47,174	47,553
	7月	37,224	17,735	16,581	2,908	8,163	676	415	46,478	46,867
	8月	37,123	17,639	16,839	2,645	8,474	664	410	46,671	47,075
	9月	36,880	17,309	16,661	2,911	8,199	652	412	46,144	46,534
	10月	38,515	18,135	17,283	3,097	8,297	676	440	47,928	48,308
	11月	37,628	17,876	16,798	2,955	8,023	658	433	46,742	47,121
	12月	37,559	17,573	16,934	3,052	8,739	668	444	47,410	47,808
令和6年	1月	37,338	18,082	16,530	2,726	8,194	674	449	46,656	47,044
	2月	36,725	17,530	16,334	2,861	8,089	650	434	45,898	46,296
	3月	38,251	18,197	16,978	3,077	8,503	689	470	47,913	48,292

市 町 村

年度別、月別		1人当たり医療費（円）									
		診 療 費				調 剤	食 事 療 養・ 生 活 療 養	訪 問 看 護	療 養 の 給 付 等 合 計	療 養 諸 費 合 計 （実績医療費）	
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科						
【4月～3月ベース】 令和元年度		413,985	195,054	185,921	33,010	94,137	8,059	2,403	518,584	523,666	
	2	401,744	189,895	180,100	31,749	92,764	7,764	2,935	505,207	509,680	
	3	421,482	197,550	190,568	33,364	95,297	7,798	3,561	528,138	532,728	
	4	436,567	205,275	196,296	34,996	95,579	7,809	4,233	544,188	548,731	
	5	450,490	214,071	201,037	35,382	98,694	8,088	5,163	562,435	567,062	
【3月～2月ベース】 令和元年度		413,910	194,729	185,992	33,190	93,779	8,070	2,364	518,123	523,220	
	2	399,275	189,305	178,565	31,405	92,416	7,772	2,878	502,341	506,816	
	3	421,575	197,769	190,378	33,428	95,000	7,813	3,510	527,899	532,479	
	4	434,069	203,357	195,876	34,835	95,729	7,762	4,169	541,728	546,244	
	5	452,096	214,873	201,726	35,498	98,955	8,099	5,083	564,234	568,837	
令和5年	3月	39,902	19,048	17,664	3,190	8,752	709	397	49,760	50,129	
	4月	36,730	17,453	16,304	2,973	8,018	662	380	45,789	46,143	
	5月	37,384	17,846	16,545	2,993	7,852	673	406	46,315	46,688	
	6月	38,141	17,986	17,040	3,115	8,084	665	412	47,302	47,682	
	7月	37,312	17,800	16,598	2,914	8,170	684	421	46,589	46,979	
	8月	37,207	17,703	16,852	2,651	8,483	672	417	46,779	47,184	
	9月	36,987	17,386	16,683	2,918	8,207	661	418	46,273	46,665	
	10月	38,645	18,226	17,313	3,106	8,311	685	447	48,087	48,469	
	11月	37,754	17,965	16,825	2,964	8,034	667	440	46,895	47,276	
	12月	37,690	17,667	16,964	3,059	8,748	677	451	47,567	47,967	
	令和6年	3月	37,452	18,162	16,556	2,733	8,207	683	457	46,799	47,189
		2月	36,846	17,617	16,361	2,868	8,099	659	441	46,046	46,446
3月		38,380	18,291	17,004	3,085	8,513	699	478	48,071	48,452	

国保組合

年度別、月別		1人当たり医療費（円）									
		診 療 費				調 剤	食 事 療 養・ 生 活 療 養	訪 問 看 護	療 養 の 給 付 等 合 計	療 養 諸 費 合 計 （実績医療費）	
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科						
令和元年度		378,961	168,059	180,007	30,894	90,173	4,820	1,466	475,420	480,077	
	2	365,336	161,438	174,207	29,691	89,098	4,459	1,708	460,601	464,680	
	3	383,676	168,454	184,213	31,010	91,508	4,439	1,933	481,556	485,655	
	4	395,549	175,080	188,250	32,219	91,411	4,345	2,190	493,495	497,385	
	5	404,890	181,315	191,231	32,344	94,477	4,497	2,402	506,266	510,180	
令和5年	3月	35,950	16,042	17,005	2,903	8,491	401	210	45,053	45,367	
	4月	33,277	14,934	15,587	2,756	7,664	374	187	41,502	41,821	
	5月	34,115	15,720	15,680	2,714	7,435	391	181	42,122	42,445	
	6月	34,507	15,313	16,333	2,862	7,759	392	191	42,849	43,186	
	7月	34,242	15,534	16,993	2,715	7,903	397	200	42,742	43,078	
	8月	34,303	15,466	16,396	2,441	8,179	382	197	43,061	43,395	
	9月	33,309	14,723	15,915	2,671	7,940	365	211	41,824	42,166	
	10月	34,197	15,082	16,307	2,807	7,836	365	216	42,614	42,944	
	11月	33,425	14,891	15,886	2,648	7,665	365	198	41,653	41,973	
	12月	33,199	14,460	15,923	2,815	8,430	368	214	42,211	42,535	
	令和6年	1月	33,568	15,414	15,659	2,496	7,776	372	210	41,926	42,245
		2月	32,722	14,666	15,453	2,603	7,746	353	199	41,019	41,335
3月		34,008	15,097	16,098	2,813	8,164	371	199	42,742	43,057	

第6-3表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上一般分再掲」（その1）

総 数

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1,601,258	35,953	1,297,982	267,322	853,802	34,504	3,023
2	1,483,391	33,848	1,210,332	239,211	812,783	31,708	3,456
3	1,533,382	33,916	1,246,063	253,402	837,487	32,253	3,991
4	1,562,661	34,189	1,263,628	264,844	853,837	32,613	4,479
5	1,576,725	35,217	1,269,456	272,052	866,732	33,745	5,015
【3月～2月へス】							
令和元年度	1,610,890	36,076	1,305,243	269,570	856,917	34,624	2,991
2	1,478,237	33,847	1,206,632	237,758	810,173	31,737	3,415
3	1,532,955	33,970	1,245,566	253,419	836,761	32,295	3,947
4	1,560,385	34,028	1,262,413	263,945	852,369	32,441	4,440
5	1,579,506	35,307	1,272,206	271,994	868,134	33,829	4,963
令和5年 3月	136,186	3,068	109,614	23,505	74,712	2,934	0,393
4月	130,675	2,872	105,134	22,669	71,752	2,748	0,398
5月	129,861	2,906	104,415	22,540	71,143	2,787	0,402
6月	133,456	2,972	107,223	23,261	72,792	2,860	0,403
7月	131,039	2,956	105,827	22,256	72,111	2,836	0,413
8月	128,428	2,901	104,544	20,983	71,796	2,793	0,404
9月	131,645	2,886	106,239	22,520	72,071	2,767	0,411
10月	135,394	2,978	108,979	23,437	73,740	2,845	0,427
11月	131,278	3,004	105,498	22,775	71,467	2,870	0,423
12月	135,021	2,919	108,547	23,555	74,901	2,804	0,427
令和6年 1月	128,177	2,881	103,145	22,151	70,969	2,750	0,443
2月	128,172	2,965	102,885	22,323	70,610	2,836	0,422
3月	133,582	2,980	106,970	23,632	73,407	2,852	0,446

市 町 村

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1,601,958	35,973	1,298,300	267,685	854,214	34,528	3,036
2	1,483,934	33,880	1,210,543	239,511	813,107	31,745	3,469
3	1,534,039	33,945	1,246,354	253,739	837,831	32,287	4,007
4	1,563,410	34,222	1,263,931	265,258	854,207	32,650	4,501
5	1,577,537	35,256	1,269,781	272,499	867,101	33,788	5,041
【3月～2月へス】							
令和元年度	1,611,736	36,098	1,305,670	269,968	857,376	34,650	3,004
2	1,478,706	33,879	1,206,790	238,038	810,460	31,775	3,428
3	1,533,606	34,000	1,245,850	253,756	837,095	32,329	3,963
4	1,561,097	34,058	1,262,696	264,343	852,716	32,475	4,461
5	1,580,352	35,347	1,272,567	272,437	868,520	33,873	4,989
令和5年 3月	136,249	3,070	109,636	23,543	74,740	2,937	0,395
4月	130,746	2,875	105,163	22,708	71,783	2,750	0,399
5月	129,916	2,908	104,430	22,577	71,167	2,790	0,405
6月	133,522	2,974	107,246	23,301	72,821	2,863	0,405
7月	131,095	2,957	105,848	22,290	72,137	2,838	0,415
8月	128,479	2,904	104,560	21,015	71,823	2,796	0,405
9月	131,721	2,889	106,271	22,560	72,110	2,771	0,413
10月	135,489	2,982	109,025	23,482	73,782	2,850	0,429
11月	131,362	3,009	105,539	22,814	71,504	2,874	0,425
12月	135,088	2,923	108,572	23,594	74,926	2,808	0,430
令和6年 1月	128,237	2,885	103,169	22,184	70,997	2,753	0,445
2月	128,239	2,969	102,913	22,356	70,644	2,841	0,425
3月	133,645	2,984	106,993	23,667	73,432	2,857	0,449

国保組合

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	1,553,621	34,609	1,276,354	242,658	825,819	32,863	2,134
2	1,446,653	31,675	1,196,026	218,953	790,872	29,187	2,587
3	1,488,611	31,923	1,226,235	230,454	814,056	29,944	2,899
4	1,510,771	31,917	1,242,691	236,163	828,201	30,070	2,957
5	1,519,418	32,418	1,246,510	240,491	840,683	30,680	3,163
令和5年 3月	131,833	2,894	108,064	20,875	72,759	2,728	0,249
4月	125,663	2,681	103,064	19,918	69,591	2,555	0,270
5月	125,921	2,754	103,303	19,864	69,486	2,599	0,240
6月	128,791	2,827	105,567	20,396	70,695	2,700	0,259
7月	127,025	2,822	104,341	19,861	70,236	2,666	0,281
8月	124,861	2,711	103,393	18,758	69,906	2,561	0,270
9月	126,379	2,668	103,992	19,719	69,387	2,518	0,277
10月	128,713	2,666	105,753	20,295	70,777	2,517	0,277
11月	125,361	2,695	102,633	20,033	68,831	2,550	0,260
12月	130,293	2,638	106,834	20,822	73,122	2,507	0,269
令和6年 1月	123,939	2,649	101,427	19,863	68,963	2,486	0,279
2月	123,448	2,649	100,864	19,935	68,165	2,504	0,229
3月	129,092	2,653	105,308	21,131	71,584	2,512	0,250

第6-3表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上一般分再掲」（その2）

総 数

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1.88	14.30	1.55	1.82	1.19	38.69	7.61
2	1.85	14.35	1.51	1.81	1.17	39.21	7.98
3	1.84	14.40	1.51	1.75	1.16	39.13	8.13
4	1.82	14.30	1.50	1.71	1.16	38.68	8.29
5	1.81	14.35	1.49	1.66	1.16	38.72	8.72
【3月～2月へス】							
令和元年度	1.88	14.28	1.55	1.82	1.19	38.19	7.58
2	1.85	14.37	1.51	1.81	1.17	39.67	7.92
3	1.84	14.40	1.51	1.76	1.17	39.15	8.13
4	1.82	14.29	1.50	1.71	1.16	38.69	8.26
5	1.81	14.33	1.50	1.67	1.16	38.67	8.72
令和5年 3月	1.85	14.41	1.53	1.73	1.17	38.86	8.79
4月	1.80	14.39	1.49	1.68	1.15	38.94	8.34
5月	1.83	14.51	1.51	1.69	1.16	39.19	8.81
6月	1.83	13.98	1.52	1.70	1.16	37.55	8.83
7月	1.83	14.45	1.50	1.68	1.16	39.01	8.71
8月	1.80	14.46	1.49	1.62	1.17	38.87	8.82
9月	1.80	14.32	1.50	1.65	1.16	38.55	8.67
10月	1.83	14.35	1.52	1.69	1.17	38.68	8.88
11月	1.81	13.94	1.49	1.67	1.16	37.52	8.81
12月	1.80	14.51	1.49	1.64	1.16	38.89	8.81
令和6年 1月	1.78	14.83	1.46	1.62	1.14	40.16	8.57
2月	1.79	13.87	1.47	1.66	1.14	37.73	8.56
3月	1.81	14.59	1.49	1.65	1.15	39.49	8.82

市 町 村

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1.88	14.33	1.55	1.82	1.19	38.80	7.60
2	1.86	14.38	1.51	1.81	1.17	39.31	7.99
3	1.84	14.44	1.51	1.75	1.16	39.24	8.13
4	1.82	14.33	1.50	1.71	1.16	38.79	8.28
5	1.81	14.38	1.49	1.66	1.16	38.83	8.72
【3月～2月へス】							
令和元年度	1.89	14.32	1.55	1.82	1.19	38.30	7.57
2	1.85	14.41	1.51	1.81	1.17	39.79	7.93
3	1.84	14.43	1.51	1.76	1.17	39.26	8.13
4	1.82	14.33	1.50	1.71	1.16	38.80	8.25
5	1.81	14.37	1.50	1.67	1.16	38.78	8.72
令和5年 3月	1.85	14.45	1.53	1.73	1.17	38.97	8.79
4月	1.80	14.42	1.49	1.68	1.15	39.05	8.34
5月	1.83	14.55	1.51	1.69	1.16	39.30	8.80
6月	1.83	14.01	1.52	1.70	1.16	37.65	8.83
7月	1.83	14.49	1.50	1.68	1.16	39.11	8.71
8月	1.81	14.50	1.49	1.62	1.17	38.99	8.83
9月	1.80	14.36	1.50	1.65	1.16	38.67	8.67
10月	1.83	14.38	1.52	1.69	1.17	38.80	8.88
11月	1.81	13.97	1.49	1.67	1.16	37.63	8.81
12月	1.80	14.55	1.49	1.64	1.16	39.01	8.80
令和6年 1月	1.79	14.87	1.46	1.62	1.14	40.29	8.57
2月	1.79	13.90	1.47	1.66	1.14	37.84	8.56
3月	1.81	14.62	1.49	1.65	1.15	39.60	8.82

国保組合

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	1.83	12.03	1.54	1.88	1.22	30.97	8.25
2	1.79	11.72	1.51	1.87	1.17	31.24	7.68
3	1.78	11.89	1.50	1.82	1.16	31.23	7.92
4	1.75	11.64	1.49	1.77	1.16	30.37	8.54
5	1.72	11.62	1.47	1.72	1.15	30.11	8.86
令和5年 3月	1.77	11.63	1.51	1.77	1.17	30.58	8.93
4月	1.73	11.69	1.47	1.74	1.15	30.51	8.74
5月	1.75	11.76	1.48	1.75	1.16	30.84	9.58
6月	1.77	11.74	1.50	1.78	1.16	30.62	8.85
7月	1.76	11.82	1.49	1.74	1.16	31.04	8.70
8月	1.72	11.60	1.47	1.67	1.16	30.21	8.54
9月	1.72	11.46	1.47	1.71	1.15	29.47	8.73
10月	1.73	11.45	1.48	1.74	1.16	29.17	8.85
11月	1.71	11.35	1.46	1.71	1.15	29.00	8.89
12月	1.70	11.60	1.46	1.70	1.16	29.89	9.67
令和6年 1月	1.69	11.74	1.43	1.68	1.13	30.44	8.54
2月	1.69	11.30	1.44	1.69	1.14	29.29	8.64
3月	1.72	11.92	1.46	1.71	1.15	30.67	8.67

第6-3表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上一般分再掲」（その3）

総 数

年度別、月別		1 件 当 た り 医 療 費 （ 円 ）						
		診 療 費 計				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
		入 院	入 院 外	歯 科				
【4月～3月へス】 令和元年度		28,557	608,008	15,715	12,979	12,266	25,799	87,351
2		29,629	621,675	16,187	13,867	12,551	26,716	92,224
3		29,907	643,213	16,519	13,655	12,375	26,401	96,550
4		30,281	661,716	16,682	13,652	12,117	26,123	100,620
5		30,861	668,190	16,929	13,371	12,222	26,121	109,260
【3月～2月へス】 令和元年度		28,415	605,778	15,650	12,955	12,190	25,768	86,914
2		29,567	620,045	16,109	13,806	12,555	26,731	91,608
3		29,917	642,662	16,508	13,684	12,372	26,406	96,262
4		30,171	659,133	16,674	13,643	12,146	26,119	100,081
5		30,924	669,127	16,954	13,419	12,237	26,093	108,698
令和 5 年	3月	31,667	681,970	17,258	13,991	12,571	26,290	106,910
	4月	30,428	668,525	16,636	13,548	12,054	26,279	103,007
	5月	31,142	677,261	16,967	13,499	11,900	26,438	108,341
	6月	30,911	665,840	17,030	13,768	11,940	25,347	109,213
	7月	30,792	663,791	16,758	13,463	12,161	26,326	108,889
	8月	31,260	668,997	17,230	12,989	12,700	26,216	109,437
	9月	30,411	663,384	16,834	13,334	12,248	26,031	108,511
	10月	30,819	671,120	17,022	13,627	12,130	26,098	110,790
	11月	31,071	657,329	17,047	13,421	12,073	25,336	110,699
	12月	30,116	666,464	16,634	13,382	12,510	26,304	111,215
令和 6 年	1月	31,501	692,310	17,087	12,663	12,244	27,118	108,194
	2月	30,988	651,886	16,952	13,217	12,311	25,371	108,884
	3月	30,957	672,285	16,963	13,442	12,401	26,675	113,659

市 町 村

年度別、月別		1. 件当たり医療費（円）						
		診療費				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
		診療費計	入院	入院外	歯科			
【4月～3月へス】 令和元年度		28,537	607,673	15,701	12,969	12,256	25,867	87,231
2		29,615	621,367	16,171	13,857	12,540	26,792	92,252
3		29,888	642,843	16,501	13,644	12,364	26,472	96,584
4		30,265	661,362	16,666	13,640	12,109	26,197	100,608
5		30,848	667,755	16,916	13,362	12,212	26,194	109,263
【3月～2月へス】 令和元年度		28,393	605,410	15,635	12,945	12,178	25,836	86,788
2		29,552	619,713	16,092	13,795	12,545	26,807	91,630
3		29,898	642,285	16,490	13,673	12,361	26,478	96,293
4		30,154	658,744	16,658	13,630	12,138	26,193	100,064
5		30,911	668,708	16,942	13,410	12,228	26,165	108,696
令和5年	3月	31,657	681,909	17,243	13,983	12,562	26,364	106,952
	4月	30,409	667,980	16,623	13,536	12,045	26,352	102,997
	5月	31,125	676,873	16,956	13,486	11,890	26,511	108,316
	6月	30,893	665,451	17,018	13,756	11,930	25,407	109,231
	7月	30,768	663,209	16,744	13,451	12,152	26,395	108,925
	8月	31,242	668,667	17,210	12,983	12,688	26,291	109,490
	9月	30,395	663,002	16,819	13,325	12,235	26,109	108,509
	10月	30,815	670,972	17,009	13,619	12,120	26,179	110,834
	11月	31,061	656,866	17,034	13,413	12,063	25,407	110,704
	12月	30,104	665,907	16,623	13,371	12,500	26,379	111,124
令和6年	1月	31,492	691,990	17,075	12,656	12,234	27,199	108,196
	2月	30,981	651,513	16,939	13,207	12,299	25,438	108,866
	3月	30,947	671,545	16,954	13,436	12,393	26,747	113,672

国保組合

年度別、月別		1 件 当 た り 医 療 費 （ 円 ）						
		診 療 費 計				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
		入 院	入 院 外	歯 科				
令和元年度		29,926	631,737	16,687	13,725	13,010	20,934	98,926
2		30,584	643,990	17,256	14,645	13,303	21,126	89,665
3		31,256	670,017	17,779	14,487	13,144	21,146	93,384
4		31,447	688,052	17,786	14,590	12,720	20,553	101,828
5		31,851	701,574	17,850	14,142	12,953	20,441	108,966
令和5年	3月	32,354	686,500	18,263	14,605	13,282	20,764	102,294
	4月	31,825	710,029	17,524	14,540	12,667	20,688	104,024
	5月	32,343	706,386	17,792	14,579	12,631	20,798	111,372
	6月	32,241	695,005	17,875	14,717	12,677	20,766	107,274
	7月	32,519	707,218	17,725	14,382	12,808	21,041	105,092
	8月	32,544	693,665	18,663	13,524	13,519	20,499	103,911
	9月	31,549	692,241	17,916	14,050	13,174	20,064	108,742
	10月	31,113	682,679	17,920	14,275	12,806	19,714	106,039
	11月	31,845	693,565	17,936	14,078	12,818	19,713	110,037
	12月	30,932	709,901	17,413	14,291	13,269	20,348	121,384
令和6年	1月	32,134	716,997	17,949	13,222	12,956	20,771	108,064
	2月	31,469	681,484	17,857	13,961	13,140	19,966	111,301
	3月	31,703	731,627	17,625	13,997	12,962	20,864	112,064

第6-3表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上一般分再掲」（その4）

総 数

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	15,169	42,532	10,133	7,117	10,338	667	11,479
2	15,976	43,329	10,693	7,658	10,746	681	11,553
3	16,288	44,666	10,929	7,796	10,636	675	11,882
4	16,665	46,279	11,104	7,998	10,461	675	12,141
5	17,060	46,573	11,343	8,042	10,567	675	12,529
【3月～2月へス】							
令和元年度	15,078	42,412	10,068	7,102	10,258	675	11,473
2	15,947	43,149	10,660	7,617	10,759	674	11,561
3	16,255	44,635	10,900	7,777	10,616	674	11,842
4	16,613	46,126	11,099	7,979	10,486	675	12,122
5	17,059	46,679	11,334	8,038	10,565	675	12,469
令和5年 3月	17,102	47,313	11,308	8,086	10,727	677	12,163
4月	16,871	46,470	11,190	8,067	10,480	675	12,345
5月	17,019	46,659	11,261	7,983	10,262	675	12,301
6月	16,937	47,615	11,234	8,114	10,306	675	12,370
7月	16,864	45,924	11,138	8,030	10,487	675	12,495
8月	17,320	46,264	11,560	8,012	10,863	674	12,404
9月	16,862	46,321	11,252	8,085	10,573	675	12,513
10月	16,857	46,775	11,228	8,064	10,384	675	12,471
11月	17,184	47,166	11,416	8,052	10,430	675	12,563
12月	16,776	45,930	11,190	8,152	10,777	676	12,622
令和6年 1月	17,648	46,690	11,739	7,805	10,748	675	12,631
2月	17,353	47,005	11,568	7,974	10,764	672	12,721
3月	17,117	46,081	11,407	8,134	10,769	675	12,893

市 町 村

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	15,153	42,413	10,123	7,114	10,333	667	11,474
2	15,961	43,198	10,683	7,656	10,736	681	11,552
3	16,270	44,533	10,917	7,794	10,626	675	11,883
4	16,647	46,139	11,092	7,994	10,454	675	12,143
5	17,042	46,427	11,332	8,039	10,558	675	12,531
【3月～2月へス】							
令和元年度	15,060	42,292	10,058	7,099	10,252	675	11,467
2	15,931	43,015	10,649	7,614	10,750	674	11,560
3	16,236	44,502	10,887	7,774	10,606	674	11,842
4	16,594	45,984	11,088	7,976	10,479	675	12,123
5	17,041	46,536	11,323	8,036	10,556	675	12,470
令和5年 3月	17,086	47,184	11,296	8,084	10,719	677	12,170
4月	16,851	46,318	11,180	8,063	10,472	675	12,349
5月	17,000	46,515	11,251	7,979	10,253	675	12,307
6月	16,919	47,486	11,224	8,112	10,297	675	12,373
7月	16,843	45,772	11,127	8,027	10,479	675	12,499
8月	17,299	46,119	11,544	8,011	10,853	674	12,406
9月	16,842	46,172	11,239	8,084	10,561	675	12,513
10月	16,843	46,645	11,217	8,062	10,375	675	12,476
11月	17,166	47,021	11,404	8,050	10,420	675	12,564
12月	16,757	45,774	11,179	8,148	10,767	676	12,623
令和6年 1月	17,630	46,543	11,728	7,805	10,739	675	12,631
2月	17,336	46,869	11,557	7,970	10,753	672	12,720
3月	17,100	45,926	11,399	8,134	10,762	675	12,892

国保組合

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	16,344	52,510	10,801	7,299	10,673	676	11,993
2	17,079	54,971	11,402	7,833	11,387	676	11,672
3	17,601	56,339	11,814	7,980	11,312	677	11,788
4	17,998	59,113	11,945	8,248	11,010	677	11,927
5	18,466	60,381	12,155	8,224	11,228	679	12,296
令和5年 3月	18,281	59,050	12,134	8,233	11,348	679	11,459
4月	18,381	60,755	11,917	8,348	11,017	678	11,908
5月	18,487	60,070	12,004	8,321	10,928	674	11,627
6月	18,252	59,196	11,937	8,287	10,955	678	12,122
7月	18,479	59,822	11,882	8,275	11,059	678	12,075
8月	18,924	59,819	12,699	8,094	11,638	679	12,163
9月	18,353	60,417	12,183	8,210	11,410	681	12,462
10月	17,974	59,608	12,077	8,194	11,015	676	11,987
11月	18,575	61,132	12,270	8,218	11,114	680	12,378
12月	18,194	61,221	11,962	8,400	11,446	681	12,555
令和6年 1月	19,004	61,065	12,550	7,862	11,421	682	12,651
2月	18,612	60,305	12,406	8,280	11,516	682	12,885
3月	18,435	61,393	12,040	8,162	11,245	680	12,928

第6-3表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上一般分再掲」（その5）

総 数

年度別、月別	1人当たり医療費（円）								
	診 療 費				調 剤	食 事 療 養・ 生 活 療 養	訪 問 看 護	療 養 の 給 付 等 合 計	療 養 諸 費 合 計 （実績医療費）
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科					
【4月～3月へス】									
令和元年度	457,271	218,600	203,975	34,696	104,730	8,902	2,641	573,543	579,203
2	439,510	210,427	195,911	33,172	102,012	8,471	3,187	553,181	558,021
3	458,591	218,153	205,834	34,603	103,642	8,515	3,854	574,601	579,511
4	473,190	226,235	210,799	36,155	103,459	8,520	4,507	589,675	594,498
5	486,596	235,314	214,906	36,377	105,928	8,815	5,480	606,819	611,640
【3月～2月へス】									
令和元年度	457,732	218,542	204,267	34,923	104,454	8,922	2,600	573,708	579,393
2	437,067	209,865	194,378	32,825	101,721	8,484	3,129	550,400	555,267
3	458,614	218,313	205,624	34,677	103,522	8,528	3,800	574,464	579,374
4	470,788	224,287	210,492	36,009	103,528	8,473	4,443	587,232	592,026
5	488,441	236,247	215,694	36,500	106,238	8,827	5,395	608,900	613,698
令和5年 3月	43,126	20,921	18,917	3,288	9,392	771	421	53,710	54,098
4月	39,762	19,201	17,490	3,071	8,649	722	410	49,542	49,915
5月	40,441	19,682	17,716	3,043	8,466	737	436	50,079	50,475
6月	41,253	19,790	18,260	3,203	8,691	725	440	51,109	51,507
7月	40,349	19,619	17,734	2,996	8,770	747	450	50,315	50,726
8月	40,147	19,409	18,013	2,726	9,118	732	442	50,439	50,856
9月	40,034	19,148	17,884	3,003	8,827	720	446	50,028	50,435
10月	41,727	19,983	18,550	3,194	8,944	742	473	51,887	52,281
11月	40,790	19,749	17,984	3,057	8,628	727	468	50,613	51,014
12月	40,662	19,454	18,056	3,152	9,370	737	475	51,245	51,662
令和6年 1月	40,377	19,947	17,625	2,805	8,689	746	479	50,292	50,700
2月	39,717	19,326	17,441	2,950	8,692	720	460	49,589	50,000
3月	41,354	20,031	18,146	3,177	9,103	761	507	51,724	52,115

市 町 村

年度別、月別	1人当たり医療費（円）								
	診 療 費				調 剤	食 事 療 養・ 生 活 療 養	訪 問 看 護	療 養 の 給 付 等 合 計	療 養 諸 費 合 計 （実績医療費）
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科					
【4月～3月へス】									
令和元年度	457,158	218,599	203,843	34,717	104,690	8,931	2,648	573,428	579,084
2	439,467	210,522	195,756	33,188	101,965	8,505	3,200	553,137	557,975
3	458,492	218,216	205,656	34,621	103,592	8,547	3,871	574,502	579,411
4	473,162	226,331	210,651	36,180	103,432	8,553	4,528	589,676	594,500
5	486,634	235,425	214,798	36,410	105,887	8,851	5,508	606,879	611,702
【3月～2月へス】									
令和元年度	457,626	218,541	204,138	34,946	104,410	8,952	2,607	573,595	579,276
2	436,988	209,952	194,199	32,836	101,669	8,518	3,141	550,315	555,179
3	458,516	218,378	205,442	34,696	103,471	8,560	3,816	574,363	579,272
4	470,726	224,354	210,341	36,031	103,502	8,506	4,464	587,198	591,992
5	488,504	236,371	215,598	36,535	106,200	8,863	5,422	608,989	613,789
令和5年 3月	43,133	20,936	18,905	3,292	9,389	774	423	53,719	54,107
4月	39,759	19,203	17,482	3,074	8,646	725	411	49,541	49,914
5月	40,437	19,685	17,707	3,045	8,462	740	438	50,076	50,472
6月	41,249	19,792	18,251	3,205	8,687	727	442	51,106	51,504
7月	40,336	19,614	17,723	2,998	8,766	749	452	50,303	50,714
8月	40,140	19,417	17,994	2,728	9,113	735	444	50,432	50,850
9月	40,037	19,157	17,874	3,006	8,823	723	448	50,031	50,438
10月	41,751	20,008	18,545	3,198	8,943	746	476	51,915	52,309
11月	40,802	19,764	17,978	3,060	8,625	730	471	50,628	51,030
12月	40,667	19,464	18,048	3,155	9,365	741	477	51,251	51,668
令和6年 1月	40,385	19,961	17,617	2,808	8,686	749	482	50,302	50,710
2月	39,730	19,344	17,433	2,953	8,689	723	463	49,604	50,015
3月	41,360	20,040	18,140	3,180	9,101	764	510	51,734	52,125

国保組合

年度別、月別	1人当たり医療費（円）								
	診 療 費				調 剤	食 事 療 養・ 生 活 療 養	訪 問 看 護	療 養 の 給 付 等 合 計	療 養 諸 費 合 計 （実績医療費）
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科					
令和元年度	464,929	218,636	212,987	33,306	107,442	6,880	2,111	581,362	587,325
2	442,438	203,983	206,389	32,066	105,206	6,166	2,319	556,129	561,177
3	465,287	213,889	218,012	33,386	106,997	6,332	2,707	581,324	586,320
4	475,091	219,606	221,029	34,456	105,346	6,180	3,011	589,629	594,397
5	483,954	227,436	222,506	34,011	108,890	6,271	3,447	602,562	607,278
令和5年 3月	42,654	19,870	19,735	3,049	9,664	566	255	53,139	53,520
4月	39,992	19,035	18,061	2,896	8,815	529	281	49,616	50,003
5月	40,726	19,451	18,380	2,896	8,777	541	267	50,311	50,698
6月	41,523	19,651	18,870	3,002	8,962	561	278	51,324	51,758
7月	41,307	19,956	18,495	2,856	8,996	561	295	51,159	51,564
8月	40,635	18,802	19,296	2,537	9,451	525	280	50,891	51,279
9月	39,872	18,470	18,631	2,771	9,141	505	302	49,820	50,229
10月	40,046	18,198	18,951	2,897	9,063	496	294	49,900	50,303
11月	39,921	18,693	18,408	2,820	8,823	503	286	49,533	49,905
12月	40,302	18,724	18,603	2,976	9,703	510	326	50,842	51,228
令和6年 1月	39,826	18,995	18,205	2,626	8,934	516	302	49,579	49,959
2月	38,848	18,054	18,011	2,783	8,957	500	255	48,561	48,932
3月	40,927	19,408	18,561	2,958	9,279	524	280	51,010	51,402

第6-4表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」（その1）

総 数

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
【4月～3月へス】							
令和元年度	1,613,016	28,866	1,286,174	297,976	833,111	27,583	2,107
2	1,474,248	26,514	1,184,600	263,134	785,319	24,555	2,313
3	1,540,266	26,586	1,232,276	281,403	815,832	25,172	2,599
4	1,581,477	27,156	1,259,695	294,626	836,286	25,796	2,918
5	1,603,053	27,934	1,272,546	302,574	853,693	26,622	3,278
【3月～2月へス】							
令和元年度	1,622,384	28,985	1,293,247	300,152	836,107	27,694	2,091
2	1,469,298	26,523	1,181,030	261,745	782,865	24,593	2,287
3	1,538,848	26,661	1,231,010	281,177	814,948	25,220	2,603
4	1,578,670	26,968	1,257,896	293,806	834,348	25,634	2,872
5	1,605,247	28,029	1,274,674	302,545	855,088	26,690	3,252
令和5年 3月	139,279	2,461	110,593	26,226	74,230	2,321	0,262
4月	131,883	2,311	104,441	25,131	70,321	2,196	0,257
5月	131,256	2,298	104,135	24,823	69,913	2,198	0,266
6月	134,591	2,392	106,729	25,470	71,180	2,297	0,261
7月	133,563	2,435	106,309	24,819	71,242	2,314	0,274
8月	129,249	2,291	103,254	23,705	69,797	2,199	0,264
9月	132,482	2,189	105,366	24,927	70,327	2,085	0,249
10月	137,011	2,300	108,831	25,880	72,216	2,187	0,279
11月	133,721	2,380	106,196	25,145	70,674	2,255	0,275
12月	138,965	2,292	110,174	26,499	74,659	2,192	0,269
令和6年 1月	132,831	2,290	105,363	25,178	71,051	2,180	0,308
2月	130,949	2,381	103,761	24,808	69,720	2,257	0,293
3月	137,081	2,362	108,431	26,288	72,921	2,247	0,287

市 町 村

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
【4月～3月へス】							
令和元年度	1,633,985	28,928	1,302,793	302,265	846,368	27,664	2,149
2	1,493,265	26,568	1,199,555	267,142	797,422	24,631	2,358
3	1,560,994	26,632	1,248,209	286,153	828,616	25,222	2,669
4	1,604,227	27,309	1,277,283	299,634	850,285	25,981	3,021
5	1,628,214	28,086	1,291,993	308,134	869,030	26,794	3,396
【3月～2月へス】							
令和元年度	1,644,498	29,060	1,310,733	304,705	849,751	27,789	2,131
2	1,487,823	26,579	1,195,637	265,607	794,740	24,674	2,329
3	1,559,376	26,717	1,246,767	285,893	827,607	25,277	2,673
4	1,600,969	27,096	1,275,183	298,690	848,043	25,797	2,968
5	1,630,493	28,193	1,294,243	308,057	870,485	26,869	3,366
令和5年 3月	141,320	2,474	112,175	26,671	75,512	2,333	0,270
4月	133,711	2,331	105,834	25,546	71,461	2,215	0,265
5月	133,083	2,296	105,585	25,203	71,104	2,202	0,273
6月	136,301	2,405	108,030	25,866	72,271	2,313	0,270
7月	135,434	2,449	107,749	25,236	72,431	2,328	0,283
8月	131,188	2,290	104,749	24,149	71,009	2,197	0,274
9月	134,576	2,196	107,007	25,373	71,614	2,092	0,257
10月	139,418	2,313	110,722	26,384	73,671	2,204	0,288
11月	136,076	2,396	108,024	25,656	72,047	2,274	0,285
12月	141,374	2,302	112,031	27,042	76,070	2,203	0,281
令和6年 1月	135,128	2,316	107,147	25,664	72,461	2,205	0,321
2月	133,188	2,404	105,473	25,311	71,031	2,282	0,305
3月	139,497	2,376	110,268	26,853	74,297	2,263	0,300

国保組合

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
令和元年度	1,430,537	28,330	1,141,550	260,658	717,740	26,872	1,743
2	1,316,151	26,062	1,060,275	229,814	684,692	23,927	1,944
3	1,374,923	26,219	1,105,186	243,518	713,858	24,766	2,046
4	1,403,980	25,961	1,122,472	255,547	727,063	24,355	2,118
5	1,413,174	26,780	1,125,784	260,609	737,948	25,328	2,383
令和5年 3月	123,646	2,355	98,472	22,819	64,409	2,235	0,201
4月	117,274	2,149	93,311	21,815	61,209	2,046	0,196
5月	116,580	2,322	92,491	21,768	60,347	2,164	0,211
6月	120,801	2,285	96,239	22,277	62,379	2,167	0,186
7月	118,524	2,324	94,731	21,469	61,685	2,200	0,205
8月	115,117	2,299	92,348	20,470	60,962	2,209	0,190
9月	117,241	2,138	93,423	21,680	60,952	2,036	0,186
10月	119,444	2,203	95,035	22,206	61,596	2,062	0,214
11月	116,543	2,263	92,864	21,416	60,661	2,118	0,205
12月	121,410	2,218	96,644	22,547	64,372	2,118	0,179
令和6年 1月	116,022	2,101	92,303	21,618	60,732	1,994	0,216
2月	114,624	2,213	91,272	21,139	60,162	2,079	0,204
3月	119,492	2,259	95,058	22,175	62,900	2,129	0,191

第6-4表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」（その2）

総 数

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1.70	10.91	1.48	1.76	1.17	27.54	7.84
2	1.68	10.84	1.45	1.76	1.15	28.87	7.97
3	1.66	10.77	1.45	1.71	1.15	27.76	8.24
4	1.64	10.66	1.44	1.66	1.14	27.30	8.38
5	1.63	10.70	1.44	1.62	1.14	27.32	8.87
【3月～2月へス】							
令和元年度	1.71	10.93	1.49	1.76	1.17	27.55	7.82
2	1.68	10.86	1.45	1.76	1.15	28.86	7.95
3	1.66	10.78	1.45	1.71	1.14	27.80	8.25
4	1.65	10.67	1.45	1.67	1.14	27.31	8.34
5	1.64	10.68	1.44	1.63	1.14	27.28	8.85
令和5年 3月	1.67	10.62	1.46	1.69	1.15	27.17	8.79
4月	1.64	10.69	1.44	1.64	1.13	27.49	8.58
5月	1.65	10.94	1.45	1.65	1.14	28.06	8.75
6月	1.66	10.71	1.46	1.66	1.14	27.04	8.87
7月	1.65	10.77	1.45	1.64	1.14	27.42	8.70
8月	1.63	10.67	1.43	1.59	1.15	26.89	8.80
9月	1.62	10.66	1.43	1.61	1.19	27.17	9.13
10月	1.65	10.71	1.45	1.64	1.15	27.11	9.27
11月	1.63	10.39	1.43	1.62	1.14	27.43	9.01
12月	1.62	10.83	1.43	1.60	1.15	27.54	9.02
令和6年 1月	1.60	11.05	1.40	1.58	1.12	28.34	8.73
2月	1.60	10.06	1.41	1.59	1.13	25.60	8.76
3月	1.65	10.85	1.45	1.61	1.14	27.68	8.88

市 町 村

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	1.70	10.99	1.48	1.76	1.17	27.80	7.86
2	1.68	10.92	1.45	1.76	1.15	29.10	8.00
3	1.66	10.88	1.45	1.71	1.14	28.11	8.26
4	1.65	10.78	1.45	1.66	1.14	27.62	8.34
5	1.64	10.79	1.44	1.62	1.14	27.59	8.84
【3月～2月へス】							
令和元年度	1.71	11.01	1.49	1.76	1.17	27.82	7.83
2	1.68	10.94	1.45	1.76	1.15	29.09	7.97
3	1.66	10.89	1.45	1.71	1.14	28.15	8.28
4	1.65	10.78	1.45	1.67	1.14	27.64	8.31
5	1.64	10.77	1.44	1.63	1.14	27.55	8.82
令和5年 3月	1.67	10.70	1.46	1.69	1.15	27.43	8.69
4月	1.64	10.77	1.44	1.64	1.13	27.69	8.52
5月	1.66	11.07	1.45	1.65	1.14	28.40	8.77
6月	1.67	10.82	1.46	1.66	1.14	27.31	8.85
7月	1.66	10.86	1.45	1.64	1.14	27.67	8.63
8月	1.63	10.81	1.44	1.59	1.15	27.26	8.70
9月	1.62	10.80	1.44	1.60	1.19	27.60	9.08
10月	1.65	10.80	1.46	1.64	1.15	27.33	9.21
11月	1.63	10.46	1.44	1.62	1.14	27.74	9.06
12月	1.62	10.89	1.43	1.59	1.14	27.72	8.97
令和6年 1月	1.60	11.11	1.40	1.58	1.12	28.52	8.74
2月	1.60	10.13	1.41	1.59	1.12	25.84	8.72
3月	1.65	10.95	1.46	1.61	1.13	28.00	8.88

国保組合

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	1.70	10.19	1.48	1.77	1.17	25.15	7.65
2	1.68	10.18	1.45	1.77	1.16	26.90	7.76
3	1.65	9.83	1.44	1.71	1.15	24.94	7.97
4	1.63	9.75	1.43	1.66	1.15	24.62	8.78
5	1.62	9.93	1.42	1.62	1.15	25.13	9.20
令和5年 3月	1.65	9.95	1.44	1.68	1.16	25.03	9.85
4月	1.61	9.99	1.41	1.65	1.14	25.70	9.25
5月	1.63	9.83	1.42	1.65	1.15	25.31	8.53
6月	1.64	9.82	1.44	1.65	1.15	24.68	9.12
7月	1.64	9.96	1.43	1.65	1.15	25.28	9.46
8月	1.61	9.63	1.42	1.59	1.16	24.22	9.77
9月	1.60	9.55	1.42	1.62	1.15	23.90	9.64
10月	1.63	10.04	1.44	1.65	1.16	25.44	9.86
11月	1.63	9.88	1.43	1.63	1.15	24.98	8.55
12月	1.61	10.34	1.41	1.60	1.16	26.18	9.59
令和6年 1月	1.59	10.57	1.38	1.59	1.13	26.96	8.64
2月	1.59	9.52	1.40	1.61	1.13	23.70	9.13
3月	1.62	10.08	1.42	1.62	1.15	25.26	8.99

第6-4表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」（その3）

総 数

年度別、月別		1 件 当 たり 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】 令和元年度	2	25,873	632,929	15,435	12,117	12,080	18,556	89,474
	3	26,888	653,338	15,937	13,068	12,363	19,330	93,035
	4	27,063	680,868	16,186	12,921	12,269	18,777	100,403
	5	27,418	698,329	16,346	12,914	11,888	18,442	104,109
		27,869	706,805	16,574	12,692	12,038	18,448	113,836
【3月～2月へス】 令和元年度	2	25,764	630,943	15,376	12,084	12,016	18,556	89,397
	3	26,820	651,019	15,863	13,011	12,378	19,322	92,208
	4	27,102	680,177	16,192	12,940	12,266	18,808	100,553
	5	27,310	696,262	16,331	12,910	11,916	18,449	103,540
		27,930	707,392	16,598	12,726	12,043	18,423	113,240
令和5年	3月	28,478	713,535	16,845	13,259	12,381	18,421	109,875
	4月	28,056	712,423	16,557	12,910	11,784	18,632	106,711
	5月	28,349	716,623	16,859	12,824	11,667	19,005	110,751
	6月	28,419	707,178	16,877	13,038	11,636	18,311	112,451
	7月	28,215	694,232	16,565	12,776	12,030	18,584	111,808
	8月	28,136	704,999	16,735	12,392	12,594	18,203	110,330
	9月	27,003	706,893	16,299	12,548	12,129	18,386	114,617
	10月	27,480	710,842	16,509	12,895	11,922	18,365	120,163
	11月	28,065	703,560	16,581	12,624	11,950	17,889	117,886
	12月	26,709	696,637	16,164	12,619	12,345	18,657	120,957
	1月	28,193	739,943	16,572	12,089	12,094	19,102	112,725
	2月	27,949	684,097	16,560	12,605	12,133	17,411	113,567
	3月	27,711	705,017	16,560	12,845	12,294	18,767	115,314

市 町 村

年度別、月別		1 件 当 たり 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】 令和元年度	2	25,589	632,116	15,250	12,104	11,935	18,728	89,776
	3	26,582	652,019	15,743	13,055	12,193	19,498	93,322
	4	26,769	680,568	15,997	12,907	12,077	19,010	100,903
	5	27,133	696,088	16,167	12,908	11,681	18,655	103,750
		27,559	704,809	16,387	12,672	11,822	18,628	113,650
【3月～2月へス】 令和元年度	2	25,471	629,908	15,185	12,068	11,865	18,727	89,696
	3	26,504	649,417	15,659	12,991	12,208	19,489	92,417
	4	26,812	679,794	16,003	12,928	12,074	19,044	101,066
	5	27,013	693,761	16,151	12,903	11,713	18,662	103,125
		27,630	705,493	16,415	12,710	11,831	18,598	112,998
令和5年	3月	28,176	711,285	16,657	13,254	12,148	18,603	107,943
	4月	27,833	710,727	16,399	12,881	11,569	18,785	106,519
	5月	27,967	713,161	16,688	12,810	11,506	19,224	111,339
	6月	28,185	706,787	16,702	13,041	11,431	18,492	112,662
	7月	27,885	689,135	16,406	12,732	11,848	18,752	110,901
	8月	27,769	705,182	16,513	12,367	12,340	18,449	109,149
	9月	26,668	705,654	16,095	12,500	11,911	18,687	114,196
	10月	27,107	707,898	16,278	12,873	11,689	18,510	119,315
	11月	27,741	701,977	16,373	12,630	11,723	18,007	118,467
	12月	26,461	699,117	15,996	12,567	12,121	18,766	120,921
	1月	27,862	732,643	16,411	12,073	11,841	19,242	112,679
	2月	27,685	682,838	16,373	12,597	11,925	17,576	113,150
	3月	27,374	703,698	16,335	12,852	12,086	18,974	115,681

国保組合

年度別、月別		1 件 当 たり 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	2	28,692	640,158	17,272	12,248	13,567	17,017	86,233
	3	29,772	664,517	17,762	13,199	14,007	17,899	90,136
	4	29,723	683,298	17,892	13,051	14,049	16,881	95,208
	5	29,956	716,717	17,938	12,975	13,774	16,677	108,104
		30,564	722,606	18,199	12,867	13,949	17,017	115,833
令和5年	3月	31,114	731,641	18,486	13,300	14,475	16,966	129,799
	4月	30,083	727,117	17,985	13,182	13,791	17,308	108,781
	5月	31,854	744,116	18,422	12,960	13,189	17,208	104,618
	6月	30,551	710,496	18,468	13,010	13,548	16,750	109,982
	7月	31,244	737,384	18,010	13,183	13,744	17,154	121,893
	8月	31,189	703,670	18,566	12,606	14,750	16,419	122,745
	9月	29,807	716,161	18,007	12,959	13,993	16,135	118,842
	10月	30,657	733,397	18,470	13,087	13,950	17,232	128,493
	11月	30,823	715,780	18,343	12,579	13,917	16,966	112,013
	12月	28,809	677,884	17,583	13,071	14,267	17,824	121,372
	1月	31,013	798,828	17,932	12,230	14,298	17,971	113,217
	2月	30,183	694,067	18,141	12,677	13,919	16,092	118,093
	3月	30,577	715,116	18,460	12,784	14,077	17,165	111,116

第6-4表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」（その4）

総 数

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】 令和元年度	15,181	58,007	10,403	6,867	10,312	674	11,407
2	16,035	60,254	10,967	7,423	10,780	670	11,666
3	16,286	63,226	11,133	7,551	10,711	676	12,192
4	16,680	65,479	11,314	7,769	10,451	676	12,424
5	17,057	66,085	11,525	7,832	10,536	675	12,837
【3月～2月へス】 令和元年度	15,102	57,743	10,348	6,849	10,249	674	11,437
2	15,998	59,946	10,931	7,382	10,796	669	11,601
3	16,300	63,119	11,139	7,551	10,720	677	12,187
4	16,592	65,264	11,284	7,738	10,457	675	12,408
5	17,077	66,251	11,536	7,823	10,529	675	12,790
令和5年 3月	17,090	67,219	11,520	7,857	10,749	678	12,495
4月	17,124	66,646	11,515	7,875	10,396	678	12,432
5月	17,138	65,531	11,627	7,766	10,214	677	12,653
6月	17,082	66,025	11,542	7,862	10,186	677	12,674
7月	17,051	64,470	11,425	7,797	10,535	678	12,857
8月	17,308	66,072	11,669	7,814	10,970	677	12,543
9月	16,683	66,342	11,368	7,812	10,233	677	12,552
10月	16,704	66,359	11,354	7,847	10,380	677	12,956
11月	17,227	67,684	11,559	7,784	10,490	652	13,080
12月	16,519	64,354	11,300	7,908	10,779	677	13,405
令和6年 1月	17,605	66,981	11,833	7,634	10,758	674	12,916
2月	17,456	67,986	11,756	7,907	10,778	680	12,966
3月	16,825	64,989	11,385	7,959	10,823	678	12,979

市 町 村

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】 令和元年度	15,013	57,504	10,274	6,861	10,189	674	11,419
2	15,858	59,701	10,835	7,419	10,641	670	11,671
3	16,099	62,528	10,995	7,544	10,549	676	12,214
4	16,489	64,594	11,178	7,764	10,277	675	12,434
5	16,848	65,309	11,377	7,822	10,353	675	12,860
【3月～2月へス】 令和元年度	14,926	57,214	10,213	6,842	10,121	673	11,452
2	15,816	59,358	10,793	7,375	10,658	670	11,600
3	16,115	62,413	11,001	7,545	10,559	677	12,209
4	16,391	64,353	11,146	7,729	10,285	675	12,417
5	16,873	65,501	11,391	7,812	10,347	675	12,809
令和5年 3月	16,887	66,491	11,373	7,848	10,551	678	12,420
4月	16,958	65,988	11,382	7,860	10,212	678	12,500
5月	16,884	64,398	11,487	7,756	10,077	677	12,689
6月	16,915	65,348	11,406	7,861	10,014	677	12,727
7月	16,831	63,437	11,299	7,775	10,384	678	12,855
8月	17,066	65,215	11,500	7,798	10,758	677	12,541
9月	16,456	65,323	11,209	7,788	10,012	677	12,575
10月	16,464	65,548	11,179	7,837	10,185	677	12,948
11月	17,026	67,099	11,407	7,790	10,304	649	13,077
12月	16,361	64,206	11,168	7,880	10,595	677	13,475
令和6年 1月	17,381	65,967	11,702	7,625	10,544	675	12,899
2月	17,282	67,399	11,613	7,911	10,603	680	12,969
3月	16,591	64,274	11,201	7,965	10,653	678	13,034

国保組合

年度別、月別	1日当たり医療費（円）				調 剤	食事療養・生活療養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	16,857	62,830	11,698	6,930	11,565	677	11,272
2	17,692	65,280	12,209	7,454	12,116	666	11,614
3	17,993	69,482	12,390	7,612	12,199	677	11,951
4	18,410	73,497	12,529	7,816	12,020	677	12,318
5	18,887	72,759	12,825	7,920	12,154	677	12,594
令和5年 3月	18,891	73,520	12,821	7,938	12,524	678	13,173
4月	18,667	72,795	12,749	8,009	12,100	674	11,757
5月	19,501	75,672	12,936	7,861	11,511	680	12,263
6月	18,623	72,351	12,792	7,877	11,781	679	12,066
7月	19,091	74,003	12,595	8,004	11,948	679	12,880
8月	19,338	73,055	13,083	7,945	12,759	678	12,560
9月	18,603	74,955	12,710	8,014	12,182	675	12,329
10月	18,759	73,037	12,866	7,931	12,069	677	13,028
11月	18,941	72,473	12,856	7,736	12,077	679	13,107
12月	17,860	65,535	12,429	8,148	12,341	681	12,661
令和6年 1月	19,536	75,582	12,962	7,713	12,601	667	13,104
2月	18,939	72,944	12,977	7,876	12,272	679	12,940
3月	18,850	70,932	12,979	7,906	12,267	680	12,358

第6-4表 年度別、月別診療費等諸率の状況「70歳以上現役並み所得者分再掲」（その5）

総 数

年度別、月別		1人当たり医療費（円）								
		診療費				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養の給付等合計	療養諸費合計 （実績医療費）
		診療費計	入院	入院外	歯科					
【4月～3月へス】										
令和元年度		417,330	182,701	198,522	36,107	100,638	5,118	1,885	524,971	530,314
2		396,397	173,224	188,786	34,387	97,089	4,747	2,152	500,385	505,080
3		416,839	181,016	199,462	36,361	100,097	4,726	2,610	524,271	529,115
4		433,602	189,639	205,914	38,049	99,414	4,757	3,038	540,812	545,575
5		446,752	197,436	210,913	38,402	102,763	4,911	3,731	558,158	563,215
【3月～2月へス】										
令和元年度		417,994	182,877	198,847	36,270	100,466	5,139	1,869	525,468	530,826
2		394,070	172,670	187,345	34,055	96,904	4,752	2,109	497,835	502,553
3		417,052	181,343	199,325	36,384	99,966	4,743	2,617	524,378	529,218
4		431,128	187,766	205,431	37,930	99,420	4,729	2,973	538,250	542,996
5		448,346	198,272	211,573	38,501	102,978	4,917	3,683	559,924	564,946
令和5年	3月	39,663	17,557	18,629	3,477	9,190	428	288	49,569	49,978
	4月	37,000	16,464	17,292	3,244	8,287	409	275	45,971	46,361
	5月	37,210	16,471	17,556	3,183	8,157	418	295	46,080	46,484
	6月	38,250	16,916	18,013	3,321	8,282	421	293	47,246	47,662
	7月	37,684	16,904	17,609	3,171	8,570	430	307	46,991	47,397
	8月	36,366	16,149	17,279	2,937	8,790	400	291	45,848	46,340
	9月	35,775	15,473	17,174	3,128	8,530	383	285	44,973	45,445
	10月	37,650	16,346	17,967	3,337	8,609	402	336	46,997	47,452
	11月	37,528	16,746	17,608	3,174	8,445	403	324	46,701	47,100
	12月	37,116	15,964	17,808	3,344	9,216	409	325	47,066	47,480
令和6年	1月	37,449	16,945	17,460	3,044	8,593	416	347	46,806	47,215
	2月	36,599	16,289	17,183	3,127	8,459	393	332	45,783	46,196
	3月	37,986	16,653	17,956	3,377	8,965	422	331	47,704	48,104

市町村

年度別、月別		1人当たり医療費（円）								
		診療費				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養の給付等合計	療養諸費合計（実績医療費）
		診療費計	入院	入院外	歯科					
【4月～3月へス】										
令和元年度		418,120	182,856	198,677	36,587	101,012	5,181	1,929	526,243	531,694
2		396,944	173,228	188,841	34,874	97,232	4,802	2,200	501,178	505,953
3		417,862	181,249	199,678	36,935	100,072	4,795	2,693	525,422	530,386
4		435,271	190,096	206,499	38,676	99,321	4,847	3,134	542,573	547,459
5		448,716	197,956	211,713	39,047	102,740	4,991	3,860	560,308	565,519
【3月～2月へス】										
令和元年度		418,864	183,052	199,040	36,771	100,822	5,204	1,911	526,801	532,269
2		394,339	172,607	187,226	34,506	97,025	4,809	2,152	498,324	503,126
3		418,101	181,618	199,523	36,960	99,925	4,814	2,701	525,541	530,500
4		432,474	187,983	205,952	38,539	99,328	4,814	3,061	539,677	544,544
5		450,505	198,897	212,453	39,154	102,983	4,997	3,804	562,289	567,459
令和5年	3月	39,819	17,599	18,685	3,535	9,173	434	291	49,717	50,140
	4月	37,216	16,569	17,356	3,290	8,267	416	282	46,181	46,578
	5月	37,220	16,371	17,620	3,228	8,181	423	304	46,129	46,541
	6月	38,416	17,001	18,043	3,373	8,261	428	304	47,410	47,839
	7月	37,765	16,874	17,678	3,213	8,582	437	314	47,097	47,511
	8月	36,429	16,145	17,297	2,986	8,762	405	299	45,897	46,408
	9月	35,889	15,495	17,222	3,172	8,530	391	294	45,103	45,594
	10月	37,792	16,372	18,023	3,396	8,612	408	344	47,156	47,628
	11月	37,749	16,821	17,687	3,240	8,446	410	337	46,941	47,352
	12月	37,410	16,091	17,920	3,398	9,221	413	340	47,383	47,809
令和6年	1月	37,650	16,967	17,584	3,098	8,580	424	362	47,016	47,438
	2月	36,874	16,416	17,269	3,188	8,471	401	345	46,090	46,517
	3月	38,185	16,722	18,013	3,451	8,980	429	347	47,942	48,355

国保組合

年度別、月別		1人当たり医療費（円）								
		診 療 費				調 剤	食 事 療 養・ 生 活 療 養	訪 問 看 護	療 養 の 給 付 等 合 計	療 養 諸 費 合 計 (実績医療費)
		診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科					
令和元年度		410,451	181,355	197,169	31,927	97,376	4,573	1,503	513,903	518,306
2		391,848	173,187	188,329	30,332	95,904	4,283	1,752	493,787	497,815
3		408,674	179,154	197,738	31,782	100,289	4,181	1,948	515,093	518,982
4		420,577	186,068	201,352	33,157	100,143	4,062	2,289	527,071	530,872
5		431,927	193,517	204,877	33,533	102,935	4,310	2,760	541,932	545,828
令和5年	3月	38,471	17,233	18,203	3,035	9,323	379	260	48,434	48,739
	4月	35,280	15,623	16,782	2,876	8,441	354	213	44,289	44,625
	5月	37,135	17,275	17,039	2,821	7,959	372	220	45,687	46,032
	6月	36,906	16,234	17,773	2,898	8,451	363	204	45,925	46,234
	7月	37,031	17,140	17,061	2,830	8,478	377	249	46,136	46,473
	8月	35,904	16,179	17,145	2,580	8,992	363	234	45,492	45,842
	9月	34,946	15,313	16,823	2,809	8,529	329	222	44,024	44,366
	10月	36,617	16,158	17,553	2,906	8,592	355	275	45,840	46,165
	11月	35,922	16,195	17,034	2,694	8,442	359	230	44,954	45,258
	12月	34,976	15,036	16,993	2,947	9,184	378	217	44,755	45,077
令和6年	1月	35,982	16,786	16,552	2,644	8,683	358	245	45,268	45,580
	2月	34,596	15,359	16,557	2,680	8,374	335	241	43,546	43,850
	3月	36,537	16,155	17,547	2,835	8,855	365	213	45,970	46,278

第6-5表 年度別、月別診療費等諸率の状況「未就学児分再掲」（その1）

総 数

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
【4月～3月へス】							
令和元年度	1,052,305	16,768	902,912	132,625	623,715	12,707	2,135
2	792,454	13,096	653,383	125,976	447,183	9,296	2,435
3	927,801	14,794	779,075	133,932	542,705	10,856	2,839
4	1,014,776	15,007	868,789	130,980	615,666	11,192	3,038
5	1,113,725	16,782	966,566	130,378	710,501	12,738	3,503
【3月～2月へス】							
令和元年度	1,067,142	16,930	916,860	133,351	633,610	12,834	2,118
2	789,702	13,126	651,731	124,846	446,135	9,355	2,410
3	929,699	14,867	780,242	134,591	543,973	10,908	2,813
4	1,001,715	14,816	855,774	131,125	603,923	11,032	3,025
5	1,114,525	16,769	967,121	130,634	710,274	12,727	3,464
令和5年 3月	92,718	1,244	79,003	12,472	57,823	0,943	0,268
4月	89,552	1,337	78,361	9,854	57,878	1,003	0,281
5月	98,817	1,575	87,521	9,721	64,667	1,223	0,284
6月	105,860	1,712	92,958	11,190	68,368	1,335	0,286
7月	100,340	1,715	87,474	11,151	64,052	1,292	0,288
8月	82,597	1,440	70,654	10,504	50,220	1,089	0,272
9月	88,450	1,348	76,580	10,522	55,226	1,009	0,285
10月	94,962	1,346	82,594	11,022	61,175	1,025	0,287
11月	93,830	1,330	81,712	10,788	60,615	1,015	0,295
12月	97,211	1,216	84,475	11,519	63,579	0,946	0,299
令和6年 1月	84,268	1,282	72,108	10,879	52,167	0,965	0,314
2月	86,590	1,257	74,623	10,709	55,033	0,917	0,298
3月	91,651	1,259	78,094	12,298	57,898	0,948	0,310

市 町 村

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
【4月～3月へス】							
令和元年度	1,029,567	16,823	882,531	130,212	607,642	12,781	2,170
2	775,662	13,205	638,679	123,779	435,761	9,401	2,471
3	906,263	14,888	760,248	131,127	526,943	10,960	2,897
4	988,187	15,063	844,979	128,146	595,650	11,268	3,117
5	1,081,225	16,812	937,438	126,974	684,896	12,807	3,637
【3月～2月へス】							
令和元年度	1,048,172	17,024	900,017	131,131	620,057	12,937	2,149
2	772,308	13,242	636,696	122,371	434,516	9,475	2,438
3	908,823	14,981	761,856	131,986	528,661	11,025	2,863
4	971,542	14,816	828,376	128,350	580,661	11,063	3,099
5	1,082,485	16,795	938,359	127,331	684,778	12,793	3,587
令和5年 3月	89,933	1,246	76,588	12,099	55,730	0,941	0,275
4月	87,189	1,345	76,290	9,554	55,970	1,007	0,288
5月	95,729	1,565	84,694	9,470	62,169	1,230	0,287
6月	102,793	1,717	90,130	10,946	65,823	1,348	0,294
7月	97,400	1,707	84,804	10,889	61,694	1,286	0,299
8月	80,075	1,432	68,447	10,196	48,311	1,088	0,284
9月	86,069	1,341	74,440	10,289	53,471	1,011	0,296
10月	92,381	1,353	80,261	10,768	59,130	1,034	0,296
11月	91,087	1,329	79,213	10,545	58,375	1,018	0,306
12月	93,810	1,221	81,437	11,152	60,920	0,957	0,319
令和6年 1月	81,987	1,297	70,090	10,600	50,437	0,976	0,328
2月	84,170	1,284	72,421	10,465	53,066	0,932	0,312
3月	88,710	1,250	75,582	11,878	55,737	0,945	0,321

国保組合

年度別、月別	被保険者100人当たり受診件数						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
令和元年度	1,145,026	16,543	986,017	142,467	689,256	12,408	1,992
2	856,886	12,678	709,803	134,405	491,010	8,891	2,301
3	1,005,374	14,453	846,885	144,035	599,473	10,481	2,630
4	1,006,834	14,815	951,225	140,794	684,967	10,927	2,764
5	1,222,905	16,681	1,064,414	141,809	796,516	12,505	3,050
令和5年 3月	102,267	1,238	87,280	13,748	64,996	0,951	0,246
4月	97,635	1,308	85,447	10,880	64,403	0,990	0,257
5月	109,357	1,608	97,171	10,578	73,191	1,200	0,272
6月	116,271	1,694	102,560	12,018	77,007	1,290	0,257
7月	110,263	1,741	96,487	12,035	72,011	1,315	0,250
8月	91,058	1,467	78,053	11,537	56,621	1,090	0,232
9月	96,421	1,375	83,744	11,302	61,101	1,002	0,245
10月	103,590	1,322	90,396	11,872	68,010	0,992	0,256
11月	102,956	1,333	90,027	11,595	68,067	1,005	0,256
12月	108,611	1,199	94,660	12,751	72,494	0,909	0,233
令和6年 1月	91,874	1,231	78,835	11,808	57,934	0,928	0,267
2月	94,669	1,169	81,976	11,524	61,598	0,868	0,251
3月	101,507	1,290	86,509	13,708	65,137	0,959	0,275

第6-5表 年度別、月別診療費等諸率の状況「未就学児分再掲」（その2）

総 数

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
【4月～3月へス】 令和元年度	1.57	6.84	1.51	1.37	1.39	16.28	5.98
2	1.50	7.22	1.41	1.37	1.31	18.50	6.14
3	1.51	7.04	1.44	1.31	1.34	17.75	6.06
4	1.48	6.92	1.42	1.27	1.31	17.41	5.97
5	1.50	6.71	1.44	1.24	1.36	16.74	6.03
【3月～2月へス】 令和元年度	1.58	6.82	1.51	1.37	1.39	16.17	5.97
2	1.50	7.24	1.41	1.37	1.31	18.53	6.11
3	1.52	7.04	1.45	1.31	1.34	17.73	6.08
4	1.48	6.94	1.41	1.27	1.31	17.46	5.96
5	1.50	6.71	1.44	1.25	1.36	16.75	6.05
令和5年 3月	1.48	6.91	1.42	1.28	1.32	17.44	6.28
4月	1.51	6.67	1.46	1.25	1.36	16.36	6.08
5月	1.55	6.72	1.49	1.26	1.39	15.99	6.24
6月	1.57	6.57	1.52	1.26	1.40	15.47	6.13
7月	1.54	6.54	1.48	1.25	1.61	15.92	5.95
8月	1.46	6.70	1.38	1.24	1.28	16.18	6.01
9月	1.48	6.63	1.42	1.24	1.32	16.19	5.95
10月	1.51	6.77	1.46	1.26	1.36	16.88	6.29
11月	1.49	6.76	1.44	1.25	1.33	16.63	5.99
12月	1.49	6.82	1.45	1.24	1.35	16.18	6.03
令和6年 1月	1.43	6.92	1.36	1.23	1.26	21.83	5.84
2月	1.44	6.60	1.38	1.23	1.28	16.76	5.83
3月	1.46	6.92	1.41	1.24	1.31	17.23	6.14

市 町 村

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
【4月～3月へス】 令和元年度	1.58	6.95	1.50	1.39	1.39	16.60	5.97
2	1.51	7.37	1.41	1.39	1.31	18.96	6.14
3	1.52	7.16	1.44	1.33	1.33	18.10	5.99
4	1.48	7.10	1.41	1.29	1.31	17.94	5.89
5	1.50	6.87	1.43	1.26	1.36	17.27	5.99
【3月～2月へス】 令和元年度	1.58	6.92	1.51	1.39	1.39	16.46	5.96
2	1.51	7.39	1.41	1.40	1.31	18.99	6.10
3	1.52	7.15	1.45	1.33	1.34	18.07	6.03
4	1.48	7.13	1.41	1.29	1.30	18.01	5.88
5	1.50	6.87	1.44	1.27	1.36	17.28	6.01
令和5年 3月	1.48	7.09	1.42	1.30	1.32	18.00	6.27
4月	1.52	6.85	1.45	1.27	1.35	16.94	5.94
5月	1.55	6.99	1.48	1.27	1.38	16.65	6.21
6月	1.57	6.77	1.51	1.28	1.39	15.92	6.01
7月	1.54	6.63	1.47	1.27	1.69	16.19	5.94
8月	1.46	6.94	1.38	1.25	1.28	16.89	5.99
9月	1.48	6.71	1.42	1.26	1.31	16.48	5.91
10月	1.52	6.89	1.46	1.28	1.35	17.17	6.28
11月	1.50	6.98	1.43	1.27	1.33	17.12	5.96
12月	1.49	6.90	1.45	1.25	1.35	16.13	6.07
令和6年 1月	1.43	7.05	1.36	1.25	1.26	23.46	5.79
2月	1.45	6.65	1.38	1.25	1.28	17.19	5.82
3月	1.47	7.16	1.41	1.25	1.31	17.88	6.03

国保組合

年度別、月別	1 件 当 た り 日 数（日）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
令和元年度	1.56	6.38	1.52	1.30	1.39	14.93	6.04
2	1.47	6.65	1.42	1.29	1.30	16.62	6.18
3	1.50	6.63	1.45	1.24	1.35	16.43	6.30
4	1.47	6.29	1.43	1.21	1.32	15.53	6.27
5	1.49	6.17	1.46	1.19	1.34	14.92	6.20
令和5年 3月	1.46	6.31	1.44	1.21	1.33	15.55	6.31
4月	1.51	6.03	1.48	1.19	1.37	14.36	6.62
5月	1.54	5.85	1.51	1.20	1.40	13.69	6.32
6月	1.58	5.89	1.55	1.20	1.42	13.89	6.58
7月	1.54	6.23	1.50	1.19	1.38	15.02	5.96
8月	1.44	5.89	1.40	1.18	1.29	13.78	6.08
9月	1.48	6.34	1.44	1.19	1.32	15.22	6.11
10月	1.51	6.35	1.48	1.20	1.37	15.86	6.34
11月	1.48	6.03	1.45	1.20	1.34	14.99	6.08
12月	1.49	6.56	1.46	1.19	1.35	16.37	5.83
令和6年 1月	1.41	6.49	1.36	1.18	1.27	16.13	6.04
2月	1.43	6.40	1.39	1.18	1.29	15.23	5.85
3月	1.45	6.11	1.42	1.18	1.31	15.08	6.56

第6-5表 年度別、月別診療費等諸率の状況「未就学児分再掲」（その3）

総 数

年度別、月別	1 件 当 た り 医 療 費 （ 円 ）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
【4月～3月へス】 令和元年度	16,324	460,381	8,996	10,068	4,853	10,484	82,212
2	18,327	526,740	9,634	10,562	5,154	11,878	83,584
3	19,062	507,719	11,250	10,523	5,082	11,412	82,001
4	18,977	516,849	11,726	10,028	4,822	11,189	80,788
5	17,872	501,717	10,534	9,993	4,917	10,563	81,295
【3月～2月へス】 令和元年度	16,224	456,167	8,999	10,045	4,848	10,414	82,236
2	18,257	525,754	9,516	10,530	5,145	11,894	83,205
3	19,041	507,733	11,194	10,550	5,091	11,396	82,445
4	19,037	517,124	11,792	10,046	4,819	11,221	80,628
5	17,889	501,517	10,569	10,004	4,914	10,571	81,493
令和5年 3月	17,295	525,590	10,453	9,941	5,355	11,244	83,221
4月	17,530	489,861	10,402	10,130	4,959	10,541	82,698
5月	18,117	483,343	10,627	10,177	4,900	10,300	84,871
6月	18,367	477,635	10,892	10,198	4,767	10,021	83,101
7月	18,682	470,286	10,929	10,055	4,704	10,267	80,238
8月	19,003	489,335	10,766	9,932	4,573	10,430	80,750
9月	18,733	509,790	11,283	10,023	4,746	10,426	80,088
10月	17,846	530,951	10,529	10,028	4,845	10,886	84,905
11月	17,847	541,115	10,369	9,987	4,907	10,683	80,145
12月	16,626	509,097	10,458	9,856	5,202	10,439	80,559
令和6年 1月	17,956	524,852	10,162	9,906	4,872	11,123	78,422
2月	16,941	485,054	10,069	9,865	5,080	10,819	78,397
3月	16,978	526,185	9,892	9,847	5,381	11,120	82,170

市 町 村

年度別、月別	1 件 当 た り 医 療 費 （ 円 ）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
【4月～3月へス】 令和元年度	16,625	465,624	9,012	10,211	4,859	10,687	81,569
2	18,779	534,705	9,673	10,725	5,162	12,170	83,111
3	19,425	512,977	11,269	10,672	5,103	11,633	81,288
4	19,400	526,831	11,754	10,167	4,825	11,523	79,866
5	18,234	506,308	10,578	10,134	4,931	10,833	80,912
【3月～2月へス】 令和元年度	16,491	460,315	9,016	10,179	4,852	10,595	81,596
2	18,687	533,399	9,521	10,685	5,151	12,186	82,637
3	19,395	512,928	11,196	10,705	5,115	11,611	81,842
4	19,484	527,288	11,842	10,190	4,821	11,568	79,665
5	18,253	506,023	10,623	10,147	4,926	10,842	81,157
令和5年 3月	17,754	538,315	10,493	10,124	5,341	11,600	83,447
4月	18,027	504,283	10,416	10,327	4,953	10,909	80,795
5月	18,582	499,139	10,626	10,312	4,911	10,719	84,473
6月	18,876	492,921	10,877	10,362	4,768	10,302	81,618
7月	18,950	472,182	10,951	10,201	4,710	10,427	80,159
8月	19,504	501,198	10,837	10,045	4,557	10,892	80,433
9月	18,706	492,478	11,347	10,209	4,755	10,614	79,700
10月	18,321	543,655	10,562	10,156	4,836	11,067	84,910
11月	18,124	540,608	10,426	10,115	4,924	10,981	80,203
12月	16,610	483,227	10,519	9,979	5,242	10,405	82,037
令和6年 1月	18,465	531,579	10,245	10,036	4,876	11,332	78,101
2月	17,334	481,912	10,162	9,962	5,127	11,091	78,630
3月	17,478	544,432	9,943	9,988	5,432	11,539	80,617

国保組合

年度別、月別	1 件 当 た り 医 療 費 （ 円 ）						
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科	調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
令和元年度	15,220	438,640	8,937	9,537	4,831	9,635	85,068
2	16,759	494,911	9,501	9,986	5,127	10,692	85,532
3	17,882	488,213	11,189	10,037	5,015	10,577	84,828
4	17,671	481,709	11,640	9,590	4,814	9,997	84,390
5	16,799	486,173	10,407	9,571	4,879	9,636	82,830
令和5年 3月	15,913	481,701	10,334	9,387	5,397	10,038	82,355
4月	16,012	439,119	10,359	9,539	4,979	9,258	90,011
5月	16,728	430,882	10,631	9,765	4,868	8,838	86,307
6月	16,840	425,006	10,937	9,692	4,764	9,025	88,871
7月	17,885	464,012	10,866	9,610	4,686	9,741	80,558
8月	17,525	450,511	10,558	9,596	4,618	8,881	82,053
9月	18,815	566,314	11,093	9,455	4,720	9,789	81,661
10月	16,429	487,493	10,432	9,637	4,871	10,256	84,887
11月	17,032	542,795	10,204	9,602	4,857	9,678	79,914
12月	16,674	597,418	10,282	9,493	5,090	10,558	73,778
令和6年 1月	16,444	501,214	9,915	9,519	4,858	10,392	79,734
2月	15,776	496,578	9,793	9,570	4,947	9,844	77,436
3月	15,513	466,968	9,742	9,437	5,235	9,737	88,232

第6-5表 年度別、月別診療費等諸率の状況「未就学児分再掲」（その4）

総 数

年度別、月別	1 日 当 た り 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	10,368	67,289	5,974	7,325	3,491	644	13,751
2	12,207	72,907	6,823	7,712	3,941	642	13,604
3	12,592	72,075	7,790	8,045	3,802	643	13,541
4	12,820	74,688	8,272	7,882	3,679	643	13,534
5	11,941	74,773	7,315	8,027	3,622	631	13,471
【3月～2月へス】							
令和元年度	10,289	66,917	5,961	7,308	3,481	644	13,769
2	12,134	72,598	6,729	7,664	3,929	642	13,609
3	12,539	72,118	7,726	8,038	3,795	643	13,556
4	12,884	74,501	8,338	7,886	3,689	643	13,521
5	11,945	74,774	7,334	8,013	3,618	631	13,467
令和5年 3月	11,701	76,022	7,338	7,789	4,046	645	13,259
4月	11,578	73,482	7,129	8,093	3,653	644	13,609
5月	11,687	71,902	7,133	8,106	3,528	644	13,605
6月	11,682	72,706	7,179	8,069	3,404	648	13,554
7月	12,148	71,914	7,403	8,030	2,922	645	13,494
8月	13,053	73,088	7,793	8,029	3,570	645	13,447
9月	12,653	76,937	7,932	8,054	3,605	644	13,462
10月	11,783	78,462	7,196	7,975	3,569	645	13,488
11月	11,960	80,079	7,208	7,992	3,679	642	13,388
12月	11,137	74,647	7,206	7,979	3,861	645	13,367
令和6年 1月	12,587	75,800	7,480	8,052	3,857	510	13,430
2月	11,761	73,491	7,277	8,012	3,962	645	13,453
3月	11,612	76,083	7,016	7,969	4,107	645	13,387

市 町 村

年度別、月別	1 日 当 た り 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
【4月～3月へス】							
令和元年度	10,536	66,967	5,998	7,326	3,498	644	13,673
2	12,442	72,552	6,856	7,706	3,944	642	13,544
3	12,792	71,692	7,820	8,035	3,827	643	13,563
4	13,078	74,219	8,322	7,874	3,689	642	13,554
5	12,162	73,697	7,371	8,024	3,619	627	13,501
【3月～2月へス】							
令和元年度	10,432	66,518	5,982	7,304	3,485	644	13,695
2	12,347	72,180	6,735	7,644	3,929	642	13,550
3	12,721	71,749	7,737	8,027	3,817	643	13,581
4	13,166	73,981	8,411	7,878	3,703	642	13,538
5	12,165	73,704	7,398	8,005	3,614	627	13,496
令和5年 3月	11,975	75,932	7,387	7,798	4,046	645	13,311
4月	11,889	73,649	7,169	8,121	3,659	644	13,612
5月	11,972	71,457	7,167	8,092	3,546	644	13,592
6月	12,014	72,835	7,217	8,076	3,420	647	13,570
7月	12,325	71,180	7,455	8,013	2,787	644	13,488
8月	13,353	72,205	7,872	8,005	3,567	645	13,434
9月	12,624	73,346	8,003	8,088	3,618	644	13,488
10月	12,083	78,918	7,245	7,953	3,571	644	13,515
11月	12,118	77,501	7,269	7,988	3,699	642	13,451
12月	11,115	70,073	7,271	7,976	3,896	645	13,516
令和6年 1月	12,893	75,440	7,553	8,055	3,864	483	13,488
2月	11,992	72,429	7,354	7,991	4,002	645	13,508
3月	11,915	75,991	7,071	7,964	4,150	645	13,371

国保組合

年度別、月別	1 日 当 た り 医 療 費 （ 円 ）				調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
令和元年度	9,745	68,745	5,885	7,325	3,466	645	14,091
2	11,371	74,476	6,709	7,737	3,929	643	13,849
3	11,934	73,610	7,693	8,081	3,725	644	13,460
4	12,017	76,552	8,119	7,911	3,649	644	13,459
5	11,280	78,832	7,149	8,038	3,628	646	13,355
令和5年 3月	10,863	76,371	7,194	7,760	4,045	646	13,059
4月	10,623	72,815	7,007	8,004	3,632	645	13,600
5月	10,829	73,666	7,034	8,151	3,478	646	13,650
6月	10,689	72,196	7,067	8,049	3,358	650	13,500
7月	11,620	74,501	7,253	8,083	3,399	649	13,520
8月	12,157	76,495	7,562	8,106	3,580	644	13,497
9月	12,740	89,358	7,726	7,942	3,567	643	13,359
10月	10,886	76,771	7,052	8,049	3,566	647	13,385
11月	11,488	89,960	7,029	8,005	3,625	646	13,138
12月	11,204	91,057	7,022	7,989	3,761	645	12,658
令和6年 1月	11,662	77,172	7,266	8,042	3,837	644	13,204
2月	11,063	77,537	7,050	8,080	3,847	646	13,228
3月	10,713	76,431	6,857	7,985	3,985	646	13,444

第7表 都道府県、業種別一般状況 ―保険者数、事務職員数、世帯数―

	保 険 者 数 (年度末現在)	事 務 職 員 数 (年 度 末 現 在) 市 町 村 ・ 国 保 組 合			事 務 職 員 数 (年 度 末 現 在) 都 道 府 県			世 帯 数									
								総 数		(再 掲) 退 職 被 保 険 者 の 世 帯 数							
										計		単 独 世 帯		混 合 世 帯			
		計	専 任	兼 任	計	専 任	兼 任			年 度 末 現 在	年 度 平 均	年 度 末 現 在	年 度 平 均	年 度 末 現 在	年 度 平 均		
		人	人	人	人	人	人	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
北 海 道	157	1,270	654	616	16	16	－	668,542	683,038	1	1	1	1	－	－		
青 森 県	40	287	204	83	13	11	2	173,631	177,581	－	－	－	－	－	－		
岩 手 県	33	321	94	227	7	－	7	155,552	158,978	－	－	－	－	－	－		
宮 城 県	35	353	248	105	21	11	10	278,939	285,150	－	－	－	－	－	－		
秋 田 県	25	216	84	132	10	6	4	122,394	125,837	－	－	－	－	－	－		
山 形 県	32	275	122	153	6	－	6	126,802	129,618	－	－	－	－	－	－		
福 島 県	59	361	182	179	11	9	2	237,103	241,970	－	－	－	－	－	－		
茨 城 県	44	603	444	159	13	12	1	383,851	391,395	－	－	－	－	－	－		
栃 木 県	25	269	160	109	10	8	2	253,072	258,002	－	－	－	－	－	－		
群 馬 県	35	358	202	156	20	11	9	251,721	256,817	1	2	1	2	－	－		
埼 玉 県	63	1,052	690	362	22	20	2	925,787	945,348	2	2	1	1	1	1		
千 葉 県	54	910	697	213	21	14	7	797,432	814,277	－	－	－	－	－	－		
東 京 都	62	2,144	1,740	404	39	39	－	1,888,580	1,914,351	－	－	－	－	－	－		
神 奈 川 県	33	1,270	537	733	11	9	2	1,095,666	1,120,110	－	－	－	－	－	－		
新 潟 県	30	349	166	183	13	8	5	266,109	272,012	－	－	－	－	－	－		
富 山 県	15	121	72	49	12	7	5	112,056	115,509	－	－	－	－	－	－		
石 川 県	19	147	97	50	－	－	－	129,528	132,735	－	－	－	－	－	－		
福 井 県	17	123	70	53	6	5	1	82,902	85,197	－	－	－	－	－	－		
山 梨 県	27	153	103	50	5	5	－	110,557	112,822	－	－	－	－	－	－		
長 野 県	77	429	195	234	5	5	－	257,379	262,585	－	－	－	－	－	－		
岐 阜 県	42	331	176	155	6	6	－	237,436	244,081	－	－	－	－	－	－		
静 岡 県	35	493	295	198	17	16	1	455,955	467,009	－	－	－	－	－	－		
愛 知 県	54	911	524	387	17	15	2	844,551	867,039	－	－	－	－	－	－		
三 重 県	29	242	191	51	12	4	8	208,865	214,886	－	－	－	－	－	－		
滋 賀 県	19	152	115	37	7	7	－	158,973	163,105	－	－	－	－	－	－		
京 都 府	26	487	150	337	9	9	－	324,656	333,672	－	－	－	－	－	－		
大 阪 府	43	1,191	1,034	157	10	3	7	1,139,023	1,163,343	－	－	－	－	－	－		
兵 庫 県	41	732	611	121	14	12	2	669,231	686,803	1	1	－	－	1	1		
奈 良 県	39	191	136	55	20	18	2	168,898	173,727	－	－	－	－	－	－		
和 歌 山 県	30	193	104	89	12	5	7	132,968	136,727	－	－	－	－	－	－		
鳥 取 県	19	136	42	94	9	9	－	68,182	69,805	－	－	－	－	－	－		
島 根 県	19	144	71	73	5	5	－	76,559	78,661	－	－	－	－	－	－		
岡 山 県	27	308	111	197	10	8	2	221,394	227,738	－	－	－	－	－	－		
広 島 県	23	378	226	152	11	11	－	319,383	329,161	－	－	－	－	－	－		
山 口 県	19	285	193	92	5	5	－	167,324	173,118	－	－	－	－	－	－		
徳 島 県	24	139	103	36	9	3	6	89,531	92,187	－	－	－	－	－	－		
香 川 県	17	123	97	26	9	9	－	114,145	117,813	－	－	－	－	－	－		
愛 媛 県	20	234	156	78	4	4	－	176,556	181,743	－	－	－	－	－	－		
高 知 県	34	173	112	61	－	－	－	96,687	99,971	－	－	－	－	－	－		
福 岡 県	60	687	573	114	24	12	12	651,561	667,865	－	－	－	－	－	－		
佐 賀 県	20	202	112	90	10	9	1	97,295	99,753	－	－	－	－	－	－		
長 崎 県	21	332	172	160	16	8	8	182,772	188,232	－	－	－	－	－	－		
熊 本 県	45	294	155	139	1	－	1	231,672	237,035	1	1	－	－	1	1		
大 分 県	18	233	106	127	11	10	1	142,914	147,432	－	－	－	－	－	－		
宮 崎 県	26	243	162	81	20	7	13	148,210	152,255	－	－	－	－	－	－		
鹿 児 島 県	43	357	223	134	14	13	1	223,054	228,696	－	－	－	－	－	－		
沖 縄 県	41	357	311	46	13	9	4	230,549	234,112	－	－	－	－	－	－		
医 師	47	217	196	21	・	・	・	168,906	170,625	・	・	・	・	・	・		
歯 科 医 師	27	156	148	8	・	・	・	171,142	173,411	・	・	・	・	・	・		
薬 剤 師	16	56	56	－	・	・	・	20,748	21,228	・	・	・	・	・	・		
一 般 業 種	36	319	319	－	・	・	・	182,961	185,246	・	・	・	・	・	・		
建 設 関 係	32	661	627	34	・	・	・	652,043	657,185	・	・	・	・	・	・		
全 国 土 木	1	184	184	－	・	・	・	198,951	200,793	・	・	・	・	・	・		
市 町 村	1,716	20,559	13,022	7,537	・	・	・	15,895,947	16,259,301	6	7	3	4	3	3		
組 合	159	1,593	1,530	63	・	・	・	1,394,751	1,408,488	・	・	・	・	・	・		
合 計	1,875	22,152	14,552	7,600	556	413	143	17,290,698	17,667,789	6	7	3	4	3	3		

第7表 都道府県、業種別一般状況（続き） ー被保険者数ー

	被 保 険 者 数							
	退 職 被 保 険 者 等							
	合 計		退 職 被 保 険 者		被 扶 養 者			
					計		(再 掲) 未 就 学 児	
	年 度 末 現 在	年 度 平 均	年 度 末 現 在	年 度 平 均	年 度 末 現 在	年 度 平 均	年 度 末 現 在	年 度 平 均
北海道	人1	人1	人1	人1	人－	人－	人－	人－
青森県	－	－	－	－	－	－	－	－
岩手県	－	－	－	－	－	－	－	－
宮城県	－	－	－	－	－	－	－	－
秋田県	－	－	－	－	－	－	－	－
山形県	－	－	－	－	－	－	－	－
福島県	－	－	－	－	－	－	－	－
茨城県	－	－	－	－	－	－	－	－
栃木県	－	－	－	－	－	－	－	－
群馬県	1	2	1	2	－	－	－	－
埼玉県	2	2	2	2	－	－	－	－
千葉県	－	－	－	－	－	－	－	－
東京都	－	－	－	－	－	－	－	－
神奈川県	－	－	－	－	－	－	－	－
新潟県	－	－	－	－	－	－	－	－
富山県	－	－	－	－	－	－	－	－
石川県	－	－	－	－	－	－	－	－
福井県	－	－	－	－	－	－	－	－
山梨県	－	－	－	－	－	－	－	－
長野県	－	－	－	－	－	－	－	－
岐阜県	－	－	－	－	－	－	－	－
静岡県	－	－	－	－	－	－	－	－
愛知県	－	－	－	－	－	－	－	－
三重県	－	－	－	－	－	－	－	－
滋賀県	－	－	－	－	－	－	－	－
京都府	－	－	－	－	－	－	－	－
大阪府	－	－	－	－	－	－	－	－
兵庫県	1	1	1	1	－	－	－	－
奈良県	－	－	－	－	－	－	－	－
和歌山県	－	－	－	－	－	－	－	－
鳥取県	－	－	－	－	－	－	－	－
島根県	－	－	－	－	－	－	－	－
岡山県	－	－	－	－	－	－	－	－
広島県	－	－	－	－	－	－	－	－
山口県	－	－	－	－	－	－	－	－
徳島県	－	－	－	－	－	－	－	－
香川県	－	－	－	－	－	－	－	－
愛媛県	－	－	－	－	－	－	－	－
高知県	－	－	－	－	－	－	－	－
福岡県	－	－	－	－	－	－	－	－
佐賀県	－	－	－	－	－	－	－	－
長崎県	－	－	－	－	－	－	－	－
熊本県	1	1	1	1	－	－	－	－
大分県	－	－	－	－	－	－	－	－
宮崎県	－	－	－	－	－	－	－	－
鹿児島県	－	－	－	－	－	－	－	－
沖縄県	－	－	－	－	－	－	－	－
医 科 医 師	・	・	・	・	・	・	・	・
歯 科 医 師	・	・	・	・	・	・	・	・
薬 剤 師	・	・	・	・	・	・	・	・
一 般 業 種	・	・	・	・	・	・	・	・
建 設 関 係	・	・	・	・	・	・	・	・
全 国 土 木	・	・	・	・	・	・	・	・
市 町 村	6	7	6	7	－	－	－	－
組 合	・	・	・	・	・	・	・	・
合 計	6	7	6	7	－	－	－	－

第7表 都道府県、業種別一般状況 一介護保険第2号世帯数、被保険者数、標準負担額減額状況等一

	介護保険第2号世帯数		介護保険第2号被保険者数		特定世帯数		特定継続世帯数		標準負担額減額状況 (年間平均)	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く) (本年度中)
	総数		総数		総数		総数			
	年度末現在	年度平均	年度末現在	年度平均	年度末現在	年度平均	年度末現在	年度平均	合計	合計
	世帯	世帯	人	人	世帯	世帯	世帯	世帯	件	世帯
北海道	261,472	265,943	302,586	308,513	59,677	58,174	8,081	9,587	62,978	991
青森県	73,175	75,253	85,369	88,011	17,074	14,810	2,566	2,679	13,611	123
岩手県	60,544	62,208	69,231	71,332	15,710	15,139	2,245	2,613	8,614	164
宮城県	108,740	111,313	124,515	127,771	27,888	28,112	3,603	4,134	23,596	582
秋田県	44,303	45,956	50,591	52,711	13,624	11,993	1,826	1,910	16,265	73
山形県	48,049	49,633	55,442	57,525	13,966	11,763	1,852	1,810	8,201	362
福島県	92,764	95,382	106,663	109,956	23,350	21,027	3,279	3,470	13,404	161
茨城県	156,892	160,154	183,344	187,883	5,992	5,479	911	938	40,454	286
栃木県	102,747	105,210	119,977	123,243	28,088	26,960	3,892	3,915	13,221	165
群馬県	102,876	105,260	120,511	123,632	28,636	22,709	4,049	3,631	10,724	194
埼玉県	386,915	393,590	445,239	454,647	48,854	43,794	8,318	8,302	33,946	857
千葉県	329,451	336,030	377,910	386,398	70,338	64,111	10,045	10,542	31,325	971
東京都	809,648	822,408	915,293	931,883	229	229	33	128	75,829	2,704
神奈川県	470,622	478,628	536,555	547,003	100,944	95,942	13,825	14,212	40,355	1,066
新潟県	98,344	100,895	112,414	115,605	30,704	23,607	4,028	3,427	12,455	142
富山県	41,498	42,494	47,120	48,315	14,718	14,422	1,615	1,881	4,370	53
石川県	50,659	51,350	58,151	59,114	14,729	13,632	1,650	1,880	7,124	91
福井県	30,937	31,836	35,408	36,569	9,212	8,149	1,339	1,366	4,153	121
山梨県	46,850	47,706	55,380	56,574	9,948	9,777	1,612	1,741	6,361	192
長野県	104,984	106,882	122,040	124,465	25,495	23,974	4,274	4,295	11,757	390
岐阜県	95,052	97,088	111,428	114,172	32,908	28,834	4,163	4,157	8,918	181
静岡県	182,407	186,574	211,011	216,341	52,975	43,181	7,016	6,589	19,344	615
愛知県	356,193	363,366	413,460	423,127	75,237	63,326	9,821	9,719	32,454	781
三重県	81,661	83,652	94,320	96,926	23,326	22,846	2,543	3,111	10,099	109
滋賀県	63,235	64,553	73,527	75,072	19,231	17,905	2,281	2,492	9,874	116
京都府	132,368	134,825	152,662	155,871	29,420	28,806	3,860	4,593	28,857	126
大阪府	491,102	499,879	564,693	576,232	93,463	90,764	13,330	15,233	73,520	1,613
兵庫県	274,346	279,763	315,305	322,249	66,190	60,140	8,343	9,167	49,644	506
奈良県	70,432	72,117	82,875	85,086	18,795	16,559	2,479	2,628	10,844	145
和歌山県	58,678	60,343	70,030	72,236	15,482	14,195	2,371	2,450	11,954	92
鳥取県	26,127	26,610	29,576	30,285	8,122	7,594	955	1,002	3,545	34
島根県	26,617	27,317	30,082	30,927	8,737	8,298	946	1,093	7,508	77
岡山県	85,113	86,922	96,876	99,191	23,421	23,011	2,555	3,009	20,426	138
広島県	123,672	126,365	140,543	143,931	35,787	34,632	4,166	4,833	21,351	206
山口県	59,504	61,070	67,150	69,097	20,553	19,416	2,451	2,776	12,958	313
徳島県	35,672	36,869	41,107	42,611	9,309	8,333	1,185	1,287	7,102	106
香川県	43,650	44,958	49,811	51,408	12,187	11,935	1,247	1,449	8,548	85
愛媛県	69,475	71,482	80,105	82,632	19,469	17,368	2,420	2,591	14,881	147
高知県	40,034	41,168	46,418	47,908	8,711	8,434	1,184	1,385	8,245	91
福岡県	260,609	265,368	301,154	307,896	54,422	49,982	7,322	8,187	43,776	971
佐賀県	38,375	39,437	45,466	46,841	11,086	9,251	1,557	1,544	8,002	157
長崎県	71,221	73,514	83,433	86,292	19,364	16,863	2,682	2,734	17,572	167
熊本県	91,898	94,386	107,710	111,162	22,559	19,019	3,171	3,257	14,985	342
大分県	52,530	54,066	60,229	62,133	14,460	13,849	1,636	1,994	12,337	167
宮崎県	57,672	59,319	67,275	69,359	13,439	12,041	1,626	1,813	9,174	117
鹿児島県	83,849	86,374	96,793	99,987	21,806	19,774	2,845	3,161	17,428	264
沖縄県	106,949	109,601	125,887	129,189	11,711	9,785	2,323	2,267	11,067	380
医師	・	・	129,164	130,927	・	・	・	・	554	・
歯科医師	・	・	103,312	103,907	・	・	・	・	1,192	・
薬剤師	・	・	14,119	14,420	・	・	・	・	177	・
一般業種	・	・	136,791	137,509	・	・	・	・	1,152	・
建設関係	・	・	552,885	556,750	・	・	・	・	9,255	・
全国土木	・	・	167,107	168,892	・	・	・	・	106	・
市町村	6,499,911	6,635,117	7,482,665	7,659,311	1,301,346	1,189,944	175,521	186,982	933,156	17,734
組合	・	・	1,103,378	1,112,405	・	・	・	・	12,436	・
合計	6,499,911	6,635,117	8,586,043	8,771,716	1,301,346	1,189,944	175,521	186,982	945,592	17,734

第8-3表 都道府県別経理状況 ー(再掲)市町村・介護分・収入支出ー

(単位：千円)

	収 入 決 算 額						支 出 決 算 額	
	保 険 料 (税)			一 般 会 計 繰 入 金			国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	そ の 他 の 支 出
	計	一 般 被 保 険 者 分	退職被保険者等分	計	保険基盤安定 (保険税軽減分)	保険基盤安定 (保険者支援分)		
北 海 道	7,171,281	7,170,706	575	2,185,878	1,451,497	734,381	9,729,596	10,482
青 森 県	2,119,208	2,118,537	672	682,916	458,351	224,565	3,128,352	1,721
岩 手 県	1,549,844	1,549,544	300	479,327	319,432	159,895	2,500,755	2,387
宮 城 県	2,997,029	2,996,626	403	857,560	579,887	277,673	4,643,850	1,532
秋 田 県	1,169,621	1,168,953	669	383,179	256,208	126,971	1,869,956	22
山 形 県	1,445,778	1,445,078	701	345,320	226,609	118,711	2,011,547	1,331
福 島 県	2,383,321	2,382,095	1,226	758,534	505,154	253,380	3,662,336	1,425
茨 城 県	4,706,196	4,705,877	319	1,109,149	712,005	397,144	7,232,698	7,410
栃 木 県	3,121,965	3,121,099	865	771,325	507,378	263,947	4,590,869	1,126
群 馬 県	3,212,987	3,212,570	417	826,368	545,128	281,241	4,732,271	44
埼 玉 県	10,808,738	10,807,605	1,133	2,251,004	1,429,829	821,175	16,924,963	51,416
千 葉 県	9,175,134	9,172,817	2,317	2,212,399	1,455,755	756,644	14,781,810	8,184
東 京 都	28,706,762	28,706,395	367	5,756,832	3,662,339	2,094,493	39,395,825	246,423
神奈川県	17,241,872	17,240,401	1,471	3,390,685	2,059,448	1,331,238	22,286,472	18,343
新 潟 県	2,807,612	2,806,658	954	670,506	437,653	232,853	3,578,662	3,907
富 山 県	1,172,421	1,172,147	274	306,619	202,993	103,625	1,711,662	277
石 川 県	1,566,591	1,566,114	477	370,676	243,348	127,328	2,255,739	547
福 井 県	1,163,207	1,162,902	306	239,745	154,823	84,923	1,403,541	441
山 梨 県	1,460,129	1,459,832	297	363,772	239,393	124,380	2,065,630	141
長 野 県	3,294,429	3,293,997	432	823,925	529,853	294,072	4,480,850	881
岐 阜 県	3,067,992	3,067,227	765	723,651	472,731	250,919	4,304,216	281
静 岡 県	5,864,687	5,863,733	954	1,343,805	870,199	473,605	8,383,733	970
愛 知 県	11,833,225	11,831,688	1,537	2,407,239	1,564,237	843,002	16,718,844	7,200
三 重 県	2,620,258	2,619,584	673	555,136	362,648	192,488	3,447,011	-
滋 賀 県	1,998,206	1,997,387	820	535,467	353,083	182,383	2,739,243	463
京 都 府	3,615,443	3,615,237	207	1,280,277	859,703	420,574	5,918,970	10,394
大 阪 府	14,547,611	14,544,067	3,544	5,706,710	3,959,001	1,747,709	21,952,386	6,345
兵 庫 県	8,211,321	8,208,678	2,644	3,019,166	2,077,838	941,329	12,371,587	480
奈 良 県	2,259,890	2,259,522	368	760,804	514,836	245,969	3,614,479	2,934
和歌山県	1,681,142	1,680,872	270	523,800	351,610	172,190	2,409,424	1,776
鳥 取 県	696,860	696,754	105	226,357	152,696	73,661	1,022,252	-
島 根 県	796,195	796,149	45	219,827	143,597	76,230	1,114,110	315
岡 山 県	2,376,736	2,376,261	475	680,312	456,707	223,606	3,478,058	5,603
広 島 県	3,159,689	3,159,148	541	955,042	643,399	311,643	4,490,943	7,458
山 口 県	1,552,397	1,551,990	406	476,938	314,977	161,961	2,477,441	460
徳 島 県	888,348	888,269	79	315,671	219,618	96,053	1,365,491	536
香 川 県	1,060,158	1,060,012	146	343,138	231,252	111,886	1,719,102	-
愛 媛 県	1,672,385	1,672,347	38	575,820	381,760	194,060	2,612,667	1,137
高 知 県	1,129,270	1,129,220	50	363,022	243,242	119,779	1,677,939	4,883
福 岡 県	7,527,549	7,525,925	1,624	2,583,174	1,741,937	841,237	10,751,125	45,526
佐 賀 県	1,282,015	1,281,963	52	326,115	203,876	122,239	1,603,229	387
長 崎 県	2,073,250	2,072,547	703	630,212	418,100	212,112	2,932,150	1,568
熊 本 県	2,520,069	2,519,534	535	772,136	514,228	257,908	4,220,752	2,615
大 分 県	1,273,084	1,272,772	311	519,728	375,621	144,107	2,009,206	2,657
宮 崎 県	1,658,787	1,658,016	771	505,913	333,469	172,444	2,400,781	-
鹿児島県	2,060,867	2,060,202	666	745,357	507,617	237,740	3,109,795	3,721
沖 縄 県	2,271,211	2,271,150	61	824,875	557,526	267,348	4,301,674	6,886
合 計	196,972,770	196,940,207	32,563	52,705,410	34,802,586	17,902,824	286,133,994	472,630

第8－4表　都道府県別経理状況　　－都道府県・収入－

(単位：千円)

	単年度収入合計	基金繰入金	うち 財政安定化 基金繰入金	財政安定化 基金返還金	繰越金	収入合計
北海道	480,939,891	12,837,080	12,837,080	800	3,265,816	497,043,587
青森県	120,567,296	6,815,481	6,815,481	－	5,110,765	132,493,542
岩手県	110,527,437	1,619,768	1,619,768	15,332	1,474,654	113,637,190
宮城県	204,312,259	740,559	－	－	2,457,971	207,510,788
秋田県	93,916,523	46,878	46,878	6,542	4,325,072	98,295,015
山形県	96,619,024	268,389	268,389	－	2,658,572	99,545,985
福島県	166,987,700	3,855,183	3,855,183	－	3,694,120	174,537,002
茨城県	244,687,850	847,803	847,803	－	4,302,167	249,837,820
栃木県	170,061,731	7,455,951	7,455,951	－	3,000,118	180,517,800
群馬県	173,705,484	1,442,569	1,442,569	－	5,447,185	180,595,237
埼玉県	590,135,532	5,059,905	5,059,905	－	1,712,116	596,907,554
千葉県	512,755,452	1,729,011	1,729,011	－	9,412,782	523,897,244
東京都	1,096,326,225	5,104,505	5,104,505	－	10,443,368	1,111,874,098
神奈川県	709,467,362	4,688,698	4,688,698	10,333	3,655,762	717,822,155
新潟県	186,709,174	1,147,934	1,147,934	－	8,533,374	196,390,482
富山県	79,217,292	1,124,456	1,124,456	－	2,575,002	82,916,750
石川県	97,865,747	1,632,887	1,632,887	－	1,820,183	101,318,818
福井県	63,558,040	362,931	362,931	－	914,152	64,835,123
山梨県	76,485,720	－	－	－	1,645,822	78,131,543
長野県	178,899,466	546,502	546,502	－	10,093,746	189,539,714
岐阜県	176,417,406	622,044	622,044	－	3,726,278	180,765,728
静岡県	315,698,234	2,028,282	2,028,282	－	11,090,355	328,816,871
愛知県	557,482,347	2,602,874	2,602,874	6,666	6,777,209	566,869,096
三重県	154,523,243	1,793,053	1,793,053	－	2,948,343	159,264,638
滋賀県	116,360,624	370,805	370,805	－	2,551,644	119,283,073
京都府	225,240,316	1,792,973	1,792,973	－	1,728,759	228,762,047
大阪府	814,477,890	2,476,661	2,476,661	50,000	7,890,829	824,895,380
兵庫県	491,927,686	6,442,661	6,442,661	－	10,712,996	509,083,342
奈良県	129,748,383	393,602	387,340	－	1,050,488	131,192,473
和歌山県	99,503,303	443,547	443,547	－	5,205,996	105,152,846
鳥取県	51,533,414	715,409	715,409	－	1,895,023	54,143,846
島根県	62,186,957	1,814,448	261,447	－	1,085,357	65,086,761
岡山県	167,884,805	554,322	544,557	－	6,657,410	175,096,537
広島県	229,422,903	680,726	680,726	－	5,813,368	235,916,996
山口県	137,223,534	457,668	457,668	－	5,906,775	143,587,977
徳島県	71,822,101	254,652	254,652	－	2,734,450	74,811,203
香川県	91,578,542	2,090,543	2,090,543	－	2,754,857	96,423,942
愛媛県	133,986,701	709,380	709,380	－	9,985,176	144,681,257
高知県	76,395,930	401,436	266,598	－	2,904,024	79,701,390
福岡県	466,992,903	－	－	－	15,027,712	482,020,615
佐賀県	87,841,886	2,062,818	2,062,818	－	993,172	90,897,877
長崎県	151,168,129	443,631	443,631	－	2,247,763	153,859,522
熊本県	189,798,140	3,079,868	3,079,868	－	5,930,504	198,808,512
大分県	120,478,965	390,639	390,639	－	1,582,224	122,451,828
宮崎県	113,684,796	1,608,845	1,608,845	－	4,338,889	119,632,530
鹿児島県	187,557,030	1,571,436	1,571,436	5,570	2,913,234	192,047,271
沖縄県	168,545,776	475,563	475,563	－	892,897	169,914,235
合計	11,043,227,146	93,604,376	91,159,951	95,243	213,888,476	11,350,815,240

第8-4表 都道府県別経理状況 一都道府県・支出一

(単位：千円)

	支 出 決 算 額												
	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	保 健 事 業 費	償 還 金 及 び 還 付 付 加 金				そ の 他 の 支 出	単年度支出合計	基 金 積 立 金	うち 財政安定化 基金繰入金	財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	前 年 度 繰 上 充 用 金	支 出 合 計
			計	療養給付費等 負担金償還金	療養給付費等 交付金償還金	特定健康診査等 負担金償還金							
北 海 道	-	608,137	2,367,936	2,357,358	8,020	2,558	190,694	487,577,662	5,451,000	5,451,000	70,000	-	493,098,662
青 森 県	-	153,895	570,738	546,261	6,583	17,894	103,069	122,173,791	4,607,733	4,607,733	-	-	126,781,524
岩 手 県	-	45,308	775,993	726,159	4,585	45,249	47,473	112,228,275	991,425	991,425	12,000	-	113,231,700
宮 城 県	-	-	1,204,498	1,179,700	6,957	17,841	450,704	203,140,769	2,830,747	747	-	-	205,971,516
秋 田 県	-	7,358	414,902	414,902	-	-	41,797	93,217,511	6,579	6,579	-	-	93,224,090
山 形 県	-	12,043	554,486	545,421	1,661	7,404	-	97,850,527	1,161,263	1,161,263	-	-	99,011,790
福 島 県	-	63,713	857,155	824,660	14,941	17,555	286,275	168,595,779	2,893,532	2,893,532	-	-	171,489,310
茨 城 県	-	27,851	1,300,428	1,290,305	10,122	-	71,646	245,864,700	73	73	-	-	245,864,773
栃 木 県	-	-	795,176	785,950	-	9,226	62,725	176,369,960	514	514	-	-	176,370,474
群 馬 県	-	63,300	1,045,376	1,035,119	5,726	4,531	52,560	175,155,316	2,310,121	2,310,121	-	-	177,465,436
埼 玉 県	-	70,070	4,512,207	4,462,188	25,979	24,040	-	596,617,676	289,058	289,058	-	-	596,906,734
千 葉 県	-	29,606	3,860,427	3,756,760	78,955	24,712	150,790	511,740,023	3,014,802	3,014,802	-	-	514,754,825
東 京 都	-	54,981	7,366,213	7,228,012	21,590	116,610	720,814	1,083,564,912	4,806,797	4,806,797	1,170,000	-	1,089,541,709
神奈川県	-	129,325	4,988,873	4,937,072	9,117	42,684	180,604	709,444,078	698,319	698,319	170,000	-	710,312,396
新 潟 県	-	95,459	391,134	353,964	15,387	21,783	63,452	188,509,402	418	418	-	-	188,509,821
富 山 県	-	26,679	236,376	236,669	2,169	25,538	162,944	80,338,146	70	70	-	-	80,338,216
石 川 県	-	33,671	671,017	648,680	6,974	15,363	41,352	98,707,496	1,141,773	1,141,773	-	-	99,849,269
福 井 県	-	-	423,962	416,931	4,133	2,899	32,403	63,302,806	914,276	914,276	-	-	64,217,082
山 梨 県	-	41,077	569,698	564,305	2,918	2,475	43,606	77,069,530	981,617	981,617	-	-	78,051,148
長 野 県	-	144,843	1,043,895	1,015,795	6,554	21,546	90,371	180,989,548	153,149	153,149	-	-	181,142,698
岐 阜 県	-	30,911	1,134,215	1,103,531	10,771	19,913	35,162	177,167,836	902,147	902,147	-	-	178,069,983
静 岡 県	-	167,613	1,472,311	1,422,852	9,939	39,521	176,928	318,211,037	1,744,494	1,744,494	-	-	319,955,530
愛 知 県	-	185,653	3,451,697	3,342,341	17,823	91,533	303,743	560,247,580	14,085	14,085	340,000	-	560,601,665
三 重 県	-	17,843	1,045,780	1,027,600	9,077	9,103	86,814	155,006,292	1,881,543	1,881,543	-	-	156,887,835
滋 賀 県	-	15,454	678,707	613,763	10,352	54,592	43,528	117,428,068	956	956	-	-	117,429,024
京 都 府	-	70,578	1,951,558	1,942,775	-	8,783	41,614	224,909,235	579,789	579,789	-	-	225,489,025
大 阪 府	-	301,822	4,919,789	4,616,304	46,826	256,658	205,698	808,053,219	2,404,187	2,404,187	-	-	810,457,407
兵 庫 県	-	182,170	2,789,254	2,724,556	27,776	36,923	193,790	494,399,763	8,092,393	8,092,393	-	-	502,492,156
奈 良 県	-	-	695,494	686,040	6,262	3,193	87,419	130,368,971	323,020	584	2,500	-	130,694,491
和歌山県	-	81,783	478,339	443,763	10,231	24,345	79,334	98,964,329	1,112,864	1,112,864	54,536	-	100,131,729
鳥 取 県	-	127,187	722,235	361,896	351,771	8,568	-	51,616,130	942,562	942,562	-	-	52,558,692
島 根 県	-	58,124	381,086	371,442	945	8,698	63,888	64,279,674	273,993	24	-	-	64,553,666
岡 山 県	-	67,693	1,094,826	1,078,813	4,803	11,210	70,596	168,456,545	322,762	322,668	-	-	168,779,308
広 島 県	-	128,109	1,396,945	1,332,254	4,977	59,714	286,476	233,283,606	155	155	-	-	233,283,761
山 口 県	-	119,938	722,896	702,641	4,861	15,394	91,870	138,735,479	69	69	-	-	138,735,548
徳 島 県	-	31,535	498,094	493,665	1,375	3,055	124,729	72,295,392	1,000,097	1,000,097	8,000	-	73,303,489
香 川 県	-	76,152	481,731	462,177	7,267	12,288	26,214	92,520,403	2,275,378	2,275,378	-	-	94,795,780
愛 媛 県	-	232,548	822,337	802,417	1,972	17,948	103,798	133,282,254	1,428,216	1,428,216	-	-	134,710,470
高 知 県	-	45,762	441,883	410,933	3,023	27,927	39,904	77,030,361	1,093,725	448	-	-	78,124,086
福 岡 県	-	77,724	2,852,531	2,814,174	20,501	17,857	127,544	468,277,749	4,202,251	4,202,251	-	-	472,480,000
佐 賀 県	269	118,041	41,143	18,570	8,111	14,462	27,840	87,858,924	2,529,216	2,529,216	-	-	90,388,140
長 崎 県	-	158,155	30,722	-	7,673	23,049	87,445	150,784,568	500,553	500,553	-	-	151,285,121
熊 本 県	-	133,038	1,525,904	1,501,362	6,599	17,943	61,106	187,815,311	3,033,322	3,033,322	-	-	190,848,633
大 分 県	-	59,526	-	-	-	-	-	117,405,778	601,606	601,606	-	-	118,007,384
宮 崎 県	-	152,573	508,845	486,095	7,754	14,996	781,034	114,033,504	1,500,699	1,500,699	-	-	115,534,203
鹿児島県	-	96,723	1,051,370	1,017,237	7,998	26,135	105,781	187,395,824	359,195	359,195	-	-	187,755,019
沖 縄 県	-	56,953	1,410,819	1,349,695	1,588	59,536	137,252	164,326,949	1,304,357	1,304,357	-	-	165,631,306
合 計	269	4,400,924	66,574,000	64,453,105	822,643	1,298,252	6,182,786	11,066,612,688	70,676,899	66,157,122	1,827,036	-	11,139,116,623

第8－4表　都道府県別経理状況　　－都道府県・国民健康保険事業費納付金収納状況－

(単位：千円)

	国　民　健　康　保　険　事　業　費　納　付　金　収　納　状　況							
	現　年　度　分				滞　納　繰　越　分			
	調　定　額	収　納　額	不　納　欠　損　額	未　収　額	調　定　額	収　納　額	不　納　欠　損　額	未　収　額
北　海　道	148,473,377	148,473,377	-	-	-	-	-	-
青　森　県	35,439,903	35,439,903	-	-	-	-	-	-
岩　手　県	28,795,081	28,795,081	-	-	-	-	-	-
宮　城　県	59,090,866	59,090,866	-	-	-	-	-	-
秋　田　県	25,479,793	25,479,793	-	-	-	-	-	-
山　形　県	25,705,196	25,705,196	-	-	-	-	-	-
福　島　県	45,578,415	45,578,415	-	-	-	-	-	-
茨　城　県	80,983,723	80,983,723	-	-	-	-	-	-
栃　木　県	48,829,099	48,829,099	-	-	-	-	-	-
群　馬　県	55,161,104	55,161,104	-	-	-	-	-	-
埼　玉　県	189,513,526	189,513,526	-	-	-	-	-	-
千　葉　県	169,574,711	169,574,711	-	-	-	-	-	-
東　京　都	459,160,645	459,160,645	-	-	-	-	-	-
神奈川県	256,893,272	256,893,272	-	-	-	-	-	-
新　潟　県	47,951,504	47,951,504	-	-	-	-	-	-
富　山　県	20,938,868	20,938,868	-	-	-	-	-	-
石　川　県	27,934,255	27,934,255	-	-	-	-	-	-
福　井　県	17,777,467	17,777,467	-	-	-	-	-	-
山　梨　県	24,997,956	24,997,956	-	-	-	-	-	-
長　野　県	50,633,747	50,633,747	-	-	-	-	-	-
岐　阜　県	54,379,237	54,379,237	-	-	-	-	-	-
静　岡　県	97,937,931	97,937,931	-	-	-	-	-	-
愛　知　県	204,287,816	204,287,816	-	-	-	-	-	-
三　重　県	45,150,119	45,150,119	-	-	-	-	-	-
滋　賀　県	34,283,212	34,283,212	-	-	-	-	-	-
京　都　府	64,568,952	64,568,952	-	-	-	-	-	-
大　阪　府	285,334,385	285,334,385	-	-	-	-	-	-
兵　庫　県	152,416,923	152,416,923	-	-	-	-	-	-
奈　良　県	41,468,213	41,468,213	-	-	-	-	-	-
和歌山県	30,252,953	30,252,953	-	-	-	-	-	-
鳥　取　県	13,581,262	13,581,262	-	-	-	-	-	-
島　根　県	15,374,050	15,374,050	-	-	-	-	-	-
岡　山　県	47,116,898	47,116,898	-	-	-	-	-	-
広　島　県	67,919,410	67,919,410	-	-	-	-	-	-
山　口　県	35,704,051	35,704,051	-	-	-	-	-	-
徳　島　県	19,463,603	19,463,603	-	-	-	-	-	-
香　川　県	24,590,481	24,590,481	-	-	-	-	-	-
愛　媛　県	37,831,319	37,831,319	-	-	-	-	-	-
高　知　県	20,438,871	20,438,871	-	-	-	-	-	-
福　岡　県	144,093,110	144,093,110	-	-	-	-	-	-
佐　賀　県	24,944,630	24,944,630	-	-	-	-	-	-
長　崎　県	40,220,137	40,220,137	-	-	-	-	-	-
熊　本　県	55,786,907	55,786,907	-	-	-	-	-	-
大　分　県	30,170,136	30,170,136	-	-	-	-	-	-
宮　崎　県	32,094,730	32,094,730	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	48,034,310	48,034,310	-	-	-	-	-	-
沖　縄　県	56,815,638	56,815,638	-	-	-	-	-	-
合　　　計	3,543,171,789	3,543,171,789	-	-	-	-	-	-

第8-6表 都道府県別経理状況

－(再掲)都道府県・介護分・収入支出－

(単位：千円)

	収 入 決 算 額					支 出 決 算 額	
	国民健康保険 事業費納付金	国 庫 支 出 金			一 般 会 計 繰 入 金	介護納付金	償還金及び還付付加金
		計	国 庫 負 担 金	国 庫 補 助 金	都道府県繰入金		療養給付費等 負担金償還金
			療養給付費等負担金	普通調整交付金			
北海道	9,729,596	9,774,619	7,532,323	2,242,296	4,160,000	23,538,509	-
青森県	3,128,352	2,868,758	2,087,160	781,598	521,332	6,522,376	-
岩手県	2,500,755	2,272,847	1,679,917	592,930	472,477	5,249,741	-
宮城県	4,643,850	4,562,501	3,193,152	1,369,349	-	9,978,600	-
秋田県	1,869,956	1,640,197	1,233,307	406,890	346,867	3,854,084	-
山形県	2,011,547	1,696,233	1,331,933	364,300	374,606	4,162,291	-
福島県	3,662,336	3,442,239	2,556,973	885,266	719,149	7,990,541	-
茨城県	7,232,698	5,359,229	4,366,063	993,166	597,907	13,643,946	-
栃木県	4,590,869	3,563,076	2,866,895	696,181	716,724	8,959,048	-
群馬県	4,732,271	3,675,689	2,911,803	763,886	618,537	9,099,385	-
埼玉県	16,924,963	14,942,226	11,217,669	3,724,557	3,154,969	35,055,215	-
千葉県	14,781,810	12,061,295	9,331,000	2,730,295	2,624,344	29,159,376	-
東京都	39,395,825	25,119,612	22,585,309	2,534,303	5,903,382	70,579,092	-
神奈川県	22,286,472	15,985,424	13,268,230	2,717,194	-	41,463,218	-
新潟県	3,578,662	3,592,506	2,705,865	886,641	-	8,455,828	-
富山県	1,711,662	1,514,417	1,141,219	373,198	249,642	3,566,309	-
石川県	2,255,739	1,713,786	1,407,824	305,962	398,468	4,399,451	-
福井県	1,403,541	1,375,030	870,821	504,209	244,918	2,721,315	-
山梨県	2,065,339	1,594,035	1,322,117	271,918	371,845	4,131,615	-
長野県	4,480,850	3,683,108	2,914,357	768,751	819,663	9,107,365	-
岐阜県	4,304,216	3,208,077	2,711,773	496,304	677,944	8,474,290	-
静岡県	8,383,624	6,059,161	5,106,707	952,454	1,350,720	15,958,460	-
愛知県	16,718,844	11,967,250	10,045,647	1,921,603	2,886,654	31,392,646	-
三重県	3,447,011	2,864,992	2,261,782	603,210	420,203	7,068,068	-
滋賀県	2,739,243	2,289,027	1,787,729	501,298	502,799	5,586,654	-
京都府	5,918,970	5,253,724	3,776,083	1,477,641	-	11,800,259	-
大阪府	21,952,386	18,198,041	13,904,486	4,293,555	3,476,122	43,451,519	-
兵庫県	12,371,587	10,413,336	7,773,242	2,640,094	-	24,291,383	-
奈良県	3,614,479	2,730,576	2,011,078	719,498	-	6,284,619	-
和歌山県	2,409,424	2,271,855	1,691,486	580,369	479,829	5,285,895	-
鳥取県	1,022,252	902,975	694,081	208,894	173,520	2,169,003	-
島根県	1,114,110	901,565	726,981	174,584	256,140	2,271,815	-
岡山県	3,478,058	3,457,513	2,405,203	1,052,310	-	7,516,260	-
広島県	4,490,943	4,921,106	3,514,337	1,406,769	988,407	10,982,304	-
山口県	2,477,441	2,196,534	1,598,640	597,894	302,216	4,995,749	-
徳島県	1,365,491	1,426,007	998,197	427,810	-	3,119,365	-
香川県	1,719,102	1,626,736	1,187,546	439,190	-	3,711,083	-
愛媛県	2,612,667	2,722,327	1,909,539	812,788	-	5,967,310	-
高知県	1,677,939	1,593,306	1,148,196	445,110	322,930	3,588,112	-
福岡県	10,751,125	9,987,164	7,485,048	2,502,116	2,051,390	22,793,223	-
佐賀県	1,603,229	1,351,569	1,108,264	243,305	-	3,463,326	-
長崎県	2,932,150	2,646,355	1,985,629	660,726	506,040	6,205,091	-
熊本県	4,220,752	3,517,159	2,607,368	909,791	733,322	8,148,024	-
大分県	2,009,206	2,062,136	1,443,844	618,292	406,081	4,512,013	-
宮崎県	2,400,781	2,342,764	1,678,432	664,332	531,431	5,245,099	-
鹿児島県	3,109,795	3,192,036	2,288,029	904,007	643,508	7,150,091	-
沖縄県	4,301,674	4,445,283	3,045,461	1,399,822	856,536	9,517,066	-
合 計	286,133,594	234,985,403	183,418,747	51,566,656	39,860,626	572,586,032	-

第8-7表 都道府県別経理状況 一都道府県標準保険料（税）率一

	医 療 給 付 費 分		後 期 高 齢 者 支 援 金 分		介 護 納 付 金 分	
	所 得 割	均 等 割	所 得 割	均 等 割	所 得 割	均 等 割
	%	円	%	円	%	円
北 海 道	7.72	46,345	2.58	14,959	2.02	14,778
青 森 県	6.94	41,720	3.07	17,892	2.52	18,185
岩 手 県	5.83	35,510	2.78	16,380	2.44	17,609
宮 城 県	7.40	45,293	2.85	16,876	2.60	18,812
秋 田 県	6.34	38,591	3.04	17,881	2.52	18,115
山 形 県	6.86	42,041	2.82	16,730	2.34	16,934
福 島 県	6.51	39,792	2.42	14,310	2.25	16,127
茨 城 県	6.93	41,093	3.26	18,731	2.67	19,539
栃 木 県	5.63	33,705	2.92	16,934	2.47	18,053
群 馬 県	6.96	41,795	3.04	17,685	2.56	18,624
埼 玉 県	6.78	40,966	2.75	16,115	2.40	17,395
千 葉 県	7.08	42,405	2.82	16,328	2.38	17,456
東 京 都	8.47	50,736	2.77	16,069	2.39	17,508
神奈川県	7.07	42,702	2.82	16,481	2.43	17,772
新 潟 県	6.27	37,991	2.83	16,616	2.18	15,724
富 山 県	5.69	34,919	2.84	16,868	2.38	17,274
石 川 県	7.37	44,132	2.84	16,438	2.47	18,078
福 井 県	6.74	40,368	2.94	17,016	2.38	17,415
山 梨 県	7.02	42,769	2.81	16,584	2.40	17,406
長 野 県	6.29	38,275	2.77	16,312	2.35	17,218
岐 阜 県	7.17	42,955	2.77	16,082	2.28	16,683
静 岡 県	7.22	43,199	2.81	16,283	2.39	17,501
愛 知 県	2.30	43,769	2.73	16,284	2.30	17,006
三 重 県	6.79	41,316	2.89	17,049	2.30	16,803
滋 賀 県	6.76	41,337	2.81	16,641	2.41	17,698
京 都 府	6.93	41,506	2.90	16,803	2.68	19,596
大 阪 府	9.25	56,217	3.00	17,639	2.63	19,552
兵 庫 県	7.17	44,070	2.86	17,042	2.71	20,036
奈 良 県	6.83	41,243	2.90	17,088	2.61	19,031
和歌山県	7.46	45,403	2.67	15,725	2.30	16,714
鳥 取 県	6.75	39,774	2.91	16,579	2.52	18,449
島 根 県	6.26	38,507	2.88	17,163	2.51	17,990
岡 山 県	7.39	44,219	2.85	16,504	2.49	18,222
広 島 県	7.27	44,497	2.79	16,550	2.10	15,375
山 口 県	7.19	43,510	2.96	17,333	2.59	18,722
徳 島 県	7.63	46,871	2.91	17,292	2.54	18,264
香 川 県	7.55	45,186	2.92	16,938	2.36	17,273
愛 媛 県	7.86	46,993	2.89	16,627	2.46	17,621
高 知 県	6.80	41,228	2.84	16,663	2.46	18,105
福 岡 県	7.54	45,177	2.93	17,015	2.43	17,760
佐 賀 県	8.35	50,542	2.67	15,665	2.21	16,199
長 崎 県	7.70	46,380	2.92	17,039	2.49	17,937
熊 本 県	7.68	46,206	2.78	16,207	2.62	18,913
大 分 県	7.56	45,263	2.86	16,579	2.55	18,662
宮 崎 県	7.13	43,097	2.83	16,528	2.40	17,139
鹿児島県	7.44	45,920	2.82	16,862	2.38	16,958
沖 縄 県	8.21	49,074	2.93	16,973	2.48	18,119

第8－8表　国民健康保険組合業種別経理状況

(単位：千円)

	収 入 決 算 額																						
	保 険 料				国 庫 支 出 金							前 期 高 齢 者 交 付 金	都 道 府 県 支 出 金			高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	直 診 勘 定 入 金	そ の 他 の 収 入	単 年 度 収 入 合 計	準 備 金 入 金	繰 越 金	組 合 債	収 入 合 計
	計	医 療 給 付 費 分	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	介 護 納 付 金 分	計	事 務 費 負 担 金	療 養 給 付 費 等 負 担 金	高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	出 産 育 児 一 時 金 補 助 金	そ の 他		計	特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	そ の 他								
医 師	73,961,284	49,237,430	15,663,589	9,060,265	9,037,145	244,351	8,234,240	211,962	42,638	255,246	48,708	1,000,866	335,140	6,108	329,032	3,922,086	-	369,758	88,626,279	532,099	20,952,457	-	110,110,834
歯 科 医 師	60,534,600	40,357,096	13,891,653	6,285,852	18,522,403	236,632	17,371,886	187,280	38,328	607,178	81,099	-	3,239	1,987	1,252	2,240,897	-	154,716	81,455,855	707,797	18,218,651	-	100,382,302
薬 剤 師	8,059,009	5,661,635	1,515,270	882,104	1,963,914	43,183	1,841,464	25,207	3,858	38,562	11,640	36,708	50,593	1,006	49,587	334,612	-	51,669	10,496,506	108,860	3,356,637	-	13,962,003
一 般 業 種	64,249,559	44,118,056	13,439,070	6,692,434	35,006,812	324,821	33,855,225	409,556	52,772	307,609	56,829	530,696	1,473,404	40,835	1,432,569	2,544,130	-	438,486	104,243,088	578,692	18,750,118	-	123,571,898
建 設 関 係	233,333,729	164,031,319	46,446,842	22,855,568	200,418,072	1,245,277	195,049,931	2,418,893	375,415	1,161,800	166,756	3,409,052	2,507,744	109,458	2,398,286	9,791,855	-	1,237,501	450,697,954	2,516,314	35,850,406	-	489,064,674
全 国 土 木	156,450,832	108,838,957	28,706,613	18,905,263	5,500,724	104,593	5,299,211	-	58,271	23,480	15,169	-	21,769	9,832	11,937	-	29,169	1,153,067	163,155,562	1,313,858	4,577,147	-	169,046,567
合 計	596,589,015	412,244,492	119,663,036	64,681,486	270,449,070	2,198,857	261,651,956	3,252,898	571,282	2,393,875	380,201	4,977,323	4,391,890	169,226	4,222,664	18,833,580	29,169	3,405,197	898,675,243	5,757,620	101,705,416	-	1,006,138,279

(単位：千円)

	支 出 決 算 額																										
	総 務 費	保 険 給 付 費																		後 期 高 齢 者 支 援 金 等			前 期 高 齢 者 納 付 金 等			介 護 納 付 金	高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金
		計	療 養 諸 費			高額療養費	高額介護合算療 養費	移送費	出産育児 諸費	葬祭諸費	育児諸費	その他	審査支払 手数料	計	後期高齢者 支援金	事務費 拠出金	計	前期高齢者 納付金	事務費 拠出金								
			計	療養給付費	療養費																						
医 師	3,261,197	48,870,908	43,686,407	43,363,315	323,092	3,693,899	300	9	893,667	78,995	28,599	291,149	197,882	17,566,674	17,565,585	1,089	2,674,732	2,673,833	899	9,721,987	3,871,079						
歯科医師	2,439,194	42,557,836	36,428,075	35,950,468	477,608	3,348,137	0	332	2,094,357	61,540	-	415,641	209,754	17,241,247	17,240,230	1,017	6,817,173	6,816,324	849	7,738,601	2,240,156						
薬 剤 師	762,586	5,653,908	5,041,905	4,996,971	44,934	448,002	-	-	125,643	2,700	4,502	1,896	29,259	1,914,044	1,913,916	128	492,588	492,483	105	1,041,390	430,805						
一般業種	4,725,121	56,876,988	50,604,847	49,701,700	903,147	4,674,388	174	-	1,114,821	37,045	-	131,955	313,758	20,010,967	20,009,740	1,227	9,109,427	9,108,415	1,012	10,099,957	2,838,539						
建設関係	15,832,615	254,498,077	218,849,549	216,034,988	2,814,561	24,515,188	1,466	945	3,752,901	206,400	-	6,064,701	1,106,928	92,874,310	92,868,823	5,487	25,682,410	25,677,877	4,533	42,284,546	10,701,441						
全国土木	3,597,896	73,083,734	61,392,661	60,777,546	615,115	5,534,442	-	5	1,574,487	38,730	-	4,061,468	481,942	33,996,149	33,994,582	1,567	16,340,493	16,339,200	1,293	17,165,731	-						
合 計	30,618,609	481,541,451	416,003,444	410,824,988	5,178,456	42,214,056	1,941	1,291	9,555,876	425,410	33,101	10,966,809	2,339,523	183,603,390	183,592,877	10,514	61,116,822	61,108,131	8,691	88,052,211	20,082,021						

(単位：千円)

	支 出 決 算 額										
	保 健 事 業 費				直 診 勘 定 繰 出 金	そ の 他 の 支 出	単 年 度 支 出 合 計	準 備 金 積 立 金	前 年 度 繰 上 充 用 金	組 合 債 費	支 出 合 計
	計	保健事業費	特定健康 診査等 事業費	健康管理 センター 事業費							
医 師	2,234,217	1,477,092	608,671	148,454	-	400,266	88,601,060	149,087	-	-	88,750,147
歯科医師	2,307,510	1,783,793	502,053	21,665	-	366,530	81,708,249	382,693	-	-	82,090,942
薬剤師	216,547	138,421	78,127	-	-	150,121	10,661,989	68,245	-	-	10,730,234
一般業種	2,600,240	1,940,017	660,222	-	-	1,134,182	107,395,420	182,109	-	-	107,577,528
建設関係	9,038,928	6,019,362	3,018,752	814	-	2,526,747	453,439,073	1,139,979	-	-	454,579,052
全国土木	4,670,481	4,442,651	227,831	-	1,235,894	38,097	150,128,474	170,951	-	-	150,299,426
合 計	21,067,923	15,801,335	5,095,656	170,932	1,235,894	4,615,943	891,934,265	2,093,064	-	-	894,027,329

第8-8表 国民健康保険組合業種別経理状況 ー収支差引残等ー

(単位：千円)

	単年度収支 差引残	単年度収支差引残内訳				収支差引残	収支差引残内訳						資産・負債等の状況									
		黒字保険者分		赤字保険者分			黒字保険者分				赤字保険者分		資 産					負 債				純 資 産
		保険者数	収支余剰金	保険者数	収支不足額		保険者数	収支余剰金	うち次年度 への繰越金	うち準備金 積立金	保険者数	収支不足額	計	準備金 保有額	次年度への 繰越金	貸付金等	その他の資産	計	繰上充用金 (当年度赤字額)	組合債 残高	その他の負債	
医 師	25,218	24	1,605,895	23	1,580,677	21,360,687	47	21,360,687	20,982,286	378,400	-	-	54,860,052	33,832,352	20,982,286	5,000	40,414	95,959	-	-	95,959	54,764,094
歯科医師	-252,394	12	1,175,875	15	1,428,270	18,291,361	27	18,291,361	17,842,591	448,770	-	-	43,403,767	25,561,176	17,842,591	-	-	-	-	-	-	43,403,767
薬 剤 師	-165,483	6	116,041	10	281,523	3,231,769	16	3,231,769	3,201,769	30,000	-	-	9,433,978	6,197,135	3,201,769	-	35,074	15,925	-	-	15,925	9,418,052
一般業種	-3,152,332	10	645,302	26	3,797,634	15,994,370	36	15,994,370	15,449,475	544,895	-	-	49,645,347	33,461,375	15,449,475	-	734,497	1,246,183	-	-	1,246,183	48,399,165
建設関係	-2,741,119	15	5,767,787	17	8,508,906	34,485,623	32	34,485,623	32,950,820	1,534,803	-	-	131,822,063	94,542,951	32,950,820	22,311	4,305,981	68,597	-	-	68,597	131,753,466
全国土木	13,027,088	1	13,027,088	-	-	18,747,141	1	18,747,141	4,647,141	14,100,000	-	-	202,954,462	172,458,847	4,647,141	-	25,848,474	42,199,502	-	-	42,199,502	160,754,961
合 計	6,740,978	68	22,337,988	91	15,597,010	112,110,950	159	112,110,950	95,074,082	17,036,868	-	-	492,119,669	366,053,837	95,074,082	27,311	30,964,440	43,626,165	-	-	43,626,165	448,493,504

第8-8表 国民健康保険組合業種別経理状況 ー保険料収納状況ー

(単位：千円)

	保 険 料 収 納 状 況											
	現 年 度 分						滞 納 繰 越 分					
	調 定 額	収 納 額	還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	未 収 額	(再掲)調定額 居所不明者分	調 定 額	収 納 額	還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	未 収 額	(再掲)調定額 居所不明者分
医 師	73,961,600	73,955,517	1,944	-	6,083	-	5,444	3,301	-	590	1,552	-
歯科医師	60,544,478	60,515,852	-	-	28,626	-	42,947	18,916	-	1,017	23,014	-
薬 剤 師	8,057,904	8,057,601	-	-	303	-	1,743	1,408	-	50	284	-
一般業種	64,278,529	64,226,384	16,821	-	52,146	-	108,474	32,421	-	179	75,873	-
建設関係	233,366,832	233,271,380	6,754	80	95,371	-	92,780	55,595	-	9,588	27,597	-
全国土木	156,452,510	156,444,915	-	-	7,595	-	7,764	5,918	-	623	1,223	-
合 計	596,661,853	596,471,649	25,519	80	190,124	-	259,151	117,559	-	12,048	129,544	-

第 8－9 表 国民健康保険組合業種別経理状況 ー(再掲)後期高齢者支援金等分・収入支出ー

(単位：千円)

	収 入 決 算 額					支 出 決 算 額				
	保 険 料	国 庫 支 出 金				都道府県支出金	後 期 高 齢 者 支 援 金 等			そ の 他 の 支 出
		計	事 務 費 負 担 金	療養給付費等負担金	そ の 他	そ の 他	計	後期高齢者支援金	事 務 費 拠 出 金	
医 師	15,663,589	1,030,071	-	1,030,071	-	-	17,566,674	17,565,585	1,089	4,158
歯科医師	13,891,653	4,017,785	71	4,017,714	-	-	17,241,247	17,240,230	1,017	1,690
薬 剤 師	1,515,270	580,520	-	580,520	-	-	1,914,044	1,913,916	128	765
一般業種	13,439,070	7,233,617	-	7,233,617	-	-	20,010,967	20,009,740	1,227	4,257
建設関係	46,446,842	44,755,669	-	44,755,669	-	-	92,874,310	92,868,823	5,487	23,253
全国土木	28,706,613	-	-	-	-	-	33,996,149	33,994,582	1,567	-
合 計	119,663,036	57,617,662	71	57,617,591	-	-	183,603,390	183,592,877	10,514	34,123

第 8 - 1 0 表 国民健康保険組合業種別経理状況 ー(再掲)介護分・収入支出ー

(単位：千円)

	収 入 決 算 額						支 出 決 算 額	
	保 険 料	国 庫 支 出 金				都 道 府 県 支 出 金	介 護 納 付 金	そ の 他 の 支 出
		計	事 務 費 負 担 金	療 養 給 付 費 等 負 担 金	そ の 他	そ の 他		
医 師	9,060,265	553,314	3,706	549,608	-	-	9,721,987	3,646
歯科医師	6,285,852	1,347,049	1,476	1,345,573	-	-	7,738,601	253
薬 剤 師	882,104	157,182	602	156,581	-	-	1,041,390	1,641
一般業種	6,692,434	2,766,674	9,566	2,757,107	-	-	10,099,957	1,676
建設関係	22,855,568	17,467,512	25,019	17,442,493	-	-	42,284,546	12,879
全国土木	18,905,263	2,849	2,849	-	-	-	17,165,731	-
合 計	64,681,486	22,294,579	43,218	22,251,361	-	-	88,052,211	20,096

第9-1表 都道府県別経理状況(続き) —市町村・経理関係諸率—

(単位：円)

	1世帯当たり保険料(税) 調定額(現年度分)		被保険者1人当たり保険料(税)(現年度分)					
	全世帯分	(再掲) 退職世帯	総数			(再掲)退職被保険者等分		
			調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
					%			%
北海道	144,209	23,400	99,319	94,985	95.70	23,400	23,400	100.00
青森県	141,050	-	93,880	88,614	94.39	-	-	-
岩手県	125,116	-	84,566	80,779	95.52	-	-	100.00
宮城県	135,389	-	91,023	86,201	94.75	-	-	-
秋田県	125,629	-	85,235	80,926	94.96	-	-	-
山形県	149,767	-	97,794	93,737	95.85	-	-	-
福島県	121,341	-	80,353	75,578	94.07	-	-	-
茨城県	141,118	-	92,470	86,578	93.63	-	-	-
栃木県	146,866	-	95,844	89,795	93.69	-	-	-
群馬県	148,421	18,150	96,903	91,704	94.64	18,150	18,150	100.00
埼玉県	146,161	15,290	99,822	93,992	94.16	15,290	15,290	100.00
千葉県	145,248	-	99,629	92,478	92.82	-	-	-
東京都	167,957	-	124,149	113,556	91.52	-	-	-
神奈川県	164,208	-	114,828	108,666	94.64	-	-	-
新潟県	131,548	-	88,490	84,886	95.95	-	-	-
富山県	138,335	-	96,092	91,732	95.46	-	-	-
石川県	149,570	-	102,680	96,910	94.38	-	-	-
福井県	154,030	-	103,643	99,515	96.02	-	-	-
山梨県	161,034	-	105,781	101,100	95.58	-	-	-
長野県	145,798	-	96,583	92,702	95.98	-	-	100.00
岐阜県	161,867	-	105,948	100,130	94.51	-	-	-
静岡県	154,933	-	104,183	98,823	94.87	-	-	100.00
愛知県	162,722	-	109,369	104,412	95.50	-	-	-
三重県	150,258	-	101,439	95,684	94.33	-	-	-
滋賀県	146,012	-	95,713	91,604	95.71	-	-	-
京都府	125,711	-	87,174	83,806	96.15	-	-	-
大阪府	151,733	-	104,726	97,332	92.98	-	-	-
兵庫県	141,386	66,260	96,132	91,161	94.84	66,260	66,260	100.00
奈良県	149,001	-	97,090	92,784	95.57	-	-	-
和歌山県	148,242	-	94,902	90,459	95.33	-	-	-
鳥取県	129,342	-	86,860	83,023	95.59	-	-	-
島根県	136,159	-	94,592	91,541	96.77	-	-	-
岡山県	134,163	-	91,782	87,024	94.82	-	-	-
広島県	139,815	-	96,584	91,404	94.64	-	-	-
山口県	130,225	-	90,618	86,741	95.73	-	-	-
徳島県	133,141	-	89,622	85,105	94.96	-	-	-
香川県	146,051	-	99,549	92,957	93.38	-	-	-
愛媛県	131,668	-	88,769	84,905	95.65	-	-	-
高知県	137,056	-	93,199	89,394	95.93	-	-	-
福岡県	136,941	-	92,544	86,726	93.72	-	-	9.10
佐賀県	176,702	-	112,482	108,194	96.19	-	-	-
長崎県	143,310	-	94,487	90,011	95.28	-	-	100.00
熊本県	149,188	18,030	96,852	91,419	94.39	18,030	18,030	100.00
大分県	125,804	-	85,833	82,682	96.34	-	-	-
宮崎県	140,865	-	93,378	88,626	94.91	-	-	-
鹿児島県	121,953	-	82,249	77,791	94.59	-	-	-
沖縄県	120,229	-	74,964	71,025	94.76	-	-	-
合計	147,926	241,091	100,997	95,123	94.20	241,091	237,953	98.70

第9-1表 都道府県別経理状況(続き) —市町村・経理関係諸率—

(単位：円)

	経 理 関 係 諸 率 (被 保 険 者 1 人 当 た り 諸 費)										
	資 産 ・ 負 債 等 の 状 況										
	資 産					負 債					純 資 産
	計	基金保有額	次年度への繰越金	貸付金等	その他の資産	計	繰上充用金 (当年度赤字額)	市町村債 残高	うち 財政安定化基金 貸付金残高	その他の 負債	
北海道	32,099	29,089	3,009	-	-	80	8	71	71	-	32,019
青森県	82,789	75,584	7,205	-	-	-	-	-	-	-	82,789
岩手県	50,138	42,652	7,485	0	-	444	33	411	373	-	49,693
宮城県	44,477	40,553	3,924	-	-	-	-	-	-	-	44,477
秋田県	70,702	58,087	12,615	-	-	-	-	-	-	-	70,702
山形県	99,476	70,875	28,600	-	-	-	-	-	-	-	99,476
福島県	58,778	45,353	13,422	-	3	-	-	-	-	-	58,778
茨城県	49,625	40,752	8,873	0	-	-	-	-	-	-	49,625
栃木県	71,724	59,968	11,753	3	-	-	-	-	-	-	71,724
群馬県	45,457	41,718	3,739	-	-	-	-	-	-	-	45,457
埼玉県	14,471	8,272	6,189	10	-	-	-	-	-	-	14,471
千葉県	23,322	20,291	3,032	0	-	40	40	-	-	-	23,283
東京都	8,446	780	7,666	-	-	572	-	572	452	-	7,874
神奈川県	17,824	9,020	8,804	-	-	-	-	-	-	-	17,824
新潟県	44,815	37,335	7,480	-	-	128	-	128	-	-	44,686
富山県	62,773	56,134	6,639	-	-	-	-	-	-	-	62,773
石川県	49,607	46,844	2,763	0	-	-	-	-	-	-	49,607
福井県	50,556	38,999	11,517	40	-	-	-	-	-	-	50,556
山梨県	77,232	71,548	5,684	-	-	-	-	-	-	-	77,232
長野県	47,543	38,986	8,557	-	-	-	-	-	-	-	47,543
岐阜県	66,700	44,056	22,644	-	-	47	47	-	-	-	66,653
静岡県	42,306	32,789	9,506	12	-	-	-	-	-	-	42,306
愛知県	17,615	10,843	6,772	-	-	297	41	256	-	-	17,318
三重県	46,416	36,549	9,867	-	-	-	-	-	-	-	46,416
滋賀県	24,441	20,237	4,203	-	-	-	-	-	-	-	24,441
京都府	32,905	28,641	4,253	11	-	-	-	-	-	-	32,905
大阪府	23,150	19,843	3,306	1	-	586	556	30	-	-	22,563
兵庫県	33,395	28,424	4,971	-	-	187	-	187	-	-	33,208
奈良県	45,549	37,194	8,356	-	-	163	154	9	-	-	45,386
和歌山県	40,128	23,732	16,396	-	-	-	-	-	-	-	40,128
鳥取県	50,440	42,829	7,611	-	-	-	-	-	-	-	50,440
島根県	56,542	45,845	10,696	-	-	-	-	-	-	-	56,542
岡山県	45,976	40,555	5,420	-	-	48	-	48	-	-	45,928
広島県	27,228	23,439	3,789	-	-	32	32	-	-	-	27,196
山口県	79,883	67,780	12,104	-	-	402	-	-	-	402	79,481
徳島県	52,519	38,349	14,112	58	-	58	-	58	58	-	52,461
香川県	34,871	21,483	13,384	4	-	-	-	-	-	-	34,871
愛媛県	28,701	10,904	17,797	-	-	-	-	-	-	-	28,701
高知県	29,387	26,145	3,242	-	-	119	119	-	-	-	29,268
福岡県	25,214	17,278	7,936	-	-	1,448	1,448	-	-	-	23,767
佐賀県	46,186	29,793	16,393	-	-	154	-	154	-	-	46,032
長崎県	32,998	28,910	4,088	-	-	-	-	-	-	-	32,998
熊本県	41,658	25,936	15,722	-	-	95	95	-	-	-	41,562
大分県	55,715	39,210	16,505	-	-	-	-	-	-	-	55,715
宮崎県	67,890	62,297	5,593	-	-	-	-	-	-	-	67,890
鹿児島県	26,285	18,553	7,723	-	9	9,362	9,362	-	-	-	16,923
沖縄県	18,944	12,775	6,169	-	-	4,042	4,042	-	-	-	14,902
合 計	32,848	25,251	7,595	2	0	408	307	97	56	4	32,440

第9-4表 都道府県別経理状況 ―（再掲）都道府県・経理関係諸率・後期高齢者支援金等分―

（単位：円）

	経 理 関 係 諸 率 （ 被 保 険 者 1 人 当 た り 諸 費 ）																
	収 入 決 算 額								支 出 決 算 額								
	分 担 金 及 び 負 担 金			国 庫 支 出 金				療 養 給 付 費 等 交 付 金	一 般 会 計 繰 入 金 都 道 府 県 繰 入 金	後 期 高 齢 者 支 援 金 等			償 還 金 及 び 還 付 付 加 金				
	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金			計	国 庫 負 担 金 療 養 給 付 費 等 負 担 金	国 庫 補 助 金				計	後 期 高 齢 者 支 援 金	事 務 費 拠 出 金	計	療 養 給 付 費 等 負 担 金 償 還 金	療 養 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金		
	計	一 般 被 保 険 者 分	退 職 被 保 険 者 等 分			普 通 調 整 交 付 金	特 別 調 整 交 付 金										
北 海 道	30,832	30,832	－	28,147	21,720	6,426	－	0	8,979	67,880	67,876	4	－	－	－		
青 森 県	33,543	33,541	2	30,552	21,792	8,760	－	－	3,969	68,105	68,101	4	－	－	－		
岩 手 県	31,844	31,844	0	31,075	21,834	9,002	239	0	6,141	68,236	68,232	4	－	－	－		
宮 城 県	32,810	32,810	－	36,014	21,899	7,574	6,541	－	－	68,439	68,435	4	－	－	－		
秋 田 県	32,683	32,683	－	32,590	22,105	10,485	－	－	6,217	69,082	69,078	4	－	－	－		
山 形 県	32,952	32,952	－	29,928	21,967	7,961	－	－	6,179	68,651	68,647	4	1	－	1		
福 島 県	28,779	28,779	－	30,737	22,067	8,671	－	－	6,206	68,963	68,959	4	－	－	－		
茨 城 県	36,081	36,073	8	28,087	21,767	6,320	－	－	2,981	68,025	68,021	4	－	－	－		
栃 木 県	34,737	34,737	－	29,384	22,040	7,261	82	－	5,570	68,880	68,876	4	－	－	－		
群 馬 県	35,471	35,471	0	29,182	22,015	7,167	－	0	4,728	68,802	68,798	4	－	－	－		
埼 玉 県	34,672	34,670	1	28,270	22,046	6,224	－	－	6,200	68,897	68,893	4	－	－	－		
千 葉 県	35,704	35,703	1	28,030	21,965	6,066	－	0	6,245	68,644	68,640	4	－0	－	－0		
東 京 都	38,538	38,537	1	21,623	21,192	373	58	－	5,403	66,228	66,224	4	－	－	－		
神 奈 川 県	38,188	38,186	2	25,886	22,028	3,858	－	－	－	68,842	68,838	4	－	－	－		
新 潟 県	31,424	31,421	3	31,010	22,271	8,739	－	－	－	69,601	69,597	4	－	－	－		
富 山 県	34,609	34,606	3	30,998	22,688	8,035	276	－	5,017	70,903	70,898	4	－	－	－		
石 川 県	34,277	34,273	4	29,353	22,381	6,973	－	－	6,692	69,944	69,940	4	－	－	－		
福 井 県	36,275	36,275	－	28,971	22,274	6,697	－	－	6,264	69,610	69,605	4	－	－	－		
山 梨 県	34,529	34,529	－	28,560	21,788	6,772	－	－	5,003	68,092	68,087	4	－	－	－		
長 野 県	33,752	33,750	2	28,774	21,860	6,915	－	－	6,148	68,316	68,312	4	－	－	－		
岐 阜 県	34,595	34,595	－	27,913	22,125	5,788	－	－	5,531	69,145	69,141	4	－	－	－		
静 岡 県	36,075	36,074	1	27,289	22,062	5,227	－	－	5,899	68,948	68,944	4	－	－	－		
愛 知 県	37,121	37,121	－	26,002	21,987	4,016	－	－	6,030	68,712	68,708	4	－	－	－		
三 重 県	35,859	35,859	－	28,632	22,045	6,586	－	－	3,985	68,896	68,891	4	－	－	－		
滋 賀 県	34,466	34,462	4	28,945	22,108	6,776	60	－	6,218	69,093	69,089	4	－	－	－		
京 都 府	33,150	33,149	1	29,668	21,912	7,757	－	－	－	68,478	68,473	4	－	－	－		
大 阪 府	35,126	35,122	4	28,488	22,036	6,452	－	－	5,543	68,866	68,862	4	－	－	－		
兵 庫 県	33,679	33,674	5	28,933	22,102	6,831	－	－	－	69,072	69,068	4	－	－	－		
奈 良 県	40,381	40,381	－	30,435	22,324	8,111	－	－	－	69,765	69,761	4	－	－	－		
和 歌 山 県	31,225	31,225	－	30,959	22,162	8,796	－	－	6,069	69,262	69,257	4	－	－	－		
鳥 取 県	32,564	32,564	－	30,286	22,072	8,214	－	－	5,518	68,980	68,976	4	－	－	－		
島 根 県	33,536	33,535	1	30,414	22,478	7,937	－	－	6,296	70,247	70,243	4	－	－	－		
岡 山 県	32,912	32,912	－	30,490	22,054	8,436	－	－	－	68,922	68,918	4	－	－	－		
広 島 県	33,657	33,656	1	28,617	21,912	6,582	123	－	6,163	68,479	68,475	4	－	－	－		
山 口 県	33,623	33,623	0	31,456	22,119	9,265	71	－	4,198	69,126	69,122	4	－	－	－		
徳 島 県	31,360	31,359	1	32,684	22,513	10,172	－	－	－	70,356	70,352	4	－	－	－		
香 川 県	32,581	32,581	－	31,302	22,304	8,999	－	－	－	69,703	69,699	4	－	－	－		
愛 媛 県	30,845	30,844	0	31,962	22,068	9,894	－	－	－	68,966	68,962	4	－	－	－		
高 知 県	32,041	32,041	－	31,040	22,099	8,941	－	－	6,269	69,064	69,060	4	－	－	－		
福 岡 県	32,999	32,996	3	29,048	21,775	7,237	37	－	6,136	68,184	68,180	4	－	－	－		
佐 賀 県	31,707	31,707	－	28,854	21,801	7,053	－	－	－	68,131	68,127	4	－	－	－		
長 崎 県	31,812	31,810	3	30,122	21,731	8,391	－	－	6,096	67,914	67,910	4	－	－	－		
熊 本 県	31,542	31,541	1	30,171	21,791	8,337	44	－	6,129	68,099	68,095	4	－	－	－		
大 分 県	29,749	29,749	－	32,277	21,907	10,370	－	－	6,161	68,465	68,460	4	－	－	－		
宮 崎 県	31,561	31,561	0	31,453	21,934	9,520	－	－	6,169	68,547	68,543	4	－	－	－		
鹿 児 島 県	30,367	30,358	9	31,710	21,823	9,841	46	－	6,138	68,200	68,196	4	－	－	－		
沖 縄 県	31,651	31,650	1	31,617	21,494	10,123	－	－	6,045	67,174	67,170	4	－	－	－		
合 計	34,669	34,667	2	28,192	21,899	6,157	135	0	4,570	68,445	68,441	4	－0	－	－0		

第9-5表 国民健康保険組合業種別経理状況 一経理関係緒率一

(単位：円)

	1世帯当たり 保 険 料 調 定 額 (現年度分)	経 理 関 係 諸 率 (被 保 険 者 1 人 当 た り 諸 費)																					
		収 入 決 算 額																					
		保 険 料			国 庫 支 出 金			前期高齢者 交 付 金	都 道 府 県 支 出 金			高額医療費 共 同 事 業 交 付 金	直 診 勘 定 繰 入 金	そ の 他 の 収 入	単 年 度 収 入 合 計	準 備 金 繰 入 金	繰 越 金	組 合 債	収 入 合 計				
		調 定 額	収 納 額	収 納 率	計	事 務 費 金	療 養 給 付 費 等 負 担 金		高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	特 定 健 康 診 査 等 金	出 産 育 児 一 時 金 補 助 金									そ の 他	計	特 定 健 康 診 査 等 金	そ の 他
医 師	433,475	277,879	277,856	99.99	33,953	918	30,937	796	160	959	183	3,760	1,259	23	1,236	14,736	-	1,389	332,975	1,999	78,720	-	413,694
歯科医師	349,139	233,999	233,889	99.95	71,587	915	67,141	724	148	2,347	313	-	13	8	5	8,661	-	598	314,820	2,736	70,414	-	387,969
薬 剤 師	379,588	267,181	267,171	100.00	65,119	1,432	61,059	836	128	1,279	386	1,217	1,678	33	1,644	11,095	-	1,713	348,039	3,610	111,298	-	462,946
一般業種	346,990	210,382	210,212	99.92	114,577	1,063	110,807	1,340	173	1,007	186	1,737	4,822	134	4,689	8,327	-	1,435	341,185	1,894	61,369	-	404,448
建設関係	355,101	173,449	173,378	99.96	148,960	926	144,970	1,798	279	864	124	2,534	1,864	81	1,783	7,278	-	920	334,979	1,870	26,646	-	363,495
全国土木	779,173	398,677	398,658	100.00	14,017	267	13,504	-	148	60	39	-	55	25	30	-	74	2,938	415,758	3,348	11,664	-	430,770
合 計	423,619	229,620	229,547	99.97	104,080	846	100,695	1,252	220	921	146	1,915	1,690	65	1,625	7,248	11	1,310	345,847	2,216	39,140	-	387,204

(単位：円)

	経 理 関 係 諸 率 (被 保 険 者 1 人 当 た り 諸 費)																				
	収 入 決 算 額																				
	総 務 費	保 険 給 付 費				後 期 高 齢 者 支 援 金 等				前 期 高 齢 者 納 付 金 等			介護納付金	高額医療費 共 同 事 業 拠 出 金							
		計	療 養 諸 費		高額療養費	高額介護合算 療 養 費	移 送 費	出 産 育 児 諸 費	葬 祭 諸 費	育 児 諸 費	そ の 他	審 査 支 払 手 数 料			後 期 高 齢 者 支 援 金 等			前 期 高 齢 者 納 付 金 等			
計	計	療 養 給 付 費	療 養 費	計									後 期 高 齢 者 支 援 金	事 務 費 金 拠 出 金	計	前 期 高 齢 者 納 付 金	事 務 費 金 拠 出 金				
医 師	12,253	182,868	164,133	162,919	1,214	13,878	1	0	3,358	297	107	1,094	743	65,999	65,995	4	10,049	10,046	3	36,526	14,544
歯科医師	9,427	163,672	140,791	138,945	1,846	12,940	0	1	8,095	238	-	1,606	811	66,636	66,632	4	26,348	26,345	3	29,909	8,658
薬 剤 師	25,286	186,500	167,177	165,688	1,490	14,855	-	-	4,166	90	149	63	970	63,465	63,461	4	16,333	16,330	3	34,530	14,284
一般業種	15,465	185,130	165,629	162,673	2,956	15,299	1	-	3,649	121	-	432	1,027	65,495	65,491	4	29,815	29,812	3	33,057	9,290
建設関係	11,768	188,332	162,659	160,567	2,092	18,221	1	1	2,789	153	-	4,508	823	69,028	69,024	4	19,088	19,085	3	31,428	7,954
全国土木	9,168	185,006	156,443	154,875	1,567	14,103	-	0	4,012	99	-	10,350	1,228	86,630	86,626	4	41,639	41,636	3	43,742	-
合 計	11,783	184,417	160,095	158,102	1,993	16,246	1	0	3,677	164	13	4,220	900	70,658	70,654	4	23,520	23,517	3	33,886	7,728

(単位：円)

	経 理 関 係 諸 率 (被 保 険 者 1 人 当 た り 諸 費)																				
	支 出 決 算 額											資 産 ・ 負 債 等 の 状 況									
	保 健 事 業 費				直 診 勘 定 繰 出 金	そ の 他 の 支 出	単 年 度 支 出 合 計	準 備 金 積 立 金	前 年 度 繰 上 充 用 金	組 合 債 費	支 出 合 計	資 産					負 債				純 資 産
	計	保健事業費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費								計	準 備 金 保 有 額	次年度への 繰 越 金	貸 付 金 等	そ の 他 の 資 産	計	繰 上 充 用 金 (当 年 度 赤 字 額)	組 合 債 残 高	そ の 他 の 負 債	
医 師	8,394	5,550	2,287	558	-	1,504	332,880	560	-	-	333,440	206,113	127,110	78,832	19	152	361	-	-	361	205,752
歯科医師	8,918	6,894	1,940	84	-	1,417	315,795	1,479	-	-	317,274	167,752	98,792	68,960	-	-	-	-	-	-	167,752
薬 剤 師	7,180	4,590	2,590	-	-	4,978	353,526	2,263	-	-	355,789	312,808	205,482	106,163	-	1,163	528	-	-	528	312,280
一般業種	8,511	6,350	2,161	-	-	3,712	351,503	596	-	-	352,099	162,488	109,518	50,566	-	2,404	4,079	-	-	4,079	158,409
建設関係	6,718	4,474	2,244	1	-	1,878	337,017	847	-	-	337,864	97,976	70,269	24,491	17	3,200	51	-	-	51	97,925
全国土木	11,901	11,321	581	-	3,149	97	382,562	436	-	-	382,998	517,175	439,465	11,842	-	65,868	107,534	-	-	107,534	409,641
合 計	8,108	6,081	1,961	66	476	1,776	343,253	805	-	-	344,059	189,388	140,873	36,588	11	11,916	16,789	-	-	16,789	172,599

第9-6表 国民健康保険組合業種別経理状況 ー（再掲）経理関係諸率・後期高齢者支援金等分ー

（単位：円）

	経理関係諸率（被保険者1人当たりの諸費）									
	収 入 決 算 額					支 出 決 算 額				
	保 険 料	国 庫 支 出 金				都 道 府 県 支 出 金	後 期 高 齢 者 支 援 金 等			そ の 他 の 支 出
		計	事 務 費 金	療 養 給 付 費 等 負 担 金	そ の 他	そ の 他	計	後 期 高 齢 者 支 援 金	事 務 費 金	
医 師	58,849	3,870	-	3,870	-	-	65,999	65,995	4	16
歯科医師	53,690	15,528	0	15,528	-	-	66,636	66,632	4	7
薬 剤 師	50,243	19,249	-	19,249	-	-	63,465	63,461	4	25
一般業種	43,986	23,675	-	23,675	-	-	65,495	65,491	4	14
建設関係	34,521	33,264	-	33,264	-	-	69,028	69,024	4	17
全国土木	73,151	-	-	-	-	-	86,630	86,626	4	-
合 計	46,051	22,174	0	22,174	-	-	70,658	70,654	4	13

第 1 1－1 表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況(続き)

全 体				(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)				
	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			訪 問 看 護			(再掲) 入院＋ 食事療養・生活療養	(再掲) 入院外＋調剤
	件 数	回 数	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件	回	千円	件	日	千円	千円	千円
北 海 道	269,154	11,535,817	7,655,869	35,808	254,488	3,132,471	187,370,315	221,334,623
青 森 県	59,267	2,618,783	1,724,773	9,436	60,401	776,554	41,102,029	59,286,867
岩 手 県	61,664	3,109,648	2,057,448	10,513	62,405	788,772	40,044,398	54,242,683
宮 城 県	102,931	4,412,656	2,951,663	21,908	160,271	1,980,831	69,943,208	99,673,050
秋 田 県	52,770	2,558,089	1,692,374	5,778	43,777	484,045	35,330,782	43,808,337
山 形 県	51,033	2,356,711	1,580,806	9,764	64,885	787,033	35,251,412	46,786,592
福 島 県	88,813	3,963,151	2,632,413	18,427	104,113	1,177,130	58,048,051	79,905,751
茨 城 県	116,814	4,896,328	3,254,001	27,086	199,949	2,329,826	78,520,694	121,316,191
栃 木 県	86,026	3,922,709	2,606,583	19,284	144,461	1,613,560	59,195,361	85,863,099
群 馬 県	92,737	4,366,908	2,890,864	21,180	170,395	1,945,710	61,755,712	81,373,080
埼 玉 県	259,931	10,955,817	7,275,675	88,358	654,654	7,594,392	188,189,440	291,808,651
千 葉 県	232,536	9,850,891	6,528,308	61,568	467,936	5,557,428	165,622,454	249,964,337
東 京 都	445,746	17,953,903	11,874,713	216,921	1,537,587	17,232,699	324,985,724	534,042,270
神奈川県	307,287	12,636,926	8,366,898	110,602	803,210	9,613,801	223,348,354	353,139,037
新 潟 県	101,179	4,912,241	3,250,352	23,802	128,164	1,498,737	68,115,252	90,027,783
富 山 県	46,804	2,148,591	1,434,376	6,832	50,057	662,055	30,998,149	36,411,651
石 川 県	58,641	2,830,292	1,878,430	19,783	125,204	1,609,209	39,237,518	43,969,515
福 井 県	36,636	1,646,821	1,076,648	14,473	78,942	856,393	24,389,354	29,175,867
山 梨 県	39,140	1,808,246	1,202,730	10,837	62,109	747,698	26,010,661	36,797,417
長 野 県	92,489	4,103,617	2,738,490	25,281	144,465	1,749,833	63,120,272	86,296,246
岐 阜 県	82,281	3,679,982	2,444,249	27,897	238,859	2,976,537	58,259,721	87,036,785
静 岡 県	145,936	6,479,621	4,311,815	34,543	255,809	3,241,182	103,793,572	160,405,079
愛 知 県	241,563	9,618,155	6,292,965	94,282	770,160	9,508,963	171,223,706	278,877,463
三 重 県	80,187	3,825,607	2,549,625	23,336	162,854	1,919,394	54,887,895	74,255,565
滋 賀 県	56,192	2,338,428	1,544,876	20,673	125,493	1,495,629	40,767,756	55,821,351
京 都 府	104,358	4,249,121	2,820,019	45,508	328,303	3,713,885	77,536,364	106,450,346
大 阪 府	355,924	14,471,118	9,648,573	196,580	1,621,185	18,271,421	261,096,555	372,634,791
兵 庫 県	232,523	10,019,505	6,655,520	81,529	617,372	6,902,068	164,643,637	235,809,007
奈 良 県	59,822	2,601,682	1,725,272	26,157	182,690	2,033,512	42,382,589	59,770,871
和歌山県	49,808	2,252,323	1,497,445	16,761	141,379	1,611,857	33,872,349	46,931,188
鳥 取 県	28,500	1,273,659	845,415	5,975	45,903	558,801	20,300,661	23,113,607
島 根 県	38,592	1,867,898	1,243,241	7,631	47,014	532,808	26,133,779	29,130,082
岡 山 県	93,780	4,170,178	2,758,314	22,832	157,007	1,738,442	64,753,607	77,880,808
広 島 県	124,802	5,890,046	3,927,829	40,267	264,658	2,951,526	84,101,201	109,980,638
山 口 県	85,985	4,542,617	3,033,694	14,453	100,124	1,148,600	57,099,991	62,257,012
徳 島 県	46,513	2,483,237	1,648,160	9,643	72,375	836,670	29,480,560	31,097,656
香 川 県	53,058	2,634,747	1,736,313	11,812	99,414	1,176,137	34,996,217	44,257,991
愛 媛 県	75,343	3,464,411	2,317,929	24,039	166,580	1,814,428	49,849,721	61,642,628
高 知 県	48,465	2,469,146	1,637,169	10,260	66,936	753,776	32,177,967	32,724,628
福 岡 県	266,221	12,681,833	8,477,043	82,298	605,566	7,038,704	178,052,572	204,913,201
佐 賀 県	55,706	3,196,573	1,913,517	15,380	105,815	1,143,485	35,814,327	38,284,586
長 崎 県	100,951	5,189,939	3,442,248	15,593	109,846	1,268,588	64,120,311	66,118,367
熊 本 県	119,867	6,169,561	4,093,657	24,865	178,244	2,044,462	75,875,282	82,947,305
大 分 県	78,444	3,866,513	2,556,041	14,532	106,411	1,234,434	48,315,198	51,971,349
宮 崎 県	70,761	3,556,404	2,356,751	16,747	111,158	1,287,848	43,401,743	51,791,972
鹿児島県	126,192	6,602,702	4,381,314	16,800	128,796	1,471,676	79,996,038	81,408,618
沖 縄 県	89,857	4,509,981	2,884,139	21,518	180,271	2,208,931	62,289,524	65,896,112
医 師	23,230	542,135	359,659	3,573	27,009	343,004	16,235,267	38,097,391
歯科医師	21,803	480,233	316,805	2,702	18,774	227,392	13,716,182	34,131,844
薬 剤 師	2,337	54,149	35,840	368	2,339	31,693	1,603,669	4,541,800
一般業種	25,488	574,703	381,360	5,079	32,784	387,980	18,111,185	42,819,006
建設関係	130,324	3,158,270	2,107,332	19,707	129,252	1,547,750	90,212,086	178,347,641
全国土木	33,297	760,156	503,124	5,763	35,599	432,225	22,727,643	53,215,322
市 町 村	5,513,229	246,693,132	163,416,550	1,679,552	12,307,695	143,021,943	3,815,801,982	5,238,632,053
組 合	236,479	5,569,646	3,704,121	37,192	245,757	2,970,043	162,606,033	351,153,004
合 計	5,749,708	252,262,778	167,120,671	1,716,744	12,553,452	145,991,987	3,978,408,015	5,589,785,057

第 1 1－2 表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況(続き)

前期高齢者分再掲				(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)				
	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			訪 問 看 護			(再掲) 入院＋ 食事療養・生活療養	(再掲) 入院外＋調剤
	件 数	回 数	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件	回	千円	件	日	千円	千円	千円
北 海 道	158,345	5,905,975	3,982,710	11,839	89,559	1,148,040	114,991,279	132,043,501
青 森 県	32,777	1,170,834	795,829	2,497	20,898	285,196	23,696,954	35,319,075
岩 手 県	34,443	1,438,633	969,386	3,341	25,112	320,771	23,666,557	34,920,974
宮 城 県	64,161	2,424,524	1,637,839	7,798	69,999	957,674	44,944,344	64,081,867
秋 田 県	32,987	1,381,692	925,019	1,970	15,640	175,191	22,975,927	29,816,013
山 形 県	30,222	1,153,289	783,972	3,470	27,274	352,090	21,800,927	30,695,299
福 島 県	53,976	2,068,269	1,388,218	4,908	30,170	359,499	36,544,114	49,250,858
茨 城 県	65,209	2,176,396	1,468,586	6,257	47,890	602,579	46,494,916	71,606,209
栃 木 県	50,290	1,981,386	1,330,170	5,305	42,425	523,328	36,461,213	52,429,718
群 馬 県	50,370	1,954,612	1,316,316	6,410	53,826	625,654	35,369,811	48,741,519
埼 玉 県	150,186	5,453,452	3,672,034	25,325	222,987	2,802,964	114,475,111	173,825,538
千 葉 県	140,229	5,269,082	3,535,456	20,164	180,852	2,322,164	104,155,402	151,928,695
東 京 都	244,730	9,019,381	6,049,993	67,019	559,437	6,661,391	187,157,989	277,547,172
神奈川県	176,760	6,283,154	4,221,549	37,475	329,776	4,242,945	136,077,284	208,774,493
新 潟 県	62,249	2,621,392	1,752,298	7,802	46,226	578,401	43,569,520	60,878,644
富 山 県	26,419	884,525	604,613	2,159	18,257	276,716	18,387,837	23,698,219
石 川 県	34,678	1,354,441	948,450	5,966	49,344	709,438	23,733,879	27,494,835
福 井 県	23,707	963,065	638,708	4,203	27,362	293,335	16,409,052	19,116,468
山 梨 県	23,046	970,630	654,715	3,413	22,731	280,749	15,957,048	22,163,564
長 野 県	53,795	2,006,037	1,358,274	8,031	52,161	665,215	38,988,360	54,338,632
岐 阜 県	47,938	1,802,248	1,216,522	8,878	88,425	1,153,513	36,341,451	54,900,661
静 岡 県	88,067	3,441,285	2,325,758	11,748	105,299	1,481,456	66,360,551	102,240,850
愛 知 県	123,806	3,619,350	2,464,632	16,416	160,842	2,225,660	95,985,890	155,370,059
三 重 県	46,991	1,893,109	1,277,389	7,753	64,945	797,430	34,043,124	48,199,122
滋 賀 県	34,747	1,280,393	867,894	6,647	48,377	593,263	26,321,765	35,628,331
京 都 府	65,638	2,474,100	1,660,153	15,288	126,880	1,501,192	50,198,255	64,302,678
大 阪 府	205,301	7,667,432	5,182,873	59,951	580,883	6,956,634	158,768,189	210,454,647
兵 庫 県	138,880	5,194,331	3,521,705	27,906	237,682	2,745,716	102,325,960	145,983,472
奈 良 県	35,441	1,307,221	878,221	7,647	63,264	769,901	26,344,748	37,542,704
和歌山県	28,099	1,082,737	729,166	4,783	45,759	540,678	19,840,456	27,657,929
鳥 取 県	17,954	689,404	465,944	2,436	20,817	254,745	13,217,817	15,033,630
島 根 県	24,060	991,290	668,409	2,983	20,482	233,876	17,108,459	20,133,905
岡 山 県	58,394	2,286,687	1,530,513	6,805	55,648	631,448	41,539,144	49,627,204
広 島 県	73,443	2,917,376	1,972,915	11,267	83,551	962,832	51,309,202	68,615,859
山 口 県	54,940	2,600,128	1,756,400	5,726	45,255	521,129	37,990,500	42,160,873
徳 島 県	26,125	1,203,862	808,209	2,540	20,830	230,913	17,002,679	18,922,947
香 川 県	32,684	1,438,863	956,152	4,181	42,230	518,393	22,406,344	28,819,150
愛 媛 県	46,199	1,903,115	1,288,750	6,568	50,949	576,420	31,768,740	38,151,672
高 知 県	29,754	1,399,496	938,706	3,428	25,622	312,282	20,454,072	20,432,385
福 岡 県	146,869	6,189,012	4,202,913	17,396	146,213	1,784,189	103,072,574	116,437,851
佐 賀 県	32,058	1,454,972	981,888	4,618	34,740	395,168	21,141,591	24,154,583
長 崎 県	61,846	2,874,126	1,930,496	5,412	42,219	499,175	40,584,348	42,575,330
熊 本 県	70,236	3,300,662	2,210,560	8,392	68,383	795,881	46,111,457	51,639,020
大 分 県	49,119	2,192,729	1,461,682	5,449	45,871	554,579	31,220,652	34,225,203
宮 崎 県	42,718	1,938,276	1,311,149	4,746	35,167	418,330	27,060,508	32,045,164
鹿児島県	77,569	3,731,963	2,510,963	5,881	51,154	602,848	50,992,802	52,699,215
沖縄県	45,787	2,129,888	1,433,576	6,537	66,112	847,328	33,349,040	33,693,051
医 師	8,127	206,492	138,707	1,106	11,102	149,113	6,419,828	10,059,627
歯科医師	5,838	157,334	106,269	695	6,017	76,916	4,601,573	7,802,759
薬 剤 師	753	20,986	13,946	79	656	7,564	589,399	1,127,811
一般業種	7,846	213,294	144,346	975	8,883	105,132	6,363,118	10,368,334
建設関係	45,559	1,291,187	872,188	3,602	29,265	357,813	34,497,139	50,775,077
全国土木	7,055	181,980	122,951	429	4,140	50,438	5,314,102	8,718,065
市 町 村	3,213,242	125,484,824	84,587,674	506,734	4,309,525	53,088,321	2,328,717,842	3,140,318,783
組 合	75,178	2,071,273	1,398,406	6,886	60,063	746,975	57,785,159	88,851,672
合 計	3,288,420	127,556,097	85,986,081	513,620	4,369,588	53,835,295	2,386,503,001	3,229,170,456

第 1 1－3 表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況(続き)

70歳以上一般分再掲				(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)				
	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			訪 問 看 護			(再掲) 入院＋ 食事療養・生活療養	(再掲) 入院外＋調剤
	件 数	回 数	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件	回	千円	件	日	千円	千円	千円
北 海 道	103,918	3,892,545	2,627,957	7,552	59,600	782,481	75,370,045	84,659,087
青 森 県	20,636	747,654	509,381	1,689	14,469	203,039	14,692,333	21,466,392
岩 手 県	21,312	871,535	587,671	1,872	14,747	191,772	14,437,273	20,800,223
宮 城 県	39,101	1,448,642	979,993	4,802	44,995	628,063	27,301,709	38,450,834
秋 田 県	20,441	842,762	565,135	993	7,730	86,583	14,236,279	18,029,166
山 形 県	18,572	698,689	476,287	1,977	15,884	201,013	13,353,505	18,444,885
福 島 県	32,396	1,193,735	802,561	2,837	17,827	207,600	21,946,291	29,291,926
茨 城 県	40,156	1,349,538	912,709	3,546	27,386	350,708	28,591,756	43,004,204
栃 木 県	30,933	1,197,139	807,061	3,202	26,531	350,396	22,338,061	31,329,128
群 馬 県	31,598	1,220,582	822,611	3,799	31,327	362,754	22,340,106	29,664,579
埼 玉 県	93,373	3,386,636	2,286,404	15,083	135,258	1,710,553	71,200,416	104,880,432
千 葉 県	86,119	3,213,999	2,160,157	12,109	114,851	1,511,653	63,772,750	90,568,901
東 京 都	143,960	5,324,901	3,578,761	36,275	311,106	3,723,897	110,063,944	156,453,408
神奈川県	108,018	3,820,886	2,571,408	22,075	196,487	2,545,280	82,906,996	123,899,322
新 潟 県	38,548	1,621,718	1,072,342	4,714	28,654	356,851	26,894,943	37,372,178
富 山 県	17,291	564,290	387,759	1,462	12,575	185,896	12,088,718	15,116,963
石 川 県	22,027	888,623	598,849	3,363	31,327	462,754	15,071,594	17,119,093
福 井 県	14,978	591,171	392,295	2,354	16,372	175,935	10,330,305	11,877,714
山 梨 県	13,978	574,030	389,387	1,693	11,189	140,288	9,767,759	13,106,116
長 野 県	33,093	1,190,584	818,694	4,437	28,857	370,021	24,024,492	33,101,240
岐 阜 県	30,095	1,105,446	745,547	5,345	54,264	697,863	22,907,745	34,512,010
静 岡 県	53,931	2,093,128	1,416,654	6,844	63,176	906,592	40,431,317	61,099,938
愛 知 県	79,058	2,378,028	1,619,658	10,719	108,932	1,516,222	60,746,961	93,405,710
三 重 県	29,362	1,144,236	773,558	4,522	40,235	505,287	21,378,790	29,767,260
滋 賀 県	21,922	811,752	552,022	3,729	28,217	342,486	16,685,567	22,039,688
京 都 府	43,098	1,617,639	1,087,066	8,819	72,710	868,138	32,786,453	40,836,767
大 阪 府	133,950	4,994,887	3,380,807	35,760	351,708	4,305,751	103,261,787	132,547,253
兵 庫 県	89,177	3,338,698	2,257,928	16,776	144,176	1,679,006	65,964,639	91,119,835
奈 良 県	22,902	845,968	569,364	4,390	36,773	455,760	17,028,913	23,469,103
和歌山県	17,798	678,684	458,107	2,718	25,781	308,396	12,658,188	16,827,607
鳥 取 県	11,120	425,927	288,381	1,482	12,494	155,029	8,229,196	9,055,520
島 根 県	15,425	622,472	419,807	1,765	12,226	141,879	10,887,567	12,567,740
岡 山 県	37,139	1,429,528	957,953	3,709	30,682	355,213	26,303,202	30,965,337
広 島 県	47,641	1,862,881	1,262,350	6,723	51,613	596,138	33,514,760	43,530,245
山 口 県	35,690	1,651,232	1,118,267	3,645	29,056	335,850	24,918,195	27,027,193
徳 島 県	16,577	753,210	507,701	1,453	12,021	133,469	10,935,457	11,799,210
香 川 県	20,536	879,564	585,505	2,392	24,022	291,660	13,954,580	18,000,624
愛 媛 県	29,604	1,189,678	807,971	3,928	31,768	363,893	20,403,203	24,337,344
高 知 県	19,025	886,227	594,315	1,978	15,868	199,936	13,006,003	12,478,116
福 岡 県	95,019	4,021,412	2,729,769	10,388	91,455	1,122,833	66,419,027	73,299,081
佐 賀 県	19,486	867,038	586,905	2,393	17,863	205,978	12,863,404	14,665,777
長 崎 県	38,329	1,753,932	1,180,307	2,941	22,513	267,635	25,372,788	26,231,822
熊 本 県	43,189	1,996,233	1,341,710	4,741	40,448	469,995	28,352,871	31,295,919
大 分 県	31,505	1,392,166	929,110	3,628	30,699	370,764	19,960,100	21,699,533
宮 崎 県	26,601	1,197,702	802,739	2,746	21,255	253,876	16,746,858	19,442,814
鹿児島県	47,110	2,231,606	1,506,449	3,471	30,507	359,502	30,824,840	31,644,244
沖 縄 県	25,817	1,194,072	804,689	3,407	34,558	444,073	19,050,695	18,696,941
医 師	952	34,376	23,100	182	1,648	21,385	809,565	964,532
歯科医師	1,302	41,064	27,805	169	1,439	17,471	938,150	1,545,752
薬 剤 師	190	6,912	4,510	35	426	4,563	122,600	214,519
一般業種	2,602	73,787	50,117	440	4,031	48,585	2,126,684	3,330,963
建設関係	18,841	557,125	378,907	1,652	14,110	173,431	14,253,221	19,912,229
全国土木	1,767	59,102	39,945	167	1,786	22,780	1,291,719	1,742,345
市 町 村	2,011,554	78,003,005	52,632,060	296,246	2,582,192	32,200,758	1,456,322,380	1,910,998,419
組 合	25,654	772,366	524,385	2,645	23,440	288,215	19,541,939	27,710,340
合 計	2,037,208	78,775,371	53,156,445	298,891	2,605,632	32,488,973	1,475,864,318	1,938,708,759

第 1 1－4 表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況(続き)

70歳以上現役並み所得者分再掲								
(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)								
	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			訪 問 看 護			(再掲) 入院＋ 食事療養・生活療養	(再掲) 入院外＋調剤
	件 数	回 数	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件	回	千円	件	日	千円	千円	千円
北 海 道	4,569	125,458	85,344	286	2,097	27,345	3,337,580	4,223,157
青 森 県	883	25,357	17,350	75	967	16,151	595,475	960,987
岩 手 県	862	20,541	14,032	87	759	11,171	571,917	1,016,153
宮 城 県	2,093	54,415	37,035	201	1,786	24,674	1,581,100	2,442,319
秋 田 県	589	15,958	10,733	24	435	6,164	406,917	658,175
山 形 県	796	22,425	15,314	73	640	6,632	613,661	904,042
福 島 県	1,568	42,689	28,970	120	766	9,695	1,096,135	1,695,082
茨 城 県	2,677	62,762	42,213	208	1,936	27,635	1,911,973	3,303,254
栃 木 県	1,776	50,984	34,517	126	862	9,915	1,386,688	2,072,645
群 馬 県	1,835	50,358	34,325	132	1,241	14,804	1,254,610	1,996,834
埼 玉 県	7,556	210,996	142,399	891	8,215	113,213	5,876,196	9,577,372
千 葉 県	7,388	197,602	133,637	709	6,007	79,693	5,600,115	8,863,672
東 京 都	16,658	448,905	302,620	3,364	29,148	364,060	12,846,176	21,987,056
神奈川県	10,858	285,089	192,756	1,697	14,157	184,154	8,478,857	13,796,720
新 潟 県	1,459	44,489	30,312	106	608	7,449	1,051,318	1,769,275
富 山 県	871	21,032	14,294	45	536	11,859	609,183	875,834
石 川 県	1,047	28,567	19,504	104	1,049	16,395	727,245	974,140
福 井 県	716	19,786	13,336	29	195	2,091	531,486	706,218
山 梨 県	747	18,146	12,479	78	646	8,182	513,486	1,062,566
長 野 県	1,708	46,877	31,281	158	1,300	19,294	1,340,530	2,041,634
岐 阜 県	1,728	47,690	32,348	132	1,074	12,621	1,489,350	2,165,626
静 岡 県	3,652	103,184	69,920	308	2,028	27,603	3,028,222	5,105,861
愛 知 県	7,403	180,856	123,337	866	8,958	126,010	5,884,389	9,431,659
三 重 県	1,483	45,728	30,971	171	2,017	27,308	1,188,872	1,676,866
滋 賀 県	1,334	36,621	24,802	151	1,080	14,953	1,033,286	1,269,329
京 都 府	2,159	70,068	47,022	418	3,866	46,535	1,745,832	2,339,614
大 阪 府	7,011	189,547	128,620	1,534	14,949	180,661	5,484,129	8,175,483
兵 庫 県	4,936	143,712	90,070	787	6,362	73,071	3,817,182	6,057,259
奈 良 県	1,277	33,535	22,846	204	1,464	17,443	983,052	1,473,714
和歌山県	787	20,440	13,660	98	811	9,645	556,418	942,450
鳥 取 県	450	12,966	8,885	36	488	4,410	320,273	409,464
島 根 県	602	15,075	10,214	66	811	9,434	450,468	562,902
岡 山 県	1,679	47,445	31,931	171	1,394	14,748	1,240,438	1,671,482
広 島 県	2,331	61,296	41,459	282	2,168	23,345	1,640,154	2,609,859
山 口 県	1,209	37,660	25,483	81	692	7,701	869,059	1,189,147
徳 島 県	433	11,724	7,907	60	526	5,549	297,448	512,502
香 川 県	796	21,568	14,431	73	684	8,639	579,440	891,584
愛 媛 県	999	26,968	18,639	45	409	7,530	717,477	937,073
高 知 県	625	21,321	14,276	50	537	9,814	472,982	618,381
福 岡 県	4,549	138,316	95,168	382	4,066	55,170	3,333,309	4,520,683
佐 賀 県	914	29,329	19,825	65	478	5,683	643,056	898,796
長 崎 県	1,268	37,202	24,948	72	448	5,607	831,155	1,126,046
熊 本 県	1,539	46,157	30,981	144	1,401	13,792	1,035,437	1,530,436
大 分 県	886	25,452	17,002	76	670	6,898	583,284	875,110
宮 崎 県	788	23,134	15,570	82	396	5,096	564,326	790,680
鹿児島県	1,292	38,219	25,948	64	559	6,364	927,621	1,106,283
沖 縄 県	1,662	60,437	41,353	159	1,438	18,938	1,352,962	1,586,688
医 師	3,132	75,149	50,838	385	4,234	55,413	2,545,460	3,870,489
歯科医師	1,698	41,856	28,300	252	2,207	29,724	1,327,378	2,157,903
薬 剤 師	260	6,921	4,688	27	144	1,775	216,565	335,112
一般業種	1,835	48,176	32,626	184	1,597	16,710	1,447,647	2,506,161
建設関係	6,766	175,964	119,321	502	4,201	53,296	5,141,594	7,767,981
全国土木	1,232	26,899	18,165	54	530	5,711	977,293	1,498,643
市 町 村	120,448	3,318,086	2,240,065	15,090	133,124	1,705,145	91,400,270	141,402,111
組 合	14,923	374,965	253,938	1,404	12,913	162,629	11,655,937	18,136,290
合 計	135,371	3,693,051	2,494,003	16,494	146,037	1,867,774	103,056,206	159,538,401

第 1 1－5 表 都道府県、業種別療養の給付等内訳の状況(続き)

未就学児分再掲				(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)				
	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養			訪 問 看 護			(再掲) 入院＋ 食事療養・生活療養	(再掲) 入院外＋調剤
	件 数	回 数	医 療 費	件 数	日 数	医 療 費	医 療 費	医 療 費
	件	回	千円	件	日	千円	千円	千円
北 海 道	4,015	60,543	39,349	289	1,343	18,933	2,091,776	2,503,339
青 森 県	519	8,421	5,470	56	347	4,275	286,750	639,611
岩 手 県	578	12,115	7,934	51	125	1,965	341,021	424,964
宮 城 県	853	14,798	9,576	185	879	10,540	595,249	1,021,194
秋 田 県	348	6,115	3,909	11	168	2,410	251,148	279,974
山 形 県	420	6,221	4,080	68	550	7,016	308,972	426,346
福 島 県	744	10,881	7,011	51	224	2,820	444,373	805,600
茨 城 県	1,335	20,987	13,434	239	1,136	15,619	823,668	1,423,725
栃 木 県	1,009	19,250	12,454	343	2,065	29,015	768,035	1,049,505
群 馬 県	1,267	24,830	15,964	221	1,624	20,987	771,796	1,196,807
埼 玉 県	3,407	64,148	40,869	907	5,557	77,825	2,354,943	3,513,777
千 葉 県	2,689	50,108	32,048	689	3,986	51,986	1,885,366	2,799,404
東 京 都	6,937	120,527	77,220	2,732	15,771	217,155	4,971,120	7,813,294
神奈川県	3,741	63,685	41,009	969	4,712	62,524	2,576,607	4,255,281
新 潟 県	601	9,720	6,200	75	372	5,712	418,470	684,645
富 山 県	254	5,050	3,266	131	627	8,526	255,210	284,799
石 川 県	258	5,271	3,438	118	1,181	15,014	236,884	424,178
福 井 県	225	3,574	2,282	13	146	2,223	136,875	238,687
山 梨 県	611	8,851	5,663	130	351	5,309	311,770	558,976
長 野 県	1,004	18,511	12,136	80	345	5,162	713,642	911,756
岐 阜 県	907	13,995	8,997	292	1,624	21,163	586,627	1,153,530
静 岡 県	1,445	29,045	18,768	355	1,865	24,613	1,014,561	1,596,903
愛 知 県	3,438	54,189	34,787	1,500	9,822	128,401	2,333,101	4,026,635
三 重 県	732	12,026	7,796	204	986	12,400	414,467	676,259
滋 賀 県	636	9,386	6,019	230	1,038	13,869	470,677	669,536
京 都 府	1,182	18,261	11,653	473	2,885	39,220	834,627	1,229,264
大 阪 府	6,780	134,656	68,473	2,063	11,586	150,511	4,173,319	6,074,908
兵 庫 県	2,744	44,948	29,238	720	4,800	68,637	2,036,295	2,992,032
奈 良 県	747	11,466	7,457	163	1,128	14,587	560,179	614,408
和歌山県	561	11,232	7,282	97	620	8,882	576,609	689,843
鳥 取 県	258	3,820	2,456	4	19	269	190,636	267,830
島 根 県	216	2,434	1,576	50	167	2,442	123,031	204,887
岡 山 県	817	14,865	9,487	266	1,617	21,235	582,689	935,864
広 島 県	1,053	18,116	11,775	277	1,427	19,055	647,909	1,183,095
山 口 県	463	7,019	4,537	77	381	6,547	300,383	562,895
徳 島 県	234	3,029	1,962	78	612	6,998	140,585	356,062
香 川 県	450	8,964	5,751	83	555	7,185	361,464	441,439
愛 媛 県	728	14,444	9,342	338	2,305	28,955	615,660	879,226
高 知 県	408	7,858	4,969	55	245	3,202	282,610	364,154
福 岡 県	3,322	50,930	32,660	1,229	8,877	122,956	2,256,768	3,980,449
佐 賀 県	510	9,431	6,101	48	386	4,180	406,962	604,850
長 崎 県	838	12,433	7,961	203	1,644	26,822	531,950	832,364
熊 本 県	979	20,038	12,888	337	2,198	29,636	739,861	1,323,617
大 分 県	543	8,980	5,779	93	505	6,864	335,669	582,405
宮 崎 県	569	10,070	6,372	201	1,165	15,420	369,731	890,871
鹿児島県	1,097	17,386	11,205	681	4,570	57,759	646,736	937,196
沖 縄 県	1,836	28,698	18,610	555	3,889	56,437	1,342,402	1,736,451
医 師	785	11,239	7,378	299	1,683	20,745	489,524	788,010
歯科医師	1,137	15,050	9,755	282	1,508	19,529	612,843	1,195,989
薬 剤 師	124	2,368	1,466	16	55	799	67,211	168,624
一般業種	2,155	33,196	21,470	644	3,448	47,042	1,344,447	2,632,902
建設関係	11,014	164,254	105,959	2,562	16,192	216,075	7,520,005	13,410,170
全国土木	3,368	51,105	33,028	730	5,228	71,278	2,196,772	4,040,304
市 町 村	64,308	1,111,325	697,212	18,030	108,425	1,463,264	43,419,184	67,062,834
組 合	18,583	277,212	179,057	4,533	28,114	375,468	12,230,802	22,235,999
合 計	82,891	1,388,537	876,269	22,563	136,539	1,838,732	55,649,986	89,298,833

第 1 2 - 5 表 都道府県、業種別高額療養費の状況

未就学児分再掲																
	合 計		合 算 分				単 独 分								他 法 併 用 分	
			多 数 該 当 分		そ の 他		多 数 該 当 分		長 期 疾 病 分		入 院 分		そ の 他			
	件 数	高 額 療 養 費	件 数	高 額 療 養 費	件 数	高 額 療 養 費	件 数	高 額 療 養 費	件 数	高 額 療 養 費	件 数	高 額 療 養 費	件 数	高 額 療 養 費	件 数	高 額 療 養 費
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
北 海 道	2,419	192,198	64	1,910	249	9,028	53	1,106	1	37	1,352	73,675	87	2,341	613	104,101
青 森 県	256	23,661	6	111	18	675	6	79	-	-	74	6,022	27	570	125	16,203
岩 手 県	364	37,953	13	490	67	3,051	21	2,488	10	820	112	7,961	18	2,847	123	20,296
宮 城 県	460	67,767	-	-	22	607	-	-	-	-	205	23,098	14	455	219	43,608
秋 田 県	243	30,065	12	244	20	2,204	5	65	-	-	144	18,226	19	1,624	43	7,702
山 形 県	253	37,014	13	479	72	4,438	4	62	-	-	42	3,503	40	12,764	82	15,767
福 島 県	37	3,809	-	-	-	-	-	-	-	-	13	1,361	1	4	23	2,444
茨 城 県	876	109,156	79	10,094	145	14,492	62	6,897	26	4,954	336	30,138	56	3,681	172	38,899
栃 木 県	565	94,006	-	-	8	270	-	-	-	-	300	36,891	1	4	256	56,842
群 馬 県	958	102,134	45	3,531	107	9,221	52	3,880	12	725	350	21,434	133	12,592	259	50,752
埼 玉 県	2,116	259,749	80	2,772	204	9,200	43	5,463	2	18	973	112,758	144	14,533	670	115,004
千 葉 県	3,004	246,302	236	4,507	429	10,359	268	7,638	14	2,205	828	46,353	265	7,337	964	167,903
東 京 都	5,627	655,327	124	4,215	351	14,382	45	1,344	46	12,144	2,817	228,776	770	44,708	1,474	349,758
神奈川県	3,252	316,039	85	2,368	217	7,782	57	2,858	-	-	1,215	96,260	874	29,316	804	177,455
新 潟 県	344	51,904	6	272	45	1,775	4	120	-	-	137	9,860	16	3,121	136	36,756
富 山 県	195	33,146	-	-	19	1,116	5	1,331	-	-	42	4,270	-	-	129	26,428
石 川 県	293	34,284	28	687	14	223	9	1,118	6	1,488	28	2,005	19	625	189	28,138
福 井 県	95	13,633	1	184	7	258	4	356	-	-	45	5,194	-	-5	38	7,645
山 梨 県	356	44,888	10	2,624	82	6,283	21	7,717	-	-	130	7,105	4	113	109	21,046
長 野 県	773	115,807	17	366	70	2,450	20	657	1	6	304	18,000	5	19	356	94,309
岐 阜 県	683	72,697	78	13,023	109	6,632	27	1,191	4	168	280	16,781	37	4,782	148	30,121
静 岡 県	1,054	128,057	51	3,213	162	15,248	63	9,032	-	-	406	36,035	8	77	364	64,453
愛 知 県	3,437	292,597	265	8,445	497	17,611	207	7,223	5	811	1,643	110,121	151	10,606	669	137,780
三 重 県	333	32,444	11	135	29	1,453	20	2,129	-	-	55	4,588	29	3,708	189	20,432
滋 賀 県	550	57,355	65	1,735	74	4,814	52	1,602	1	9	190	17,889	34	1,860	134	29,445
京 都 府	691	95,998	10	94	44	484	-	-	-	-	340	23,177	16	1,199	281	71,044
大 阪 府	4,841	537,395	23	111	232	5,403	4	295	3	2,170	1,237	117,557	713	82,850	2,629	329,009
兵 庫 県	1,981	266,024	13	258	126	3,467	59	1,259	-	88	651	76,334	96	3,857	1,036	180,761
奈 良 県	632	73,112	13	391	39	1,479	90	1,669	-	-	333	17,780	11	147	146	51,647
和歌山県	332	82,639	9	202	20	1,214	2	18	-	-	114	5,952	12	426	175	74,828
鳥 取 県	262	23,900	38	1,864	25	1,277	7	680	-	-	75	3,979	56	2,631	61	13,470
島 根 県	201	13,770	17	1,170	94	2,087	-	-	-	-	58	3,677	-	37	32	6,798
岡 山 県	574	69,635	6	245	32	2,356	3	599	4	984	353	36,222	31	1,732	145	27,498
広 島 県	552	62,355	15	346	79	3,359	3	32	-	-	207	16,944	8	2,664	240	39,009
山 口 県	398	33,375	26	1,107	61	2,483	12	301	-	-	174	7,478	5	1,638	120	20,369
徳 島 県	317	18,671	44	1,110	47	659	36	1,389	-	-	141	7,827	16	319	33	7,367
香 川 県	270	42,416	2	14	8	190	2	17	-	-	145	8,050	11	62	102	34,083
愛 媛 県	671	87,636	20	900	159	7,341	9	867	11	4,693	266	25,610	5	205	201	48,020
高 知 県	366	33,506	8	441	44	980	7	142	-	-	170	10,347	18	830	119	20,767
福 岡 県	3,010	300,929	384	17,317	124	8,158	214	17,640	36	5,532	702	54,382	843	39,771	707	158,129
佐 賀 県	411	54,582	13	373	38	967	6	69	-	-	202	13,492	4	78	148	39,602
長 崎 県	479	61,151	51	4,319	44	2,269	22	1,261	1	1,619	173	14,123	11	1,952	177	35,608
熊 本 県	849	107,383	66	1,733	82	2,676	35	2,946	10	1,436	285	14,400	14	975	357	83,218
大 分 県	247	30,601	1	20	17	1,299	1	38	-	-	123	8,616	5	104	100	20,523
宮 崎 県	490	54,683	23	253	74	3,071	13	260	-	-	127	8,638	3	384	250	42,076
鹿児島県	920	76,588	73	1,874	91	2,380	83	1,247	-	-	406	37,939	54	709	213	32,438
沖 縄 県	1,918	181,247	89	1,745	257	6,223	39	2,355	-	-	975	64,560	9	431	549	105,933
医 師	220	37,106	-	-	9	624	-	-	-	-	136	15,862	3	1,108	72	19,512
歯科医師	254	41,034	1	103	15	1,259	5	759	-	-	154	21,127	5	732	74	17,054
薬 剤 師	53	4,181	1	25	4	224	-	-	-	-	25	1,614	-	-	23	2,317
一般業種	884	129,129	17	995	85	4,027	5	656	-	-	430	52,675	9	526	338	70,250
建設関係	4,272	767,671	83	3,817	326	17,462	74	8,069	4	675	1,947	240,626	126	21,437	1,712	475,584
全国土木	1,002	185,289	19	830	96	6,034	11	812	-	-	225	20,364	1	9	650	157,240
市 町 村	48,955	5,359,589	2,233	97,291	4,754	203,395	1,695	97,441	193	39,905	19,278	1,515,389	4,693	300,684	16,109	3,105,484
組 合	6,685	1,164,410	121	5,770	535	29,631	95	10,296	4	675	2,917	352,269	144	23,811	2,869	741,957
合 計	55,640	6,523,999	2,354	103,061	5,289	233,026	1,790	107,737	197	40,580	22,195	1,867,658	4,837	324,495	18,978	3,847,441

第 1 3 表 都道府県、業種別高額介護合算療養費及びその他の保険給付の状況

	高額介護合算療養費		その他の保険給付											
	合 計		合 計		出 産 育 児 給 付		葬 祭 給 付		傷 病 手 当 金		出 産 手 当 金		そ の 他 任 意 給 付	
	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額	件 数	給 付 額
	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円	件 千円
北 海 道	848	15,335	9,762	1,356,697	2,326	1,134,348	7,295	218,717	141	3,632	-	-	-	-
青 森 県	328	7,024	2,884	345,328	484	226,220	2,375	118,750	25	357	-	-	-	-
岩 手 県	388	7,994	2,416	220,931	318	155,674	2,081	64,950	17	307	-	-	-	-
宮 城 県	835	22,535	4,152	553,532	798	387,061	3,305	165,250	49	1,221	-	-	-	-
秋 田 県	482	10,356	2,046	207,697	244	117,024	1,781	90,180	21	493	-	-	-	-
山 形 県	374	7,600	1,923	210,964	292	130,364	1,600	80,000	31	600	-	-	-	-
福 島 県	395	9,377	3,630	454,245	639	305,954	2,932	146,750	59	1,541	-	-	-	-
茨 城 県	724	17,773	5,512	874,070	1,374	667,607	4,060	203,003	78	3,461	-	-	-	-
栃 木 県	442	10,144	3,763	560,572	853	416,051	2,864	143,200	45	1,297	-	-	1	24
群 馬 県	772	17,237	3,737	595,440	935	456,942	2,700	134,960	94	2,078	-	-	8	1,460
埼 玉 県	2,343	62,605	13,283	2,157,880	3,419	1,661,731	9,524	476,950	296	10,949	-	-	44	8,250
千 葉 県	2,585	71,641	11,104	1,809,695	2,912	1,406,036	7,836	393,140	269	7,273	-	-	87	3,246
東 京 都	5,760	169,049	1,104,053	5,748,440	7,452	3,637,082	14,006	884,260	660	21,047	-	-	1,081,935	1,206,051
神奈川県	2,898	76,409	15,180	2,587,168	4,463	2,054,651	10,332	516,600	380	12,818	-	-	5	3,100
新 潟 県	1,052	17,940	4,166	464,444	633	288,495	3,498	174,950	35	999	-	-	-	-
富 山 県	245	5,037	1,502	162,119	295	126,015	1,195	35,850	12	254	-	-	-	-
石 川 県	369	8,116	16,813	279,372	396	190,155	1,464	73,240	19	387	-	-	14,934	15,590
福 井 県	266	5,917	1,194	152,691	213	104,081	967	48,300	14	310	-	-	-	-
山 梨 県	251	4,854	1,581	242,663	373	181,285	1,171	60,079	37	1,298	-	-	-	-
長 野 県	671	17,124	204,801	795,584	931	437,450	2,565	120,920	58	1,400	-	-	201,247	235,813
岐 阜 県	1,039	30,565	3,655	553,979	851	415,986	2,721	136,050	83	1,943	-	-	-	-
静 岡 県	1,250	29,809	6,786	935,040	1,397	674,481	5,137	256,850	252	3,709	-	-	-	-
愛 知 県	1,784	49,551	12,568	2,097,168	3,618	1,698,872	7,799	390,050	297	7,915	-	-	854	331
三 重 県	708	17,693	3,098	443,455	674	323,915	2,354	117,750	70	1,790	-	-	-	-
滋 賀 県	485	12,653	2,318	400,920	681	320,277	1,556	77,800	72	1,943	-	-	9	900
京 都 府	689	13,390	126,652	873,516	1,224	580,395	3,168	158,460	111	3,142	-	-	122,149	131,519
大 阪 府	1,962	40,065	1,241,689	4,752,782	5,781	2,777,179	10,745	537,300	438	11,203	-	-	1,224,725	1,427,100
兵 庫 県	2,189	60,152	56,059	1,692,845	2,729	1,290,675	6,681	334,050	300	9,834	-	-	46,349	58,285
奈 良 県	394	9,645	2,294	360,198	639	310,563	1,605	48,150	50	1,485	-	-	-	-
和歌山県	340	7,492	2,060	290,709	502	244,684	1,445	43,350	113	2,675	-	-	-	-
鳥 取 県	125	2,582	1,018	108,802	183	88,936	824	19,675	11	191	-	-	-	-
島 根 県	315	6,888	1,211	119,484	185	88,887	1,013	30,390	13	207	-	-	-	-
岡 山 県	964	19,978	3,245	502,499	774	379,260	2,410	121,495	61	1,744	-	-	-	-
広 島 県	697	16,049	4,412	612,426	1,056	512,133	3,276	98,280	70	2,014	-	-	10	-
山 口 県	588	13,703	2,731	342,788	482	235,180	2,206	106,450	43	1,158	-	-	-	-
徳 島 県	148	3,969	1,259	141,054	252	117,919	976	22,520	31	615	-	-	-	-
香 川 県	415	8,049	1,717	218,126	322	157,192	1,365	60,160	30	774	-	-	-	-
愛 媛 県	744	17,407	2,564	305,628	554	269,121	1,973	35,915	37	592	-	-	-	-
高 知 県	286	6,078	1,414	184,873	298	141,432	1,103	43,060	13	380	-	-	-	-
福 岡 県	1,070	22,575	9,367	1,730,486	3,167	1,545,632	5,955	178,626	245	6,228	-	-	-	-
佐 賀 県	355	7,248	1,681	248,390	432	210,972	1,221	36,630	28	788	-	-	-	-
長 崎 県	663	14,662	2,887	336,293	620	290,238	2,215	44,320	52	1,735	-	-	-	-
熊 本 県	602	12,425	3,549	521,430	978	469,622	2,461	49,240	110	2,568	-	-	-	-
大 分 県	484	10,465	2,120	263,141	471	230,035	1,601	32,020	48	1,087	-	-	-	-
宮 崎 県	557	11,073	2,432	342,333	636	303,558	1,778	38,210	17	365	-	-	1	200
鹿児島県	837	21,055	3,541	438,687	781	383,444	2,692	53,840	67	1,288	-	-	1	115
沖 縄 県	501	14,125	4,264	980,094	1,882	917,238	2,167	57,280	215	5,576	-	-	-	-
医 師	4	300	6,000	1,286,163	1,778	884,279	379	79,060	3,073	252,814	148	31,479	622	38,530
歯科医師	1	0	13,338	2,564,144	4,365	2,088,759	526	63,115	6,454	214,671	946	121,692	1,047	75,907
薬 剤 師	-	-	364	134,738	266	129,912	46	3,100	46	1,546	6	180	-	-
一般業種	4	174	6,534	1,283,403	2,163	1,071,450	482	37,045	3,558	131,108	310	43,635	21	165
建設関係	23	1,466	143,295	10,004,115	7,618	3,719,484	2,888	206,300	43,654	3,355,057	493	154,062	88,642	2,569,212
全国土木	-	-	62,964	5,655,730	2,611	1,280,120	486	38,530	9,030	1,918,734	519	293,198	50,318	2,125,147
市 町 村	42,219	1,043,411	2,920,093	39,576,676	60,519	29,062,053	161,998	7,277,970	5,217	144,669	-	-	2,692,359	3,091,985
組 合	32	1,941	232,495	20,928,292	18,801	9,174,005	4,807	427,150	65,815	5,873,931	2,422	644,247	140,650	4,808,961
合 計	42,251	1,045,352	3,152,588	60,504,969	79,320	38,236,058	166,805	7,705,119	71,032	6,018,599	2,422	644,247	2,833,009	7,900,946

第14-1表 都道府県、業種別診療費等諸率

	全体						
	(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)						
	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	1,041.440	28.483	828.106	184.851	601.390	27.139	3.611
青森県	1,086.353	23.726	907.525	155.102	679.170	22.214	3.537
岩手県	1,137.826	27.419	921.527	188.881	680.017	26.217	4.470
宮城県	1,179.990	25.695	943.265	211.030	684.669	24.268	5.165
秋田県	1,165.632	29.943	947.448	188.240	704.401	28.452	3.115
山形県	1,278.354	26.935	1,029.918	221.501	709.017	25.709	4.919
福島県	1,145.575	25.684	925.782	194.108	638.227	24.306	5.043
茨城県	1,033.612	20.648	817.835	195.129	568.786	19.557	4.535
栃木県	1,120.447	22.894	895.627	201.925	574.266	21.760	4.878
群馬県	1,110.086	24.623	884.543	200.919	522.508	23.576	5.384
埼玉県	1,067.011	19.887	834.216	212.908	590.731	18.779	6.383
千葉県	1,051.232	21.840	815.176	214.216	571.249	19.588	5.186
東京都	1,054.980	18.213	824.740	212.028	601.609	17.211	8.376
神奈川県	1,112.269	19.906	877.464	214.899	657.386	19.184	6.905
新潟県	1,140.517	26.128	899.066	215.343	652.860	25.021	5.886
富山県	1,113.934	29.415	883.361	201.158	547.106	28.146	4.109
石川県	1,079.240	31.580	870.641	177.019	539.867	30.329	10.232
福井県	1,107.370	30.205	895.941	181.224	482.853	28.935	11.431
山梨県	1,099.238	23.839	868.634	206.766	604.705	22.789	6.310
長野県	1,112.115	24.262	877.138	210.715	604.168	23.333	6.378
岐阜県	1,221.097	23.346	947.946	249.805	621.779	22.065	7.481
静岡県	1,158.801	22.042	926.378	210.381	639.975	21.013	4.974
愛知県	1,190.226	19.875	928.792	241.558	576.424	18.726	7.309
三重県	1,253.322	26.447	995.070	231.805	626.482	25.192	7.331
滋賀県	1,134.925	23.588	898.333	213.004	607.049	22.583	8.308
京都府	1,084.771	22.687	850.519	211.565	497.986	21.688	9.458
大阪府	1,128.831	22.304	880.257	226.270	552.045	21.117	11.663
兵庫県	1,196.763	24.100	947.425	225.237	637.850	23.019	8.071
奈良県	1,156.531	23.628	904.816	228.088	525.009	22.438	9.811
和歌山県	1,204.138	24.591	977.238	202.309	522.835	23.321	7.848
鳥取県	1,127.392	28.939	892.881	205.572	582.015	27.418	5.748
島根県	1,262.406	35.166	1,015.687	211.554	710.329	34.084	6.740
岡山県	1,167.883	29.644	912.251	225.988	539.346	28.171	6.859
広島県	1,186.359	27.507	933.729	225.123	648.169	26.192	8.451
山口県	1,287.953	35.897	1,026.897	225.159	729.028	34.562	5.809
徳島県	1,203.563	34.854	947.883	220.826	531.403	33.963	7.041
香川県	1,218.610	32.069	960.297	226.244	620.527	30.697	6.834
愛媛県	1,179.868	29.413	933.876	216.578	551.505	27.949	8.917
高知県	1,080.122	34.171	847.648	198.304	560.488	32.966	6.979
福岡県	1,162.392	28.116	911.983	222.292	658.099	26.938	8.327
佐賀県	1,259.198	36.837	1,000.900	221.461	753.920	35.548	9.815
長崎県	1,210.031	36.968	951.115	221.949	680.125	35.360	5.462
熊本県	1,208.146	33.907	964.683	209.556	628.236	32.829	6.810
大分県	1,143.283	38.248	931.889	173.146	641.768	36.302	6.725
宮崎県	1,125.410	31.810	910.182	183.418	646.736	30.808	7.291
鹿児島県	1,180.842	38.524	944.591	197.728	644.538	37.215	4.954
沖縄県	850.127	24.938	674.054	151.135	467.424	23.931	5.731
医師	866.788	9.402	632.543	224.843	396.822	8.728	1.342
歯科医師	779.541	9.485	686.049	84.007	419.276	8.427	1.044
薬剤師	990.437	8.522	759.601	222.315	553.135	7.749	1.220
一般業種	943.948	9.168	716.378	218.402	478.300	8.342	1.662
建設関係	845.088	10.701	659.883	174.504	447.108	9.686	1.465
全国土木	903.133	9.414	704.173	189.546	476.600	8.485	1.469
市町村	1,123.727	24.351	887.165	212.212	604.983	23.151	7.053
組合	862.861	10.047	674.177	178.637	448.538	9.101	1.431
合計	1,098.063	22.943	866.211	208.909	589.592	21.769	6.500

第 1 4 - 1 表 都道府県、業種別診療費等諸率

	全体 (市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)						
	1件当たり日数(日)				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	菌 科			
北 海 道	1.84	15.59	1.38	1.76	1.14	42.86	7.11
青 森 県	1.79	15.71	1.42	1.79	1.17	44.19	6.40
岩 手 県	1.82	17.51	1.39	1.65	1.13	50.43	5.94
宮 城 県	1.74	15.52	1.40	1.57	1.15	42.87	7.32
秋 田 県	1.83	17.29	1.37	1.67	1.15	48.48	7.58
山 形 県	1.78	16.54	1.45	1.53	1.15	46.18	6.65
福 島 県	1.75	15.92	1.37	1.68	1.14	44.62	5.65
茨 城 県	1.72	15.27	1.40	1.63	1.15	41.92	7.38
栃 木 県	1.79	16.28	1.44	1.68	1.16	45.60	7.49
群 馬 県	1.84	16.68	1.46	1.70	1.17	47.09	8.05
埼 玉 県	1.77	15.28	1.49	1.63	1.17	42.15	7.41
千 葉 県	1.77	14.49	1.47	1.59	1.15	42.36	7.60
東 京 都	1.74	14.66	1.49	1.62	1.19	40.28	7.09
神 奈 川 県	1.76	15.20	1.49	1.62	1.16	41.12	7.26
新 潟 県	1.80	17.30	1.38	1.63	1.15	48.55	5.38
富 山 県	1.85	16.68	1.41	1.61	1.15	45.91	7.33
石 川 県	1.97	17.15	1.47	1.70	1.17	48.26	6.33
福 井 県	1.91	16.29	1.48	1.63	1.18	44.95	5.45
山 梨 県	1.83	16.55	1.47	1.63	1.16	46.20	5.73
長 野 県	1.76	15.94	1.42	1.57	1.17	44.37	5.71
岐 阜 県	1.79	15.81	1.52	1.51	1.19	44.72	8.56
静 岡 県	1.76	15.91	1.47	1.60	1.16	44.40	7.41
愛 知 県	1.71	14.24	1.49	1.54	1.20	39.82	8.17
三 重 県	1.83	16.76	1.50	1.52	1.17	47.71	6.98
滋 賀 県	1.76	15.16	1.45	1.56	1.15	41.61	6.07
京 都 府	1.81	14.79	1.52	1.61	1.19	40.72	7.21
大 阪 府	1.83	14.81	1.54	1.68	1.20	40.66	8.25
兵 庫 県	1.81	15.57	1.51	1.61	1.18	43.09	7.57
奈 良 県	1.76	15.47	1.45	1.57	1.18	43.49	6.98
和 歌 山 県	1.80	16.09	1.47	1.67	1.18	45.22	8.43
鳥 取 県	1.85	16.23	1.43	1.65	1.18	44.69	7.68
島 根 県	1.91	17.21	1.46	1.56	1.19	48.40	6.16
岡 山 県	1.87	15.89	1.49	1.59	1.20	44.47	6.88
広 島 県	1.91	16.75	1.54	1.63	1.26	47.20	6.57
山 口 県	2.01	18.68	1.51	1.66	1.18	52.83	6.93
徳 島 県	2.00	18.64	1.46	1.70	1.18	53.39	7.51
香 川 県	2.02	17.55	1.59	1.64	1.20	49.66	8.42
愛 媛 県	1.90	16.33	1.51	1.64	1.18	45.98	6.93
高 知 県	2.03	17.82	1.49	1.64	1.17	50.95	6.52
福 岡 県	1.93	16.80	1.52	1.76	1.19	47.64	7.36
佐 賀 県	2.10	18.09	1.60	1.71	1.21	57.38	6.88
長 崎 県	2.04	18.07	1.51	1.60	1.18	51.41	7.04
熊 本 県	1.99	18.07	1.49	1.66	1.18	51.47	7.17
大 分 県	2.06	17.09	1.50	1.77	1.18	49.29	7.32
宮 崎 県	2.03	17.72	1.53	1.76	1.18	50.26	6.64
鹿児島県	2.13	18.31	1.55	1.74	1.18	52.32	7.67
沖縄 県	1.94	16.89	1.45	1.65	1.14	50.19	8.38
医 師	1.45	9.18	1.33	1.43	1.16	23.34	7.56
歯科医師	1.41	8.44	1.31	1.40	1.14	22.03	6.95
薬剤師	1.45	9.05	1.36	1.46	1.17	23.17	6.36
一般業種	1.47	8.87	1.36	1.51	1.16	22.55	6.45
建設関係	1.51	9.47	1.37	1.58	1.16	24.23	6.56
全国土木	1.46	8.93	1.35	1.49	1.16	22.83	6.18
市 町 村	1.82	15.96	1.48	1.63	1.17	44.75	7.33
組 合	1.48	9.20	1.35	1.53	1.16	23.55	6.61
合 計	1.80	15.67	1.47	1.62	1.17	43.87	7.31

第 1 4 - 1 表 都道府県、業種別診療費等諸率

	全体 (市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)						
	1 件当たり医療費 (円)				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	菌 科			
北 海 道	33,653	636,189	17,025	15,301	13,666	28,444	87,480
青 森 県	28,446	622,064	15,263	14,777	12,323	29,102	82,297
岩 手 県	29,175	589,018	15,664	13,822	12,686	33,365	75,028
宮 城 県	28,576	614,697	16,257	12,276	11,927	28,676	90,416
秋 田 県	30,322	605,694	15,192	14,953	13,098	32,071	83,774
山 形 県	27,451	629,757	14,930	12,431	11,556	30,976	80,606
福 島 県	27,750	590,477	15,213	13,088	12,197	29,640	63,881
茨 城 県	27,191	610,277	15,964	12,547	12,755	27,856	86,016
栃 木 県	28,373	625,207	16,748	12,266	11,700	30,300	83,674
群 馬 県	28,622	607,750	16,199	12,341	12,168	31,173	91,865
埼 玉 県	27,759	657,211	16,743	12,129	12,043	27,991	85,950
千 葉 県	28,733	613,633	17,313	12,560	12,154	28,074	90,265
東 京 都	27,039	663,821	16,639	12,794	11,466	26,640	79,442
神 奈 川 県	27,497	674,232	16,260	13,472	11,834	27,228	86,922
新 潟 県	29,366	613,949	16,234	13,262	11,746	32,125	62,967
富 山 県	31,308	604,415	16,421	12,882	13,510	30,646	96,905
石 川 県	34,219	611,842	17,458	13,608	13,968	32,033	81,343
福 井 県	33,340	609,578	18,006	13,107	14,312	29,388	59,172
山 梨 県	28,627	605,899	16,500	13,017	11,728	30,729	68,995
長 野 県	28,758	627,845	16,049	12,680	12,734	29,609	69,215
岐 阜 県	27,955	641,115	16,961	12,367	11,679	29,706	106,697
静 岡 県	28,405	649,842	17,314	12,134	11,027	29,546	93,830
愛 知 県	26,001	643,268	16,214	12,843	11,378	26,051	100,857
三 重 県	28,013	621,720	15,940	12,102	11,919	31,796	82,250
滋 賀 県	29,063	668,295	16,289	12,150	12,852	27,493	72,347
京 都 府	30,833	684,435	17,701	13,535	14,192	27,023	81,610
大 阪 府	29,634	668,844	17,272	14,714	12,506	27,109	92,946
兵 庫 県	28,727	648,974	16,466	13,931	12,141	28,623	84,658
奈 良 県	30,013	645,405	18,366	12,466	11,049	28,840	77,743
和 歌 山 県	27,551	616,430	15,665	13,387	12,749	30,064	96,167
鳥 取 県	31,845	646,762	16,153	13,440	13,425	29,664	93,523
島 根 県	32,701	625,123	16,231	13,297	13,010	32,215	69,821
岡 山 県	33,102	628,220	18,468	14,112	12,140	29,413	76,141
広 島 県	29,748	611,684	16,432	13,872	11,939	31,472	73,299
山 口 県	31,999	605,412	16,033	13,400	11,742	35,282	79,471
徳 島 県	32,380	583,085	16,401	14,049	13,475	35,434	86,765
香 川 県	32,495	600,024	17,845	14,232	13,648	32,725	99,571
愛 媛 県	30,546	599,468	16,808	12,516	13,001	30,765	75,479
高 知 県	34,947	607,946	16,938	13,192	14,099	33,780	73,467
福 岡 県	29,093	610,285	14,904	13,793	10,852	31,842	85,527
佐 賀 県	32,390	587,281	16,260	12,991	10,818	34,350	74,349
長 崎 県	32,336	574,930	15,741	13,076	12,039	34,098	81,356
熊 本 県	31,552	579,819	16,250	13,281	11,209	34,152	82,222
大 分 県	34,631	553,650	17,121	14,219	12,615	32,584	84,946
宮 崎 県	31,764	561,775	16,765	14,276	11,273	33,306	76,900
鹿児島県	35,170	578,842	17,637	13,003	11,401	34,719	87,600
沖縄 県	34,925	634,436	17,572	13,394	12,206	32,097	102,655
医 師	20,543	634,390	14,598	11,599	12,801	15,483	95,999
歯科医師	19,444	546,000	12,988	12,717	10,211	14,530	84,157
薬剤 師	17,201	610,050	12,140	11,768	10,554	15,336	86,123
一般業種	19,097	632,937	13,284	12,398	9,405	14,962	76,389
建設関係	20,956	611,919	13,496	12,928	9,729	16,170	78,538
全国土木	18,922	601,589	12,905	12,336	9,385	15,110	75,000
市 町 村	29,229	629,840	16,569	13,238	12,064	29,641	85,155
組 合	20,167	608,652	13,413	12,559	9,968	15,664	79,857
合 計	28,529	628,927	16,327	13,181	11,907	29,066	85,040

第 1 4 - 1 表 都道府県、業種別診療費等諸率

	全体 (市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)						
	1日当たり医療費 (円)						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	18,300	40,795	12,310	8,684	11,950	664	12,309
青森県	15,924	39,585	10,737	8,253	10,574	659	12,857
岩手県	15,995	33,638	11,243	8,384	11,180	662	12,640
宮城県	16,408	39,614	11,575	7,812	10,334	669	12,359
秋田県	16,567	35,025	11,067	8,936	11,399	662	11,057
山形県	15,444	38,083	10,330	8,141	10,045	671	12,130
福島県	15,838	37,102	11,076	7,775	10,718	664	11,306
茨城県	15,787	39,961	11,384	7,697	11,087	665	11,652
栃木県	15,880	38,396	11,622	7,318	10,051	664	11,170
群馬県	15,580	36,433	11,130	7,267	10,397	662	11,419
埼玉県	15,674	43,009	11,268	7,456	10,333	664	11,601
千葉県	16,269	42,361	11,769	7,887	10,539	663	11,876
東京都	15,514	45,292	11,182	7,873	9,656	661	11,208
神奈川県	15,605	44,368	10,902	8,302	10,179	662	11,969
新潟県	16,349	35,493	11,724	8,121	10,258	662	11,694
富山県	16,904	36,229	11,626	7,979	11,702	668	13,226
石川県	17,380	35,684	11,848	8,017	11,931	664	12,853
福井県	17,495	37,428	12,196	8,036	12,134	654	10,848
山梨県	15,676	36,619	11,233	7,984	10,081	665	12,038
長野県	16,294	39,392	11,299	8,089	10,884	667	12,113
岐阜県	15,623	40,545	11,178	8,185	9,850	664	12,461
静岡県	16,101	40,854	11,813	7,597	9,534	665	12,670
愛知県	15,194	45,163	10,899	8,340	9,458	654	12,347
三重県	15,331	37,090	10,610	7,972	10,205	666	11,786
滋賀県	16,555	44,068	11,237	7,783	11,128	661	11,918
京都府	17,022	46,282	11,675	8,426	11,912	664	11,312
大阪府	16,199	45,153	11,217	8,780	10,459	667	11,270
兵庫県	15,857	41,689	10,913	8,635	10,268	664	11,180
奈良県	17,061	41,707	12,675	7,947	9,363	663	11,131
和歌山県	15,280	38,301	10,646	8,025	10,820	665	11,401
鳥取県	17,195	39,858	11,267	8,168	11,388	664	12,174
島根県	17,077	36,321	11,129	8,501	10,972	666	11,333
岡山県	17,682	39,540	12,414	8,902	10,139	661	11,072
広島県	15,585	36,513	10,677	8,517	9,505	667	11,152
山口県	15,880	32,413	10,609	8,091	9,929	668	11,472
徳島県	16,179	31,283	11,242	8,246	11,404	664	11,560
香川県	16,076	34,197	11,205	8,674	11,400	659	11,831
愛媛県	16,068	36,717	11,146	7,648	10,975	669	10,892
高知県	17,199	34,120	11,382	8,064	12,091	663	11,261
福岡県	15,041	36,318	9,813	7,848	9,094	668	11,623
佐賀県	15,393	32,472	10,137	7,614	8,919	599	10,806
長崎県	15,886	31,812	10,401	8,164	10,246	663	11,549
熊本県	15,887	32,086	10,895	8,003	9,524	664	11,470
大分県	16,787	32,405	11,409	8,032	10,709	661	11,601
宮崎県	15,665	31,704	10,927	8,132	9,574	663	11,586
鹿児島県	16,527	31,608	11,390	7,458	9,701	664	11,426
沖縄県	18,030	37,553	12,132	8,128	10,745	640	12,253
医師	14,215	69,107	10,940	8,092	11,082	663	12,700
歯科医師	13,796	64,678	9,887	9,105	8,951	660	12,112
薬剤師	11,886	67,387	8,941	8,056	9,025	662	13,550
一般業種	12,976	71,339	9,733	8,201	8,135	664	11,834
建設関係	13,862	64,627	9,882	8,200	8,351	667	11,975
全国土木	12,989	67,395	9,581	8,261	8,070	662	12,141
市町村	16,041	39,473	11,201	8,101	10,269	662	11,621
組合	13,617	66,161	9,904	8,234	8,590	665	12,085
合計	15,886	40,148	11,109	8,111	10,145	662	11,630

第 1 4 - 1 表 都道府県、業種別診療費等諸率

	全体（市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース）									
	1人当たり医療費（円）									
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養の給付等 合 計	療養諸費合計 （実績医療費）	
診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科							
北海道	350,480	181,208	140,988	28,284	82,186	7,719	3,159	443,544	446,493	
青森県	309,024	147,588	138,517	22,919	83,693	6,465	2,911	402,092	404,169	
岩手県	331,959	161,502	144,350	26,107	86,264	8,747	3,353	430,324	432,584	
宮城県	337,196	157,948	153,343	25,906	81,658	6,959	4,670	430,484	433,493	
秋田県	353,446	181,366	143,933	28,148	92,265	9,125	2,610	457,445	460,188	
山形県	350,920	169,623	153,763	27,534	81,934	7,964	3,965	444,782	447,212	
福島県	317,902	151,658	140,838	25,405	77,843	7,204	3,222	406,171	408,985	
茨城県	281,052	126,010	130,559	24,482	72,546	5,448	3,901	362,947	365,166	
栃木県	317,901	143,137	149,996	24,768	67,187	6,593	4,081	395,763	398,918	
群馬県	317,734	149,649	143,289	24,796	63,581	7,349	4,946	393,611	396,765	
埼玉県	296,196	130,700	139,674	25,823	71,141	5,256	5,487	378,080	382,175	
千葉県	302,054	134,016	141,133	26,905	69,429	5,499	4,681	381,664	385,014	
東京都	285,253	120,899	137,227	27,127	68,978	4,585	6,654	365,470	370,141	
神奈川県	305,837	134,213	142,673	28,951	77,792	5,223	6,002	394,854	399,058	
新潟県	334,919	160,410	145,950	28,558	76,687	8,038	3,706	423,351	426,059	
富山県	348,755	177,787	145,056	25,912	73,911	8,626	3,981	435,274	439,659	
石川県	369,308	193,220	151,998	24,090	75,411	9,715	8,323	462,757	466,224	
福井県	369,194	184,121	161,320	23,753	69,108	8,503	6,764	453,569	456,609	
山梨県	314,683	144,440	143,328	26,916	70,919	7,003	4,353	396,957	400,633	
長野県	319,820	152,330	140,772	26,718	76,934	6,909	4,414	408,077	411,798	
岐阜県	341,354	149,677	160,783	30,894	72,618	6,555	7,982	428,509	432,523	
静岡県	329,161	143,241	160,392	25,527	70,571	6,208	4,667	410,607	413,502	
愛知県	309,471	127,853	150,595	31,023	65,588	4,878	7,371	387,308	390,944	
三重県	351,096	164,429	158,615	28,053	74,670	8,010	6,030	439,806	442,681	
滋賀県	329,841	157,635	146,327	25,879	78,016	6,209	6,011	420,077	423,780	
京都府	334,467	155,278	150,554	28,635	70,675	5,861	7,718	418,721	424,255	
大阪府	334,517	149,182	152,041	33,294	69,040	5,724	10,840	420,122	428,364	
兵庫県	343,790	156,405	156,007	31,377	77,439	6,589	6,833	434,651	439,243	
奈良県	347,106	152,496	166,177	28,433	58,009	6,471	7,627	419,213	423,067	
和歌山県	331,755	151,586	153,086	27,084	66,655	7,011	7,547	412,969	418,860	
鳥取県	359,019	187,167	144,223	27,628	78,138	8,133	5,376	450,666	452,531	
島根県	412,814	219,829	164,855	28,131	92,417	10,980	4,706	520,917	522,484	
岡山県	386,593	186,230	168,471	31,892	65,478	8,286	5,222	465,579	467,625	
広島県	352,915	168,257	153,428	31,230	77,384	8,243	6,194	444,737	447,479	
山口県	412,132	217,322	164,639	30,171	85,606	12,194	4,617	514,549	517,238	
徳島県	389,717	203,229	155,463	31,025	71,608	12,035	6,109	479,469	483,599	
香川県	395,984	192,424	171,361	32,199	84,692	10,045	6,804	497,526	500,426	
愛媛県	360,397	176,323	156,967	27,108	71,702	8,599	6,731	447,429	450,505	
高知県	377,472	207,739	143,573	26,160	79,021	11,136	5,127	472,756	475,619	
福岡県	338,175	171,588	135,926	30,661	71,419	8,578	7,122	425,294	429,579	
佐賀県	407,855	216,335	162,750	28,770	81,560	12,211	7,297	508,923	512,727	
長崎県	391,273	212,538	149,713	29,022	81,881	12,057	4,443	489,654	493,827	
熊本県	381,191	196,597	156,762	27,832	70,416	11,212	5,599	468,418	471,565	
大分県	395,932	211,761	159,552	24,620	80,957	11,829	5,713	494,431	497,497	
宮崎県	357,476	178,703	152,589	26,184	72,904	10,261	5,607	446,248	449,231	
鹿児島県	415,298	222,991	166,597	25,710	73,481	12,921	4,340	506,040	509,452	
沖縄県	296,905	158,214	118,448	20,243	57,052	7,681	5,883	367,521	369,631	
医師	178,064	59,646	92,338	26,080	50,797	1,351	1,289	231,501	233,220	
歯科医師	151,577	51,787	89,106	10,683	42,810	1,224	879	196,490	199,112	
薬剤師	170,364	51,985	92,215	26,163	58,380	1,188	1,051	230,983	233,098	
一般業種	180,268	58,029	95,162	27,077	44,984	1,248	1,270	227,771	231,948	
建設関係	177,100	65,483	89,057	22,559	43,499	1,566	1,150	223,316	226,258	
全国土木	170,891	56,633	90,874	23,383	44,731	1,282	1,101	218,005	220,226	
市 町 村	328,456	153,370	146,994	28,093	72,985	6,862	6,006	414,310	418,253	
組 合	174,014	61,152	90,427	22,435	44,711	1,425	1,143	221,294	224,106	
合 計	313,262	144,297	141,429	27,536	70,204	6,327	5,527	395,321	399,153	

第14-2表 都道府県、業種別診療費等諸率

前期高齢者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	1,310.698	35.341	1,056.082	219.275	772.392	33.824	2.529
青森県	1,366.671	27.281	1,164.222	175.169	878.094	25.524	1.944
岩手県	1,404.024	29.736	1,153.315	220.974	858.971	27.865	2.703
宮城県	1,541.208	33.109	1,245.063	263.035	903.233	31.360	3.811
秋田県	1,397.144	33.035	1,148.752	215.357	858.758	31.376	1.874
山形県	1,574.726	29.598	1,283.871	261.258	877.663	28.155	3.233
福島県	1,425.868	30.761	1,164.651	230.456	806.580	29.063	2.643
茨城県	1,359.439	25.334	1,088.029	246.077	752.847	24.226	2.325
栃木県	1,452.386	28.305	1,174.009	250.071	752.348	26.972	2.845
群馬県	1,431.979	29.321	1,153.616	249.042	679.201	27.996	3.563
埼玉県	1,441.697	26.635	1,138.802	276.261	800.197	25.324	4.270
千葉県	1,420.447	28.395	1,113.019	279.033	775.324	27.152	3.904
東京都	1,567.762	30.478	1,237.975	299.308	904.167	29.120	7.974
神奈川県	1,517.868	27.811	1,211.265	278.791	906.007	26.852	5.693
新潟県	1,404.236	29.394	1,115.884	258.958	815.172	28.150	3.528
富山県	1,346.314	30.403	1,080.713	235.199	677.658	29.366	2.400
石川県	1,360.590	37.960	1,115.081	207.549	684.431	36.662	6.307
福井県	1,359.023	37.201	1,112.199	209.623	588.809	35.774	6.342
山梨県	1,419.213	31.093	1,137.115	251.004	791.558	29.954	4.436
長野県	1,433.885	29.619	1,144.453	259.813	789.343	28.560	4.264
岐阜県	1,559.720	28.313	1,224.149	307.257	802.217	26.907	4.983
静岡県	1,494.206	27.376	1,208.145	258.685	835.295	26.098	3.481
愛知県	1,572.458	24.010	1,239.931	308.518	755.851	22.595	2.996
三重県	1,606.096	31.302	1,288.919	285.876	804.964	29.747	4.908
滋賀県	1,479.991	30.473	1,186.777	262.741	798.308	29.457	5.635
京都府	1,485.447	33.768	1,176.919	274.761	683.837	32.610	7.595
大阪府	1,612.942	33.963	1,277.649	301.330	791.677	32.569	9.511
兵庫県	1,594.593	31.795	1,281.865	280.932	866.090	30.623	6.153
奈良県	1,531.429	30.311	1,212.071	289.047	694.448	28.917	6.239
和歌山県	1,565.572	31.332	1,290.825	243.415	686.355	30.008	5.108
鳥取県	1,398.601	34.971	1,113.608	250.022	724.887	33.390	4.530
島根県	1,520.686	38.933	1,234.608	247.145	850.074	37.671	4.670
岡山県	1,492.656	38.048	1,178.014	276.594	696.344	36.419	4.244
広島県	1,533.647	33.037	1,216.245	284.365	845.180	31.890	4.892
山口県	1,577.426	41.503	1,274.231	261.692	919.745	40.098	4.179
徳島県	1,481.587	38.872	1,182.543	260.171	652.512	38.018	3.696
香川県	1,513.088	38.794	1,204.630	269.664	783.262	37.216	4.761
愛媛県	1,455.334	36.239	1,161.201	257.895	684.000	34.787	4.946
高知県	1,373.125	44.293	1,088.416	240.416	724.420	42.986	4.952
福岡県	1,606.395	37.197	1,277.238	291.959	928.694	35.962	4.260
佐賀県	1,637.704	44.405	1,318.420	274.880	1,010.278	42.986	6.192
長崎県	1,566.603	46.107	1,244.159	276.337	906.145	44.313	3.878
熊本県	1,585.226	42.675	1,278.177	264.374	836.489	41.488	4.957
大分県	1,448.849	47.124	1,195.265	206.460	830.548	44.997	4.992
宮崎県	1,438.890	40.210	1,181.665	217.016	846.035	39.032	4.336
鹿児島県	1,507.880	47.550	1,226.079	234.252	845.987	46.193	3.502
沖縄県	1,259.383	40.379	1,027.862	191.142	719.702	39.143	5.588
医師	1,095.847	21.370	779.469	295.007	473.211	20.247	2.755
歯科医師	1,136.832	22.795	1,046.690	67.346	652.886	21.685	2.582
薬剤師	1,415.593	19.423	1,080.652	315.519	802.586	18.727	1.965
一般業種	1,590.599	24.426	1,239.713	326.460	812.764	23.371	2.904
建設関係	1,398.626	27.480	1,137.605	233.541	770.627	25.872	2.046
全国土木	1,488.823	24.381	1,188.800	275.642	807.033	23.329	1.419
市町村	1,495.469	32.101	1,195.542	267.826	814.066	30.766	4.852
組合	1,366.596	25.551	1,098.773	242.272	730.548	24.174	2.214
合計	1,491.742	31.912	1,192.743	267.087	811.652	30.576	4.776

第 1 4 - 2 表 都道府県、業種別診療費等諸率

前期高齢者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1件当たり日数 (日)						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	1.76	14.01	1.35	1.78	1.12	37.30	7.56
青森県	1.68	13.33	1.38	1.84	1.15	35.72	8.37
岩手県	1.70	15.05	1.37	1.67	1.12	41.77	7.52
宮城県	1.71	14.05	1.41	1.58	1.14	37.79	8.98
秋田県	1.74	15.39	1.35	1.69	1.14	41.89	7.94
山形県	1.64	14.16	1.37	1.55	1.13	38.16	7.86
福島県	1.67	14.07	1.34	1.72	1.12	38.32	6.15
茨城県	1.64	12.82	1.37	1.65	1.13	33.38	7.65
栃木県	1.72	14.50	1.42	1.71	1.15	39.40	8.00
群馬県	1.75	14.23	1.43	1.74	1.15	38.81	8.40
埼玉県	1.76	13.69	1.50	1.65	1.16	36.31	8.81
千葉県	1.76	14.05	1.49	1.61	1.14	37.57	8.97
東京都	1.80	13.82	1.54	1.65	1.17	36.85	8.35
神奈川県	1.77	13.59	1.52	1.64	1.15	35.55	8.80
新潟県	1.72	15.37	1.37	1.66	1.14	42.11	5.92
富山県	1.69	13.09	1.37	1.65	1.14	33.48	8.46
石川県	1.88	14.98	1.45	1.75	1.16	39.06	8.27
福井県	1.87	14.94	1.47	1.68	1.16	40.62	6.51
山梨県	1.81	15.38	1.47	1.67	1.14	42.12	6.66
長野県	1.70	13.84	1.41	1.60	1.16	37.29	6.49
岐阜県	1.75	13.81	1.52	1.53	1.17	37.60	9.96
静岡県	1.73	14.36	1.47	1.62	1.14	39.08	8.96
愛知県	1.64	11.37	1.47	1.56	1.17	29.23	9.80
三重県	1.77	14.62	1.51	1.53	1.16	40.29	8.38
滋賀県	1.74	13.85	1.46	1.59	1.15	36.85	7.28
京都府	1.84	13.98	1.54	1.64	1.18	37.69	8.30
大阪府	1.86	14.01	1.58	1.70	1.19	37.35	9.69
兵庫県	1.79	14.04	1.52	1.64	1.17	37.40	8.52
奈良県	1.72	13.59	1.45	1.59	1.16	36.88	8.27
和歌山県	1.76	14.12	1.47	1.72	1.16	38.53	9.57
鳥取県	1.78	14.39	1.41	1.67	1.16	38.40	8.55
島根県	1.80	15.00	1.42	1.59	1.16	41.20	6.87
岡山県	1.84	14.36	1.49	1.62	1.18	39.16	8.18
広島県	1.83	14.54	1.53	1.65	1.16	39.72	7.42
山口県	1.94	17.14	1.49	1.68	1.17	47.33	7.90
徳島県	1.87	16.49	1.42	1.73	1.16	46.08	8.20
香川県	1.97	15.90	1.59	1.67	1.19	44.02	10.10
愛媛県	1.87	14.91	1.50	1.67	1.16	41.19	7.76
高知県	2.01	16.70	1.49	1.66	1.15	47.04	7.47
福岡県	1.87	15.22	1.50	1.77	1.16	42.14	8.40
佐賀県	2.02	16.26	1.60	1.73	1.19	45.39	7.52
長崎県	1.99	16.67	1.53	1.60	1.16	46.47	7.80
熊本県	1.93	16.76	1.49	1.67	1.16	46.99	8.15
大分県	2.00	15.78	1.49	1.81	1.16	44.64	8.42
宮崎県	1.99	16.41	1.53	1.80	1.16	45.37	7.41
鹿児島県	2.07	17.04	1.54	1.77	1.16	48.11	8.70
沖縄県	2.01	16.48	1.50	1.71	1.13	46.52	10.11
医師	1.61	10.02	1.42	1.50	1.18	25.41	10.04
歯科医師	1.59	10.45	1.39	1.62	1.13	26.95	8.66
薬剤師	1.60	10.62	1.45	1.56	1.18	27.87	8.30
一般業種	1.63	10.62	1.46	1.62	1.15	27.19	9.11
建設関係	1.67	11.02	1.43	1.72	1.15	28.34	8.12
全国土木	1.59	10.09	1.40	1.62	1.13	25.79	9.65
市 町 村	1.79	14.43	1.48	1.66	1.16	39.05	8.50
組 合	1.64	10.73	1.43	1.66	1.15	27.55	8.72
合 計	1.79	14.34	1.48	1.66	1.16	38.79	8.51

第 1 4 - 2 表 都道府県、業種別診療費等諸率

前期高齢者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1 件当たり医療費 (円)						
	診療費計				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
北 海 道	34, 197	670, 957	16, 774	15, 481	13, 583	25, 152	96, 971
青 森 県	27, 200	653, 683	14, 329	15, 172	12, 324	24, 280	114, 215
岩 手 県	27, 772	617, 526	15, 189	14, 083	12, 496	28, 145	96, 010
宮 城 県	29, 201	639, 295	16, 556	12, 263	11, 856	25, 527	122, 810
秋 田 県	29, 686	634, 906	14, 995	15, 211	12, 966	28, 042	88, 930
山 形 県	26, 353	661, 535	14, 485	12, 715	11, 393	25, 940	101, 467
福 島 県	27, 244	615, 356	14, 458	13, 361	12, 002	25, 719	73, 248
茨 城 県	27, 090	660, 297	15, 627	12, 581	12, 752	22, 521	96, 305
栃 木 県	28, 372	665, 651	16, 402	12, 435	11, 780	26, 450	98, 648
群 馬 県	28, 483	645, 515	16, 251	12, 501	12, 285	26, 133	97, 606
埼 玉 県	28, 935	701, 450	17, 214	12, 413	12, 130	24, 450	110, 680
千 葉 県	30, 198	686, 137	17, 904	12, 485	12, 240	25, 212	115, 164
東 京 都	30, 343	707, 042	17, 968	12, 620	11, 923	24, 721	99, 396
神 奈 川 県	29, 349	720, 240	17, 154	13, 410	12, 072	23, 883	113, 221
新 潟 県	28, 834	643, 342	16, 221	13, 435	11, 567	28, 150	74, 135
富 山 県	29, 730	650, 162	15, 885	13, 147	13, 539	22, 886	128, 168
石 川 県	34, 172	634, 586	17, 515	13, 854	13, 935	27, 350	118, 914
福 井 県	34, 468	639, 693	18, 196	13, 396	14, 622	26, 942	69, 792
山 梨 県	29, 903	639, 649	16, 888	13, 331	12, 133	28, 409	82, 259
長 野 県	29, 332	674, 483	16, 364	12, 908	12, 821	25, 249	82, 831
岐 阜 県	28, 825	696, 329	17, 526	12, 333	11, 669	25, 377	129, 929
静 岡 県	28, 932	693, 175	17, 474	12, 155	10, 999	26, 409	126, 103
愛 知 県	25, 927	710, 875	15, 978	12, 604	11, 303	19, 907	135, 579
三 重 県	28, 044	662, 644	16, 158	12, 151	12, 033	27, 184	102, 854
滋 賀 県	30, 172	708, 134	16, 752	12, 157	12, 931	24, 978	89, 253
京 都 府	33, 536	714, 121	18, 683	13, 516	14, 562	25, 293	98, 194
大 阪 府	32, 271	717, 390	18, 240	14, 545	12, 735	25, 245	116, 039
兵 庫 県	29, 807	685, 203	17, 014	14, 001	11, 984	25, 358	98, 392
奈 良 県	30, 828	685, 505	18, 837	12, 457	11, 232	24, 780	100, 680
和 歌 山 県	28, 344	651, 395	15, 982	13, 701	12, 977	25, 950	113, 042
鳥 取 県	32, 355	678, 147	16, 284	13, 607	13, 554	25, 952	104, 575
島 根 県	32, 463	661, 146	16, 462	13, 359	13, 175	27, 781	78, 403
岡 山 県	34, 392	655, 804	19, 027	14, 350	12, 259	26, 210	92, 792
広 島 県	29, 574	648, 445	16, 422	13, 927	11, 620	26, 863	85, 456
山 口 県	31, 701	637, 184	15, 722	13, 475	11, 674	31, 969	91, 011
徳 島 県	31, 187	606, 262	16, 017	14, 213	13, 174	30, 936	90, 911
香 川 県	33, 156	629, 592	18, 152	14, 377	13, 979	29, 254	123, 988
愛 媛 県	31, 523	633, 311	16, 924	12, 696	13, 268	27, 896	87, 762
高 知 県	36, 724	636, 530	17, 452	13, 467	14, 527	31, 549	91, 098
福 岡 県	29, 026	650, 835	14, 481	13, 435	10, 785	28, 617	102, 563
佐 賀 県	31, 816	608, 760	16, 281	13, 128	10, 812	30, 628	85, 571
長 崎 県	32, 558	600, 681	15, 818	13, 133	11, 947	31, 215	92, 235
熊 本 県	31, 851	607, 659	16, 470	13, 264	11, 298	31, 473	94, 838
大 分 県	35, 085	578, 507	17, 221	14, 475	12, 967	29, 758	101, 776
宮 崎 県	32, 166	585, 120	16, 603	14, 455	11, 419	30, 693	88, 144
鹿児島県	35, 639	607, 184	17, 736	13, 328	11, 391	32, 371	102, 508
沖縄 県	39, 469	675, 703	19, 276	13, 650	12, 493	31, 310	129, 620
医 師	32, 557	732, 236	21, 329	11, 541	17, 828	17, 067	134, 822
歯科医師	32, 458	732, 492	18, 412	13, 816	14, 874	18, 203	110, 670
薬剤 師	25, 563	736, 816	16, 726	12, 045	12, 426	18, 520	95, 749
一般業種	27, 579	758, 387	17, 060	12, 844	11, 978	18, 397	107, 827
建設関係	29, 776	694, 874	16, 936	14, 066	12, 416	19, 144	99, 337
全国土木	26, 971	704, 076	16, 289	13, 153	11, 728	17, 427	117, 570
市 町 村	30, 231	669, 360	16, 873	13, 254	12, 156	26, 325	104, 766
組 合	29, 628	709, 633	17, 404	13, 350	12, 932	18, 601	108, 477
合 計	30, 215	670, 292	16, 887	13, 257	12, 176	26, 148	104, 815

第 1 4 - 2 表 都道府県、業種別診療費等諸率

前期高齢者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1 日当たり医療費 (円)						
	診 療 費 計				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
北 海 道	19,414	47,901	12,453	8,679	12,090	674	12,819
青 森 県	16,197	49,025	10,362	8,267	10,752	680	13,647
岩 手 県	16,309	41,022	11,126	8,442	11,162	674	12,774
宮 城 県	17,086	45,512	11,752	7,771	10,398	676	13,681
秋 田 県	17,090	41,247	11,087	8,980	11,395	669	11,201
山 形 県	16,055	46,728	10,562	8,200	10,069	680	12,909
福 島 県	16,277	43,739	10,805	7,788	10,723	671	11,916
茨 城 県	16,532	51,516	11,366	7,609	11,314	675	12,583
栃 木 県	16,464	45,902	11,560	7,288	10,274	671	12,335
群 馬 県	16,292	45,370	11,341	7,186	10,680	673	11,624
埼 玉 県	16,484	51,229	11,462	7,526	10,428	673	12,570
千 葉 県	17,139	48,844	12,033	7,779	10,711	671	12,840
東 京 都	16,853	51,159	11,658	7,654	10,193	671	11,907
神 奈 川 県	16,619	53,000	11,260	8,174	10,487	672	12,866
新 潟 県	16,766	41,850	11,805	8,093	10,161	668	12,512
富 山 県	17,641	49,666	11,580	7,958	11,851	684	15,157
石 川 県	18,218	42,354	12,049	7,931	12,004	700	14,377
福 井 県	18,440	42,829	12,390	7,994	12,570	663	10,721
山 梨 県	16,548	41,595	11,513	7,997	10,665	675	12,351
長 野 県	17,278	48,750	11,631	8,092	11,044	677	12,753
岐 阜 県	16,499	50,424	11,509	8,065	9,977	675	13,045
静 岡 県	16,734	48,254	11,921	7,501	9,616	676	14,069
愛 知 県	15,805	62,543	10,862	8,056	9,688	681	13,838
三 重 県	15,865	45,321	10,720	7,918	10,416	675	12,279
滋 賀 県	17,319	51,121	11,441	7,633	11,291	678	12,263
京 都 府	18,190	51,079	12,110	8,236	12,357	671	11,832
大 阪 府	17,311	51,198	11,539	8,571	10,745	676	11,976
兵 庫 県	16,619	48,787	11,170	8,534	10,240	678	11,552
奈 良 県	17,950	50,435	12,976	7,850	9,653	672	12,170
和 歌 山 県	16,086	46,127	10,872	7,969	11,147	673	11,816
鳥 取 県	18,163	47,140	11,543	8,152	11,670	676	12,237
島 根 県	18,067	44,070	11,571	8,428	11,347	674	11,419
岡 山 県	18,700	45,675	12,794	8,878	10,371	669	11,347
広 島 県	16,122	44,592	10,713	8,453	9,978	676	11,524
山 口 県	16,373	37,179	10,529	8,013	9,990	676	11,515
徳 島 県	16,678	36,771	11,285	8,199	11,368	671	11,086
香 川 県	16,837	39,607	11,429	8,620	11,779	665	12,275
愛 媛 県	16,877	42,477	11,246	7,604	11,431	677	11,314
高 知 県	18,256	38,108	11,694	8,135	12,596	671	12,188
福 岡 県	15,536	42,765	9,639	7,598	9,274	679	12,203
佐 賀 県	15,741	37,450	10,153	7,610	9,057	675	11,375
長 崎 県	16,373	36,044	10,339	8,186	10,266	672	11,823
熊 本 県	16,469	36,246	11,030	7,936	9,711	670	11,639
大 分 県	17,572	36,672	11,585	8,017	11,161	667	12,090
宮 崎 県	16,179	35,647	10,834	8,047	9,865	676	11,896
鹿児島県	17,238	35,623	11,488	7,540	9,807	673	11,785
沖 縄 県	19,659	41,000	12,893	7,996	11,092	673	12,817
医 師	20,247	73,086	15,034	7,700	15,166	672	13,431
歯科医師	20,467	70,095	13,240	8,528	13,126	675	12,783
薬剤師	15,996	69,399	11,558	7,721	10,566	665	11,531
一般業種	16,868	71,417	11,680	7,905	10,376	677	11,835
建設関係	17,819	63,079	11,804	8,166	10,823	675	12,227
全国土木	17,016	69,755	11,616	8,118	10,337	676	12,183
市 町 村	16,877	46,390	11,385	7,999	10,508	674	12,319
組 合	18,024	66,110	12,174	8,059	11,261	675	12,437
合 計	16,904	46,732	11,405	8,001	10,527	674	12,320

第 1 4 - 2 表 都道府県、業種別診療費等諸率

前期高齢者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1人当たり医療費 (円)								
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養の給付等 合 計	療養諸費合計 (実績医療費)
	診療費計	入院	入院外	歯科					
北海道	448,217	237,126	177,144	33,947	104,916	8,508	2,452	564,092	567,491
青森県	371,729	178,333	166,819	26,577	108,213	6,197	2,221	488,360	490,755
岩手県	389,922	183,625	175,178	31,120	107,341	7,843	2,595	507,701	510,020
宮城県	450,050	211,667	206,127	32,256	107,083	8,005	4,681	569,819	573,018
秋田県	414,750	209,741	172,250	32,759	111,350	8,798	1,666	536,565	539,520
山形県	414,989	195,798	185,971	33,220	99,992	7,304	3,280	525,565	528,365
福島県	388,463	189,292	168,380	30,791	96,804	7,475	1,936	494,678	497,839
茨城県	368,266	167,279	170,027	30,960	96,000	5,456	2,239	471,961	474,405
栃木県	412,075	188,415	192,563	31,097	88,628	7,134	2,807	510,643	514,397
群馬県	407,872	189,270	187,469	31,133	83,438	7,316	3,477	502,103	505,581
埼玉県	417,154	186,832	196,031	34,291	97,066	6,192	4,726	525,138	530,168
千葉県	428,940	194,828	199,273	34,838	94,904	6,846	4,496	535,185	539,144
東京都	475,713	215,495	222,444	37,774	107,802	7,199	7,926	598,640	604,868
神奈川県	445,473	200,307	207,781	37,385	109,376	6,413	6,446	567,708	572,874
新潟県	404,903	189,104	181,008	34,792	94,294	7,924	2,616	509,737	512,922
富山県	400,255	197,666	171,668	30,921	91,745	6,720	3,076	501,796	507,200
石川県	464,947	240,891	195,303	28,753	95,377	10,027	7,500	577,851	582,007
福井県	468,429	237,975	202,372	28,082	86,096	9,638	4,426	568,589	572,171
山梨県	424,381	198,889	192,031	33,461	96,036	8,510	3,649	532,576	536,930
長野県	420,590	199,776	187,277	33,537	101,205	7,211	3,532	532,537	537,120
岐阜県	449,592	197,155	214,543	37,894	93,613	6,828	6,475	556,508	561,257
静岡県	432,311	189,760	211,108	31,443	91,872	6,892	4,390	535,465	538,736
愛知県	407,685	170,678	198,122	38,885	85,432	4,498	4,062	501,676	505,744
三重県	450,416	207,419	208,260	34,737	96,858	8,086	5,048	560,408	563,926
滋賀県	446,544	215,789	198,814	31,941	103,231	7,358	5,029	562,163	566,581
京都府	498,162	241,142	219,883	37,136	99,579	8,248	7,458	613,447	620,445
大阪府	520,514	243,645	233,040	43,829	100,821	8,222	11,036	640,593	651,104
兵庫県	475,295	217,863	218,097	39,335	103,796	7,765	6,054	592,911	598,230
奈良県	472,103	207,783	228,313	36,007	78,000	7,165	6,282	563,551	568,097
和歌山県	443,742	204,095	206,297	33,350	89,071	7,787	5,774	546,374	553,269
鳥取県	452,517	237,156	181,340	34,021	98,252	8,666	4,738	564,172	566,045
島根県	493,657	257,403	203,237	33,017	112,000	10,465	3,662	619,784	621,389
岡山県	513,359	249,522	224,146	39,690	85,364	9,545	3,938	612,206	614,460
広島県	453,559	214,225	199,729	39,604	98,211	8,567	4,181	564,517	567,671
山口県	500,053	264,454	200,336	35,263	107,374	12,819	3,803	624,049	626,973
徳島県	462,060	235,669	189,414	36,977	85,961	11,761	3,360	563,143	567,738
香川県	501,675	244,246	218,659	38,769	109,495	10,887	5,903	627,960	631,359
愛媛県	458,767	229,506	196,520	32,741	90,752	9,704	4,340	563,563	566,997
高知県	504,272	281,941	189,955	32,377	105,234	13,562	4,512	627,579	631,132
福岡県	466,269	242,093	184,952	39,224	100,159	10,291	4,369	581,088	585,834
佐賀県	521,053	270,317	214,650	36,086	109,234	13,166	5,299	648,752	653,150
長崎県	510,049	276,958	196,801	36,290	108,254	13,832	3,577	635,712	640,845
熊本県	504,905	259,319	210,520	35,065	94,507	13,058	4,701	617,171	621,473
大分県	508,334	272,618	205,832	29,884	107,701	13,390	5,080	634,505	638,097
宮崎県	462,836	235,274	196,191	31,371	96,609	11,980	3,822	575,247	578,664
鹿児島県	537,398	288,716	217,461	31,220	96,370	14,953	3,590	652,311	656,463
沖縄県	497,067	272,845	198,132	26,091	89,910	12,256	7,244	606,476	608,946
医師	356,776	156,480	166,249	34,047	84,364	3,456	3,715	448,311	450,141
歯科医師	368,998	166,975	192,718	9,304	97,110	3,947	2,857	472,912	475,892
薬剤師	361,865	143,112	180,748	38,006	99,733	3,468	1,881	466,947	469,667
一般業種	438,666	185,242	211,492	41,932	97,356	4,300	3,132	543,454	550,112
建設関係	416,461	190,950	192,661	32,850	95,681	4,953	2,032	519,127	523,258
全国土木	401,555	171,659	193,640	36,256	94,647	4,066	1,668	501,935	505,298
市 町 村	452,096	214,873	201,726	35,498	98,955	8,099	5,083	564,234	568,837
組 合	404,890	181,315	191,231	32,344	94,477	4,497	2,402	506,266	510,180
合 計	450,731	213,902	201,423	35,406	98,826	7,995	5,006	562,558	567,141

第14-3表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上一般分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	1,388.214	38.972	1,126.745	222.497	826.267	37.258	2.708
青森県	1,461.189	30.601	1,254.839	175.748	949.353	28.560	2.338
岩手県	1,489.989	32.254	1,233.068	224.666	921.914	30.589	2.687
宮城県	1,637.782	35.882	1,331.456	270.444	969.311	34.022	4.178
秋田県	1,474.255	35.709	1,220.906	217.640	915.183	33.838	1.644
山形県	1,657.245	32.181	1,360.832	264.233	927.970	30.571	3.254
福島県	1,507.913	33.296	1,242.456	232.162	864.383	31.331	2.744
茨城県	1,435.155	27.899	1,156.438	250.818	801.798	26.697	2.358
栃木県	1,533.951	31.249	1,248.457	254.245	803.892	29.667	3.071
群馬県	1,497.615	32.261	1,216.104	249.249	718.977	30.725	3.694
埼玉県	1,516.316	29.301	1,206.484	280.530	850.718	27.856	4.500
千葉県	1,494.007	30.996	1,178.335	284.677	824.306	29.638	4.167
東京都	1,649.501	34.123	1,310.299	305.078	964.564	32.547	8.201
神奈川県	1,598.858	30.649	1,284.095	284.114	964.639	29.546	6.038
新潟県	1,484.716	31.678	1,189.076	263.962	872.929	30.316	3.707
富山県	1,410.410	33.495	1,140.938	235.977	719.864	32.287	2.730
石川県	1,428.174	41.226	1,181.424	205.524	727.323	39.830	6.081
福井県	1,427.266	40.398	1,177.532	209.337	619.085	38.802	6.098
山梨県	1,495.184	34.522	1,206.999	253.664	842.574	33.242	4.026
長野県	1,510.828	32.024	1,215.620	263.184	839.746	30.804	4.130
岐阜県	1,645.455	30.622	1,303.523	311.310	855.167	29.083	5.165
静岡県	1,580.641	29.908	1,288.232	262.501	893.589	28.515	3.619
愛知県	1,668.658	27.352	1,325.069	316.236	809.837	25.911	3.513
三重県	1,691.019	34.022	1,367.000	289.997	853.988	32.300	4.974
滋賀県	1,561.728	33.554	1,262.534	265.640	851.322	32.293	5.493
京都府	1,552.478	36.909	1,238.869	276.700	721.768	35.617	7.288
大阪府	1,706.890	37.433	1,361.573	307.885	844.122	35.904	9.585
兵庫県	1,690.487	35.179	1,369.471	285.838	927.482	33.844	6.367
奈良県	1,610.362	33.517	1,284.683	292.162	735.283	32.016	6.137
和歌山県	1,650.883	34.985	1,371.076	244.822	733.186	33.510	5.117
鳥取県	1,477.843	37.871	1,187.900	252.072	773.145	36.276	4.835
島根県	1,598.453	42.392	1,304.526	251.535	898.714	41.067	4.699
岡山県	1,571.515	41.422	1,248.948	281.145	741.188	39.572	3.952
広島県	1,621.481	36.374	1,294.328	290.779	901.981	35.103	4.954
山口県	1,662.855	44.782	1,356.087	261.986	983.592	43.248	4.417
徳島県	1,563.665	42.946	1,256.538	264.181	694.453	41.718	3.657
香川県	1,585.640	41.080	1,271.385	273.175	829.883	39.521	4.603
愛媛県	1,539.757	39.442	1,238.348	261.966	730.548	37.806	5.016
高知県	1,444.842	48.999	1,154.361	241.482	770.061	47.494	4.938
福岡県	1,711.533	41.389	1,370.423	299.721	999.014	40.036	4.377
佐賀県	1,742.209	47.485	1,414.243	280.480	1,086.436	45.943	5.642
長崎県	1,681.019	50.186	1,343.810	287.023	982.255	48.264	3.703
熊本県	1,686.688	46.618	1,368.574	271.495	898.781	45.311	4.974
大分県	1,530.228	50.728	1,269.639	209.860	882.997	48.712	5.609
宮崎県	1,546.018	44.214	1,277.082	224.722	916.725	42.923	4.431
鹿児島県	1,614.971	51.823	1,323.276	239.872	916.500	50.453	3.717
沖縄県	1,357.231	44.925	1,114.594	197.712	782.851	43.558	5.748
医師	1,440.020	34.026	1,094.687	311.308	706.812	32.425	6.199
歯科医師	1,361.208	34.164	1,231.824	95.220	788.830	32.755	4.252
薬剤師	1,471.408	27.312	1,140.825	303.272	818.777	27.027	4.979
一般業種	1,679.224	28.821	1,327.507	322.896	877.857	27.581	4.664
建設関係	1,504.332	32.887	1,240.705	230.741	841.101	30.978	2.716
全国土木	1,572.599	31.959	1,275.626	265.014	882.168	30.741	2.905
市町村	1,580.352	35.347	1,272.567	272.437	868.520	33.873	4.989
組合	1,519.418	32.418	1,246.510	240.491	840.683	30.680	3.163
合計	1,579.506	35.307	1,272.206	271.994	868.134	33.829	4.963

第 1 4 - 3 表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上一般分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1件当たり日数 (日)						
	診 療 費 計				調 剤	食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
北 海 道	1.78	14.11	1.35	1.79	1.13	37.46	7.89
青 森 県	1.71	13.52	1.40	1.86	1.15	36.23	8.57
岩 手 県	1.70	14.77	1.37	1.68	1.12	40.89	7.88
宮 城 県	1.72	13.89	1.42	1.58	1.14	37.05	9.37
秋 田 県	1.74	15.22	1.35	1.71	1.14	41.23	7.78
山 形 県	1.67	14.06	1.39	1.56	1.13	37.62	8.03
福 島 県	1.68	13.69	1.35	1.72	1.12	36.85	6.28
茨 城 県	1.66	12.96	1.39	1.66	1.13	33.61	7.72
栃 木 県	1.74	14.35	1.43	1.72	1.15	38.70	8.29
群 馬 県	1.77	14.22	1.44	1.75	1.15	38.63	8.25
埼 玉 県	1.78	13.71	1.52	1.65	1.16	36.27	8.97
千 葉 県	1.78	14.02	1.50	1.65	1.15	37.32	9.48
東 京 都	1.84	13.88	1.57	1.66	1.17	36.99	8.58
神 奈 川 県	1.79	13.58	1.54	1.65	1.15	35.37	8.90
新 潟 県	1.73	15.26	1.38	1.67	1.14	42.07	6.08
富 山 県	1.71	12.91	1.39	1.67	1.15	32.63	8.60
石 川 県	1.89	14.95	1.46	1.76	1.16	40.34	9.32
福 井 県	1.88	14.56	1.48	1.69	1.16	39.47	6.95
山 梨 県	1.83	15.10	1.49	1.68	1.14	41.07	6.61
長 野 県	1.70	13.56	1.41	1.61	1.14	35.98	6.50
岐 阜 県	1.76	13.52	1.54	1.54	1.17	36.73	10.15
静 岡 県	1.74	14.32	1.48	1.63	1.15	38.81	9.23
愛 知 県	1.67	11.68	1.49	1.58	1.16	30.08	10.16
三 重 県	1.79	14.24	1.53	1.55	1.16	38.97	8.90
滋 賀 県	1.77	13.85	1.48	1.60	1.15	37.03	7.57
京 都 府	1.87	13.92	1.56	1.65	1.18	37.53	8.24
大 阪 府	1.89	14.01	1.60	1.71	1.19	37.29	9.84
兵 庫 県	1.82	14.06	1.54	1.65	1.17	37.44	8.59
奈 良 県	1.74	13.61	1.46	1.60	1.16	36.94	8.38
和 歌 山 県	1.78	13.99	1.48	1.74	1.17	38.13	9.49
鳥 取 県	1.79	14.42	1.41	1.68	1.16	38.30	8.43
島 根 県	1.81	14.73	1.43	1.60	1.16	40.35	6.93
岡 山 県	1.85	14.16	1.50	1.63	1.18	38.49	8.27
広 島 県	1.86	14.40	1.55	1.66	1.17	39.10	7.68
山 口 県	1.94	16.87	1.50	1.70	1.17	46.27	7.97
徳 島 県	1.90	16.43	1.43	1.75	1.16	45.44	8.27
香 川 県	1.98	15.50	1.61	1.68	1.19	42.83	10.04
愛 媛 県	1.88	14.61	1.52	1.67	1.16	40.19	8.09
高 知 県	2.04	16.54	1.50	1.67	1.16	46.58	8.02
福 岡 県	1.90	15.30	1.52	1.78	1.17	42.32	8.80
佐 賀 県	2.03	16.04	1.62	1.73	1.20	44.50	7.46
長 崎 県	2.01	16.49	1.55	1.60	1.17	45.76	7.65
熊 本 県	1.95	16.61	1.51	1.68	1.17	46.22	8.53
大 分 県	2.01	15.70	1.49	1.82	1.16	44.19	8.46
宮 崎 県	2.00	16.17	1.54	1.80	1.16	45.02	7.74
鹿児島県	2.08	16.87	1.56	1.78	1.16	47.37	8.79
沖縄 県	2.03	16.39	1.51	1.71	1.13	46.25	10.14
医 師	1.76	13.40	1.45	1.58	1.16	36.11	9.05
歯科医師	1.74	11.89	1.46	1.72	1.15	31.54	8.51
薬剤師	1.69	13.27	1.43	1.66	1.14	36.38	12.17
一般業種	1.70	10.98	1.51	1.66	1.16	28.36	9.16
建設関係	1.73	11.50	1.46	1.75	1.15	29.57	8.54
全国土木	1.71	12.48	1.45	1.69	1.15	33.45	10.69
市 町 村	1.81	14.37	1.50	1.67	1.16	38.78	8.72
組 合	1.72	11.62	1.47	1.72	1.15	30.11	8.86
合 計	1.81	14.33	1.50	1.67	1.16	38.67	8.72

第14-3表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上一般分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1件当たり医療費(円)						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	34,987	669,213	16,888	15,556	13,706	25,289	103,612
青森県	27,575	641,443	14,323	15,310	12,362	24,684	120,213
岩手県	27,768	616,305	14,848	14,189	12,525	27,575	102,442
宮城県	29,364	638,288	16,420	12,297	11,961	25,063	130,792
秋田県	29,890	633,774	14,806	15,425	12,860	27,647	87,194
山形県	26,675	658,681	14,407	12,886	11,591	25,645	101,676
福島県	27,467	614,143	14,356	13,494	12,139	24,773	73,176
茨城県	27,799	659,590	15,810	12,796	12,855	22,729	98,902
栃木県	28,968	660,825	16,480	12,629	11,783	26,091	109,430
群馬県	29,432	648,547	16,446	12,659	12,303	26,034	95,487
埼玉県	29,572	701,636	17,293	12,186	12,255	24,487	113,409
千葉県	30,688	684,105	17,859	12,644	12,284	25,083	124,837
東京都	31,411	705,518	18,188	12,807	11,964	24,859	102,657
神奈川県	30,032	716,975	17,277	13,575	12,134	23,805	115,301
新潟県	29,068	641,077	16,194	13,613	11,610	27,818	75,700
富山県	30,777	652,300	16,118	13,437	13,667	22,425	127,152
石川県	34,791	634,797	17,463	14,037	14,194	27,187	137,601
福井県	35,132	637,297	18,296	13,627	14,904	26,191	74,739
山梨県	31,221	646,071	17,350	13,549	12,138	27,857	82,863
長野県	29,825	674,509	16,451	13,152	12,877	24,739	83,394
岐阜県	29,509	699,410	17,819	12,564	11,839	24,773	130,564
静岡県	29,294	689,719	17,422	12,312	11,037	26,268	132,465
愛知県	26,951	708,476	16,263	12,789	11,192	20,487	141,452
三重県	28,692	666,254	16,310	12,259	12,237	26,346	111,740
滋賀県	30,963	708,295	16,904	12,228	13,068	25,181	91,844
京都府	34,257	709,778	18,736	13,642	14,598	25,223	98,439
大阪府	32,881	715,198	18,226	14,732	12,690	25,239	120,407
兵庫県	30,557	687,272	17,102	14,199	12,033	25,320	100,084
奈良県	31,780	686,501	19,055	12,624	11,328	24,861	103,818
和歌山県	29,396	656,589	16,143	13,993	13,026	25,739	113,464
鳥取県	32,804	684,022	16,090	13,733	13,488	25,934	104,608
島根県	32,982	657,399	16,445	13,513	13,360	27,216	80,385
岡山県	34,954	651,968	19,079	14,568	12,365	25,794	95,771
広島県	30,439	653,332	16,596	14,140	11,745	26,497	88,671
山口県	32,307	644,007	15,706	13,676	11,642	31,333	92,140
徳島県	32,364	611,061	16,349	14,461	13,177	30,627	91,858
香川県	33,258	626,303	18,116	14,548	13,990	28,511	121,931
愛媛県	32,181	634,458	17,102	12,780	13,554	27,293	92,641
高知県	37,543	632,346	17,274	13,744	14,557	31,239	101,080
福岡県	29,745	648,369	14,599	13,572	10,888	28,729	108,089
佐賀県	31,852	609,558	16,164	13,149	10,786	30,119	86,075
長崎県	32,959	606,997	15,762	13,104	12,064	30,794	91,001
熊本県	32,383	607,880	16,542	13,413	11,342	31,066	99,134
大分県	35,509	580,054	17,185	14,740	13,287	29,491	102,195
宮崎県	32,186	581,881	16,261	14,538	11,570	30,177	92,453
鹿児島県	35,942	605,890	17,707	13,400	11,411	31,977	103,573
沖縄県	40,657	685,245	19,462	13,677	12,587	31,169	130,341
医師	36,789	787,252	20,334	12,626	14,986	24,265	117,501
歯科医師	37,552	670,358	21,811	14,156	15,238	21,355	103,379
薬剤師	27,333	615,049	17,041	13,123	13,525	23,739	130,368
一般業種	30,255	763,724	18,433	13,390	12,347	19,261	110,420
建設関係	31,914	693,646	17,624	14,439	12,928	20,111	104,983
全国土木	28,811	681,423	15,545	13,965	11,883	22,606	136,406
市町村	30,911	668,708	16,942	13,410	12,228	26,165	108,696
組合	31,851	701,574	17,850	14,142	12,953	20,441	108,966
合計	30,924	669,127	16,954	13,419	12,237	26,093	108,698

第 1 4 - 3 表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上一般分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1日当たり医療費(円)						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	19,628	47,426	12,468	8,687	12,173	675	13,129
青森県	16,139	47,453	10,239	8,213	10,752	681	14,033
岩手県	16,288	41,729	10,850	8,469	11,170	674	13,004
宮城県	17,078	45,956	11,567	7,781	10,464	676	13,958
秋田県	17,156	41,637	10,934	9,032	11,265	671	11,201
山形県	16,007	46,853	10,333	8,266	10,229	682	12,655
福島県	16,364	44,866	10,648	7,829	10,826	672	11,645
茨城県	16,734	50,891	11,390	7,693	11,378	676	12,806
栃木県	16,636	46,040	11,520	7,354	10,236	674	13,207
群馬県	16,646	45,592	11,413	7,226	10,680	674	11,580
埼玉県	16,625	51,186	11,384	7,385	10,577	675	12,647
千葉県	17,193	48,808	11,943	7,656	10,728	672	13,162
東京都	17,085	50,839	11,610	7,714	10,183	672	11,970
神奈川県	16,767	52,784	11,207	8,244	10,511	673	12,954
新潟県	16,806	42,007	11,712	8,160	10,168	661	12,454
富山県	18,036	50,529	11,633	8,054	11,916	687	14,783
石川県	18,392	42,469	11,975	7,961	12,202	674	14,772
福井県	18,644	43,768	12,335	8,042	12,796	664	10,746
山梨県	17,030	42,786	11,671	8,076	10,639	678	12,538
長野県	17,519	49,760	11,662	8,179	11,339	688	12,823
岐阜県	16,756	51,749	11,583	8,171	10,095	674	12,861
静岡県	16,790	48,153	11,810	7,534	9,631	677	14,350
愛知県	16,128	60,682	10,934	8,116	9,653	681	13,919
三重県	16,062	46,795	10,678	7,930	10,566	676	12,558
滋賀県	17,525	51,153	11,414	7,644	11,387	680	12,138
京都府	18,308	51,004	12,005	8,244	12,378	672	11,940
大阪府	17,393	51,038	11,403	8,624	10,674	677	12,242
兵庫県	16,800	48,865	11,113	8,587	10,265	676	11,646
奈良県	18,279	50,436	13,045	7,897	9,731	673	12,394
和歌山県	16,498	46,919	10,924	8,042	11,163	675	11,962
鳥取県	18,317	47,425	11,395	8,180	11,607	677	12,408
島根県	18,236	44,615	11,511	8,440	11,476	674	11,605
岡山県	18,861	46,041	12,757	8,945	10,444	670	11,577
広島県	16,392	45,357	10,717	8,517	10,056	678	11,550
山口県	16,617	38,168	10,478	8,061	9,955	677	11,559
徳島県	17,038	37,190	11,396	8,272	11,323	674	11,103
香川県	16,820	40,399	11,286	8,684	11,750	666	12,141
愛媛県	17,137	43,437	11,284	7,636	11,651	679	11,455
高知県	18,405	38,241	11,498	8,241	12,598	671	12,600
福岡県	15,655	42,377	9,591	7,637	9,336	679	12,277
佐賀県	15,687	38,002	9,976	7,614	9,005	677	11,531
長崎県	16,434	36,804	10,157	8,206	10,343	673	11,888
熊本県	16,586	36,608	10,968	8,007	9,729	672	11,620
大分県	17,685	36,955	11,516	8,105	11,426	667	12,077
宮崎県	16,129	35,977	10,570	8,059	10,000	670	11,944
鹿児島県	17,269	35,925	11,371	7,537	9,809	675	11,784
沖縄県	20,028	41,808	12,905	8,001	11,156	674	12,850
医師	20,903	58,757	14,040	7,970	12,969	672	12,976
歯科医師	21,603	56,358	14,958	8,235	13,274	677	12,141
薬剤師	16,138	46,346	11,946	7,924	11,826	653	10,711
一般業種	17,755	69,569	12,181	8,063	10,615	679	12,053
建設関係	18,476	60,295	12,032	8,270	11,211	680	12,291
全国土木	16,800	54,615	10,710	8,285	10,370	676	12,755
市町村	17,041	46,536	11,323	8,036	10,556	675	12,470
組合	18,466	60,381	12,155	8,224	11,228	679	12,296
合計	17,059	46,679	11,334	8,038	10,565	675	12,469

第 1 4 - 3 表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上一般分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1人当たり医療費 (円)								
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養の給付等 合計	療養諸費合計 (実績医療費)
	診療費計	入院	入院外	歯科					
北海道	485,696	260,803	190,281	34,613	113,248	9,422	2,805	611,172	614,790
青森県	402,929	196,290	179,731	26,908	117,362	7,050	2,810	530,150	532,532
岩手県	413,744	198,786	183,080	31,878	115,469	8,435	2,753	540,400	542,847
宮城県	480,912	229,030	218,627	33,255	115,941	8,527	5,465	610,845	613,889
秋田県	440,652	226,313	180,767	33,571	117,690	9,355	1,433	569,130	571,977
山形県	442,074	211,967	196,057	34,050	107,558	7,840	3,309	560,781	563,535
福島県	414,175	204,485	178,363	31,328	104,925	7,762	2,008	528,870	532,146
茨城県	398,952	184,022	182,836	32,095	103,074	6,068	2,332	510,426	513,024
栃木県	444,350	206,499	205,744	32,108	94,726	7,740	3,361	550,178	554,226
群馬県	440,781	209,231	199,997	31,553	88,454	7,999	3,527	540,761	544,337
埼玉県	448,406	205,588	208,632	34,186	104,254	6,821	5,103	564,584	569,789
千葉県	458,478	212,043	210,439	35,995	101,259	7,434	5,202	572,373	576,451
東京都	518,128	240,744	238,312	39,073	115,402	8,091	8,419	650,040	656,605
神奈川県	480,163	219,743	221,851	38,570	117,053	7,034	6,962	611,211	616,649
新潟県	431,575	203,078	192,563	35,934	101,345	8,433	2,806	544,160	547,469
富山県	434,087	218,489	183,891	31,707	98,384	7,241	3,471	543,183	548,947
石川県	496,871	261,704	206,318	28,849	103,239	10,829	8,368	619,306	623,718
福井県	501,420	257,455	215,439	28,526	92,265	10,163	4,558	608,406	612,141
山梨県	466,815	223,034	209,413	34,368	102,274	9,260	3,336	581,686	586,228
長野県	450,601	216,005	199,983	34,614	108,131	7,621	3,444	569,796	574,554
岐阜県	485,559	214,171	232,275	39,112	101,242	7,205	6,744	600,749	605,696
静岡県	463,035	206,284	224,432	32,319	98,624	7,490	4,793	573,943	577,419
愛知県	449,727	193,786	215,497	40,444	90,634	5,308	4,969	550,638	555,071
三重県	485,181	226,670	222,960	35,551	104,499	8,510	5,558	603,748	607,505
滋賀県	483,556	237,660	213,413	32,483	111,249	8,132	5,045	607,982	612,600
京都府	531,833	261,970	232,117	37,746	105,366	8,984	7,174	653,357	660,678
大阪府	561,237	267,719	248,160	45,358	107,117	9,062	11,541	688,957	699,891
兵庫県	516,566	241,776	234,204	40,587	111,608	8,569	6,372	643,116	648,631
奈良県	511,769	230,094	244,793	36,882	83,290	7,959	6,371	609,390	614,147
和歌山県	485,289	229,705	221,327	34,257	95,505	8,625	5,807	595,226	602,573
鳥取県	484,794	259,047	191,130	34,618	104,281	9,408	5,057	603,540	605,461
島根県	527,209	278,687	214,531	33,991	120,064	11,177	3,777	662,227	663,803
岡山県	549,305	270,056	238,293	40,956	91,645	10,207	3,785	654,942	657,248
広島県	493,569	237,645	214,808	41,116	105,934	9,301	4,393	613,197	616,493
山口県	537,220	288,397	212,994	35,829	114,509	13,551	4,070	669,349	672,462
徳島県	506,063	262,426	205,435	38,202	91,505	12,777	3,359	613,704	618,428
香川県	527,348	257,286	230,321	39,742	116,098	11,268	5,613	660,327	663,664
愛媛県	495,510	250,246	211,784	33,480	99,022	10,318	4,647	609,497	613,038
高知県	542,436	309,843	199,404	33,189	112,097	14,836	4,991	674,361	677,987
福岡県	509,099	268,354	200,068	40,677	108,777	11,502	4,731	634,109	639,023
佐賀県	554,933	289,451	228,600	36,882	117,185	13,838	4,856	690,812	695,270
長崎県	554,050	304,630	211,808	37,612	118,501	14,862	3,370	690,783	696,198
熊本県	546,193	283,382	226,394	36,417	101,942	14,076	4,931	667,142	670,909
大分県	543,375	294,251	218,190	30,933	117,321	14,366	5,733	680,794	684,440
宮崎県	497,602	257,271	207,662	32,669	106,063	12,953	4,096	620,715	624,257
鹿児島県	580,448	313,989	234,317	32,142	104,581	16,133	3,850	705,012	709,332
沖縄県	551,805	307,846	216,918	27,041	98,536	13,577	7,492	671,409	673,916
医師	529,770	267,870	222,596	39,305	105,923	7,868	7,284	650,845	653,836
歯科医師	511,165	229,018	268,668	13,479	120,201	6,995	4,395	642,755	646,414
薬剤師	402,187	167,979	194,409	39,798	110,739	6,416	6,491	525,832	528,317
一般業種	508,045	220,115	244,694	43,236	108,387	5,312	5,150	626,894	634,456
建設関係	480,090	228,117	218,656	33,316	108,734	6,230	2,852	597,906	602,378
全国土木	453,078	217,776	198,292	37,010	104,830	6,949	3,963	568,820	573,338
市 町 村	488,504	236,371	215,598	36,535	106,200	8,863	5,422	608,989	613,789
組 合	483,954	227,436	222,506	34,011	108,890	6,271	3,447	602,562	607,278
合 計	488,441	236,247	215,694	36,500	106,238	8,827	5,395	608,900	613,698

第14-4表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上現役並み所得者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	1,389.799	34.071	1,120.102	235.626	800.007	32.732	2.049
青森県	1,496.111	29.340	1,268.357	198.413	947.138	27.474	2.334
岩手県	1,502.407	24.949	1,217.787	259.671	905.078	25.301	2.554
宮城県	1,700.822	31.785	1,363.418	305.620	975.863	28.687	2.755
秋田県	1,548.378	28.323	1,268.661	251.393	926.450	26.907	1.096
山形県	1,740.265	26.940	1,410.608	302.717	943.596	25.744	2.361
福島県	1,580.876	29.803	1,280.910	270.163	876.964	27.137	2.077
茨城県	1,480.399	24.870	1,173.766	281.763	799.428	23.551	1.830
栃木県	1,572.458	26.776	1,264.913	280.769	791.462	25.188	1.787
群馬県	1,542.491	27.012	1,236.543	278.936	716.109	25.682	1.847
埼玉県	1,553.008	25.099	1,222.439	305.471	848.955	23.703	2.795
千葉県	1,547.480	26.810	1,207.681	312.989	825.595	25.644	2.461
東京都	1,710.116	27.206	1,349.984	332.926	958.351	25.949	5.240
神奈川県	1,630.739	26.101	1,297.843	306.795	949.976	25.214	3.941
新潟県	1,518.592	25.397	1,197.576	295.619	862.297	24.394	1.772
富山県	1,457.749	29.681	1,153.603	274.465	715.235	28.661	1.481
石川県	1,469.019	34.211	1,198.808	235.999	717.059	32.832	3.261
福井県	1,437.687	31.177	1,174.212	232.297	606.343	29.685	1.202
山梨県	1,560.636	20.943	1,252.988	286.705	869.846	20.477	2.138
長野県	1,524.002	25.035	1,207.763	291.204	811.617	23.848	2.206
岐阜県	1,634.907	25.979	1,274.899	334.030	821.493	24.070	1.839
静岡県	1,603.407	24.614	1,289.885	288.908	876.822	23.002	1.940
愛知県	1,702.817	25.652	1,334.225	342.940	793.596	24.029	2.811
三重県	1,714.255	28.256	1,367.963	318.035	843.813	26.827	3.093
滋賀県	1,568.652	31.810	1,242.267	294.575	809.788	30.794	3.486
京都府	1,642.627	31.160	1,298.139	313.327	751.337	29.755	5.761
大阪府	1,767.362	30.166	1,391.697	345.499	843.375	28.976	6.340
兵庫県	1,764.990	29.133	1,408.600	327.257	932.795	27.890	4.447
奈良県	1,684.083	28.693	1,320.968	334.423	751.698	27.101	4.329
和歌山県	1,712.668	28.066	1,404.414	280.189	727.695	26.516	3.302
鳥取県	1,529.793	34.000	1,200.966	294.828	779.724	31.034	2.483
島根県	1,639.673	34.387	1,317.984	287.302	895.531	32.807	3.597
岡山県	1,607.118	33.022	1,261.972	312.124	723.753	31.957	3.255
広島県	1,647.445	29.276	1,297.553	320.616	884.121	27.956	3.382
山口県	1,667.629	33.237	1,336.962	297.429	949.318	31.716	2.125
徳島県	1,625.184	27.206	1,279.228	318.750	713.971	26.532	3.676
香川県	1,620.968	28.752	1,288.710	303.506	815.323	27.910	2.560
愛媛県	1,584.842	30.436	1,250.015	304.391	721.714	30.045	1.353
高知県	1,549.091	33.610	1,227.688	287.792	801.506	32.468	2.597
福岡県	1,761.555	32.661	1,396.116	332.778	1,006.866	31.551	2.649
佐賀県	1,734.783	36.041	1,406.407	292.334	1,064.798	34.859	2.479
長崎県	1,695.282	37.373	1,339.153	318.757	967.175	35.819	2.034
熊本県	1,721.709	33.586	1,387.574	300.549	884.768	32.468	3.038
大分県	1,590.449	35.825	1,312.005	242.620	905.549	33.447	2.869
宮崎県	1,562.859	31.354	1,280.862	250.643	911.611	29.803	3.101
鹿児島県	1,621.917	36.700	1,307.868	277.348	887.503	35.176	1.742
沖縄県	1,439.864	33.866	1,166.037	239.961	808.861	32.366	3.096
医師	1,101.972	23.912	778.736	299.324	464.215	22.537	2.770
歯科医師	1,182.944	25.295	1,094.024	63.625	681.046	23.875	3.543
薬剤師	1,448.075	25.540	1,089.859	332.676	809.484	24.413	2.535
一般業種	1,730.066	26.278	1,350.930	352.858	879.191	25.089	2.516
建設関係	1,516.371	28.924	1,230.700	256.747	837.070	27.310	2.026
全国土木	1,634.013	27.265	1,302.586	304.162	873.281	25.899	1.135
市町村	1,630.493	28.193	1,294.243	308.057	870.485	26.869	3.366
組合	1,413.174	26.780	1,125.784	260.609	737.948	25.328	2.383
合計	1,605.247	28.029	1,274.674	302.545	855.088	26.690	3.252

第14-4表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上現役並み所得者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1件当たり日数(日)						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	1.64	10.71	1.33	1.78	1.12	27.46	7.33
青森県	1.61	11.10	1.34	1.86	1.14	28.72	12.89
岩手県	1.53	10.04	1.32	1.65	1.11	23.83	8.72
宮城県	1.57	10.07	1.36	1.58	1.12	26.00	8.89
秋田県	1.56	10.86	1.34	1.65	1.12	27.09	18.13
山形県	1.53	10.98	1.34	1.55	1.12	28.17	8.77
福島県	1.55	10.20	1.32	1.67	1.11	27.23	6.38
茨城県	1.55	9.54	1.36	1.65	1.12	23.44	9.31
栃木県	1.59	11.06	1.36	1.70	1.13	28.71	6.84
群馬県	1.62	10.72	1.39	1.74	1.14	27.44	9.40
埼玉県	1.64	11.02	1.45	1.63	1.20	27.92	9.22
千葉県	1.63	10.74	1.44	1.59	1.12	26.75	8.47
東京都	1.65	10.70	1.48	1.62	1.15	26.95	8.66
神奈川県	1.63	10.59	1.46	1.62	1.13	26.26	8.34
新潟県	1.58	11.67	1.34	1.65	1.13	30.49	5.74
富山県	1.58	10.11	1.35	1.61	1.13	24.15	11.91
石川県	1.69	10.62	1.43	1.71	1.15	27.28	10.09
福井県	1.68	10.63	1.45	1.66	1.15	27.63	6.72
山梨県	1.56	9.71	1.40	1.68	1.12	24.29	8.28
長野県	1.54	10.49	1.35	1.57	1.12	27.45	8.23
岐阜県	1.62	10.52	1.46	1.53	1.15	27.60	8.14
静岡県	1.60	10.89	1.42	1.61	1.13	28.25	6.58
愛知県	1.60	9.76	1.46	1.56	1.15	24.43	10.34
三重県	1.62	11.89	1.44	1.53	1.14	30.83	11.80
滋賀県	1.65	11.12	1.43	1.59	1.13	27.45	7.15
京都府	1.70	12.31	1.47	1.58	1.15	32.45	9.25
大阪府	1.69	10.58	1.50	1.65	1.16	27.04	9.75
兵庫県	1.65	10.76	1.48	1.61	1.15	29.12	8.08
奈良県	1.57	10.19	1.39	1.55	1.14	26.26	7.18
和歌山県	1.61	10.20	1.41	1.71	1.14	25.97	8.28
鳥取県	1.61	10.94	1.34	1.65	1.14	28.81	13.56
島根県	1.63	10.71	1.41	1.54	1.14	25.04	12.29
岡山県	1.66	10.90	1.44	1.57	1.15	28.26	8.15
広島県	1.68	10.28	1.50	1.63	1.15	26.30	7.69
山口県	1.67	11.86	1.42	1.63	1.15	31.15	8.54
徳島県	1.60	10.43	1.40	1.66	1.14	27.08	8.77
香川県	1.69	10.60	1.51	1.63	1.15	27.10	9.37
愛媛県	1.66	10.66	1.44	1.66	1.14	26.99	9.09
高知県	1.73	12.46	1.46	1.64	1.15	34.11	10.74
福岡県	1.71	11.47	1.48	1.72	1.15	30.41	10.64
佐賀県	1.78	11.90	1.52	1.75	1.17	32.09	7.35
長崎県	1.71	11.14	1.47	1.60	1.15	29.34	6.22
熊本県	1.67	11.60	1.43	1.64	1.14	29.99	9.73
大分県	1.67	10.90	1.40	1.78	1.14	28.73	8.82
宮崎県	1.71	11.51	1.45	1.80	1.14	29.36	4.83
鹿児島県	1.72	11.42	1.46	1.71	1.14	29.58	8.73
沖縄県	1.76	13.36	1.44	1.68	1.12	36.36	9.04
医師	1.63	9.69	1.43	1.51	1.19	23.99	11.00
歯科医師	1.57	9.73	1.38	1.60	1.13	24.65	8.76
薬剤師	1.68	10.21	1.51	1.58	1.19	26.62	5.33
一般業種	1.61	10.16	1.44	1.61	1.14	26.25	8.68
建設関係	1.64	10.23	1.42	1.71	1.14	26.01	8.37
全国土木	1.55	8.76	1.38	1.61	1.13	21.83	9.81
市町村	1.64	10.77	1.44	1.63	1.14	27.55	8.82
組合	1.62	9.93	1.42	1.62	1.15	25.13	9.20
合計	1.64	10.68	1.44	1.63	1.14	27.28	8.85

第 1 4 - 4 表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上現役並み所得者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1件当たり医療費(円)						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	33,288	683,818	17,210	15,654	13,721	18,679	95,613
青森県	25,857	613,069	13,872	15,640	12,993	19,649	215,353
岩手県	25,400	656,335	14,997	13,568	12,775	16,279	128,405
宮城県	27,492	665,832	16,022	12,272	11,918	17,695	122,755
秋田県	26,064	639,007	14,689	14,408	12,340	18,223	256,827
山形県	24,005	718,304	13,210	12,517	11,238	19,238	90,844
福島県	25,752	619,724	14,633	12,946	12,079	18,476	80,788
茨城県	26,148	661,394	16,008	12,321	12,848	15,769	132,863
栃木県	27,363	716,192	16,126	12,291	11,367	19,435	78,688
群馬県	26,187	632,272	15,969	12,791	11,452	18,706	112,152
埼玉県	26,799	716,635	16,381	11,812	11,802	18,846	127,063
千葉県	28,356	707,726	17,466	12,181	11,715	18,088	112,402
東京都	27,225	718,211	17,034	12,086	11,744	18,167	108,222
神奈川県	27,077	737,198	16,123	13,000	11,698	17,752	108,517
新潟県	26,517	672,157	16,127	13,137	11,907	20,776	70,274
富山県	29,056	659,522	16,786	12,447	13,220	16,411	263,544
石川県	31,407	648,708	17,321	13,473	13,642	18,628	157,647
福井県	31,714	689,029	17,934	13,145	13,558	18,626	72,088
山梨県	23,259	655,767	15,012	13,096	11,862	16,706	104,893
長野県	26,391	730,200	15,185	12,361	12,526	18,314	122,116
岐阜県	27,751	781,234	16,502	12,087	11,112	18,720	95,611
静岡県	27,742	756,986	17,397	11,799	11,085	19,146	89,619
愛知県	26,206	728,970	16,278	12,260	11,209	16,660	145,508
三重県	26,581	741,293	15,159	12,210	11,373	20,884	159,697
滋賀県	29,255	731,846	15,389	11,858	12,576	18,592	99,028
京都府	30,003	751,353	16,834	12,826	13,830	21,779	111,327
大阪府	28,380	733,732	16,707	13,816	12,494	18,345	117,771
兵庫県	27,703	722,869	16,616	13,541	11,600	18,248	92,848
奈良県	28,285	710,211	17,622	11,898	10,640	17,890	85,503
和歌山県	25,516	651,570	15,421	13,402	13,874	17,357	98,416
鳥取県	28,746	631,618	15,471	13,297	12,388	19,745	122,494
島根県	29,743	697,709	15,967	12,995	10,756	16,966	142,947
岡山県	31,134	696,546	18,031	13,712	12,516	19,018	86,243
広島県	27,198	654,935	16,434	13,439	11,284	17,786	82,784
山口県	28,127	665,806	15,611	13,129	10,874	21,078	95,078
徳島県	27,127	652,121	17,199	13,625	13,168	18,261	92,489
香川県	27,744	689,036	16,262	13,853	12,639	18,129	118,339
愛媛県	27,595	690,551	15,228	12,092	12,674	18,658	167,332
高知県	30,820	708,974	16,439	12,967	14,898	22,841	196,279
福岡県	26,957	687,649	14,793	13,146	10,629	20,921	144,424
佐賀県	29,529	659,504	16,647	13,837	10,206	21,690	87,436
長崎県	28,044	609,378	15,418	12,930	11,541	19,675	77,878
熊本県	27,690	630,940	16,299	12,866	10,931	20,130	95,778
大分県	29,550	596,715	16,978	13,790	11,882	19,189	90,769
宮崎県	28,013	661,949	15,169	14,350	11,491	19,759	62,148
鹿児島県	29,765	668,897	15,517	12,378	11,070	20,084	99,438
沖縄県	34,547	754,232	18,151	12,652	12,035	24,882	119,109
医師	36,020	750,714	23,488	11,529	20,595	16,232	143,931
歯科医師	33,253	722,111	18,481	13,402	14,865	16,667	117,954
薬剤師	31,025	778,958	19,374	11,772	12,787	18,032	65,734
一般業種	27,288	736,223	17,363	12,489	12,294	17,780	90,813
建設関係	29,422	700,847	16,881	13,899	12,638	17,635	106,166
全国土木	27,667	739,498	16,203	12,954	11,907	14,744	105,767
市町村	27,630	705,493	16,415	12,710	11,831	18,598	112,998
組合	30,564	722,606	18,199	12,867	13,949	17,017	115,833
合計	27,930	707,392	16,598	12,726	12,043	18,423	113,240

第 1 4 - 4 表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上現役並み所得者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1日当たり医療費(円)						
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	20,325	63,877	12,926	8,779	12,276	680	13,040
青森県	16,109	55,238	10,314	8,389	11,409	684	16,703
岩手県	16,647	65,341	11,329	8,199	11,513	683	14,718
宮城県	17,563	66,118	11,752	7,759	10,621	681	13,815
秋田県	16,668	58,860	10,973	8,719	10,986	673	14,170
山形県	15,714	65,422	9,838	8,088	10,035	683	10,362
福島県	16,605	60,769	11,055	7,733	10,893	679	12,656
茨城県	16,837	69,299	11,765	7,471	11,476	673	14,274
栃木県	17,218	64,750	11,817	7,243	10,082	677	11,502
群馬県	16,211	58,985	11,499	7,357	10,060	682	11,929
埼玉県	16,348	65,039	11,311	7,233	9,868	675	13,781
千葉県	17,358	65,887	12,114	7,646	10,423	676	13,267
東京都	16,476	67,126	11,517	7,478	10,216	674	12,490
神奈川県	16,566	69,631	11,053	8,042	10,342	676	13,008
新潟県	16,829	57,619	12,010	7,950	10,521	681	12,252
富山県	18,386	65,258	12,391	7,747	11,717	680	22,126
石川県	18,569	61,086	12,082	7,895	11,902	683	15,629
福井県	18,891	64,834	12,407	7,933	11,779	674	10,721
山梨県	14,909	67,567	10,748	7,802	10,595	688	12,665
長野県	17,119	69,622	11,258	7,863	11,208	667	14,842
岐阜県	17,117	74,242	11,277	7,891	9,629	678	11,751
静岡県	17,363	69,540	12,275	7,319	9,787	678	13,611
愛知県	16,365	74,710	11,183	7,870	9,760	682	14,067
三重県	16,362	62,343	10,561	8,001	9,970	677	13,539
滋賀県	17,684	65,828	10,777	7,472	11,102	677	13,846
京都府	17,674	61,027	11,448	8,104	12,032	671	12,037
大阪府	16,814	69,339	11,107	8,364	10,790	679	12,085
兵庫県	16,745	67,188	11,248	8,427	10,071	627	11,486
奈良県	18,024	69,722	12,707	7,671	9,356	681	11,914
和歌山県	15,882	63,854	10,901	7,847	12,122	668	11,892
鳥取県	17,847	57,718	11,563	8,081	10,906	685	9,036
島根県	18,287	65,155	11,345	8,411	9,463	678	11,633
岡山県	18,781	63,878	12,542	8,738	10,868	673	10,579
広島県	16,210	63,724	10,980	8,268	9,773	676	10,768
山口県	16,879	56,126	10,994	8,030	9,492	677	11,129
徳島県	16,918	62,495	12,267	8,218	11,516	674	10,550
香川県	16,371	65,033	10,762	8,491	10,981	669	12,630
愛媛県	16,662	64,791	10,605	7,282	11,085	691	18,411
高知県	17,826	56,911	11,287	7,915	13,003	670	18,276
福岡県	15,721	59,967	9,966	7,624	9,221	688	13,569
佐賀県	16,620	55,413	10,931	7,910	8,703	676	11,890
長崎県	16,440	54,725	10,496	8,104	10,072	671	12,516
熊本県	16,605	54,371	11,377	7,836	9,600	671	9,844
大分県	17,688	54,756	12,147	7,729	10,457	668	10,296
宮崎県	16,422	57,522	10,485	7,957	10,096	673	12,869
鹿児島県	17,260	58,588	10,658	7,246	9,704	679	11,385
沖縄県	19,646	56,438	12,629	7,522	10,740	684	13,170
医師	22,122	77,480	16,465	7,640	17,366	676	13,088
歯科医師	21,151	74,225	13,370	8,402	13,120	676	13,468
薬剤師	18,495	76,297	12,859	7,441	10,740	677	12,325
一般業種	16,981	72,439	12,066	7,743	10,770	677	10,463
建設関係	17,940	68,477	11,863	8,118	11,052	678	12,686
全国土木	17,854	84,453	11,707	8,031	10,567	675	10,776
市町村	16,873	65,501	11,391	7,812	10,347	675	12,809
組合	18,887	72,759	12,825	7,920	12,154	677	12,594
合計	17,077	66,251	11,536	7,823	10,529	675	12,790

第 1 4 - 4 表 都道府県、業種別診療費等諸率

70歳以上現役並み所得者分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1人当たり医療費 (円)								
	診療費計				調剤	食事療養・生活療養	訪問看護	療養の給付等 合計	療養諸費合計 (実績医療費)
	診療費計	入院	入院外	歯科					
北海道	462,640	232,985	192,769	36,886	109,771	6,114	1,959	580,484	584,914
青森県	386,851	179,877	175,942	31,032	123,058	5,398	5,025	520,333	523,068
岩手県	381,612	163,747	182,633	35,232	115,621	4,119	3,279	504,631	506,835
宮城県	467,585	211,632	218,449	37,504	116,299	5,076	3,382	592,342	595,864
秋田県	403,564	180,989	186,353	36,222	114,321	4,903	2,816	525,604	530,576
山形県	417,749	193,515	186,344	37,890	106,038	4,953	2,145	530,884	534,078
福島県	407,111	184,695	187,441	34,975	105,927	5,014	1,678	519,730	524,143
茨城県	387,098	164,490	187,892	34,715	102,708	3,714	2,431	495,951	498,807
栃木県	430,265	191,770	203,984	34,510	89,966	4,895	1,406	526,532	530,762
群馬県	403,934	170,789	197,467	35,679	82,006	4,804	2,072	492,816	496,723
埼玉県	416,193	179,867	200,243	36,083	100,195	4,467	3,551	524,407	529,771
千葉県	438,806	189,742	210,937	38,126	96,722	4,639	2,766	542,933	546,942
東京都	465,585	195,395	229,954	40,236	112,545	4,714	5,671	588,515	594,940
神奈川県	441,555	192,418	209,254	39,882	111,130	4,476	4,276	561,438	566,486
新潟県	402,681	170,708	193,138	38,834	102,678	5,068	1,245	511,672	515,385
富山県	423,562	195,752	193,647	34,164	94,551	4,704	3,902	526,719	533,072
石川県	461,378	221,932	207,650	31,796	97,818	6,116	5,141	570,454	575,332
福井県	455,945	214,822	210,587	30,536	82,206	5,529	867	544,546	548,574
山梨県	362,981	137,337	188,096	37,548	103,178	3,421	2,243	471,822	477,009
長野県	402,204	182,805	183,404	35,995	101,661	4,368	2,694	510,926	515,495
岐阜県	453,705	202,953	210,378	40,374	91,283	4,506	1,758	551,253	556,445
静岡県	444,812	186,326	224,396	34,089	97,192	4,404	1,739	548,147	551,613
愛知県	446,236	186,999	217,192	42,046	88,952	4,003	4,090	543,281	547,397
三重県	455,669	209,461	207,375	38,833	95,966	5,603	4,940	562,177	566,283
滋賀県	458,903	232,799	191,174	34,930	101,838	5,725	3,452	569,917	574,623
京都府	492,839	234,125	218,526	40,188	103,913	6,480	6,413	609,645	617,859
大阪府	501,585	221,339	232,513	47,733	105,372	5,316	7,467	619,739	631,774
兵庫県	488,961	210,595	234,053	44,313	108,204	5,089	4,129	606,383	612,816
奈良県	476,350	203,779	232,780	39,791	79,978	4,848	3,702	564,878	569,001
和歌山県	436,998	182,870	216,579	37,550	100,959	4,603	3,250	545,809	553,886
鳥取県	439,751	214,750	185,798	39,202	96,591	6,128	3,041	545,511	546,428
島根県	487,693	239,921	210,439	37,334	96,320	5,566	5,141	594,720	596,368
岡山県	500,363	230,017	227,547	42,799	90,588	6,077	2,807	599,835	602,172
広島県	448,067	191,736	213,244	43,088	99,764	4,972	2,800	555,604	559,460
山口県	469,062	221,295	208,719	39,049	103,230	6,685	2,020	580,997	583,817
徳島県	440,862	177,415	220,017	43,430	94,016	4,845	3,400	543,124	548,482
香川県	449,724	198,110	209,570	42,045	103,047	5,060	3,029	560,861	564,120
愛媛県	437,338	210,177	190,354	36,807	91,472	5,606	2,265	536,681	540,302
高知県	477,432	238,289	201,825	37,317	119,411	7,416	5,098	609,357	613,608
福岡県	474,859	224,590	206,524	43,746	107,021	6,601	3,826	592,307	597,458
佐賀県	512,261	237,693	234,118	40,449	108,672	7,561	2,168	630,661	635,148
長崎県	475,425	227,742	206,467	41,216	111,625	7,047	1,584	595,682	601,314
熊本県	476,739	211,911	226,159	38,669	96,718	6,536	2,910	582,902	586,709
大分県	469,984	213,772	222,756	33,456	107,599	6,418	2,604	586,605	590,062
宮崎県	437,807	207,548	194,292	35,967	104,755	5,889	1,927	550,378	554,122
鹿児島県	482,760	245,487	202,943	34,331	98,251	7,065	1,733	589,808	594,332
沖縄県	497,435	255,425	211,651	30,359	97,344	8,053	3,688	606,520	609,371
医師	396,926	179,508	182,908	34,510	95,605	3,658	3,987	500,176	501,853
歯科医師	393,369	182,660	202,182	8,527	101,235	3,979	4,179	502,763	506,024
薬剤師	449,262	198,945	211,154	39,163	103,505	4,402	1,667	558,836	562,032
一般業種	472,100	193,467	234,564	44,068	108,088	4,461	2,285	586,933	593,947
建設関係	446,154	202,715	207,753	35,686	105,788	4,816	2,151	558,909	563,432
全国土木	452,082	201,625	211,056	39,402	103,984	3,819	1,201	561,085	564,505
市町村	450,505	198,897	212,453	39,154	102,983	4,997	3,804	562,289	567,459
組合	431,927	193,517	204,877	33,533	102,935	4,310	2,760	541,932	545,828
合計	448,346	198,272	211,573	38,501	102,978	4,917	3,683	559,924	564,946

第14-5表 都道府県、業種別診療費等諸率

未就学児分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	被保険者100人当たり受診件数						
	診療費計				調剤	食事療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	1,024.151	26.257	885.527	112.367	687.470	20.376	1.467
青森県	1,239.110	14.848	1,099.061	125.201	926.699	11.606	1.252
岩手県	1,097.646	20.972	944.757	131.917	771.691	17.670	1.559
宮城県	1,145.543	14.666	994.465	136.413	795.564	11.572	2.510
秋田県	1,121.571	22.694	974.671	124.207	809.370	16.984	0.537
山形県	1,227.628	19.979	1,069.752	137.897	811.142	14.670	2.375
福島県	1,113.142	16.691	983.763	112.688	705.072	12.056	0.826
茨城県	982.438	14.481	862.623	105.334	643.228	10.971	1.964
栃木県	1,127.205	17.073	986.312	123.819	667.034	13.241	4.501
群馬県	1,191.520	17.424	1,042.150	131.946	634.146	15.069	2.628
埼玉県	1,068.983	15.787	926.037	127.159	718.248	12.297	3.274
千葉県	967.153	14.219	832.614	120.321	640.663	11.379	2.916
東京都	1,127.130	15.912	982.262	128.955	790.378	13.054	5.141
神奈川県	1,048.987	12.530	914.362	122.095	743.839	11.309	2.929
新潟県	1,012.129	15.689	892.860	103.580	701.295	11.443	1.428
富山県	1,126.542	17.907	941.684	166.950	526.542	10.804	5.572
石川県	985.267	13.345	879.156	92.766	490.582	7.617	3.484
福井県	1,065.126	14.197	949.976	100.953	510.100	10.719	0.619
山梨県	1,234.262	19.248	1,069.081	145.933	825.237	17.019	3.621
長野県	926.391	15.707	805.219	105.464	518.856	12.301	0.980
岐阜県	1,215.606	17.017	1,026.104	172.485	716.235	11.640	3.747
静岡県	1,028.555	15.100	904.206	109.250	669.545	11.532	2.833
愛知県	1,169.394	17.840	981.402	170.152	654.961	12.121	5.288
三重県	989.051	16.071	856.725	116.255	620.202	12.292	3.426
滋賀県	1,007.032	17.162	876.197	113.673	641.713	11.323	4.095
京都府	926.868	15.594	814.586	96.689	481.067	10.932	4.375
大阪府	1,057.904	20.176	913.524	124.204	628.794	15.331	4.665
兵庫県	1,095.938	17.212	948.427	130.299	655.458	12.439	3.264
奈良県	973.967	17.204	857.342	99.420	564.938	13.542	2.955
和歌山県	1,198.228	15.923	1,048.218	134.087	553.289	11.423	1.975
鳥取県	1,049.264	18.639	940.528	90.096	654.038	13.103	0.203
島根県	1,094.507	18.414	947.690	128.402	730.961	13.483	3.121
岡山県	1,220.475	16.121	1,034.731	169.623	619.849	11.897	3.874
広島県	1,038.374	14.983	904.016	119.375	638.899	11.278	2.967
山口県	1,116.420	16.913	951.874	147.633	704.339	11.415	1.898
徳島県	1,243.587	15.247	1,064.978	163.363	713.632	10.493	3.498
香川県	1,290.880	18.272	1,089.660	182.948	725.466	14.451	2.665
愛媛県	1,266.648	19.509	1,089.149	157.990	756.169	13.527	6.280
高知県	1,113.913	18.585	984.699	110.630	635.376	13.812	1.862
福岡県	1,146.841	15.995	981.792	149.054	753.163	12.176	4.504
佐賀県	1,253.239	18.431	1,109.110	125.698	795.445	13.428	1.264
長崎県	1,048.772	18.661	916.049	114.062	598.107	13.108	3.175
熊本県	1,186.313	16.394	1,033.568	136.351	708.511	10.601	3.649
大分県	1,101.064	18.886	973.837	108.342	718.540	13.441	2.302
宮崎県	1,163.216	12.812	1,024.041	126.363	796.578	9.785	3.457
鹿児島県	1,035.830	18.694	905.660	111.476	682.851	14.241	8.841
沖縄県	902.587	15.083	792.148	95.355	593.147	11.046	3.339
医師	1,004.927	15.398	832.292	157.237	604.590	11.512	4.385
歯科医師	1,048.954	16.631	988.069	44.253	701.768	12.725	3.156
薬剤師	1,206.981	13.877	1,032.212	160.892	804.037	10.429	1.346
一般業種	1,272.639	16.836	1,107.617	148.186	841.095	13.027	3.893
建設関係	1,227.400	16.459	1,065.897	145.044	795.516	12.274	2.855
全国土木	1,295.135	17.858	1,121.758	155.519	855.555	13.268	2.876
市町村	1,082.485	16.795	938.359	127.331	684.778	12.793	3.587
組合	1,222.905	16.681	1,064.414	141.809	796.516	12.505	3.050
合計	1,114.525	16.769	967.121	130.634	710.274	12.727	3.464

第 1 4 - 5 表 都道府県、業種別診療費等諸率

未就学児分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1 件当たり日数 (日)						
	診 療 費 計				調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
北 海 道	1.53	6.44	1.40	1.35	1.31	15.08	4.65
青 森 県	1.59	7.31	1.54	1.41	1.43	16.23	6.20
岩 手 県	1.53	8.04	1.41	1.33	1.33	20.96	2.45
宮 城 県	1.45	7.15	1.39	1.26	1.34	17.35	4.75
秋 田 県	1.55	7.34	1.44	1.31	1.35	17.57	15.27
山 形 県	1.49	7.18	1.42	1.22	1.36	14.81	8.09
福 島 県	1.47	6.06	1.41	1.34	1.35	14.63	4.39
茨 城 県	1.42	6.25	1.36	1.29	1.27	15.72	4.75
栃 木 県	1.53	7.97	1.45	1.32	1.36	19.08	6.02
群 馬 県	1.55	7.81	1.48	1.29	1.39	19.60	7.35
埼 玉 県	1.46	7.49	1.38	1.26	1.29	18.83	6.13
千 葉 県	1.41	7.27	1.33	1.24	1.25	18.63	5.79
東 京 都	1.50	7.26	1.44	1.22	1.31	17.37	5.77
神 奈 川 県	1.46	7.84	1.40	1.23	1.70	17.02	4.86
新 潟 県	1.48	6.55	1.42	1.23	1.35	16.17	4.96
富 山 県	1.50	7.74	1.44	1.19	1.32	19.88	4.79
石 川 県	1.51	7.91	1.44	1.27	1.29	20.43	10.01
福 井 県	1.46	6.90	1.40	1.25	1.29	15.88	11.23
山 梨 県	1.52	6.73	1.46	1.26	1.33	14.49	2.70
長 野 県	1.45	7.33	1.36	1.26	1.25	18.44	4.31
岐 阜 県	1.50	6.15	1.48	1.20	1.38	15.43	5.56
静 岡 県	1.47	7.33	1.40	1.25	1.31	20.10	5.25
愛 知 県	1.48	5.90	1.45	1.19	1.36	15.76	6.55
三 重 県	1.47	6.41	1.41	1.23	1.34	16.43	4.83
滋 賀 県	1.43	6.24	1.36	1.22	1.28	14.76	4.51
京 都 府	1.48	6.33	1.41	1.26	1.30	15.45	6.10
大 阪 府	1.52	6.17	1.45	1.29	1.33	19.86	5.62
兵 庫 県	1.50	6.45	1.44	1.23	1.35	16.38	6.67
奈 良 県	1.45	5.93	1.38	1.30	1.28	15.35	6.92
和 歌 山 県	1.51	7.42	1.44	1.30	1.31	20.02	6.39
鳥 取 県	1.55	6.87	1.47	1.29	1.38	14.81	4.75
島 根 県	1.50	5.79	1.45	1.23	1.34	11.27	3.34
岡 山 県	1.53	7.78	1.49	1.19	1.41	18.19	6.08
広 島 県	1.50	7.17	1.44	1.29	1.36	17.20	5.15
山 口 県	1.55	6.61	1.51	1.25	1.42	15.16	4.95
徳 島 県	1.57	5.97	1.55	1.26	1.45	12.94	7.85
香 川 県	1.56	7.54	1.51	1.24	1.36	19.92	6.69
愛 媛 県	1.63	7.43	1.58	1.26	1.49	19.84	6.82
高 知 県	1.50	7.33	1.41	1.30	1.31	19.26	4.45
福 岡 県	1.61	6.70	1.56	1.36	1.45	15.33	7.22
佐 賀 県	1.62	7.40	1.55	1.36	1.42	18.49	8.04
長 崎 県	1.53	6.75	1.45	1.30	1.35	14.84	8.10
熊 本 県	1.56	7.65	1.50	1.31	1.40	20.47	6.52
大 分 県	1.58	6.70	1.51	1.31	1.38	16.54	5.43
宮 崎 県	1.53	7.13	1.48	1.33	1.42	17.70	5.80
鹿児島県	1.56	6.92	1.47	1.36	1.37	15.85	6.71
沖 縄 県	1.42	6.60	1.33	1.36	1.24	15.63	7.01
医 師	1.46	6.11	1.44	1.12	1.32	14.32	5.63
歯科医師	1.50	5.51	1.44	1.13	1.33	13.24	5.35
薬剤師	1.52	7.57	1.50	1.14	1.32	19.10	3.44
一般業種	1.49	6.25	1.46	1.16	1.32	15.40	5.35
建設関係	1.49	6.19	1.45	1.22	1.35	14.91	6.32
全国土木	1.50	6.21	1.48	1.13	1.36	15.17	7.16
市 町 村	1.50	6.87	1.44	1.27	1.36	17.28	6.01
組 合	1.49	6.17	1.46	1.19	1.34	14.92	6.20
合 計	1.50	6.71	1.44	1.25	1.36	16.75	6.05

第 1 4 - 5 表 都道府県、業種別診療費等諸率

未就学児分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1 件当たり医療費 (円)						
	診 療 費 計				調 剤	食 事 療 養	訪 問 看 護
	診 療 費 計	入 院	入 院 外	歯 科			
北 海 道	20,216	396,681	10,319	10,239	5,187	9,801	65,511
青 森 県	13,977	423,615	8,933	9,672	4,839	10,539	76,332
岩 手 県	18,731	485,550	9,622	9,757	5,056	13,726	38,522
宮 城 県	16,671	541,788	9,997	8,866	4,917	11,226	56,972
秋 田 県	20,478	531,697	9,941	9,762	4,911	11,232	219,055
山 形 県	18,700	533,027	10,464	8,073	4,559	9,715	103,183
福 島 県	16,050	424,623	9,915	9,100	4,682	9,423	55,300
茨 城 県	16,261	459,838	9,640	9,501	5,262	10,063	65,351
栃 木 県	19,214	580,769	10,810	8,725	4,663	12,343	84,592
群 馬 県	17,764	515,926	10,518	9,210	5,160	12,600	94,963
埼 玉 県	17,513	529,052	9,960	9,012	4,816	11,996	85,805
千 葉 県	18,555	551,583	10,696	9,950	4,590	11,918	75,451
東 京 都	18,895	578,749	10,991	10,013	4,943	11,132	79,486
神奈川県	17,565	611,724	10,315	10,882	4,614	10,962	64,525
新 潟 県	17,701	500,328	10,221	9,072	5,575	10,316	76,159
富 山 県	19,227	598,442	10,276	7,587	4,629	12,859	65,080
石 川 県	18,170	516,474	11,566	9,074	4,802	13,325	127,236
福 井 県	15,696	451,656	9,884	9,078	3,885	10,141	170,975
山 梨 県	17,258	442,991	10,882	7,812	4,770	9,268	40,842
長 野 県	19,161	547,196	10,207	8,880	5,689	12,088	64,530
岐 阜 県	16,211	435,618	10,392	9,454	5,782	9,920	72,477
静 岡 県	18,014	526,318	10,650	8,712	4,653	12,988	69,334
愛 知 県	17,900	454,212	11,238	10,580	4,836	10,118	85,601
三 重 県	16,646	424,943	9,997	9,200	4,500	10,651	60,787
滋 賀 県	18,006	482,011	10,064	9,170	4,834	9,463	60,301
京 都 府	18,996	488,122	11,008	10,633	4,994	9,859	82,918
大 阪 府	20,163	460,030	11,522	12,269	5,107	10,099	72,957
兵 庫 県	18,732	528,590	10,630	10,355	5,312	10,655	95,329
奈 良 県	20,280	582,426	10,178	10,111	4,270	9,982	89,492
和歌山県	20,355	728,040	10,886	10,344	4,765	12,981	91,568
鳥 取 県	19,842	512,751	10,959	10,610	5,039	9,519	67,303
島 根 県	16,736	411,710	10,034	9,558	4,488	7,298	48,844
岡 山 県	17,323	517,798	10,506	11,346	4,448	11,612	79,831
広 島 県	16,748	454,706	10,302	10,588	5,255	11,182	68,792
山 口 県	17,242	431,262	10,967	10,273	4,883	9,799	85,029
徳 島 県	16,208	407,715	11,567	9,921	5,112	8,385	89,723
香 川 県	18,622	625,154	9,946	9,715	4,601	12,780	86,564
愛 媛 県	19,692	577,446	11,332	8,456	5,283	12,833	85,666
高 知 県	17,718	505,722	9,468	9,166	4,728	12,178	58,212
福 岡 県	18,061	509,649	11,073	11,338	4,936	9,831	100,046
佐 賀 県	18,851	572,658	10,698	9,590	5,105	11,963	87,074
長 崎 県	18,131	439,220	10,527	10,308	5,645	9,499	132,128
熊 本 県	16,786	480,167	10,383	9,608	5,083	13,164	87,941
大 分 県	18,585	432,359	11,571	9,502	4,381	10,642	73,808
宮 崎 県	16,422	487,730	11,326	9,941	4,673	11,198	76,716
鹿児島県	17,607	441,341	9,986	8,462	4,573	10,214	84,815
沖 縄 県	18,326	528,038	9,563	10,500	4,842	10,136	101,688
医 師	16,905	459,187	10,233	8,910	5,027	9,398	69,382
歯科医師	16,355	405,846	10,112	9,375	4,837	8,580	69,251
薬剤師	14,433	398,454	10,102	9,100	4,670	11,824	49,933
一般業種	16,644	475,037	10,612	9,649	4,949	9,963	73,046
建設関係	16,931	501,967	10,414	9,780	4,832	9,620	84,338
全国土木	16,667	477,331	10,388	9,056	4,984	9,807	97,641
市 町 村	18,253	506,023	10,623	10,147	4,926	10,842	81,157
組 合	16,799	486,173	10,407	9,571	4,879	9,636	82,830
合 計	17,889	501,517	10,569	10,004	4,914	10,571	81,493

第14-5表 都道府県、業種別診療費等諸率

未就学児分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1日当たり医療費(円)						
	診療費計				調剤	食事療養	訪問看護
	診療費計	入院	入院外	歯科			
北海道	13,236	61,627	7,351	7,557	3,947	650	14,097
青森県	8,766	57,924	5,809	6,851	3,390	650	12,319
岩手県	12,274	60,364	6,829	7,340	3,815	655	15,717
宮城県	11,499	75,727	7,182	7,045	3,671	647	11,991
秋田県	13,237	72,483	6,890	7,461	3,643	639	14,343
山形県	12,556	74,237	7,382	6,606	3,348	656	12,757
福島県	10,901	70,090	7,035	6,767	3,467	644	12,591
茨城県	11,446	73,611	7,113	7,346	4,145	640	13,749
栃木県	12,559	72,841	7,480	6,626	3,438	647	14,051
群馬県	11,474	66,081	7,124	7,147	3,710	643	12,923
埼玉県	12,035	70,629	7,223	7,143	3,730	637	14,005
千葉県	13,198	75,921	8,040	8,052	3,667	640	13,042
東京都	12,590	79,729	7,611	8,191	3,771	641	13,769
神奈川県	12,053	78,014	7,368	8,840	2,716	644	13,269
新潟県	11,945	76,360	7,189	7,368	4,139	638	15,355
富山県	12,781	77,331	7,133	6,351	3,520	647	13,597
石川県	12,014	65,281	8,027	7,145	3,733	652	12,713
福井県	10,774	65,464	7,071	7,283	3,005	638	15,224
山梨県	11,366	65,872	7,451	6,219	3,583	640	15,127
長野県	13,241	74,636	7,526	7,024	4,566	656	14,963
岐阜県	10,798	70,779	7,043	7,905	4,194	643	13,032
静岡県	12,257	71,759	7,614	6,993	3,554	646	13,198
愛知県	12,104	77,047	7,760	8,872	3,557	642	13,073
三重県	11,336	66,255	7,098	7,503	3,347	648	12,577
滋賀県	12,602	77,186	7,395	7,486	3,776	641	13,361
京都府	12,850	77,072	7,801	8,437	3,832	638	13,595
大阪府	13,283	74,567	7,964	9,532	3,853	508	12,991
兵庫県	12,509	81,897	7,361	8,408	3,943	650	14,299
奈良県	13,947	98,192	7,366	7,770	3,325	650	12,932
和歌山県	13,505	98,109	7,536	7,987	3,624	648	14,326
鳥取県	12,800	74,645	7,455	8,241	3,642	643	14,169
島根県	11,152	71,068	6,903	7,753	3,348	648	14,624
岡山県	11,296	66,535	7,040	9,522	3,161	638	13,132
広島県	11,150	63,417	7,172	8,224	3,869	650	13,354
山口県	11,092	65,265	7,253	8,224	3,446	646	17,184
徳島県	10,336	68,287	7,452	7,869	3,519	648	11,435
香川県	11,946	82,897	6,577	7,842	3,381	642	12,946
愛媛県	12,094	77,713	7,184	6,690	3,541	647	12,562
高知県	11,847	68,996	6,727	7,057	3,603	632	13,068
福岡県	11,250	76,041	7,100	8,335	3,412	641	13,851
佐賀県	11,669	77,386	6,907	7,067	3,605	647	10,828
長崎県	11,841	65,027	7,245	7,908	4,180	640	16,315
熊本県	10,736	62,735	6,919	7,343	3,633	643	13,483
大分県	11,789	64,570	7,678	7,266	3,181	644	13,592
宮崎県	10,730	68,378	7,628	7,455	3,296	633	13,236
鹿児島県	11,301	63,764	6,786	6,214	3,350	644	12,639
沖縄県	12,908	80,007	7,201	7,709	3,911	648	14,512
医師	11,587	75,148	7,126	7,921	3,809	656	12,326
歯科医師	10,938	73,709	7,002	8,276	3,623	648	12,950
薬剤師	9,505	52,638	6,755	7,953	3,539	619	14,526
一般業種	11,190	76,059	7,273	8,332	3,748	647	13,643
建設関係	11,383	81,057	7,178	7,999	3,585	645	13,345
全国土木	11,110	76,807	7,037	8,001	3,668	646	13,634
市町村	12,165	73,704	7,398	8,005	3,614	627	13,496
組合	11,280	78,832	7,149	8,038	3,628	646	13,355
合計	11,945	74,774	7,334	8,013	3,618	631	13,467

第 1 4 - 5 表 都道府県、業種別診療費等諸率

未就学児分再掲

(市町村 3月～2月ベース、組合 4月～3月ベース)

	1人当たり医療費 (円)								
	診療費計				調剤	食事療養	訪問看護	療養の給付等 合 計	療養諸費合計 (実績医療費)
	診療費計	入院	入院外	歯科					
北海道	207,042	104,158	91,379	11,505	35,662	1,997	961	245,661	246,661
青森県	173,188	62,898	98,181	12,110	44,845	1,223	956	220,212	221,293
岩手県	205,604	101,830	90,903	12,871	39,016	2,425	601	247,646	248,619
宮城県	190,971	79,456	99,421	12,094	39,121	1,299	1,430	232,822	233,595
秋田県	229,677	120,663	96,889	12,125	39,751	1,908	1,176	272,512	273,410
山形県	229,564	106,494	111,938	11,133	36,978	1,425	2,451	270,418	271,156
福島県	178,664	70,874	97,536	10,255	33,010	1,136	457	213,268	214,106
茨城県	159,752	66,587	83,156	10,008	33,849	1,104	1,284	195,989	197,148
栃木県	216,585	99,158	106,623	10,804	31,107	1,634	3,808	253,134	254,134
群馬県	211,663	89,894	109,617	12,152	32,725	1,899	2,496	248,783	250,148
埼玉県	187,209	83,519	92,230	11,459	34,589	1,475	2,809	226,082	227,322
千葉県	179,458	78,427	89,059	11,972	29,404	1,356	2,200	212,419	213,650
東京都	212,966	92,093	107,961	12,913	39,069	1,453	4,086	257,574	259,077
神奈川県	184,254	76,650	94,317	13,286	34,319	1,240	1,890	221,702	222,833
新潟県	179,153	78,498	91,259	9,397	39,100	1,181	1,088	220,522	221,626
富山県	216,600	107,165	96,768	12,667	24,372	1,389	3,626	245,987	247,059
石川県	179,021	68,924	101,680	8,417	23,558	1,015	4,433	208,027	209,019
福井県	167,184	64,123	93,897	9,164	19,818	1,087	1,059	189,147	190,135
山梨県	213,005	85,267	116,339	11,400	39,365	1,577	1,479	255,427	256,638
長野県	177,504	85,948	82,191	9,365	29,516	1,487	632	209,140	210,047
岐阜県	197,067	74,131	106,628	16,308	41,412	1,155	2,716	242,350	243,831
静岡県	185,285	79,473	96,295	9,517	31,152	1,498	1,964	219,899	221,155
愛知県	209,320	81,029	110,289	18,002	31,674	1,226	4,527	246,748	248,212
三重県	164,637	68,291	85,651	10,696	27,911	1,309	2,082	195,939	196,828
滋賀県	181,324	82,724	88,177	10,424	31,021	1,071	2,469	215,886	217,334
京都府	176,066	76,117	89,669	10,281	24,026	1,078	3,627	204,797	205,857
大阪府	213,309	92,817	105,253	15,239	32,111	1,548	3,403	250,372	251,580
兵庫県	205,289	90,982	100,814	13,493	34,817	1,325	3,111	244,543	245,840
奈良県	197,518	100,203	87,262	10,052	24,124	1,352	2,645	225,638	226,743
和歌山県	243,904	115,929	114,105	13,870	26,364	1,483	1,809	273,560	274,885
鳥取県	208,199	95,571	103,069	9,559	32,955	1,247	137	242,538	243,247
島根県	183,177	75,814	95,089	12,273	32,805	984	1,524	218,491	219,975
岡山県	211,429	83,472	108,712	19,245	27,573	1,381	3,092	243,475	244,566
広島県	173,904	68,130	93,135	12,639	33,576	1,261	2,041	210,782	211,762
山口県	192,497	72,940	104,389	15,167	34,391	1,119	1,614	229,621	230,584
徳島県	201,555	62,163	123,185	16,207	36,484	880	3,138	242,057	243,056
香川県	240,382	114,230	108,378	17,773	33,381	1,847	2,307	277,917	279,222
愛媛県	249,434	112,657	123,417	13,360	39,947	1,736	5,380	296,497	297,633
高知県	197,360	93,988	93,231	10,141	30,044	1,682	1,084	230,169	231,227
福岡県	207,132	81,517	108,715	16,900	37,175	1,197	4,507	250,010	251,155
佐賀県	236,248	105,545	118,648	12,055	40,607	1,606	1,100	279,562	280,665
長崎県	190,154	81,963	96,434	11,757	33,766	1,245	4,196	229,360	230,192
熊本県	199,134	78,719	107,314	13,101	36,012	1,396	3,209	239,751	241,049
大分県	204,635	81,656	112,684	10,295	31,476	1,430	1,699	239,240	240,235
宮崎県	191,027	62,487	115,978	12,562	37,224	1,096	2,652	231,998	233,037
鹿児島県	182,379	82,504	90,441	9,433	31,226	1,455	7,498	222,557	223,407
沖縄県	165,412	79,646	75,754	10,012	28,719	1,120	3,396	198,646	199,467
医師	169,884	70,706	85,168	14,010	30,393	1,082	3,042	204,401	205,388
歯科医師	171,558	67,497	99,912	4,149	33,943	1,092	2,186	208,778	209,632
薬剤師	174,207	55,294	104,271	14,641	37,548	1,233	672	213,660	214,159
一般業種	211,813	79,977	117,538	14,299	41,627	1,298	2,844	257,582	258,518
建設関係	207,809	82,621	111,003	14,185	38,437	1,181	2,408	249,835	250,747
全国土木	215,855	85,240	116,530	14,084	42,637	1,301	2,808	262,601	263,564
市 町 村	197,590	84,988	99,682	12,920	33,729	1,387	2,911	235,617	236,797
組 合	205,440	81,099	110,768	13,573	38,863	1,205	2,527	248,035	248,955
合 計	199,381	84,101	102,211	13,069	34,900	1,345	2,823	238,450	239,571

第 1 5 - 1 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（医療給付費分） ―保険者数―

	保険者数 (年度末 現在)	均 一 ・ 不 均 一 賦 課 の 別			均 一 賦 課																						
		均一賦課	不均一賦課	賦課方式別 地域数	保 険 料 ・ 税 の 別		保 険 料 （ 税 ） 賦 課 方 式				保 険 料 （ 税 ） 徴 収 回 数						賦 課 限 度 額		所 得 割 の 算 定 基 礎					資 産 割 の 算 定 基 礎			
					保 険 料	保 険 税	4 方 式	3 方 式	2 方 式	そ の 他	4 回	6 回	8 回	1 0 回	1 2 回	そ の 他	65万円	65万円未満	旧ただし 書き方式	本文方式	市町村民税の 所得割額	市町村民税額	その他	その他	固定資産税額	固定資産税額 のうち土地・ 家屋分	その他
北 海 道	157	保険者 155	保険者 2	地域 22	保険者 21	保険者 134	保険者 41	保険者 114	保険者 －	保険者 －	保険者 11	保険者 27	保険者 43	保険者 28	保険者 －	保険者 46	保険者 154	保険者 1	保険者 155	保険者 －	保険者 －	保険者 －	保険者 －	保険者 4	保険者 37	保険者 －	
青 森 県	40	40	－	－	1	39	21	19	－	－	1	5	21	－	－	13	40	－	40	－	－	－	－	－	21	－	
岩 手 県	33	33	－	－	－	33	15	18	－	－	－	3	30	－	－	－	33	－	33	－	－	－	－	－	15	－	
宮 城 県	35	35	－	－	1	34	－	35	－	－	－	－	5	20	3	7	35	－	35	－	－	－	－	－	－	－	
秋 田 県	25	25	－	－	－	25	1	23	1	－	1	3	14	－	－	7	25	－	25	－	－	－	－	－	1	－	
山 形 県	32	32	－	－	1	31	－	32	－	－	－	－	20	2	－	10	32	－	32	－	－	－	－	－	－	－	
福 島 県	59	59	－	－	－	59	1	58	－	－	1	10	40	－	－	8	59	－	59	－	－	－	－	－	1	－	
茨 城 県	44	44	－	－	1	43	－	－	44	－	－	－	29	1	－	14	44	－	44	－	－	－	－	－	－	－	
栃 木 県	25	25	－	－	－	25	1	23	1	－	－	－	25	－	－	－	20	5	25	－	－	－	－	－	1	－	
群 馬 県	35	35	－	－	－	35	5	30	－	－	－	1	20	－	－	14	35	－	35	－	－	－	－	－	5	－	
埼 玉 県	63	63	－	－	－	63	19	1	43	－	－	－	49	3	－	11	60	3	63	－	－	－	－	－	19	－	
千 葉 県	54	54	－	－	12	42	－	52	2	－	－	－	38	8	－	8	54	－	54	－	－	－	－	－	－	－	
東 京 都	62	62	－	－	25	37	3	2	57	－	4	－	24	24	－	10	59	3	62	－	－	－	－	－	3	－	
神 奈 川 県	33	33	－	－	14	19	1	30	2	－	－	1	1	28	2	1	33	－	33	－	－	－	－	－	1	－	
新 潟 県	30	30	－	－	3	27	2	28	－	－	－	－	－	6	1	23	30	－	30	－	－	－	－	－	2	－	
富 山 県	15	15	－	－	1	14	－	15	－	－	－	－	15	－	－	－	14	1	15	－	－	－	－	－	－	－	
石 川 県	19	19	－	－	1	18	－	19	－	－	－	1	2	1	9	6	17	2	19	－	－	－	－	－	－	－	
福 井 県	17	17	－	－	－	17	9	8	－	－	1	－	15	－	－	1	17	－	17	－	－	－	－	－	10	－	
山 梨 県	27	27	－	－	2	25	－	27	－	－	1	3	13	－	1	9	27	－	27	－	－	－	－	－	－	－	
長 野 県	77	77	－	－	2	75	27	50	－	－	－	4	7	34	18	14	77	－	77	－	－	－	－	－	27	－	
岐 阜 県	42	42	－	－	14	28	3	37	2	－	14	－	3	19	10	10	42	－	42	－	－	－	－	－	3	－	
静 岡 県	35	35	－	－	3	32	6	29	－	－	－	－	23	3	－	9	33	2	35	－	－	－	－	－	6	－	
愛 知 県	54	54	－	－	6	48	5	47	2	－	－	1	30	7	4	12	53	1	54	－	－	－	－	－	4	－	
三 重 県	29	29	－	－	10	19	14	15	－	－	－	1	1	6	6	15	29	－	29	－	－	－	－	2	12	－	
滋 賀 県	19	19	－	－	5	14	1	18	－	－	－	－	－	18	1	－	19	－	19	－	－	－	－	－	1	－	
京 都 府	26	26	－	－	10	16	6	20	－	－	16	－	－	25	1	－	26	－	26	－	－	－	－	－	6	－	
大 阪 府	43	43	－	－	42	1	－	43	－	－	－	－	－	41	－	2	41	2	43	－	－	－	－	－	－	－	
兵 庫 県	41	41	－	－	8	33	2	39	－	－	－	2	9	10	－	20	41	－	41	－	－	－	－	－	2	－	
奈 良 県	39	39	－	－	3	36	1	38	－	－	1	－	28	4	－	6	39	－	39	－	－	－	－	－	1	－	
和 歌 山 県	30	30	－	－	3	27	18	12	－	－	－	－	4	9	2	15	29	1	30	－	－	－	－	－	18	－	
鳥 取 県	19	19	－	－	3	16	8	11	－	－	1	－	13	3	－	2	19	－	19	－	－	－	－	－	1	7	
島 根 県	19	19	－	－	11	8	1	18	－	－	－	－	－	6	9	4	19	－	19	－	－	－	－	－	1	－	
岡 山 県	27	27	－	－	4	23	4	23	－	－	－	2	10	7	－	8	27	－	27	－	－	－	－	1	3	－	
広 島 県	23	23	－	－	4	19	6	17	－	－	－	－	14	3	－	6	23	－	23	－	－	－	－	－	6	－	
山 口 県	19	19	－	－	10	9	－	19	－	－	－	－	3	14	－	2	19	－	19	－	－	－	－	－	－	－	
徳 島 県	24	24	－	－	2	22	10	14	－	－	22	3	19	1	－	1	24	－	24	－	－	－	－	－	10	－	
香 川 県	17	17	－	－	1	16	2	15	－	－	－	3	11	1	－	2	17	－	17	－	－	－	－	－	2	－	
愛 媛 県	20	20	－	－	4	16	13	7	－	－	－	－	5	7	－	8	20	－	20	－	－	－	－	－	13	－	
高 知 県	34	34	－	－	1	33	8	26	－	－	1	1	20	3	－	9	34	－	34	－	－	－	－	－	8	－	
福 岡 県	60	60	－	－	3	57	5	54	1	－	－	－	15	26	－	19	60	－	60	－	－	－	－	－	5	－	
佐 賀 県	20	20	－	－	－	20	－	20	－	－	20	－	－	20	－	－	20	－	20	－	－	－	－	－	－	－	
長 崎 県	21	21	－	－	2	19	－	21	－	－	－	－	5	12	3	1	21	－	21	－	－	－	－	－	－	－	
熊 本 県	45	45	－	－	1	44	4	41	－	－	－	－	15	22	3	5	45	－	45	－	－	－	－	1	3	－	
大 分 県	18	18	－	－	－	18	－	18	－	－	－	－	3	9	5	1	18	－	18	－	－	－	－	－	－	－	
宮 崎 県	26	26	－	－	－	26	18	7	1	－	－	－	15	11	－	－	24	2	26	－	－	－	－	1	17	－	
鹿 児 島 県	43	43	－	－	－	43	－	43	－	－	1	10	17	9	－	6	43	－	43	－	－	－	－	－	－	－	
沖 縄 県	41	41	－	－	1	40	23	18	－	－	－	2	30	2	－	7	41	－	41	－	－	－	－	－	23	－	
医 師	47	47	－	－	47	－	－	1	1	45	3	1	－	－	43	－	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
歯 科 医 師	27	27	－	－	27	－	－	1	1	25	－	－	1	－	26	－	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
薬 剤 師	16	16	－	－	16	－	－	2	－	14	－	－	－	－	16	－	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
一 般 業 種	36	36	－	－	36	－	－	－	－	36	1	1	－	－	34	－	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
建 設 関 係	32	32	－	－	32	－	－	－	－	32	－	－	－	－	32	－	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
全 国 士 木	1	1	－	－	1	－	－	－	－	1	－	－	－	－	1	－	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
市 町 村	1,716	1,714	2	22	236	1,478	304	1,254	156	－	24	83	704	453	78	372	1,691	23	1,714	－	－	－	－	10	294	－	
組 合	159	159	－	－	159	－	－	4	2	153	4	2	1	－	152	－	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
合 計	1,875	1,873	2	22	395	1,478	304	1,258	158	153	28	85	705	453	230	372	1,691	23	1,714	－	－	－	－	10	294	－	

第 1 5 - 1 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（医療給付費分） ―不均―賦課地域数―

	不均―賦課																					
	保 険 料 ・ 税 の 別		保 険 料 （ 税 ） 賦 課 方 式				保 険 料 （ 税 ） 徴 収 回 数						賦 課 限 度 額		所 得 割 の 算 定 基 礎					資 産 割 の 算 定 基 礎		
	保 険 料	保 険 税	4 方 式	3 方 式	2 方 式	そ の 他	4 回	6 回	8 回	1 0 回	1 2 回	そ の 他	65万円	65万円未満	旧ただし書き方式	本文方式	市町村民税の所得割額	市町村民税額	その他	固定資産税額	固定資産税額のうち土地・家屋分	その他
北 海 道	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域
青 森 県	-	22	13	-	-	-	6	2	9	1	-	4	21	1	22	-	-	-	-	4	9	-
岩 手 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮 城 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋 田 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 形 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨 城 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃 木 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群 馬 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埼 玉 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千 葉 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東 京 都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神 奈 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 潟 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 井 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 梨 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長 野 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐 阜 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 岡 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛 知 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三 重 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋 賀 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京 都 府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 阪 府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵 庫 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈 良 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和 歌 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥 取 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島 根 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 口 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛 媛 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 知 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 岡 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 賀 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長 崎 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊 本 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 分 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮 崎 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿 児 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖 縄 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
歯 科 医 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
薬 剤 師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
一 般 業 種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
建 設 関 係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
全 国 土 木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
市 町 村	-	22	13	9	-	-	6	2	9	1	-	4	21	1	22	-	-	-	-	4	9	-
組 合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
合 計	-	22	13	9	-	-	6	2	9	1	-	4	21	1	22	-	-	-	-	4	9	-

第 1 5 - 2 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（後期高齢者支援金分） ―保険者数―

	保険者数 (年度末 現在)	均 ー ・ 不 均 ー 賦 課 の 別			均 ー 賦 課																							
		均一賦課	不均一賦課	賦課方式別 地域数	保 険 料 ・ 税 の 別		保 険 料 （ 税 ） 賦 課 方 式				保 険 料 （ 税 ） 徴 収 回 数						賦 課 限 度 額		所 得 割 の 算 定 基 礎					資 産 割 の 算 定 基 礎				
					保 険 料	保 険 税	4 方 式	3 方 式	2 方 式	そ の 他	4 回	6 回	8 回	1 0 回	1 2 回	そ の 他	22万円	22万円未満	旧ただし 書き方式	本文方式	市町村民税の 所得割額	市町村民税額	その他	保険者	保険者	固定資産税額	固定資産税額 のうち土地・ 家屋分	その他
		保険者	保険者	地域	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	
北 海 道	157	155	2	22	21	134	35	117	3	-	11	27	43	28	-	46	141	14	155	-	-	-	-	3	32	-		
青 森 県	40	40	-	-	1	39	20	17	3	-	1	5	21	-	-	13	40	-	40	-	-	-	-	-	20	-		
岩 手 県	33	33	-	-	-	33	14	19	-	-	-	3	30	-	-	-	33	-	33	-	-	-	-	-	14	-		
宮 城 県	35	35	-	-	1	34	-	35	-	-	-	-	5	20	3	7	33	2	35	-	-	-	-	-	-	-		
秋 田 県	25	25	-	-	-	25	1	22	2	-	1	3	14	-	-	7	25	-	25	-	-	-	-	-	1	-		
山 形 県	32	32	-	-	1	31	-	31	1	-	-	-	20	2	-	10	32	-	32	-	-	-	-	-	-	-		
福 島 県	59	59	-	-	-	59	1	58	-	-	1	10	40	-	-	8	57	2	59	-	-	-	-	-	1	-		
茨 城 県	44	44	-	-	1	43	-	-	44	-	-	-	29	1	-	14	44	-	44	-	-	-	-	-	-	-		
栃 木 県	25	25	-	-	-	25	-	24	1	-	-	-	25	-	-	-	7	18	25	-	-	-	-	-	-	-		
群 馬 県	35	35	-	-	-	35	4	30	1	-	-	1	20	-	-	14	35	-	35	-	-	-	-	-	4	-		
埼 玉 県	63	63	-	-	-	63	-	-	63	-	-	-	49	3	-	11	24	39	63	-	-	-	-	-	-	-		
千 葉 県	54	54	-	-	12	42	-	4	50	-	-	-	38	8	-	8	45	9	54	-	-	-	-	-	-	-		
東 京 都	62	62	-	-	25	37	3	2	57	-	4	-	24	24	-	10	54	8	62	-	-	-	-	-	3	-		
神 奈 川 県	33	33	-	-	14	19	1	28	4	-	-	1	1	28	2	1	33	-	33	-	-	-	-	-	1	-		
新 潟 県	30	30	-	-	3	27	-	16	14	-	-	-	-	6	1	23	30	-	30	-	-	-	-	-	-	-		
富 山 県	15	15	-	-	-	14	-	15	-	-	-	-	15	-	-	-	12	3	15	-	-	-	-	-	-	-		
石 川 県	19	19	-	-	1	18	-	19	-	-	-	1	2	1	9	6	12	7	19	-	-	-	-	-	-	-		
福 井 県	17	17	-	-	-	17	4	13	-	-	1	-	15	-	-	1	17	-	17	-	-	-	-	-	5	-		
山 梨 県	27	27	-	-	2	25	-	27	-	-	1	3	13	-	1	9	26	1	27	-	-	-	-	-	-	-		
長 野 県	77	77	-	-	2	75	26	50	1	-	-	4	7	34	18	14	77	-	77	-	-	-	-	-	26	-		
岐 阜 県	42	42	-	-	14	28	3	36	3	-	-	-	3	19	10	10	42	-	42	-	-	-	-	-	3	-		
静 岡 県	35	35	-	-	3	32	4	27	4	-	-	-	23	3	-	9	21	14	35	-	-	-	-	-	4	-		
愛 知 県	54	54	-	-	6	48	2	50	2	-	-	1	30	7	4	12	43	11	54	-	-	-	-	-	2	-		
三 重 県	29	29	-	-	10	19	14	15	-	-	-	1	1	6	5	16	25	4	29	-	-	-	-	2	12	-		
滋 賀 県	19	19	-	-	5	14	1	18	-	-	-	-	-	18	1	-	19	-	19	-	-	-	-	-	1	-		
京 都 府	26	26	-	-	10	16	6	20	-	-	-	-	-	25	1	-	26	-	26	-	-	-	-	-	6	-		
大 阪 府	43	43	-	-	42	1	-	43	-	-	-	-	-	41	-	2	6	37	43	-	-	-	-	-	-	-		
兵 庫 県	41	41	-	-	8	33	2	39	-	-	-	2	9	10	-	20	38	3	41	-	-	-	-	-	2	-		
奈 良 県	39	39	-	-	3	36	1	38	-	-	1	-	28	4	-	6	27	12	39	-	-	-	-	1	-	-		
和 歌 山 県	30	30	-	-	3	27	16	14	-	-	-	-	4	9	2	15	30	-	30	-	-	-	-	-	16	-		
鳥 取 県	19	19	-	-	3	16	8	11	-	-	1	-	13	3	-	2	19	-	19	-	-	-	-	-	1	7		
島 根 県	19	19	-	-	11	8	1	18	-	-	-	-	-	6	8	5	19	-	19	-	-	-	-	-	1	-		
岡 山 県	27	27	-	-	4	23	4	23	-	-	-	2	10	7	-	8	27	-	27	-	-	-	-	1	3	-		
広 島 県	23	23	-	-	4	19	6	17	-	-	-	-	14	3	-	6	23	-	23	-	-	-	-	-	6	-		
山 口 県	19	19	-	-	10	9	-	19	-	-	-	-	3	14	-	2	19	-	19	-	-	-	-	-	-	-		
徳 島 県	24	24	-	-	2	22	10	14	-	-	-	3	19	1	-	1	24	-	24	-	-	-	-	-	10	-		
香 川 県	17	17	-	-	1	16	2	15	-	-	-	3	11	1	-	2	17	-	17	-	-	-	-	-	2	-		
愛 媛 県	20	20	-	-	4	16	13	7	-	-	-	-	5	7	-	8	19	1	20	-	-	-	-	-	13	-		
高 知 県	34	34	-	-	1	33	8	26	-	-	1	1	20	3	-	9	32	2	34	-	-	-	-	-	8	-		
福 岡 県	60	60	-	-	3	57	2	57	1	-	-	-	15	26	-	19	60	-	60	-	-	-	-	-	2	-		
佐 賀 県	20	20	-	-	-	20	-	20	-	-	-	-	-	20	-	-	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-		
長 崎 県	21	21	-	-	2	19	-	21	-	-	-	-	5	12	3	1	21	-	21	-	-	-	-	-	-	-		
熊 本 県	45	45	-	-	1	44	3	42	-	-	-	-	15	22	3	5	41	3	45	-	-	-	-	-	3	-		
大 分 県	18	18	-	-	-	18	-	18	-	-	-	-	3	9	5	1	18	-	18	-	-	-	-	-	-	-		
宮 崎 県	26	26	-	-	-	26	18	7	1	-	-	-	15	11	-	-	22	4	26	-	-	-	-	1	17	-		
鹿 児 島 県	43	43	-	-	-	43	-	43	-	-	1	10	17	9	-	6	43	-	43	-	-	-	-	-	-	-		
沖 縄 県	41	41	-	-	1	40	22	19	-	-	-	2	30	2	-	7	41	-	41	-	-	-	-	-	22	-		
医 師	47	47	-	-	47	-	-	-	-	47	3	1	-	-	43	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
歯 科 医 師	27	27	-	-	27	-	-	1	1	25	-	-	-	-	27	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
薬 剤 師	16	16	-	-	16	-	-	1	-	15	-	-	-	-	16	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
一 般 業 種	36	36	-	-	36	-	-	-	-	36	1	1	-	-	34	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
建 設 関 係	32	32	-	-	32	-	-	-	-	32	-	-	-	-	32	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
全 国 土 木	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
市 町 村	1,716	1,714	2	22	236	1,478	255	1,204	255	-	24	83	704	453	76	374	1,519	194	1,714	-	-	-	-	9	247	-		
組 合	159	159	-	-	159	-	-	2	1	156	4	2	-	-	153	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
合 計	1,875	1,873	2	22	395	1,478	255	1,206	256	156	28	85	704	453	229	374	1,519	194	1,714	-	-	-	-	9	247	-		

第 1 5 - 2 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（後期高齢者支援金分） ―不均一賦課地域数―

	不均一賦課																					
	保険料・税の別		保険料（税）賦課方式				保険料（税）徴収回数						賦課限度額		所得割の算定基礎					資産割の算定基礎		
	保険料	保険税	4方式	3方式	2方式	その他	4回	6回	8回	10回	12回	その他	22万円	22万円未満	旧ただし書き方式	本文方式	市町村民税の所得割額	市町村民税額	その他	固定資産税額	固定資産税額のうち土地・家屋分	その他
北海道	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域
青森県	-	22	12	10	-	-	6	2	9	1	-	4	18	4	22	-	-	-	-	4	8	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
歯科医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
薬剤師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
一般業種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
建設関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
全国土木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
市町村	-	22	12	10	-	-	6	2	9	1	-	4	18	4	22	-	-	-	-	4	8	-
組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
合計	-	22	12	10	-	-	6	2	9	1	-	4	18	4	22	-	-	-	-	4	8	-

第 1 5 - 3 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（介護納付金分） ―保険者数―

	保険者数 (年度末 現在)	均 ー ・ 不 均 ー 賦 課 の 別			均 ー 賦 課																							
		均一賦課	不均一賦課	賦課方式別 地域数	保 険 料 ・ 税 の 別		保 険 料 （ 税 ） 賦 課 方 式				保 険 料 （ 税 ） 徴 収 回 数						賦 課 限 度 額		所 得 割 の 算 定 基 礎				資 産 割 の 算 定 基 礎					
					保 険 料	保 険 税	4 方 式	3 方 式	2 方 式	そ の 他	4 回	6 回	8 回	1 0 回	1 2 回	そ の 他	17万円	17万円未満	旧ただし 書き方式	本文方式	市町村民税の 所得割額	市町村民税額	その他	保険者	固定資産税額	固定資産税額 のうち土地・ 家屋分	その他	
北海道	157	155	2	22	21	134	34	110	11	-	11	27	43	28	-	46	155	-	155	-	-	-	-	3	31	-		
青森県	40	40	-	-	1	39	19	16	5	-	1	5	21	-	-	13	40	-	40	-	-	-	-	-	19	-		
岩手県	33	33	-	-	-	33	14	18	1	-	-	3	30	-	-	-	33	-	33	-	-	-	-	-	14	-		
宮城県	35	35	-	-	1	34	-	35	-	-	-	-	5	20	3	7	35	-	35	-	-	-	-	-	-	-		
秋田県	25	25	-	-	-	25	1	22	2	-	1	3	14	-	-	7	25	-	25	-	-	-	-	-	1	-		
山形県	32	32	-	-	1	31	-	30	2	-	-	-	20	2	-	10	32	-	32	-	-	-	-	-	-	-		
福島県	59	59	-	-	-	59	1	58	-	-	1	10	40	-	-	8	59	-	59	-	-	-	-	-	1	-		
茨城県	44	44	-	-	1	43	-	-	44	-	-	-	29	1	-	14	44	-	44	-	-	-	-	-	-	-		
栃木県	25	25	-	-	-	25	-	24	1	-	-	-	25	-	-	-	23	2	25	-	-	-	-	-	-	-		
群馬県	35	35	-	-	-	35	4	30	1	-	-	1	20	-	-	14	35	-	35	-	-	-	-	-	4	-		
埼玉県	63	63	-	-	-	63	-	-	63	-	-	-	49	3	-	11	63	-	63	-	-	-	-	-	-	-		
千葉県	54	54	-	-	12	42	-	3	51	-	-	-	38	8	-	8	54	-	54	-	-	-	-	-	-	-		
東京都	62	62	-	-	25	37	3	2	57	-	4	-	24	24	-	10	60	2	62	-	-	-	-	-	3	-		
神奈川県	33	33	-	-	14	19	1	28	4	-	-	1	1	28	2	1	33	-	33	-	-	-	-	-	1	-		
新潟県	30	30	-	-	3	27	-	-	30	-	-	-	-	6	1	23	30	-	30	-	-	-	-	-	-	-		
富山県	15	15	-	-	1	14	-	15	-	-	-	-	15	-	-	-	15	-	15	-	-	-	-	-	-	-		
石川県	19	19	-	-	1	18	-	18	1	-	-	1	2	1	9	6	18	1	19	-	-	-	-	-	-	-		
福井県	17	17	-	-	-	17	3	14	-	-	1	-	15	-	-	1	17	-	17	-	-	-	-	-	4	-		
山梨県	27	27	-	-	2	25	-	27	-	-	1	3	13	-	1	9	27	-	27	-	-	-	-	-	-	-		
長野県	77	77	-	-	2	75	25	52	-	-	-	4	7	34	18	14	77	-	77	-	-	-	-	-	25	-		
岐阜県	42	42	-	-	14	28	3	32	7	-	-	-	3	19	10	10	42	-	42	-	-	-	-	-	3	-		
静岡県	35	35	-	-	3	32	4	3	28	-	-	-	23	3	-	9	35	-	35	-	-	-	-	-	4	-		
愛知県	54	54	-	-	6	48	2	50	2	-	-	1	30	7	4	12	53	1	54	-	-	-	-	-	2	-		
三重県	29	29	-	-	10	19	14	15	-	-	-	1	1	6	6	15	29	-	29	-	-	-	-	2	12	-		
滋賀県	19	19	-	-	5	14	1	18	-	-	-	-	-	18	1	-	19	-	19	-	-	-	-	-	1	-		
京都府	26	26	-	-	10	16	6	20	-	-	-	-	-	25	1	-	26	-	26	-	-	-	-	-	6	-		
大阪府	43	43	-	-	42	1	-	2	41	-	-	-	-	41	-	2	43	-	43	-	-	-	-	-	-	-		
兵庫県	41	41	-	-	8	33	2	39	-	-	-	2	9	10	-	20	41	-	41	-	-	-	-	-	2	-		
奈良県	39	39	-	-	3	36	-	1	37	1	1	-	28	4	-	6	39	-	39	-	-	-	-	-	1	-		
和歌山県	30	30	-	-	3	27	16	14	-	-	-	-	4	9	2	15	30	-	30	-	-	-	-	-	16	-		
鳥取県	19	19	-	-	3	16	8	11	-	-	1	-	13	3	-	2	19	-	19	-	-	-	-	-	1	7		
島根県	19	19	-	-	11	8	1	18	-	-	-	-	-	6	9	4	19	-	19	-	-	-	-	-	1	-		
岡山県	27	27	-	-	4	23	4	22	1	-	-	2	10	7	-	8	27	-	27	-	-	-	-	1	3	-		
広島県	23	23	-	-	4	19	5	18	-	-	-	-	14	3	-	6	23	-	23	-	-	-	-	-	5	-		
山口県	19	19	-	-	10	9	-	19	-	-	-	-	3	14	-	2	19	-	19	-	-	-	-	-	-	-		
徳島県	24	24	-	-	2	22	10	10	4	-	-	3	19	1	-	1	24	-	24	-	-	-	-	-	10	-		
香川県	17	17	-	-	1	16	2	15	-	-	-	3	11	1	-	2	17	-	17	-	-	-	-	-	2	-		
愛媛県	20	20	-	-	4	16	13	7	-	-	-	-	5	7	-	8	20	-	20	-	-	-	-	-	13	-		
高知県	34	34	-	-	1	33	7	21	6	-	1	1	20	3	-	9	34	-	34	-	-	-	-	-	7	-		
福岡県	60	60	-	-	3	57	2	42	16	-	-	-	15	26	-	19	60	-	60	-	-	-	-	-	2	-		
佐賀県	20	20	-	-	-	20	-	20	-	-	-	-	-	20	-	-	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-		
長崎県	21	21	-	-	2	19	-	21	-	-	-	-	5	12	3	1	21	-	21	-	-	-	-	-	-	-		
熊本県	45	45	-	-	1	44	3	14	28	-	-	-	15	22	3	5	45	-	45	-	-	-	-	-	3	-		
大分県	18	18	-	-	-	18	-	18	-	-	-	-	3	9	5	1	18	-	18	-	-	-	-	-	-	-		
宮崎県	26	26	-	-	-	26	17	6	3	-	-	-	15	11	-	-	25	1	26	-	-	-	-	1	16	-		
鹿児島県	43	43	-	-	-	43	-	43	-	-	1	10	17	9	-	6	43	-	43	-	-	-	-	-	-	-		
沖縄県	41	41	-	-	1	40	23	18	-	-	-	2	30	2	-	7	41	-	41	-	-	-	-	-	23	-		
医師	47	47	-	-	47	-	-	-	-	47	3	1	-	-	43	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
歯科医師	27	27	-	-	27	-	-	1	1	25	-	-	-	-	27	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
薬剤師	16	16	-	-	16	-	-	1	-	15	-	-	-	-	16	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
一般業種	36	36	-	-	36	-	-	-	-	36	1	1	-	-	34	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
建設関係	32	32	-	-	32	-	-	-	-	32	-	-	-	-	32	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
全国土木	1	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
市 町 村	1, 716	1, 714	2	22	236	1, 478	248	1, 019	446	1	24	83	704	453	78	372	1, 707	7	1, 714	-	-	-	-	8	242	-		
組 合	159	159	-	-	159	-	-	2	1	156	4	2	-	-	153	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
合 計	1, 875	1, 873	2	22	395	1, 478	248	1, 021	447	157	28	85	704	453	231	372	1, 707	7	1, 714	-	-	-	-	8	242	-		

第 1 5 - 3 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課方式等の状況（介護納付金分） ―不均一賦課地域数―

	不均一賦課																					
	保険料・税の別		保険料（税）賦課方式				保険料（税）徴収回数						賦課限度額		所得割の算定基礎					資産割の算定基礎		
	保険料	保険税	4方式	3方式	2方式	その他	4回	6回	8回	10回	12回	その他	17万円	17万円未満	旧ただし書き方式	本文方式	市町村民税の所得割額	市町村民税額	その他	固定資産税額	固定資産税額のうち土地・家屋分	その他
北海道	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域
青森県	-	22	12	10	-	-	6	2	9	1	-	4	21	1	22	-	-	-	-	4	8	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
歯科医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
薬剤師	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
一般業種	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
建設関係	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
全国土木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
市町村	-	22	12	10	-	-	6	2	9	1	-	4	21	1	22	-	-	-	-	4	8	-
組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
合計	-	22	12	10	-	-	6	2	9	1	-	4	21	1	22	-	-	-	-	4	8	-

第 1 6 - 1 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課状況（医療給付費分）（続）

	退 職 者 医 療 分														
	保 險 料 （ 税 ） 算 定 額					保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	保険料（税） 調定額 （賦課期日）	賦課期日以降 増減額	保険料（税） 調定額 （年度末）	課 税 対 象 額	
	合 計	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割									所 得 割	資 産 割
北 海 道	千円 49	千円 -	千円 -	千円 18	千円 31	千円 34	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 15	千円 -	千円 15	千円 -	千円 -
青 森 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩 手 県	138	118	-	20	-	-	-	-	-	25	113	-85	28	1,685	-
宮 城 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋 田 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 形 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨 城 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃 木 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群 馬 県	116	-	-	72	44	81	-	-	-	-	35	-12	23	-	-
埼 玉 県	66	-	-	66	-	46	-	-	-	-	20	-2	18	-	-
千 葉 県	20	-	-	20	-	14	-	-	-	-	6	-	6	-	-
東 京 都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神 奈 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 潟 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 井 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 梨 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長 野 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	356	356	-	-
岐 阜 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 岡 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	155	155	-	-
愛 知 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三 重 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋 賀 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京 都 府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 阪 府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵 庫 県	27	-	-	27	-	-	-	-	-	-	27	-	27	-	-
奈 良 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和 歌 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥 取 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島 根 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 口 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛 媛 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 知 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-
福 岡 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 賀 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長 崎 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊 本 県	35	-	-	35	-	24	-	-	-	-	11	-	11	-	-
大 分 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮 崎 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿 児 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖 縄 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 師	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
歯 科 医 師	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
薬 剤 師	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
一 般 業 種	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
建 設 関 係	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
全 国 土 木	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
市 町 村	451	118	-	258	75	199	-	-	-	25	227	412	639	1,785	-
組 合	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
合 計	451	118	-	258	75	199	-	-	-	25	227	412	639	1,785	-

第 1 6 - 2 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課状況（後期高齢者支援金分）（続）

	退 職 者 医 療 分														
	保 險 料 （ 税 ） 算 定 額					保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	保険料（税） 調定額 （賦課期日）	賦課期日以降 増減額	保険料（税） 調定額 （年度末）	課 税 対 象 額	
	合 計	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割									所 得 割	資 産 割
北 海 道	千円 16	千円 -	千円 -	千円 6	千円 10	千円 11	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 5	千円 -	千円 5	千円 -	千円 -
青 森 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩 手 県	46	39	-	7	-	-	-	-	-	7	39	-29	10	1,685	-
宮 城 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋 田 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 形 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨 城 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃 木 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群 馬 県	39	-	-	27	12	27	-	-	-	-	12	-4	8	-	-
埼 玉 県	22	-	-	22	-	15	-	-	-	-	7	-1	6	-	-
千 葉 県	8	-	-	8	-	6	-	-	-	-	2	-	2	-	-
東 京 都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神 奈 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新 潟 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
富 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福 井 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 梨 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長 野 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	142	142	-	-
岐 阜 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
静 岡 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	46	46	-	-
愛 知 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
三 重 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
滋 賀 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京 都 府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大 阪 府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵 庫 県	10	-	-	10	-	-	-	-	-	-	10	-	10	-	-
奈 良 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
和 歌 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鳥 取 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
島 根 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岡 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山 口 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徳 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
香 川 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
愛 媛 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高 知 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	-
福 岡 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
佐 賀 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長 崎 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
熊 本 県	10	-	-	10	-	7	-	-	-	-	3	-	3	-	-
大 分 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宮 崎 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鹿 児 島 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
沖 縄 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 師	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
歯 科 医 師	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
薬 剤 師	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
一 般 業 種	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
建 設 関 係	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
全 国 土 木	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
市 町 村	151	39	-	90	22	66	-	-	-	7	78	154	232	1,785	-
組 合	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
合 計	151	39	-	90	22	66	-	-	-	7	78	154	232	1,785	-

第 1 6 - 3 表 都道府県、業種別保険料（税）賦課状況（介護納付金分）

	分 者 險 保 被 一 般															
	算 定 額						保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額 を超える額	保険料（税） 調定額 （賦課期日）	賦課期日以降 増減額	保険料（税） 調定額 （年度末）	課 税 対 象	
	合 計	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割										所 得 割	資 産 割
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
北 海 道	10,500,557	6,279,054	21,711	2,443,665	1,756,127	1,578,876	-	95	53,256	1,388,219	7,480,111	-156,496	7,323,615	330,885,531	470,147	
青 森 県	3,011,453	1,548,411	39,554	931,542	491,945	468,281	-	75	2,274	222,758	2,318,065	-171,469	2,146,596	62,838,258	554,051	
岩 手 県	2,088,675	1,074,248	19,568	578,373	416,486	325,452	-	33	28,749	119,061	1,615,380	-59,123	1,556,257	49,203,060	350,438	
宮 城 県	4,139,144	2,176,755	-	1,248,311	714,078	603,275	-	2,324	53,833	405,164	3,074,548	30,591	3,105,139	92,760,240	-	
秋 田 県	1,622,779	846,749	1,965	489,109	284,954	259,664	-	641	9,058	99,824	1,253,592	-61,812	1,191,780	34,665,101	22,291	
山 形 県	1,975,372	1,053,418	-	693,528	228,426	256,877	-	445	93	104,525	1,613,432	-136,114	1,477,318	48,328,316	-	
福 島 県	3,411,895	1,787,656	1,177	1,057,915	565,147	518,502	-	171,023	689	194,201	2,527,480	-109,153	2,418,327	78,378,269	84,717	
茨 城 県	6,247,181	3,623,103	-	2,624,078	-	721,755	-	1,443	15,797	656,020	4,852,166	-44,828	4,807,338	172,300,655	-	
栃 木 県	3,829,366	2,082,970	-	1,170,104	576,292	482,584	-	411	988	310,048	3,035,335	119,071	3,154,406	105,435,489	-	
群 馬 県	3,920,823	2,073,172	19,502	1,319,503	508,646	538,939	-	154	403	260,815	3,120,512	121,431	3,241,943	102,182,599	216,468	
埼 玉 県	14,553,960	8,840,450	-	5,713,509	-	1,498,882	-	3,763	4,030	1,639,174	11,408,111	-437,292	10,970,819	476,876,927	-	
千 葉 県	12,783,896	7,131,149	-	5,238,262	414,486	1,487,456	-	983	15,206	1,193,592	10,086,659	-742,943	9,343,716	396,214,136	-	
東 京 都	42,622,993	27,877,319	716	14,735,775	9,183	3,671,550	-	1,680	13,976	8,937,454	29,998,333	-311,090	29,687,243	1,353,555,545	6,299	
神奈川県	24,899,879	16,046,272	1,026	7,308,468	1,544,114	2,271,642	-	1,111	28,626	4,190,130	18,408,370	-865,969	17,542,401	610,326,013	18,102	
新 潟 県	3,845,826	2,122,505	-	1,723,320	-	488,962	-	2,258	5,773	241,628	3,107,205	-257,565	2,849,640	90,805,660	-	
富 山 県	1,503,921	796,999	-	436,587	270,335	201,854	-	369	165	93,863	1,207,670	-11,114	1,196,556	39,834,978	-	
石 川 県	2,146,344	1,160,303	-	670,750	315,291	259,421	-	2,217	37	182,043	1,702,626	-61,816	1,640,810	55,409,720	-	
福 井 県	1,343,979	748,811	5,300	396,176	193,692	162,938	-	149	592	110,277	1,070,023	15,155	1,085,178	33,373,215	183,117	
山 梨 県	1,864,028	1,021,699	-	547,714	294,615	240,883	-	123	131	148,949	1,473,942	-306	1,473,636	53,663,668	-	
長 野 県	4,236,596	2,448,463	26,111	1,037,761	724,261	531,312	-	132	702	439,080	3,265,370	57,629	3,322,999	106,950,502	624,468	
岐 阜 県	3,964,777	2,153,737	2,578	1,257,587	550,875	464,585	-	32	21,051	256,118	3,222,991	-79,256	3,143,735	109,752,608	26,939	
静 岡 県	7,699,304	4,315,896	18,937	3,216,482	147,989	867,146	-	237	3,388	598,641	6,229,892	-238,205	5,991,687	223,273,491	759,347	
愛 知 県	16,677,302	9,806,948	1,352	5,319,561	1,549,442	1,800,010	-	964	126,389	2,158,594	12,591,345	-526,993	12,064,352	456,956,459	108,189	
三 重 県	3,479,079	1,852,244	28,294	1,101,438	497,102	478,997	-	85	1,302	317,192	2,681,503	-46,166	2,635,337	78,338,933	482,904	
滋 賀 県	2,718,234	1,492,582	108	851,621	373,923	348,632	-	336	4,272	270,886	2,094,108	-62,661	2,031,447	64,889,610	12,025	
京 都 府	5,291,701	2,891,244	20,184	1,637,325	742,948	853,925	-	171	115,649	599,039	3,722,917	-78,754	3,644,163	112,795,590	206,842	
大 阪 府	22,877,778	11,549,430	-	11,245,553	82,794	4,080,032	-	18,355	754,378	2,733,946	15,291,067	-418,423	14,872,644	424,595,106	-	
兵 庫 県	12,689,536	6,640,856	2,459	4,208,679	1,837,542	2,091,673	-	377	259,531	1,267,781	9,070,174	-707,898	8,362,276	244,210,174	229,075	
奈 良 県	3,430,784	1,836,488	69	1,563,589	30,638	530,854	-	354	2,452	465,237	2,431,887	-134,820	2,297,067	60,595,795	1,735	
和歌山県	2,245,388	1,136,708	24,413	716,145	368,122	350,900	-	954	832	149,366	1,743,336	-39,774	1,703,562	50,983,291	650,682	
鳥 取 県	899,940	444,758	4,573	287,015	163,594	152,509	-	-	336	44,658	702,437	4,160	706,597	20,654,854	74,601	
島 根 県	1,092,176	602,028	161	336,912	153,075	147,832	-	87	1,453	63,839	878,965	-75,882	803,083	25,491,011	600	
岡 山 県	2,851,461	1,472,389	4,617	932,233	442,222	459,070	-	8	8,267	196,692	2,187,424	-6,745	2,180,679	67,754,120	85,180	
広 島 県	4,169,843	2,097,197	2,093	1,363,561	706,992	657,769	-	412	4,120	274,891	3,232,651	-45,394	3,187,257	108,026,010	202,304	
山 口 県	2,056,910	1,116,271	-	600,057	340,582	315,952	-	22	368	153,905	1,586,663	-20,528	1,566,135	45,546,106	-	
徳 島 県	1,255,193	565,380	25,161	462,022	202,630	252,368	-	2	515	76,670	925,638	-21,750	903,888	23,415,161	430,958	
香 川 県	1,425,432	734,127	2,348	459,453	229,504	228,195	-	3	97	100,003	1,097,134	-6,172	1,090,962	36,569,150	27,502	
愛 媛 県	2,278,777	1,184,271	54,079	664,652	375,775	380,724	-	24	1,186	160,179	1,736,664	-31,036	1,705,628	49,399,609	965,573	
高 知 県	1,543,239	812,883	10,522	459,973	259,861	255,414	-	22	424	125,759	1,161,620	-24,313	1,137,307	32,977,288	131,791	
福 岡 県	11,304,501	6,321,400	802	3,448,443	1,533,856	1,751,425	-	703	53,823	1,295,029	8,203,521	-488,971	7,714,550	241,689,377	2,659,225	
佐 賀 県	1,753,266	1,041,364	-	477,686	234,216	209,134	-	71	13,032	186,777	1,344,252	-47,931	1,296,321	42,731,607	-	
長 崎 県	2,752,838	1,458,273	-	866,824	427,741	428,155	-	38	995	189,726	2,133,924	-24,334	2,109,590	57,522,421	-	
熊 本 県	3,637,743	1,914,471	2,933	1,593,074	127,265	543,857	-	12	5,878	242,652	2,845,344	-273,281	2,572,063	91,333,035	39,479	
大 分 県	1,869,586	948,802	-	580,958	339,826	326,594	-	126	3,422	118,865	1,420,579	-136,503	1,284,076	38,574,804	-	
宮 崎 県	2,241,366	1,182,877	40,011	713,754	304,724	344,583	-	57	345	144,822	1,751,559	-103,626	1,647,933	48,854,441	651,658	
鹿児島県	2,799,160	1,389,112	-	870,653	539,395	512,027	-	192	2,970	149,172	2,134,799	-30,388	2,104,411	57,889,278	-	
沖 縄 県	3,506,268	1,895,559	33,549	995,548	581,612	570,035	-	321	7,334	340,907	2,587,671	-281,398	2,306,273	98,579,732	696,583	
医 師	9,085,294	・	・	・	・	-	-	233	286	-	9,084,775	-24,346	9,060,429	・		
歯科医師	6,441,704	・	・	・	・	-	-	1,753	27	138,451	6,301,473	-14,966	6,286,507	・		
薬 剤 師	874,304	・	・	・	・	-	-	117	120	-	874,067	7,864	881,931	・		
一般業種	6,603,426	・	・	・	・	-	-	-	39	-	6,603,387	90,697	6,694,084	・		
建設関係	22,654,968	・	・	・	・	-	-	1,432	986	-	22,652,550	206,369	22,858,919	・		
全国土木	18,918,191	・	・	・	・	-	-	95	10,442	-	18,907,654	-2,148	18,905,506	・		
市 町 村	279,060,249	159,596,801	415,873	96,595,248	22,452,323	35,971,502	-	213,394	1,628,187	33,618,171	207,628,995	-7,030,255	200,598,740	7,207,386,943	10,973,290	
組 合	64,577,887	・	・	・	・	-	-	3,630	11,900	138,451	64,423,906	263,470	64,687,376	・		
合 計	343,638,136	159,596,801	415,873	96,595,248	22,452,323	35,971,502	-	217,024	1,640,087	33,756,622	272,052,901	-6,766,785	265,286,116	7,207,386,943	10,973,290	

第17表 保険料（税）賦課方式別、保険者数・地域数・課税対象額（市町村）

		均 一 賦 課		不 均 一 賦 課				
		保 険 者 数	課 税 対 象 額		保 険 者 数	地 域 数	課 税 対 象 額	
			所 得 割	資 産 割			所 得 割	資 産 割
医療給付費分		保険者	千円	千円	保険者	地域	千円	千円
計		1,714	17,467,799,898	46,418,963	2	22	14,702,158	142,619
4方式		304	1,033,599,212	46,416,324	…	13	8,164,826	142,619
資産割 算定基礎	固定資産税額	10	13,242,408	476,020	…	4	3,159,442	47,283
	固定資産税額のうち土地家屋分	294	1,015,789,240	45,936,349	…	9	5,005,384	95,336
	その他	－	－	－	…	－	－	－
3方式		1,254	10,857,976,047	2,639	…	9	6,537,332	－
2方式		156	5,576,224,639	－	…	－	－	－
後期高齢者支援金分								
計		1,714	17,467,804,732	28,008,267	2	22	14,702,158	128,756
4方式		255	641,631,285	28,005,628	…	12	7,322,898	128,756
資産割 算定基礎	固定資産税額	9	12,073,733	440,948	…	4	3,159,442	47,283
	固定資産税額のうち土地家屋分	247	631,876,885	27,567,319	…	8	4,163,456	81,473
	その他	－	－	－	…	－	－	－
3方式		1,204	10,024,093,549	2,639	…	10	7,379,260	－
2方式		255	6,802,079,898	－	…	－	－	－
介護納付金分								
計		1,714	7,199,146,277	10,916,183	2	22	8,240,666	57,107
4方式		248	273,168,414	10,913,195	…	12	4,015,702	57,107
資産割 算定基礎	固定資産税額	8	5,371,737	298,492	…	4	1,739,629	21,216
	固定資産税額のうち土地家屋分	242	268,824,484	10,617,691	…	8	2,276,073	35,891
	その他	－	－	－	…	－	－	－
3方式		1,019	3,160,733,062	1,253	…	10	4,224,964	－
2方式		446	3,765,190,497	－	…	－	－	－

第18表 保険料（税）賦課方式別、保険者の規模別、保険料・保険税別、保険者数及び地域数（市町村）

			均 一 賦 課 (保 険 者 数)													
			総 数		5 千 人 未 満		5千人以上1万人未満		1万人以上5万人未満		5万人以上10万人未満		10万人以上20万人未満		20 万 人 以 上	
			保 険 料	保 険 税	保 険 料	保 険 税	保 険 料	保 険 税	保 険 料	保 険 税	保 険 料	保 険 税	保 険 料	保 険 税	保 険 料	保 険 税
医療給付費分			保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	保険者	
計			236	1,478	45	788	19	309	104	351	41	25	19	4	8	1
4方式			15	289	12	200	－	47	3	41	－	1	－	－	－	－
資 産 割 算 定 基 礎	固定資産税額		2	8	2	6	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	固定資産税額のうち土地家屋分		13	281	10	195	－	44	3	41	－	1	－	－	－	－
	その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3方式			191	1,063	33	561	19	241	91	240	32	19	11	2	5	－
2方式			30	126	－	27	－	21	10	70	9	5	8	2	3	1
後期高齢者支援金分																
計			236	1,478	45	789	19	308	104	351	41	25	19	4	8	1
4方式			14	241	11	178	－	38	3	25	－	－	－	－	－	－
資 産 割 算 定 基 礎	固定資産税額		2	7	2	5	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－
	固定資産税額のうち土地家屋分		12	235	9	174	－	36	3	25	－	－	－	－	－	－
	その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3方式			180	1,024	32	558	19	232	84	215	29	17	11	2	5	－
2方式			42	213	2	53	－	38	17	111	12	8	8	2	3	1
介護納付金分																
計			236	1,478	90	1,264	48	148	83	65	11	1	2	－	2	－
4方式			14	234	13	225	1	7	－	2	－	－	－	－	－	－
資 産 割 算 定 基 礎	固定資産税額		2	6	2	6	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	固定資産税額のうち土地家屋分		12	230	11	221	1	7	－	2	－	－	－	－	－	－
	その他		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
3方式			129	890	53	789	29	64	39	37	7	－	1	－	－	－
2方式			93	353	24	249	18	77	44	26	4	1	1	－	2	－

第18表 保険料（税）賦課方式別、保険者の規模別、保険料・保険税別、保険者数及び地域数（市町村）（続き）

[illegible]

集 計 表

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表集計表
（令和5年度）

【全国（市町村）計】

○一般状況

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
保 険 者 数		1,716				
世 帯 数		15,895,947				
被 保 険 者 数	総 数	23,092,322	523,284	10,002,385	5,672,440	426,129
	退 職 被 保 険 者 等	6	-			
	一 般 被 保 険 者	23,092,316	523,284	10,002,385	5,672,440	426,129

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世 帯 数		16,259,301				
被 保 険 者 数	総 数	23,814,234	502,680	10,444,006	5,938,502	448,274
	退 職 被 保 険 者 等	7	-			
	一 般 被 保 険 者	23,814,227	502,680	10,444,006	5,938,502	448,274

	本年度末現在	年度平均
介 護 保 険 第 2 号 被 保 険 者 数	7,482,665	7,659,311
介 護 保 険 第 2 号 世 帯 数	6,499,911	6,635,117

	年度平均
標 準 負 担 額 の 減 額 状 況	933,156

	本年度末現在	年度平均
特 定 世 帯 数	1,301,346	1,189,944
特 定 継 続 世 帯 数	175,521	186,982

	本年度中
世 帯 の 継 続 性 を 認 め た 世 帯 数 （市町村内転居の場合を除く）	17,734

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		1,224,613	750,372	3,474,717	63,619	61,365	1,400	296,407	5,122,121
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		1,004,515	572,666	2,919,655	128,465	178,158	1,561,934	356,766	6,149,493

本年度末現在 事務職員数	市町村・国保組合計			都道府県		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
	13,022	7,537	20,559	413	143	556

その他の保険給付 実施保険者数	出産育児給付を実施	葬祭給付を実施	傷病手当金	出産手当金	その他の任意給付
	1,714	1,714	1,514	1	223

一部負担割合 保険者数	法定割合	その他	計	保険料・税別 保険者数	保険料	保険税
	1,615	101	1,716		236	1,480

（注）年度平均は、3月～2月ベースである。

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表集計表
（ 令和5年度 ）

【全国（国保組合）計】

○一般状況

		本年度末現在				
			(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
保 険 者 数		159				
世 帯 数		1,394,751				
被 保 険 者 数	総 数	2,569,585	156,160	304,324	79,578	58,521
	退 職 被 保 険 者 等	・	・			
	一 般 被 保 険 者	2,569,585	156,160	304,324	79,578	58,521

		年度平均				
			(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世 帯 数		1,408,488				
被 保 険 者 数	総 数	2,598,473	148,605	310,988	83,617	58,920
	退 職 被 保 険 者 等	・	・			
	一 般 被 保 険 者	2,598,473	148,605	310,988	83,617	58,920

	本年度末現在	年度平均
介 護 保 険 第 2 号 被 保 険 者 数	1,103,378	1,112,405
介 護 保 険 第 2 号 世 帯 数	-	-

	年度平均
標 準 負 担 額 の 減 額 状 況	12,436

	本年度末現在	年度平均
特 定 世 帯 数	-	-
特 定 継 続 世 帯 数	-	-

	本年度中
世 帯 の 継 続 性 を 認 め た 世 帯 数 (市 町 村 内 転 居 の 場 合 を 除 く)	-

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		-	-	78,188	152	19,440	580	200,984	299,344
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		-	-	100,814	381	5,303	28,106	231,252	365,856

本年度末現在 事務職員数	市町村・国保組合計			都道府県		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
	1,530	63	1,593	413	143	556

その他の保険給付 実施保険者数	出産育児給付を実施	葬祭給付を実施	傷病手当金	出産手当金	その他の任意給付
	159	159	138	37	32

一部負担割合 保険者数	法定割合	その他	計	保険料・税別 保険者数	保険料	保険税
	159	-	159		159	-

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表集計表
（令和5年度）

【全国（市町村・国保組合）計】

○一般状況

		本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
保 険 者 数		1,875				
世 帯 数		17,290,698				
被 保 険 者 数	総 数	25,661,907	679,444	10,306,709	5,752,018	484,650
	退 職 被 保 険 者 等	6	-			
	一 般 被 保 険 者	25,661,901	679,444	10,306,709	5,752,018	484,650

		年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世 帯 数		17,667,789				
被 保 険 者 数	総 数	26,412,707	651,285	10,754,994	6,022,119	507,194
	退 職 被 保 険 者 等	7	-			
	一 般 被 保 険 者	26,412,700	651,285	10,754,994	6,022,119	507,194

	本年度末現在	年度平均
介 護 保 険 第 2 号 被 保 険 者 数	8,586,043	8,771,716
介 護 保 険 第 2 号 世 帯 数	6,499,911	6,635,117

	年度平均
標 準 負 担 額 の 減 額 状 況	945,592

	本年度末現在	年度平均
特 定 世 帯 数	1,301,346	1,189,944
特 定 継 続 世 帯 数	175,521	186,982

	本年度中
世 帯 の 継 続 性 を 認 め た 世 帯 数 (市町村内転居の場合を除く)	17,734

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		1,224,613	750,372	3,552,905	63,771	80,805	1,980	497,391	5,421,465
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		1,004,515	572,666	3,020,469	128,846	183,461	1,590,040	588,018	6,515,349

本年度末現在 事務職員数	市町村・国保組合計			都道府県		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
	14,552	7,600	22,152	413	143	556

その他の保険給付 実施保険者数	出産育児給付を実施	葬祭給付を実施	傷病手当金	出産手当金	その他の任意給付
	1,873	1,873	1,652	38	255

一部負担割合 保険者数	法定割合	その他	計	保険料・税別 保険者数	保険料	保険税
	1,774	101	1,875		395	1,480

（注）市町村の年度平均は、3月～2月ベースである。

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表集計表
（ 令和5年度 ）

【全国（市町村）計】

○経理状況
1. 収支状況及び資産・負債等の状況
〔1〕 収入状況及び支出状況

収 入					支 出						
科 目			収 入 額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支 出 額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
			千円	千円	千円			千円	千円	千円	
保 険 料 (税)	一 般 被 保 険 者 分	医 療 給 付 費 分	1,618,095,292			総 務 費		193,208,714			
		後 期 高 齢 者 支 援 金 分	554,499,967	554,499,967							
		介 護 納 付 金 分	196,940,207		196,940,207						
		一 般 被 保 険 者 等 分 計	2,369,535,466	554,499,967	196,940,207						
	一 般 被 保 険 者 分	医 療 給 付 費 分	133,279				一 般 被 保 険 者 分	療 養 給 付 費	7,280,334,290		
		後 期 高 齢 者 支 援 金 分	34,290	34,290				療 養 費	68,889,527		
		介 護 納 付 金 分	32,563		32,563			小 計	7,349,223,817		
		退 職 被 保 険 者 等 分 計	200,133	34,290	32,563			高 額 療 養 費	1,117,802,998		
	計		2,369,735,599	554,534,257	196,972,770			高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,044,289		
	支 出 金	庫 支 出 金		2,102,589					移 送 費	18,360	
都 道 府 県 支 出 金		保 険 給 付 費 等 交 付 金 (普 通 交 付 金)	8,520,417,712			出 産 育 児 諸 費		29,258,948			
		保 険 者 努 力 支 援 分	54,759,972			葬 祭 諸 費		7,282,705			
		特 別 調 整 交 付 金 分	69,479,535			育 児 諸 費		32			
		都 道 府 県 繰 入 金 (2 号 分)	87,471,318			そ の 他		3,244,635			
		特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	26,935,885			一 般 被 保 険 者 分 計	8,507,875,783				
保 険 給 付 費 等 交 付 金 (特 別 交 付 金) 計		238,646,709			療 養 給 付 費	12,420					
連 合 会 支 出 金		財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	51,575			一 般 被 保 険 者 分	療 養 費	50			
		そ の 他	4,683,046				小 計	12,470			
		計	8,763,799,042				高 額 療 養 費	3,375			
	一 般 会 計 繰 入 金	保 険 基 盤 安 定 (保 険 料 (税) 軽 減 分)	432,127,523	99,154,164	34,802,586		高 額 介 護 合 算 療 養 費	18			
		保 険 基 盤 安 定 (保 険 者 支 援 分)	233,898,282	53,819,136	17,902,824		移 送 費	-			
未 就 学 児 均 等 割 保 険 料 (税)		6,282,562	1,564,187		退 職 被 保 険 者 等 分 計		15,863				
職 員 給 与 費 等		180,809,857			審 査 支 払 手 数 料		23,603,312				
産 前 産 後 保 険 料 (税)		319,017	73,702		計		8,531,494,958				
出 産 育 児 一 時 金 等		20,500,421			国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 入 金		一 般 被 保 険 者 分	2,431,108,630			
財 政 安 定 化 支 援 事 業		97,548,779					退 職 被 保 険 者 等 分	325,931			
そ の 他		197,568,371				医 療 給 付 費 分 計	2,431,434,561				
計		1,169,054,811	154,611,190	52,705,410		一 般 被 保 険 者 分	825,568,951	825,568,951			
直 接 的 収 入	直 診 勘 定 繰 入 金		68,699				退 職 被 保 険 者 等 分	41,222	41,222		
	そ の 他 の 収 入		39,549,788				後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分 計	825,610,173	825,610,173		
							介 護 納 付 金 分	286,133,994	286,133,994		
							計	3,543,178,728	825,610,173	286,133,994	
							財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	6,710			
							保 健 事 業 費	28,207,334			
						特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	82,194,650				
						健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	1,171,853				
						計	111,573,836				
						保 険 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	38,640,379				
					直 診 勘 定 繰 出 金	8,260,115					
					そ の 他 の 支 出	23,400,087	458,343	472,630			
					小 計 (単 年 度 支 出)	12,449,763,526	826,068,516	286,606,624			
					単 年 度 収 支 差 引 額	-105,432,232	-116,923,068	-36,928,444			
					単 年 度 黒 字 額 (560)	25,013,836					
					単 年 度 赤 字 額 (1,156)	130,446,069					

基 金 繰 入 金	118,973,669			基 金 積 立 金	60,475,525		
繰 越 金	234,381,302			前 年 度 繰 上 充 用 金	6,589,271		
市 町 村 債	1,827,036			公 債 費	682,144		
うち財政安定化基金貸付金	1,827,036			うち財政安定化基金償還金	95,243		
収 入 合 計	12,699,513,301			支 出 合 計	12,517,510,467		
				収 黒 字 額 (1,688)	189,306,231		
				支 うち次年度への繰越金	180,869,665		
				うち基金等積立金	8,427,031		
				赤 字 額 (28)	7,303,397		
				況 収 支 差 引 額	182,002,834		
				基 金 等 保 有 額	601,337,020		
				市 町 村 債 (組 合 債) 残 高	2,321,525		

(注) 括弧内は保険者数である。

〔2〕 資産・負債等の状況 (年度末現在)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
基 金 等 保 有 額 a	601,337,020	繰 上 充 用 金 (当 年 度 赤 字 額) e	7,303,397
次 年 度 へ の 繰 越 金 b	180,869,665	市 町 村 債 (組 合 債) 残 高 f	2,321,525
貸 付 金 等 c	45,133	うち財政安定化基金貸付金残高	1,336,539
そ の 他 の 資 産 d	4,060	そ の 他 の 負 債 g	100,000
資 産 合 計 (a+b+c+d)	782,255,878	負 債 合 計 (e+f+g)	9,724,922
		純 資 産 (資 産 合 計 - 負 債 合 計)	772,530,956

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表集計表(続)
(令和5年度)

【全国（市町村）計】

○経理状況

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

		調 定 額	収 納 額	還付未済額（別掲）	不 納 欠 損 額	未 収 額	居 所 不 明 者 分 調 定 額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
保 険 料 （ 税 ）	現 年 分	2,405,164,523	2,265,285,235	4,582,497	361,362	139,517,926	523,608
	滞 納 繰 越 分	407,765,479	99,474,930	193,853	60,352,633	247,937,916	702,640
	計	2,812,930,002	2,364,760,164	4,776,349	60,713,996	387,455,843	1,226,247

3. 保険給付費等支払状況

			支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
			千円	千円	千円	千円	千円
（一）保 険 被 保 険 者 分 費	療 養 給 付 費	計	7,259,081,397	7,280,265,281	13,501,578	7,797,852	115,545
		現年度分(再掲)	7,258,957,189	7,280,089,144	13,480,864	7,766,137	115,046
	療 養 費	計	68,725,420	68,878,049	118,503	34,253	128
		現年度分(再掲)	68,725,448	68,878,021	118,447	34,229	102
	高 額 療 養 費		1,115,921,557	1,117,807,724	1,818,264	70,179	2,275
	高 額 介 護 合 算 療 養 費		1,043,188	1,044,289	1,365	-	265
	移 送 費		18,187	18,187	-	0	0
	そ の 他 の 保 険 給 付 費		39,599,483	39,784,498	146,068	27,788	-11,160

(令和5年度)

○經理狀況

[1] 収入状況及び支出状況

準備金繰入金	5,757,620			準備金積立金	2,093,064		
繰越金	101,705,416			前年度繰上充用金	-		
組合債	-			組合債費	-		
収入合計	1,006,138,279			支出合計	894,027,329		
				収黒字額(159)	112,110,950		
				うち次年度への繰越金	95,074,082		
				うち基金等積立金	17,036,868		
				収赤字額(-)	-		
				収収支差引額	112,110,950		
				準備金保有額	366,053,837		
				組合債残高	-		

〔2〕 資産・負債等の状況（年度末現在）

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
準 備 金 保 有 額 a	366,053,837	繰 上 充 用 金 (当 年 度 赤 字 額) e	-
次 年 度 へ の 繰 越 金 b	95,074,082	組 合 債 残 高 f	-
貸 付 金 等 c	27,311	そ の 他 の 負 債 g	43,626,165
資 産 合 計 (a+b+c+d)	492,119,669	純 資 産 (資 産 合 計 - 負 債 合 計)	448,493,504

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表集計表(続)
(令和5年度)

【全国（国保組合）計】

○経理状況

2. 保険料収納状況

		調 定 額	収 納 額	還付未済額（別掲）	不 納 欠 損 額	未 収 額	居 所 不 明 者 分 調 定 額
保 險 料	現 年 分	596,661,853	596,471,649	25,519	80	190,124	-
	滞 納 繰 越 分	259,151	117,559	-	12,048	129,544	-
	計	596,921,004	596,589,208	25,519	12,129	319,668	-

3. 保険給付費等支払状況

			支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
(一) 一般被保険者(分費)	療 養 給 付 費	計	409,970,022	410,824,393	814,066	40,306	-
		現年度分(再掲)	409,970,022	410,824,393	814,066	40,306	-
	療 養 費	計	5,168,147	5,178,456	9,771	538	-
		現年度分(再掲)	5,168,147	5,178,456	9,771	538	-
	高 額 療 養 費		42,125,771	42,214,127	84,344	4,012	-
	高 額 介 護 合 算 療 養 費		1,941	1,941	-	-	-
	移 送 費		1,027	1,291	264	-	-
	そ の 他 の 保 険 給 付 費		20,962,741	20,980,673	46,111	2,596	30,775
	後 期 高 齢 者 支 援 金		183,603,390	183,603,390			-
	前 期 高 齢 者 納 付 金		61,116,822	61,116,822			-
介 護 納 付 金		88,052,211	88,052,211			-	

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表集計表
（ 令和5年度 ）

【全国（都道府県）計】

○経理状況
1. 収支状況及び資産・負債等の状況
〔1〕 収入状況及び支出状況

収 入					支 出									
科 目		収 入 額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科 目		支 出 額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分					
		千円	千円	千円			千円	千円	千円					
分 担 金 及 び 負 担 金	事 業 費 納 付 金	一般被保険者分	2,431,112,881		総 務 費 金	普 通 交 付 金	2,949,007							
		退職被保険者等分	320,392			特 別 交 付 金	8,520,555,632							
		医療給付費分計	2,431,433,274			計	8,759,358,352							
		一般被保険者分	825,568,926	825,568,926		後 期 高 齢 者 支 援 金	1,629,875,328	1,629,875,328						
		退職被保険者等分	39,845	39,845		事 務 費 拠 出 金	98,535	98,535						
		後期高齢者支援金等分計	825,608,771	825,608,771		計	1,629,973,863	1,629,973,863						
		介護納付金分	286,133,594			前 期 高 齢 者 納 付 金	3,906,525							
	財 政 安 定 化 基 金 負 担 金	事業費納付金計	3,543,175,639	825,608,771	事 務 費 拠 出 金	計	83,375							
			6,710			計	3,989,900							
		計	3,543,182,349	825,608,771		介 護 納 付 金	572,586,032		572,586,032					
国 庫 支 出 金	国 庫 負 担 金	療養給付費等負担金	2,111,844,921	521,517,773	病 床 転 換 支 援 金	病床転換支援金	16							
		高額医療費負担金	102,000,393			事 務 費 拠 出 金	2,511							
		特別高額医療費共同事業負担金	6,000,000			計	2,527							
		特定健康診査等負担金	12,935,628			事 業 費 拠 出 金	20,584,963							
		財政安定化基金負担金	6,710			事 務 費 拠 出 金	10,065							
	国 庫 補 助 金	国庫負担金計	2,232,787,652	521,517,773	財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	計	20,595,028							
		普通調整交付金	655,052,397	146,625,348		保 健 事 業 費	4,400,924							
		特別調整交付金	108,150,310	3,219,742		療 養 給 付 費 等 負 担 金 償 還 金	64,453,105	-	-					
		保険者努力支援制度交付金	119,858,397			療 養 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	822,643	-225						
		財政安定化基金補助金	-			特定健康診査等負担金償還金	1,298,252							
	そ の 他	その他	88,958		計	計	66,574,000	-225	-					
		国庫補助金計	883,150,062	149,845,090		51,566,656	そ の 他 の 支 出	6,182,786						
		計	3,115,937,714	671,362,863		234,985,403								
療 養 給 付 費 等 交 付 金		11,372	334											
前 期 高 齢 者 交 付 金		3,596,646,343												
特別高額医療費共同事業交付金		20,583,528												
一 般 会 社 計 繰 入 金	特定健康診査等負担金繰入金	13,443,691												
	都道府県繰入金	601,249,052	108,830,308	39,860,626										
	高額医療費負担金繰入金	101,777,292												
	職員給与等繰入金	1,014,593												
	財政安定化基金支出金繰入金	1,301,221												
	その他	7,016,156												
	計	725,802,006	108,830,308	39,860,626										
	保険給付費等交付金返還金	39,955,775												
そ の 他 の 収 入		1,108,059												
小 計（単年度収入）		11,043,227,146	1,605,802,276	560,979,623	小 計（単年度支出）	11,066,612,688	1,629,973,638	572,586,032						
					単年度収支差引額	-23,385,543	-24,171,362	-11,606,409						
					単年度黒字額（15）	33,744,543								
					単年度赤字額（32）	57,130,086								

基 金 繰 入 金	93,604,376			基 金 積 立 金	70,676,899		
うち財政安定化基金繰入金	91,159,951			うち財政安定化基金積立金	66,157,122		
財政安定化基金貸付金返還金	95,243			財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1,827,036		
繰 越 金	213,888,476			前 年 度 繰 上 充 用 金	-		
収 入 合 計	11,350,815,240			支 出 合 計	11,139,116,623		
				収 入 差 引 額	211,698,616		
				うち次年度への繰越金	211,799,308		
				うち基 金 積 立 金	-		
				赤 字 額（-）	-		
				収 入 差 引 額	211,698,616		
				基 金 保 有 額	345,360,783		

(注) 括弧内は保険者数である。

〔2〕 資産・負債等の状況（年度末現在）

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
基 金 等 保 有 額 a	千円 345,360,783	繰上充用金（当年度赤字額） e	千円 -
うち財政安定化基金分	332,169,965	そ の 他 の 負 債 g	3,135
次 年 度 へ の 繰 越 金 b	211,799,308	負 債 合 計 (e+g)	3,135
貸 付 金 等 c	1,367,836	純 資 産（資産合計－負債合計）	558,524,792
うち財政安定化基金分	1,367,836		
そ の 他 の 資 産 d	-		
資 産 合 計 (a+b+c+d)	558,527,927		

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表集計表(続)
(令和5年度)

【全国（都道府県）計】

○経理状況

2. 国民健康保険事業費納付金収納状況

		調 定 額	収 納 額	不 納 欠 損 額	未 収 額
国民健康保険事業費 納付金	現 年 分	3,542,815,402	3,542,815,402	-	-
	滞 納 繰 越 分	-	-	-	-
	計	3,542,815,402	3,542,815,402	-	-

3. 後期高齢者支援金等支払状況

	支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,629,973,863	1,629,973,863			-
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	3,989,900	3,989,900			-
介 護 納 付 金	572,586,032	572,586,032			-
病 床 転 換 支 援 金 等	2,527	2,527			-

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（1）
（令和5年度）

【全国（市町村）計】

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体（療養の給付等 3月～2月ベース）

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療 養 の 給 付 等	413,358,607	9,866,467,039	7,258,698,406	2,300,170,606	307,598,026
食事療養・生活療養（再掲）	5,513,223	163,415,943	92,868,196	68,581,227	1,966,520
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	36,809		292,304	-292,299	-5
療 養 費					
診 療 費	379,043	8,550,166	6,158,818	2,282,979	108,369
補 装 具	275,428	9,105,592	6,762,859	2,178,552	164,180
柔 道 整 復 師	8,307,629	58,684,745	42,891,172	15,145,411	648,162
ア ン マ ・ マ ッ サ ー ジ	301,751	9,423,489	6,921,834	1,805,050	696,604
ハ リ ・ キ ュ ウ	570,838	7,866,027	5,774,241	1,789,384	302,402
そ の 他	10,427	259,468	208,921	27,376	23,170
小 計	9,845,116	93,889,486	68,717,846	23,228,754	1,942,887
海 外 療 養 費（再掲）	8,966	661,180	461,164	197,247	2,768
移 送 費	297	18,796	17,950	606	240
計	423,240,829	9,960,375,321	7,327,726,506	2,323,107,666	309,541,148

（2）前期高齢者分再掲（療養の給付等 3月～2月ベース）

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療 養 の 給 付 等	241,714,727	5,892,861,899	4,468,071,330	1,354,085,090	70,705,478
食事療養・生活療養（再掲）	3,213,242	84,587,674	44,713,078	39,330,655	543,942
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	17,565		146,449	-146,529	80
療 養 費					
療 養 費	4,927,592	48,073,476	36,504,530	11,154,533	414,413
海 外 療 養 費（再掲）	1,840	161,210	113,105	47,898	207
移 送 費	151	5,341	5,138	203	-
計	246,660,035	5,940,940,715	4,504,727,447	1,365,093,297	71,119,972

（3）70歳以上一般分再掲（療養の給付等 3月～2月ベース）

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療 養 の 給 付 等	145,722,569	3,616,484,948	2,880,329,106	706,754,340	29,401,502
食事療養・生活療養（再掲）	2,011,554	52,632,060	28,103,643	24,213,043	315,374
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	12,817		113,604	-113,599	-5
療 養 費					
療 養 費	2,831,453	28,498,845	22,807,094	5,511,765	179,987
海 外 療 養 費（再掲）	696	60,353	48,266	11,988	99
移 送 費	77	2,147	2,128	19	-
計	148,566,916	3,644,985,940	2,903,251,931	712,152,525	29,581,484

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲（療養の給付等 3月～2月ベース）

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療 養 の 給 付 等	11,226,323	252,059,454	175,697,848	73,478,747	2,882,858
食事療養・生活療養（再掲）	120,448	2,240,065	703,666	1,523,826	12,573
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	18		214	-214	-
療 養 費					
療 養 費	251,210	2,317,266	1,621,577	683,407	12,281
海 外 療 養 費（再掲）	64	5,778	4,045	1,733	-
移 送 費	6	176	176	-	-
計	11,477,557	254,376,895	177,319,816	74,161,941	2,895,139

（5）未就学児分再掲（療養の給付等 3月～2月ベース）

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療 養 の 給 付 等	8,901,708	118,439,792	94,698,794	7,538,540	16,202,458
食事療養（再掲）	64,308	697,212	247,996	248,520	200,696
食 事 療 養	187		817	-817	-
療 養 費					
療 養 費	32,836	592,623	474,349	78,836	39,437
海 外 療 養 費（再掲）	404	13,266	10,490	2,151	625
移 送 費	15	535	535	-	-
計	8,934,746	119,032,950	95,174,495	7,616,559	16,241,896

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（1）
（令和5年度）

【全国（国保組合）計】

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	千円	千円	千円	千円
	食事療養・生活療養（再掲）	34,113,548	575,025,722	409,908,888	144,208,927	20,907,908
		236,479	3,704,121	1,289,527	2,319,227	95,367
療養費等	食事療養・生活療養	264		2,519	-2,519	-
	診療費	11,513	250,438	182,480	64,660	3,299
	補装具	20,795	705,035	506,605	195,251	3,179
	柔道整復師	962,731	5,792,304	4,082,037	1,686,328	23,939
	アンマ・マッサージ	6,489	177,118	126,798	43,965	6,355
	ハリ・キュウ	36,373	374,480	265,723	105,919	2,838
	その他	34	6,205	4,505	1,700	-
	小計	1,037,935	7,305,581	5,168,149	2,097,822	39,610
	海外療養費（再掲）	89	6,072	4,321	1,717	34
	移送費	16	1,054	1,027	27	-
計		35,151,763	582,332,356	415,080,582	146,304,257	20,947,517

（2）前期高齢者分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	千円	千円	千円	千円
	食事療養・生活療養（再掲）	6,528,753	157,442,509	114,720,297	41,087,223	1,634,989
		75,178	1,398,406	501,682	889,095	7,630
療養費等	食事療養・生活療養	142		1,395	-1,395	-
	療養費	142,926	1,217,176	890,587	323,010	3,580
	海外療養費（再掲）	2	73	58	15	-
	移送費	3	152	125	27	-
計		6,671,824	158,659,837	115,612,404	41,408,864	1,638,568

（3）70歳以上一般分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	千円	千円	千円	千円
	食事療養・生活療養（再掲）	1,976,091	50,384,415	40,090,033	9,978,639	315,744
		25,654	524,385	201,990	319,687	2,707
療養費等	食事療養・生活療養	127		1,266	-1,266	-
	療養費	42,322	394,342	315,692	77,670	979
	海外療養費（再掲）	1	69	55	14	-
	移送費	1	25	25	-	-
計		2,018,541	50,778,782	40,407,017	10,055,043	316,723

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	千円	千円	千円	千円
	食事療養・生活療養（再掲）	1,268,845	31,930,649	22,255,203	9,325,344	350,101
		14,923	253,938	80,869	171,993	1,076
療養費等	食事療養・生活療養	-		-	-	-
	療養費	25,839	229,526	160,626	68,155	745
	海外療養費（再掲）	-	-	-	-	-
	移送費	-	-	-	-	-
計		1,294,684	32,160,175	22,415,829	9,393,500	350,846

（5）未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	千円	千円	千円	千円
	食事療養（再掲）	3,005,493	36,859,232	29,401,923	2,618,941	4,838,368
		18,583	179,057	56,791	77,839	44,426
療養費等	食事療養	10		44	-44	-
	療養費	5,674	136,721	109,033	25,944	1,744
	海外療養費（再掲）	10	659	524	101	34
	移送費	3	32	32	-	-
計		3,011,180	36,995,986	29,511,032	2,644,841	4,840,113

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（1）
（令和5年度）

【全国（市町村・国保組合）計】

○保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体（市町村療養の給付等 3月～2月ベース）

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		447,472,155	10,441,492,761	7,668,607,294	2,444,379,533	328,505,934
食事療養・生活療養（再掲）		5,749,702	167,120,064	94,157,722	70,900,454	2,061,887
療養費等	食事療養・生活療養	37,073		294,823	-294,818	-5
	診療費	390,556	8,800,604	6,341,298	2,347,639	111,667
	補装具	296,223	9,810,627	7,269,464	2,373,803	167,360
	柔道整復師	9,270,360	64,477,049	46,973,210	16,831,739	672,101
	アンマ・マッサージ	308,240	9,600,607	7,048,632	1,849,016	702,959
	ハリ・キュウ	607,211	8,240,507	6,039,964	1,895,303	305,240
	その他	10,461	265,673	213,426	29,076	23,170
	小計	10,883,051	101,195,067	73,885,994	25,326,576	1,982,497
	海外療養費（再掲）	9,055	667,252	465,485	198,965	2,803
移送費		313	19,850	18,977	633	240
計		458,392,592	10,542,707,677	7,742,807,089	2,469,411,923	330,488,665

（2）前期高齢者分再掲（市町村療養の給付等 3月～2月ベース）

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		248,243,480	6,050,304,407	4,582,791,628	1,395,172,312	72,340,467
食事療養・生活療養（再掲）		3,288,420	85,986,081	45,214,760	40,219,749	551,571
療養費等	食事療養・生活療養	17,707		147,844	-147,924	80
	療養費	5,070,518	49,290,652	37,395,116	11,477,543	417,993
	海外療養費（再掲）	1,842	161,283	113,163	47,913	207
	移送費	154	5,493	5,262	230	-
計		253,331,859	6,099,600,552	4,620,339,851	1,406,502,161	72,758,540

（3）70歳以上一般分再掲（市町村療養の給付等 3月～2月ベース）

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		147,698,660	3,666,869,363	2,920,419,139	716,732,979	29,717,246
食事療養・生活療養（再掲）		2,037,208	53,156,445	28,305,633	24,532,731	318,081
療養費等	食事療養・生活療養	12,944		114,870	-114,865	-5
	療養費	2,873,775	28,893,187	23,122,786	5,589,435	180,966
	海外療養費（再掲）	697	60,422	48,320	12,002	99
	移送費	78	2,172	2,153	19	-
計		150,585,457	3,695,764,723	2,943,658,948	722,207,568	29,898,207

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲（市町村療養の給付等 3月～2月ベース）

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		12,495,168	283,990,102	197,953,052	82,804,092	3,232,959
食事療養・生活療養（再掲）		135,371	2,494,003	784,535	1,695,819	13,649
療養費等	食事療養・生活療養	18		214	-214	-
	療養費	277,049	2,546,792	1,782,203	751,563	13,026
	海外療養費（再掲）	64	5,778	4,045	1,733	-
	移送費	6	176	176	-	-
計		12,772,241	286,537,070	199,735,645	83,555,441	3,245,985

（5）未就学児分再掲（市町村療養の給付等 3月～2月ベース）

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		11,907,201	155,299,025	124,100,717	10,157,481	21,040,827
食事療養（再掲）		82,891	876,269	304,787	326,359	245,123
療養費等	食事療養	197		861	-861	-
	療養費	38,510	729,344	583,382	104,780	41,182
	海外療養費（再掲）	414	13,924	11,013	2,252	659
	移送費	18	567	567	-	-
計		11,945,926	156,028,936	124,685,527	10,261,400	21,082,009

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（2）
（令和5年度）

【全国（市町村）計】

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分				他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総数	件数	1,219,528	7,070,524	1,742,525	1,567,763	3,037,904	3,379,691	1,585,864	19,603,799	10,085,963
	高額療養費（千円）	27,380,967	59,010,651	178,976,375	134,876,404	444,879,590	124,227,523	146,573,206	1,115,924,717	1,003,245,326
（再掲） 前期 高齢者分	件数	768,586	6,828,821	742,182	742,441	2,031,484	2,956,733	883,935	14,954,182	
	高額療養費（千円）	14,352,963	51,322,955	80,168,431	57,759,408	285,555,537	95,417,626	55,889,554	640,466,472	
（再掲） 70歳以上 一般分	件数	416,580	6,562,628	165,352	396,775	1,395,963	2,702,752	687,646	12,327,696	
	高額療養費（千円）	4,540,863	44,068,134	13,240,956	26,391,558	162,106,486	77,259,883	30,216,456	357,824,336	
（再掲） 70歳以上現役 並み所得者分	件数	51,302	75,024	26,794	23,105	55,908	18,110	15,964	266,207	
	高額療養費（千円）	1,757,703	1,896,360	4,000,546	2,160,109	11,404,329	1,575,419	1,773,627	24,568,092	
（再掲） 未就学児分	件数	2,233	4,754	1,695	193	19,278	4,693	16,109	48,955	
	高額療養費（千円）	97,291	203,395	97,441	39,905	1,515,389	300,684	3,105,484	5,359,589	
長期高額特定疾病該当者数								98,872 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	42,219
給付額(千円)	1,043,411

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	60,519	161,998	5,217	-	2,692,359	2,920,093
給付額(千円)	29,062,053	7,277,970	144,669	-	3,091,985	39,576,676

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（2）
（令和5年度）

【全国（国保組合）計】

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分				他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総数	件数	30,221	75,442	53,911	41,554	109,115	58,176	51,873	420,292	274,193
	高額療養費(千円)	1,135,451	1,318,620	6,617,089	3,718,769	18,260,457	3,139,007	7,936,348	42,125,740	38,023,281
(再掲) 前期 高齢者分	件数	15,731	64,804	17,945	17,206	41,978	37,975	16,583	212,222	
	高額療養費(千円)	517,324	816,124	2,244,580	1,460,790	6,951,283	1,647,201	1,640,127	15,277,431	
(再掲) 70歳以上 一般分	件数	5,609	54,655	2,861	5,344	18,480	31,516	8,982	127,447	
	高額療養費(千円)	76,139	460,364	256,299	356,595	2,131,917	1,052,867	478,566	4,812,744	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件数	4,644	5,968	2,928	3,504	6,110	1,614	2,125	26,893	
	高額療養費(千円)	202,822	186,021	457,765	345,592	1,297,314	171,747	262,487	2,923,748	
(再掲) 未就学児分	件数	121	535	95	4	2,917	144	2,869	6,685	
	高額療養費(千円)	5,770	29,631	10,296	675	352,269	23,811	741,957	1,164,410	
長期高額特定疾病該当者数								3,038 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	32
給付額(千円)	1,941

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	18,801	4,807	65,815	2,422	140,650	232,495
給付額(千円)	9,174,005	427,150	5,873,931	644,247	4,808,961	20,928,292

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（2）
（令和5年度）

【全国（市町村・国保組合）計】

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分				他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総数	件数	1,249,749	7,145,966	1,796,436	1,609,317	3,147,019	3,437,867	1,637,737	20,024,091	10,360,156
	高額療養費（千円）	28,516,418	60,329,271	185,593,464	138,595,173	463,140,048	127,366,530	154,509,554	1,158,050,457	1,041,268,607
（再掲） 前期 高齢者分	件数	784,317	6,893,625	760,127	759,647	2,073,462	2,994,708	900,518	15,166,404	
	高額療養費（千円）	14,870,287	52,139,079	82,413,011	59,220,198	292,506,820	97,064,827	57,529,681	655,743,904	
（再掲） 70歳以上 一般分	件数	422,189	6,617,283	168,213	402,119	1,414,443	2,734,268	696,628	12,455,143	
	高額療養費（千円）	4,617,002	44,528,497	13,497,255	26,748,153	164,238,403	78,312,750	30,695,022	362,637,080	
（再掲） 70歳以上現役 並み所得者分	件数	55,946	80,992	29,722	26,609	62,018	19,724	18,089	293,100	
	高額療養費（千円）	1,960,525	2,082,380	4,458,311	2,505,701	12,701,644	1,747,166	2,036,115	27,491,840	
（再掲） 未就学児分	件数	2,354	5,289	1,790	197	22,195	4,837	18,978	55,640	
	高額療養費（千円）	103,061	233,026	107,737	40,580	1,867,658	324,495	3,847,441	6,523,999	
長期高額特定疾病該当者数								101,910 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	42,251
給付額(千円)	1,045,352

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	79,320	166,805	71,032	2,422	2,833,009	3,152,588
給付額(千円)	38,236,058	7,705,119	6,018,599	644,247	7,900,946	60,504,969

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（3）
（令和5年度）

【全国（市町村）計】

5. 療養の給付等内訳

（1）全体（3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
診療費	入院	5,798,933	92,529,218	3,652,389,519
	入院外	211,271,491	312,522,645	3,500,539,369
	歯科	50,536,580	82,583,936	669,012,276
	小計	267,607,004	487,635,799	7,821,941,164
調剤		144,072,063	(169,250,911 枚)	1,738,089,337
食事療養・生活療養		(5,513,223)	(246,692,252 回)	163,415,943
訪問看護		1,679,540	12,307,544	143,020,594
合計		413,358,607	499,943,343	9,866,467,039

（2）前期高齢者分再掲（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
診療費	入院	3,352,652	48,375,203	2,244,130,168
	入院外	124,862,426	185,056,649	2,106,829,554
	歯科	27,971,762	46,347,448	370,736,952
	小計	156,186,840	279,779,300	4,721,696,674
調剤		85,021,153	(98,352,463 枚)	1,033,489,229
食事療養・生活療養		(3,213,242)	(125,484,824 回)	84,587,674
訪問看護		506,734	4,309,525	53,088,321
合計		241,714,727	284,088,825	5,892,861,899

（3）70歳以上一般分再掲（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
診療費	入院	2,099,108	30,163,450	1,403,690,320
	入院外	75,571,439	113,071,308	1,280,328,298
	歯科	16,178,692	26,999,561	216,963,392
	小計	93,849,239	170,234,319	2,900,982,010
調剤		51,577,084	(59,744,140 枚)	630,670,120
食事療養・生活療養		(2,011,554)	(78,003,005 回)	52,632,060
訪問看護		296,246	2,582,192	32,200,758
合計		145,722,569	172,816,511	3,616,484,948

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
診療費	入院	126,380	1,361,199	89,160,204
	入院外	5,801,757	8,360,960	95,237,328
	歯科	1,380,940	2,246,697	17,551,929
	小計	7,309,077	11,968,856	201,949,461
調剤		3,902,156	(4,461,703 枚)	46,164,783
食事療養・生活療養		(120,448)	(3,318,086 回)	2,240,065
訪問看護		15,090	133,124	1,705,145
合計		11,226,323	12,101,980	252,059,454

（5）未就学児分再掲（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
診療費	入院	84,427	579,641	42,721,973
	入院外	4,716,943	6,773,573	50,107,984
	歯科	640,065	811,343	6,494,508
	小計	5,441,435	8,164,557	99,324,465
調剤		3,442,243	(4,691,347 枚)	16,954,851
食事療養・生活療養		(64,308)	(1,111,325 回)	697,212
訪問看護		18,030	108,425	1,463,264
合計		8,901,708	8,272,982	118,439,792

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（3）
（令和5年度）

【全国（国保組合）計】

5. 療養の給付等内訳

（1）全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	261,072	2,401,744	158,901,912
	入院外	17,518,299	23,724,467	234,971,416
	歯科	4,641,842	7,080,331	58,296,642
	小計	22,421,213	33,206,542	452,169,969
調剤		11,655,143	(13,525,328 枚)	116,181,589
食事療養・生活療養		(236,479)	(5,569,646 回)	3,704,121
訪問看護		37,192	245,757	2,970,043
合計		34,113,548	33,452,299	575,025,722

（2）前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	79,459	852,923	56,386,753
	入院外	3,417,053	4,884,865	59,470,497
	歯科	753,437	1,248,196	10,058,703
	小計	4,249,949	6,985,984	125,915,952
調剤		2,271,918	(2,609,122 枚)	29,381,176
食事療養・生活療養		(75,178)	(2,071,273 回)	1,398,406
訪問看護		6,886	60,063	746,975
合計		6,528,753	7,046,047	157,442,509

（3）70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	27,107	314,961	19,017,554
	入院外	1,042,294	1,530,628	18,605,281
	歯科	201,091	345,799	2,843,921
	小計	1,270,492	2,191,388	40,466,756
調剤		702,954	(810,899 枚)	9,105,059
食事療養・生活療養		(25,654)	(772,366 回)	524,385
訪問看護		2,645	23,440	288,215
合計		1,976,091	2,214,828	50,384,415

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	15,779	156,709	11,401,999
	入院外	663,312	941,253	12,071,342
	歯科	153,551	249,477	1,975,793
	小計	832,642	1,347,439	25,449,133
調剤		434,799	(498,995 枚)	6,064,948
食事療養・生活療養		(14,923)	(374,965 回)	253,938
訪問看護		1,404	12,913	162,629
合計		1,268,845	1,360,352	31,930,649

（5）未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	24,789	152,879	12,051,745
	入院外	1,581,773	2,302,670	16,460,729
	歯科	210,736	250,925	2,016,964
	小計	1,817,298	2,706,474	30,529,438
調剤		1,183,662	(1,591,712 枚)	5,775,270
食事療養・生活療養		(18,583)	(277,212 回)	179,057
訪問看護		4,533	28,114	375,468
合計		3,005,493	2,734,588	36,859,232

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表集計表（3）
（令和5年度）

【全国（市町村・国保組合）計】

5. 療養の給付等内訳

（1）全体（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
		件	日	千円
診療費	入院	6,060,005	94,930,962	3,811,291,431
	入院外	228,789,790	336,247,112	3,735,510,785
	歯科	55,178,422	89,664,267	727,308,918
	小計	290,028,217	520,842,341	8,274,111,134
調剤		155,727,206	(182,776,239 枚)	1,854,270,926
食事療養・生活療養		(5,749,702)	(252,261,898 回)	167,120,064
訪問看護		1,716,732	12,553,301	145,990,637
合計		447,472,155	533,395,642	10,441,492,761

（2）前期高齢者分再掲（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
		件	日	千円
診療費	入院	3,432,111	49,228,126	2,300,516,920
	入院外	128,279,479	189,941,514	2,166,300,050
	歯科	28,725,199	47,595,644	380,795,655
	小計	160,436,789	286,765,284	4,847,612,626
調剤		87,293,071	(100,961,585 枚)	1,062,870,405
食事療養・生活療養		(3,288,420)	(127,556,097 回)	85,986,081
訪問看護		513,620	4,369,588	53,835,295
合計		248,243,480	291,134,872	6,050,304,407

（3）70歳以上一般分再掲（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
		件	日	千円
診療費	入院	2,126,215	30,478,411	1,422,707,874
	入院外	76,613,733	114,601,936	1,298,933,579
	歯科	16,379,783	27,345,360	219,807,313
	小計	95,119,731	172,425,707	2,941,448,766
調剤		52,280,038	(60,555,039 枚)	639,775,180
食事療養・生活療養		(2,037,208)	(78,775,371 回)	53,156,445
訪問看護		298,891	2,605,632	32,488,973
合計		147,698,660	175,031,339	3,666,869,363

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
		件	日	千円
診療費	入院	142,159	1,517,908	100,562,203
	入院外	6,465,069	9,302,213	107,308,669
	歯科	1,534,491	2,496,174	19,527,721
	小計	8,141,719	13,316,295	227,398,594
調剤		4,336,955	(4,960,698 枚)	52,229,731
食事療養・生活療養		(135,371)	(3,693,051 回)	2,494,003
訪問看護		16,494	146,037	1,867,774
合計		12,495,168	13,462,332	283,990,102

（5）未就学児分再掲（市町村 3月～2月ベース）

		件数	日数	費用額
		件	日	千円
診療費	入院	109,216	732,520	54,773,718
	入院外	6,298,716	9,076,243	66,568,713
	歯科	850,801	1,062,268	8,511,472
	小計	7,258,733	10,871,031	129,853,903
調剤		4,625,905	(6,283,059 枚)	22,730,121
食事療養・生活療養		(82,891)	(1,388,537 回)	876,269
訪問看護		22,563	136,539	1,838,732
合計		11,907,201	11,007,570	155,299,025

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） E 表集計表
退職者医療にかかる一般状況・経理状況
（ 令和 5 年度 ）

【全国（市町村）計】

○一般状況

		本年度末現在	
			（再掲）未就学児
世 帯 数	単 独 世 帯	3	
	混 合 世 帯	3	
退 職 被 保 険 者 等 数	退 職 被 保 険 者	6	
	被 扶 養 者	-	-
	計	6	-

		年度平均 （3～2ベース）	
			（再掲）未就学児
世 帯 数	単 独 世 帯	4	
	混 合 世 帯	3	
退 職 被 保 険 者 等 数	退 職 被 保 険 者	7	
	被 扶 養 者	-	-
	計	7	-

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入			支 出		
科 目		収入額	科 目		支出額
保険料 (税)	医 療 給 付 費 分	132,676	医 療 給 付 費	療 養 給 付 費	12,420
保 険 給 付 費 等 交 付 金（普通交付金）		2,801,875		療 養 費	50
そ の 他 の 収 入		194,013		小 計	12,470
合 計		3,128,564		高 額 療 養 費	3,375
				高 額 介 護 合 算 療 養 費	18
				移 送 費	-
				計	15,863
				国民健康保健事業費納付金（医療給付費分）	268,723
			そ の 他 の 支 出		10,934
			前 年 度 繰 上 充 用 金		-
			合 計		295,520

2. 保険料（税）収納状況（退職被保険者等分）

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
現 年 分	1,688	1,666	-	21	1	-
滞 納 繰 越 分	2,726,416	197,681	50	271,714	2,257,021	16
計	2,728,103	199,346	50	271,735	2,257,022	16

3. 医療給付支払状況（退職被保険者等分）

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療 養 費 給 付 費	計	1,926	12,401	9,921	219	-335
	現 年 度 分（再掲）	2,032	12,366	9,797	209	-328
療 養 費	計	36	44	8	-	-
	現 年 度 分（再掲）	36	44	8	-	-
高 額 療 養 費		2,917	3,372	310	13	-132
高 額 介 護 合 算 療 養 費		-	-	-	-	-
移 送 費		-	-	-	-	-

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） E 表集計表

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

（ 令和 5 年度 ）

【全国（都道府県）計】

○経理状況

1．収入状況及び支出状況

収 入			支 出	
科 目		収入額	科 目	支出額
事業費納付金	医療給付費分	320,392	保険給付費等交付金（普通交付金）	13,570
療養給付費交付金		8,712	療養給付費等交付金償還金	340,020
繰越金		93,064	前年度繰上充用金	-
保険給付費等交付金返還金		71,499	合 計	353,590
合 計		493,667		

2．国民健康保険事業費納付金収納状況

		調 定 額	収 納 額	不 納 欠 損 額	未 収 額
国民健康保険事業費納付金	現 年 分	356,387	356,387	-	-
	滞 納 繰 越 分	-	-	-	-
	計	356,387	356,387	-	-

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） F 表集計表（１）

退職者医療にかかる医療給付状況

（ 令和５年度 ）

【全国（市町村）計】

○保険給付状況

１．医療給付の状況

（１）全体（３月～２月ベース）

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療 養 の 給 付 等		件 111	千円 1,711	千円 1,252	千円 -1,506	千円 1,965
	食 事 療 養（再掲）	6	607	465	135	7
療 養 費 等	食 事 療 養	-		-	-	-
	診 療 費	-	-	-	-	-
	補 装 具	-	-	-	-	-
	柔 道 整 復 師	7	33	24	9	0
	ア ン マ ・ マ ッ サ ー ジ	-	-	-	-	-
	ハ リ ・ キ ュ ウ	-	-	-	-	-
	そ の 他	5	18	13	5	-
	小 計	12	51	36	14	0
	海 外 療 養 費（再掲）	-	-	-	-	-
	移 送 費	-	-	-	-	-
計		123	1,762	1,289	-1,492	1,966

（２）未就学児分再掲（３月～２月ベース）

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療 養 の 給 付 等		件 -	千円 -2	千円 -1	千円 -0	千円 -
	食 事 療 養（再掲）	-	-	-	-	-
療 養 費 等	食 事 療 養	-		-	-	-
	療 養 費	-	-	-	-	-
	海 外 療 養 費（再掲）	-	-	-	-	-
	移 送 費	-	-	-	-	-
計		-	-2	-1	-0	-

２．高額療養費の状況

		合算分		単独分				他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総数	件数	10	5	2	-	18	-13	3	25	23
	高額療養費(千円)	138	74	326	-191	2,263	-32	343	2,921	2,357
（再掲） 未就学児分	件数	-	-	-	-	-	-	-	-	
	高額療養費(千円)	-	-	-	-	-	-	-	-	
長期高額特定疾病該当者数									38 人	

３．高額介護合算療養費の状況

件 数(件)	-
給付額(千円)	-

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表集計表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和5年度）

【全国（市町村）計】

4.療養の給付等内訳

（1）全体（3月～2月ベース）

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	-18	333	-2,997	-3	-14	-1,090
	入院外	21	132	1,052	19	35	21
	歯科	18	24	359	12	22	136
	小計	21	489	-1,586	28	43	-934
調剤		22	(93 枚)	2,048	28	(36 枚)	226
食事療養		(6)	(915 回)	636	(-)	(-35 回)	-29
訪問看護		12	151	1,349	-	-	-
合計		55	640	2,447	56	43	-736

（2）未就学児分再掲（3月～2月ベース）

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	-	-	-1
	入院外	-	-	-
	歯科	-	-	-
	小計	-	-	-1
調剤		-	(- 枚)	-1
食事療養		(-)	(- 回)	-
訪問看護		-	-	-
合計		-	-	-2

国民健康保険制度の概要

1 制度の目的

国民健康保険制度は、原則として被用者保険等の適用者以外の国民すべてを被保険者とし、その疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行い、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2 保険者

保険者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）と国民健康保険組合である。なお、国民健康保険事業の運営に際し、複数の市町村で一部事務組合又は広域連合により実施しているところがある。

- (1) 都道府県及び市町村には国民健康保険を行う義務が課せられている。

なお、昭和59年10月から、後述する3の(1)のなお書きのとおり、それらの高齢退職者に係る医療について給付と負担の不合理を是正するための退職者医療制度が実施され、その運営は都道府県及び市町村が行うこととされている。

- (2) 国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者で組織する団体で、都道府県及び市町村が行う国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさないと認められるときに限って、都道府県知事の認可を受けて設立することができる。

3 被保険者

- (1) 市町村の場合

都道府県の区域内に住所を有する者は、すべて被保険者とする。ただし、次に掲げる者は除く。

- (ア) 健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職共済組合の被保険者又は組合員等及びその被扶養者
- (イ) 健康保険法第3条第2項の規定による被保険者で日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及びその被扶養者
- (ロ) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- (エ) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (オ) 国民健康保険組合の被保険者
- (カ) 日本の国籍を有しない者であって、住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民以外のもの（出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）に定める在留資格を有する者であって既に被保険者の資格を取得しているもの及び厚生労働大臣が別に定める者を除く。）
- (キ) 日本の国籍を有しない者であって、入管法に基づき、病院又は診療所に入院し疾病又は傷害について医療を受ける活動を行うもの及び当該入院の前後に当該疾病又は傷害について

継続して医療を受ける活動を行うもの並びにこれらの者の日常生活上の世話をする活動を行うもの（(ハ)に該当する者を除く。）

(ケ) 日本の国籍を有しない者であつて、入管法に基づき、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（十八歳以上の者に限り、(ハ)に該当する者を除く。）

(ク) 日本の国籍を有しない者であり、かつ、(ケ)に該当する者に同行する配偶者であつて、入管法に基づき、本邦において一年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（(ハ)及び(ケ)に該当する者を除く。）

(コ) その他特別の事由がある者で市町村の条例で定めるもの

なお、平成26年度までの間において、市町村が行う国民健康保険の被保険者であつて、65歳未満であり、かつ、厚生年金保険若しくは各種共済組合の老齢又は退職を支給事由とする年金又は恩給等を受給できる者であつて、加入期間が20年以上である者又は40歳以降の加入期間が10年以上の者については、「退職被保険者」として経過措置が設けられている。以下、退職被保険者及びその被扶養者を「退職被保険者等」といい、それ以外の被保険者を「一般被保険者」という。

(2) 国民健康保険組合の場合

組合員及び組合員の世帯に属する者を被保険者とする。ただし、市町村の適用除外の事由（(1)の(ウ)を除く。）に該当する者及び他の組合が行う国民健康保険の被保険者は除かれる。なお、国民健康保険組合については、市町村の適用除外の事由（(1)の(ウ)及び(エ)を除く。）に該当する者は組合員になることはできない。

4 保険給付

(1) 保険給付の種類

保険給付の種類は、保険事故によって異なり、疾病又は負傷に関しては療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに出産に関しては出産育児一時金の支給を、死亡に関しては葬祭費の支給（又は葬祭の給付）を行う。ただし出産育児一時金及び葬祭費の支給については特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

これらのほかに、出産手当金、傷病手当金等の給付を行うことができる。

なお、世帯主が災害その他の特別の事情がないのに1年以上保険料（税）を滞納している場合は、保険者は、世帯主にその世帯の被保険者証を返還させ、代わりに被保険者資格証明書（原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び高校生世代以下の者については有効期間6月の被保険者証）を交付する。この場合、被保険者資格証明書に係る者については、療養の給付、保険外併用療養費等の支給は行われず、代わりに特別療養費が支給される。

(2) 療養の給付

ア 種類

(イ)診察 (ロ)薬剤又は治療材料の支給 (ハ)処置、手術その他の治療 (ニ)居宅における療養上の

管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (㌠)病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護を行う。

イ 保険医療機関等

療養の給付は、健康保険法に規定された保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で受けるものとし、療養は登録を受けた医師若しくは歯科医師又は薬剤師（保険医、保険薬剤師）が担当する。

ウ 一部負担金

保険医療機関等において療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、当該保険医療機関等に一部負担金を支払わなければならない。一般被保険者、退職被保険者及びその被扶養者の一部負担金の額は、療養の給付に要する費用の額の3割相当額である。ただし、義務教育就学前の者については2割相当額、70歳以上の高齢者については、一般の者は2割相当額（平成26年3月までに70歳に達した者については予算措置により1割相当額）、現役並み所得者は3割相当額である。なお、一部負担金は保険者が条例又は規約によって、その割合を減ずることができるものとされている。

なお、保険者は特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等の一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対しては、一部負担金の減免及び徴収猶予の措置を採ることができる。

エ 標準負担額

被保険者は入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、保険医療機関等に標準負担額を支払わなければならない。入院時食事療養費の標準負担額は平均的な家計における食材料費相当を勘案して厚生労働大臣が定めており、一食につき460円（市町村民税非課税世帯に属する被保険者（以下「低所得者」という。）210円、低所得者であって90日を超えて入院している者160円、低所得者であって所得が一定の基準に満たない70歳以上の者100円）とされている。

なお、平成18年10月以降、70歳以上（平成20年4月からは65歳以上の被保険者に改正）の療養病床に入院している者の標準負担額は、平均的な家計における食材料費及び調理コスト相当を勘案して定めており、1食につき460円もしくは420円（低所得者210円、低所得者であって所得が一定の基準に満たない者130円）とされている。

また、65歳以上の医療療養病床に入院する患者の入院時生活療養費の標準負担額は平均的な家計における光熱水費相当を勘案して定めており、1日につき370円、境界層措置が適用される者の食費及び居住費については、1食100円、1日0円とされている。

オ 診療報酬

保険者は、保険医療機関等に対し、療養の給付に関する費用を支払う。その額は、療養の給付に要する費用の額から、被保険者が支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額である。

この療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法の規定による厚生労働大臣

の定め（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）の例によることとされている。保険者は都道府県知事の認可を受け、保険医療機関等との契約により、療養の給付に要する費用の額の割引等の定めをすることができる。

保険者は、保険医療機関等からの療養の給付に要する費用の額の請求があったときは、健康保険法による保険医療機関及び保険医療費担当規則並びに健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の定めにも照らして審査したうえ支払うものとされている。この審査及び支払に関する事務は、都道府県の国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができ、現在全保険者が、この事務の委託を行っている。

(3) 入院時食事療養費

保険医療機関に入院している被保険者が、入院に係る給付に併せて食事療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、入院時食事療養費が支給される。

その額は、当該食事療養につき算定した費用の額から食事療養標準負担額を控除した額とされている。入院時食事療養費は、その支給すべき額の限度において、保険者が世帯主又は組合員に代わり、保険医療機関に対し支払をなすことができる。

(4) 入院時生活療養費

療養病床に入院している65歳以上の被保険者が、入院に係る給付に併せて生活療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、入院時生活療養費が支給される。

その額は、当該生活療養につき算定した費用の額から生活療養標準負担額を控除した額とされている。入院時生活療養費は、その支給すべき額の限度において、保険者が世帯主又は組合員に代わり、保険医療機関に対し支払をなすことができる。

(5) 保険外併用療養費

被保険者が自己の選定する保険医療機関等について評価療養又は選定療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、保険外併用療養費が支給される。

なお、評価療養は将来的な保険導入のための評価を行うものであり、先進医療や医薬品の治験に係る診療など7項目が指定されている。また、選定療養は保険導入を前提とせず、患者の嗜好、選択に委ねるものであり、特別の療養環境の提供や予約診療などの10項目が指定されている。

支給される額は、当該療養につき厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から、一部負担金に相当する額を控除した額とされている（食事療養又は生活療養が含まれる場合には、それぞれ当該療養につき厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額との合計額とされている。）。保険外併用療養費は、その支給すべき額の限度において、保険者が世帯主又は組合員に代わり、保険医療機関に対し支払をなすことができる。

(6) 療養費

保険者は、次の場合には療養の給付等に代えて療養費を支給することができる。

ア 療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき。

イ 被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所又は薬局その他の者について診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合で、保険者がやむ得ないものと認めるとき。

ウ 被保険者が、被保険者証を提出しないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合で、被保険者証を提出しなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるとき。

療養費の額は、診療報酬の場合と同様の方法で算定された療養に要する費用の額（現に療養に要した費用の額を限度とする。）から、その額に一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した額を基準として保険者が定める。

(7) 訪問看護療養費

被保険者が指定訪問看護事業者について指定訪問看護を受けたときは、訪問看護療養費が支給される。

訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき厚生労働大臣の定め例により算定される額から、その額に一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した額である。

(8) 特別療養費

被保険者資格証明書の交付を受けている世帯に属する被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けたときは、特別療養費が支給される。

特別療養費の額は、診療報酬の場合と同様の方法で算定された療養に要する費用の額（現に療養に要した費用の額を限度とする。）から、その額に一部負担金の割合を乗じて得た額を控除した額である。

(9) 移送費

被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定された額（現に移送に要した額を限度とする。）が支給される。

(10) 高額療養費

【平成30年8月以降】

ア 70歳未満の場合、被保険者が、同一の月に同一の病院等において受けた療養に係る一部負担金等の額が21,000円以上のものを合算した額が所得区分に応じた自己負担額を超える場合に、その超える額が支給される。なお、この場合において、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が901万円を超える世帯の被保険者にあつては、 $252,600円 + (医療費 - 842,000円) \times 1\%$ 、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が600万円を超え、901万円以下の世帯の被保険者にあつては、 $167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$ 、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が210万円を超え、600万円以下の世帯の被保険者にあつては、 $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$ 、世帯に属する基準所得額の合計額が210万円以下の世帯の被保険者にあつては、57,600円、世帯主及び世帯に属するすべての被保険者について市町村民税が課されない世帯又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される世帯の被保険者（以下「低所得者」という。）にあつては、35,400円を超える額が支給される。

70歳以上の場合、現役並み所得者の外来療養に係る算定基準額（57,600円）を廃止するとともに、住民税の課税所得が690万円以上の被保険者（現役並み所得区分Ⅲ）にあつては、252,600円＋（医療費－842,000円）×1%、住民税の課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者（現役並み所得区分Ⅱ）にあつては、167,400円＋（医療費－558,000円）×1%、住民税の課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者（現役並み所得区分Ⅰ）にあつては、80,100円＋（医療費－267,000円）×1%、一般区分の被保険者にあつては、外来については18,000円、入院については57,600円、低所得者にあつては、外来については8,000円、入院については24,600円または15,000円とされている。

イ 被保険者が、療養に要する期間が著しく長期にわたり、一定の高額な治療を継続して行うことを必要とする疾病であつて厚生労働大臣の定めるものに係る療養を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が保険者の認定を受けており、かつ、同一の月に同一の病院等につき受けた療養に係る一部負担金等の額が10,000円（人工腎臓を実施している慢性腎不全の、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が600万円を超える世帯の被保険者については20,000円）を超える場合に、その超える額が支給される。

厚生労働大臣の定める疾病としては、人工腎臓を実施している慢性腎不全、血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）が定められている。

なお、この場合、保険者は、高額療養費として被保険者に支給すべき額を保険医療機関等に支払うこととされている。

ウ 70歳未満の場合、被保険者が療養を受けた場合において、当該療養のあつた月以前の12か月以内に、既に3回以上高額療養費が支給されているときは、4回目以降は一部負担金等の額が21,000円以上のものを合算した額から44,400円を控除した額が支給される。なお、この場合において、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が901万円を超える世帯の被保険者にあつては、44,400円とあるのは140,100円、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が600万円を超え、901万円以下の世帯の被保険者にあつては、44,400円とあるのは93,000円、低所得者にあつては、44,400円とあるのは24,600円とされている。

70歳以上の場合、一般区分と現役並み所得区分Ⅰについては自己負担限度額が44,400円、現役並み所得区分Ⅲについては140,100円、現役並み所得区分Ⅱについては93,000円とされている。

エ 70歳以上の一般または低所得者については、8月1日から7月31日の1年間の計算期間中に、一般または低所得者の所得区分であつた月の外来療養に係る自己負担額（月の高額療養費支給後のなお残る自己負担額）の合計額が144,000円を超えた場合に支給される。

オ 75歳到達月については、誕生日前の国民健康保険と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来の2分の1とする。

(11) 高額介護合算療養費

ア 高額介護合算療養費は、計算期間（前年8月1日から当年7月31日までの期間）の末日（以下「基準日」という。）に属する医療保険上の世帯を単位として、当該世帯に属する者が計算期間内に負担した自己負担額の合算額が、介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合に支給される。ただし、医療保険又は介護保険に係る自己負担額のいずれかが零である場合は支給されない。

イ 介護合算算定基準額については、70歳未満の場合、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が901万円を超える世帯は212万円、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が600万円を超え、901万円以下の世帯は141万円、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が210万円を超え、600万円以下の世帯は67万円、世帯に属する被保険者の基準所得額の合計額が210万円以下の世帯は60万円、低所得者（基準日の属する年度の前年度分の市町村民税が課されない場合又は市町村の条例で定めるところにより市町村民税が免除される場合）は34万円となっている。

また、70歳以上の場合、所得区分が一般区分（他の所得区分のいずれにも該当しない場合）の世帯は56万円、現役並み所得区分Ⅲは212万円、現役並み所得区分Ⅱは141万円、現役並み所得区分Ⅰは67万円、低所得者については31万円もしくは19万円となっている。

(12) 継続給付

国民健康保険の被保険者が健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者となったため資格を喪失した場合で、その資格喪失の際、現に療養の給付又は介護保険法の規定による指定居宅サービス等（療養に相当するものに限る。）を受けているときは、健康保険法又は介護保険法による受給要件を満たすまでの間、当該疾病又は負傷及びこれによって発した疾病について継続してもとの保険者から療養の給付等を受けることができる。

(13) その他の給付

その他の保険給付として、出産育児一時金の支給、葬祭費の支給（葬祭の給付）のほか、傷病手当金等の支給があり、これらの給付の要件、内容、受給手続に関する事項などはすべて保険者ごとに条例又は規約で定める。

(14) 保険給付の支払の一時差止め

保険者は、世帯主が災害その他の特別の事情がないのに保険料（税）を1年半の間滞納しているときは、被保険者が平成21年10月1日以降に出産したときに支給する出産育児一時金以外の保険給付の支払を一時差し止めることとされている。

5 費 用

(1) 保険料（税）

保険料は、国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、市町村にあっては世帯主から、国民健康保険組合にあっては組合員から保険料を徴収することとされている。

なお、市町村にあっては保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）を課することができる。

ア 一般保険者にかかる保険料（税）の賦課方法

(ア) 賦課総額等

保険料（税）は、基礎賦課総額（当該年度における保険給付費、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用、保健事業に要する費用、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用等の合計額から、当該費用にかかる国や都道府県の負担金等の額を控除した額）、後期高齢者支援金等賦課総額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額（後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る）から、当該費用にかかる国や都道府県の負担金の額を控除した額）及び介護納付金賦課総額（介護保険法第9条第2号に規定された被保険者を対象として、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る）から、当該費用に係る国や都道府県の負担金の額を控除した額）の合計額である。

課税方式としては、4方式（所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割を組み合わせる方式）、3方式（所得割、被保険者均等割、世帯別平等割を組み合わせる方式）、2方式（所得割、被保険者均等割を組み合わせる方式）に従い、所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額を算定し、被保険者世帯に対する賦課（課税）額を算定する。

4 方式	所得割総額
	資産割総額
	被保険者均等割総額
	世帯別平等割総額
3 方式	所得割総額
	被保険者均等割総額
	世帯別平等割総額
2 方式	所得割総額
	被保険者均等割総額

(イ) 所得割額の算定方法

所得割額は、所得割額を(i)の方法により按分して算出する。

- (i) 一般被保険者にかかる地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条2項の規定による基礎控除（43万円）をした後におけるこれらの額の合計額に按分して算定する。

(ロ) 資産割額の算定方法

資産割額は、資産割総額を次の方法のいずれかによって按分し算定する。

- (i) 一般被保険者にかかる固定資産税額に按分して算定する。
- (ii) 固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に按分して算定する。

(ハ) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の算定方法

被保険者均等割額は、被保険者均等割総額を一般被保険者数に按分して算定する。

世帯別平等割額は、世帯別平等割総額を一般被保険者の世帯数（同一の世帯に一般被保険者と退職被保険者等が同居する世帯を含む。）から、特定世帯（特定同一世帯所属者（3の(1)の(ウ)に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、資格喪失後継続して同一の世帯に属する者）の資格喪失後5年を経過するまでの間、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、当該世帯に他の被保険者がいない場合）の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯（特定同一世帯所属者の資格喪失後5年を経過する月の翌月から資格喪失後8年を経過する月までの間、特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって、当該世帯に他の被保険者がいない場合）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分して算定する。

(オ) 賦課（課税）額の限度及び低所得者に対する減額

世帯主（ただし、被保険者でない世帯主を除く）及び当該世帯に属する被保険者について算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額を賦課（課税）額とし、その額が条例に定める限度額（令和5年度：医療分65万円、後期高齢者支援金分22万円、介護分17万円以下）を超えるときは、これを限度額とする。減額の対象となる世帯については、世帯主、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者について算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額（以下「減額対象所得」という。）が、一定金額以下であれば、減額の対象となり、申請行為はなく、課税権者において減額賦課を行う。具体的な基準は、以下のとおりである。

(i) 減額対象所得が市町村民税の基礎控除額（43万円）以下の世帯については、当該年度分の被保険者均等割額又は世帯別平等割額のそれぞれ7割を減額

(ii) (i)以外の世帯で、減額対象所得が市町村民税の基礎控除額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に29万円を乗じて得た額を加算した額以下の世帯については、当該年度分の被保険者均等割額又は世帯別平等割額のそれぞれ5割を減額

(iii) (i)及び(ii)以外の世帯で、減額対象所得が市町村民税の基礎控除額に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に53.5万円を乗じて得た額を加算した額以下の世帯については、当該年度分の被保険者均等割額又は世帯別平等割額のそれぞれ2割を減額

(注) ただし、これらの規定による減額を行うことが困難であると認める市町村においては、(i)の世帯は6割、(ii)の世帯は4割を当該年度分の被保険者均等割額又は世帯別平等割額からそれぞれ減額することができ、さらに、これらの減額を行うことが困難であると認める市町村においては、(i)の世帯は5割、(ii)の世帯は3割を当該年度分の被保険者均等割額又は世帯別平等割額からそれぞれ減額することができることとされている。保険料の賦課方式は保険者において、政令で定める基準に従って条例又は規約の定めると

ころによって取り扱うこととされており、具体的には、おおむね保険税の場合に準じている。

(カ) 未就学児に対する減額

六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）に係る被保険者均等割の2分の1が減額される。申請行為はなく、課税権者において減額賦課を行う。

(キ) 出産した被保険者に対する減額

出産した被保険者に係る産前産後期間相当分（4ヶ月間）の被保険者均等割保険料及び所得割保険料が免除される。申請行為はなく、課税権者において減額賦課を行う。

イ 退職被保険者等に係る保険料（税）

退職被保険者等に係る保険料（税）は、一般被保険者にかかる保険料（税）を算定するのに用いた按分率を退職被保険者等にも用いて、一般被保険者と同様に算定する。

(2) 国庫支出金

国が支出する金額の種類及びその内容は次のとおりである。

ア 療養給付費等負担（補助）金

(ア) 都道府県及び市町村に対する負担金

① 療養給付費等負担金

被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額（以下「医療給付費」という。）から、保険基盤安定繰入金の2分の1に相当する額を控除した額と、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の合算額の100分の32を負担するものである。

② 高額医療費負担金

高額な医療費を都道府県単位で負担調整する事業に要する費用の4分の1を負担するものである。

③ 特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費を都道府県からの拠出金を財源として全国単位で負担調整する事業であり、各都道府県の拠出金の一部を負担するものである。

(イ) 国民健康保険組合に対する補助金

① 療養給付費等補助金

国保組合の医療給付費、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額の合算額の一部を補助するものであり、その補助率は組合の所得水準に応じ100分の32～100分の13である。（ただし、平成9年9月以降に健康保険の適用除外承認を受ける者及びその家族には全国健康保険協会管掌健康保険並の補助率等を運用。）また、組合の財政力等や災害その他特別の事情を勘案して配分する組合普通調整補助金と

組合特別調整補助金を補助することができる。

② 事務費負担金

保険者（国保組合）に対して、通例国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担するものである。

イ 財政調整交付金

国民健康保険の財政を調整するため、医療給付費から保険基盤安定繰入金の2分の1に相当する額を控除した額と、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額との合算額の見込額の100分の9に相当する額と保険基盤安定繰入金の4分の1に相当する額の合算額を都道府県及び市町村に対して交付する。

調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金からなり、その内容は次のとおりである。

（ア） 普通調整交付金

都道府県の一般被保険者に係る所得等を考慮して算定する理論上の保険料収入額が療養給付費等の保険者負担額（国庫負担金等を控除した後の額）に満たない都道府県に対して衡平にその満たない額を補填することを目的とする交付金である。

（イ） 特別調整交付金

災害その他特別の事情がある都道府県及び市町村に対して交付する。

なお、普通調整交付金の総額及び特別調整交付金の総額は、それぞれ調整交付金の総額の9分の7、9分の2とされているが相互融通できる。

ウ 保険者努力支援制度交付金

被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援するため、都道府県に対し、予算の範囲内において交付する。

エ 国民健康保険組合出産育児一時金等補助金

（ア） 出産育児一時金補助金

国保組合の出産育児一時金の支給に要する費用の一部を補助するものである。

（イ） 高額医療費共同事業補助金

高額な医療費を国保組合間で負担調整する事業に要する費用の一部を補助するものである。

オ 国民健康保険団体連合会等補助金

国民健康保険団体連合会及び国民健康保険中央会が行う国民健康保険の診療報酬の審査、支払の事務等に要する費用の一部等を補助する。

（3） 保険基盤安定繰入金

ア 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）

市町村国保の被保険者の保険料（税）の軽減相当額を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険料（税）負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度であり、負担割合は都道府県4分の3、市町村4分の1である。

イ 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）

市町村国保の保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、主に中間所得層の保険料（税）負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度であり、負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1である。

(注)保険料（税）の軽減制度

- a 被保険者のうち、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額及び事業専従者控除額の調整前のものをいう。b、cにおいて同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が43万円以下である世帯について当該年度の被保険者均等割額及び世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額
- b 被保険者のうち、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が43万円を超え、43万円と29万円に被保険者数及び特定同一世帯所属者数の合計数を乗じて得た額との合計額を超えない世帯について当該年度の被保険者均等割額及び世帯別平等割に10分の5を乗じて得た額
- c 被保険者のうち、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が43万円と53.5万円に被保険者数及び特定同一世帯所属者数の合計数を乗じて得た額との合計額を超えない世帯について当該年度の被保険者均等割額及び世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

(注) 市町村において、これらの規定による減額を行うことが困難であると認める場合、a 中「10分の7」を「10分の6」、b 中「10分の5」を「10分の4」とすることができ、さらに、これらの減額を行うことが困難であると認める場合、a 中「10分の7」を「10分の5」、b 中「10分の5」を「10分の3」とすることができる。

(4) 未就学児均等割保険料（税）繰入金

市町村国保の未就学児の被保険者均等割保険料（税）の軽減相当額を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、子育て世代の保険料（税）負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度であり、負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1である。

(5) 産前産後保険料（税）繰入金

市町村国保の出産した被保険者に係る産前産後期間に係る保険料（税）の軽減相当額を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、子育て世代の保険料（税）負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度であり、負担割合は国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1である。

6 療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額は、退職被保険者等に係る医療給付に要する費用の額と調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を合算した額から退職被保険者等にかかる保険料（税）に相当する額の合算額から当該保険料（税）に係る介護納付

金の納付に要する費用に相当する額の合算額を控除した額を控除した額である。

7 療養給付費等拠出金

(1) 療養給付費等拠出金の徴収及び納付義務

ア 社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）は、退職者医療関係業務及び基金の業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、毎年度、被用者保険等保険者から、拠出金（療養給付費等拠出金及び事務費拠出金）を徴収する。

イ 被用者保険等の保険者は、拠出金を納付する義務を負う。

(2) 療養給付費等拠出金の額

各被用者保険等保険者の拠出金の額は、毎年度における療養給付費等交付金の交付に要する費用の額及び基金の業務の処理に要する費用の額について、それぞれ被用者保険等保険者ごとの標準報酬総額により按分した額とし、療養給付費等拠出金については、概算及び確定により算定するものとする。

8 基金の退職者医療関係業務

基金は、被用者保険等保険者からの拠出金の徴収、都道府県に対する療養給付費等交付金の交付等の退職者医療関係業務を行うこととされている。

9 保健事業

市町村及び組合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

10 国民健康保険団体連合会

(1) 設立の目的

保険者が共同してその目的を達成するため必要な事業を行うことを目的とする。

(2) 性格及び組織

国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、その区域における保険者をもって会員とする公法人である。都道府県の区域を区域とする連合会に、その区域内の3分の2以上の保険者が加入したときは、その区域内のその他の保険者はすべてその連合会の会員となる。

(3) 事業

連合会の事業の主なものは次のとおりである。

ア 保険者の事務の共同処理

イ 診療報酬の審査及び支払

ウ 国民健康保険運営資金の融資

エ 国民健康保険に関する調査及び研究

オ 特定健康診査・特定保健指導に関する事業

カ 保健事業

キ その他目的を達成するために必要な事業

(4) 診療報酬審査委員会

ア 診療報酬審査委員会の設置

診療報酬請求書の審査を行うため、都道府県の区域を区域とする連合会に国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「審査委員会」という。）が置かれている。

イ 審査委員会の組織

審査委員会は、同数の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもって組織する。委員は都道府県知事が委嘱する。

ウ 委員の任期

審査委員会の委員の任期は2年である。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされている。

エ 審査委員会の権限

審査委員会は、診療報酬請求書の審査を行うため必要があると認められるときは、都道府県知事の承認を得て、保険医療機関等に対して報告、帳簿類等の提出若しくは提示を求め又は保険医療機関等の開設者、管理者、保険医、保険薬剤師に対して、出頭若しくは説明を求めることができる。

11 権利の救済

(1) 不服の申立て

保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他国民健康保険法に規定する徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会（以下「審査会」という。）に審査請求することができる。

(2) 審査会の設置

審査会は、各都道府県に置かれている。

(3) 組 織

審査会は、被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各3名をもって組織する。

(4) 委員の任期

委員の任期は3年である。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とされている。

(5) 審査請求の手續等

審査請求は、処分をした保険者の所在地の都道府県の審査会に対して行う。審査請求のできる期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではない。

国民健康保険制度の沿革

第一次大戦は、わが国の経済界全般にわたって異常な大好況をもたらしたが、その反動として大正末期から昭和初期にかけて著しい不景気に見舞われた。それに加えて、昭和4年10月アメリカの株価暴落を発端として世界恐慌が始まり、不況にあえいでいた我が国の経済界は、計り知れない打撃を被った。この恐慌で最も痛手を受けたのは農村であるといつてよい。農作物の価格が暴落したため、農村の収入は半減（大正14年から昭和4年までの5年間の農村の平均収入は35億4,800万円であったが昭和5年度の収入は約18億8,800万円であった。）し、農家経済を圧迫したほか、百数十万といわれた失業者群が帰農して農村の過剰人口に拍車をかけることになったので、農村恐慌の深刻さは目を覆わしめる状態となった。

農村の経済更正を推し進めるに当たり農家の家計調査が実施されたが、その結果によれば、農家の経営は赤字が続き負債が多く、しかもこのうち医療費の占める割合が著しく高くなっていることが明らかとなったのである。

そこで農村における貧困と疾病の連鎖関係の切断、医療の確保、さらに医療費の軽減のための政策を立案する必要性が生じ、その方策として考えられたのが国民健康保険制度の構想である。

国民健康保険制度の構想は、保険のシステムによって広く一般国民の健康を保障するということにあった。その当時においても古くから農村の医療共済組合がかなり発達していたばかりでなく、既に昭和2年から実施されていた健康保険の制度が労働者の保護に偉大な効果を示しはじめており、さらに海外でもデンマーク、スウェーデンなどにおいて一般国民を対象とする国民健康保険制度が設けられて多くの成果を挙げていたことが我が国の国民健康保険制度の創設に当たって大きな示唆を与えた。

国民健康保険制度の構想は、昭和8年から具体化され、当初内務省社会局がその調査研究に当たり、昭和9年7月には未定稿である国民健康保険制度要綱案を発表して地方長官の意見を聴取する一方、農村漁村の実態について種々の調査研究を行い、これらの結果に基づいて要綱を確かめ、昭和10年10月に内務大臣から社会保険調査会に諮問したところ、現下の社会情勢に照らし必要なものである旨を満場一致で可決答申されるにいたった。

国民健康保険制度要綱が発表されると、これが各方面の反響を巻き起こしたことは言うまでもないが、特にこの制度と最も利害関係を有する日本医師会及び日本歯科医師会から団体契約の確立に関する要求が提出されたりした。このような情勢の推移のうちに、政府は国民健康保険制度の創設を決意し、さきに社会保険調査会において議決された国民健康保険制度要綱を基礎として、国民健康保険法案を作成し、これを昭和12年3月9日第70回帝国議会に提出するにいたった。この法案は同年3月25日衆議院において修正可決され、貴族院においても法案の付託された特別委員会で同月30日満場一致で衆議院送付案を可決したが、翌31日突如として衆議院が解散され、同時に貴族院が停会となったため、法案は惜しくも成立の一步手前で廃案になってしまった。

当時の内務省は、総選挙後の第71回特別議会に再度法案を提出するため万般の準備をすすめたが、前議会の修正案について政府内部の意見一致を見なかったので特別会議への提案を見送り、昭和12年

10月26日この問題解決のために社会保険調査会の意見を聞き、その答申に基づいて法案を作成した。このころ行政機関の改革により、新たに厚生省及び保険院が誕生し、国民健康保険法案は保険院最初の法案として、昭和13年1月第73回帝国議会に提出されるにいたった。

再度提出された国民健康保険法案は、衆議院、貴族院とも政府原案どおり可決され、昭和13年4月1日法律第60号として公布され、同年7月1日から施行された。

以上は、国民健康保険制度設立の経過を略述したものであるが、さらに昭和13年以降における主な事項は摘録すれば次のとおりである。

昭和13年

4月 1日 国民健康保険法（法律第60号－7. 1施行）が制定された。

7月 1日 保険院社会保険局に国民健康保険課が設置された。

昭和16年

3月 6日 国民健康保険法第1次改正（法律第35号－7. 1施行）
行政事務簡素化の見地から各種の委員会を統合することになり、委員会等の整理に関する法律により改正された。国民健康保険委員会を地方社会保険審査会に改称した。

12月8日 太平洋戦争が勃発した。

昭和17年

2月21日 国民健康保険法第2次改正（法律第39号－5. 1施行、一部は18. 1. 1施行）
制度実施の経過にかんがみ、組合設立の強化、組合員加入義務の強化、保険医制度を主眼に改正された。

11月1日 保険院管制が廃止され、厚生省に保険局を設け、同時に国民保険課が置かれた。

昭和18年

2月 2日 健康保険及国民健康保険ノ保険医及保険薬剤師ノ指定ニ関スル件（厚生省令第1号）が公布され4月1日から施行された。

昭和20年

8月15日 太平洋戦争が終結した。

11月27日 保険局国民保険課を廃止し、その事務を同局保険課に移した。

昭和21年

1月26日 保険局に国民保険課が設置された。

4月 1日 事務費、保健婦設置費及び直営診療施設整備費に対する国庫補助制度が創設された。

5月29日 国民健康保険制度の再建のため、国民健康保険中央会の設置母体となった国民健康保険組合連合会協議会が結成された。

昭和22年

9月 1日 健康保険診療報酬算定協議会規程（厚生省令第24号）が交付され即日施行された。

10月31日 医師会、歯科医師会及び日本医療団の解散等に関する法律（法律第128号）が

公布された。

11月11日 保険審査官及び社会保険審査会及び社会保険審査会規定施行規則（厚生省令第29号）が公布された。

昭和23年

1月19日 保険局国民保険課の名称を国民健康保険課に改めた。

6月30日 国民健康保険法第3次改正（法律第07号－7. 1施行）

太平洋戦争後の一般社会情勢の変化、経済界の変動に伴って多くの組合は事業運営が困難となり、事業を休廃止するもの、あるいは事業内容に縮小するものが続出し、国民健康保険はまさに崩壊に瀕していた。この現状にかんがみ、政府はこの制度の整備刷新を図るため、市町村公営の原則を確立、療養担当制度の採用その他の内容においては制度の性格の改変にも等しい改正をした。

7月10日 社会保険診療報酬支払基金法（法律第129号）が公布され8月1日から施行された。

7月31日 GHQ より日本政府に対して社会保障に関する勧告が行われた。

8月 1日 健康保険法の改正（昭和23年7月法律第126号）により社会保険診療報酬算定協議会が設置された。（健康保険診療報酬算定協議会（昭和22年9月厚生省令第24号）の改組）

8月31日 保険審査官並びに健康保険審査会、船員保険審査会及び厚生年金保険審査会規程（政令第274号）が公布され即日施行された。（昭和22年厚生省令第29号は同日公布の厚生省令第40号をもって廃止された。）

11月 1日 全国国民健康保険団体中央会が設立された。

11月12日 国民健康保険法施行10周年記念式典が日比谷公会堂で行われた。

11月15日 保険局に数理課が設置され、国民健康保険に関する数理統計事務を取り扱うこととなった。

昭和24年

1月24日 社会保険診療協議会（政令第23号）が公布され昭和23年9月1日から適用された。

5月19日 社会保障制度審議会第1回総会が開催された。

11月17日 社会保険診療協議会令（政令第367号）、社会保険診療報酬算定協議会令（政令第368号）が公布され即日施行された。（厚生省設置法（昭和24年5月法律第51号）の制定に伴い両協議会が改組された。

昭和25年

3月31日 国民健康保険法第4次改正

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律（法律第47号－4. 1施行）の附則により改正された。この改正により、国民健康保険の診療報酬は厚生大臣の定める標準額を基準とすることとなった。

10月16日 社会保障制度審議会が「社会保障制度に関する報告」を決定し、内閣総理大臣に

勧告した。

昭和26年

- 1月10日 埼玉県民生部に全国で初めての国民健康保険課が設置された。
- 3月31日 国民健康保険法第5次改正
国民健康保険の診療報酬の適正を図るため、各都道府県診療報酬審議会を設置し、特別の事由がある市がその一部の区域に限って国民健康保険を行い得る道を開き、国民健康保険税の創設に伴い保険料に関する規定を整理すること等を主眼として改正された。
- 3月31日 地方税法改正（法律第90号一公布日施行昭和26年度分地方税からの適用）により国民健康保険税が創立された。

昭和27年

- 5月20日 国民健康保険再建整備資金貸付金法（法律第144号一公布日施行）が制定され、国民健康保険を再建するため長期貸付制度が創設された。

昭和28年

- 4月 1日 昭和28年度予算に療養給付費の2割に相当する助成交付金が計上され、療養給付費負担金実現の端緒となった。
- 8月 1日 国民健康保険再建整備資金貸付法改正（法律第118号一公布日施行）
貸付金を増額するため、貸付要件の緩和、貸付年度の延長、貸付対象額及び貸付割合の引上げを図った。
- 8月14日 国民健康保険法第6次改正
日雇労働者健康保険法（法律第207号一11. 1施行）の制定に伴い、同法との調整を図るため同法の附則において改正された。
- 8月15日 昭和28年6月及び7月の大水害の被害地域に行われる国民健康保険事業に対する資金の貸付及び補助に関する特別措置法（法律第218号一公布日施行）が制定された。
- 9月 1日 町村合併促進法（法律第258号一公布の日から起算して1ヶ月を経過した日から施行）の制定に伴い、国民健康保険事業実施区域の特例を定めた。
- 11月17日 国民健康保険法施行15周年記念式典が日比谷公会堂で行われた。

昭和30年

- 4月 1日 群馬県国民健康保険団体連合会が全国にさがけて国民健康保険診療報酬支払業務を開始した。
- 7月 1日 岩手県において国民健康保険の全県普及が達成された。
- 8月 1日 国民健康保険法第7次改正（法律第115号一公布日施行）
療養給付費補助金、保健婦補助金及び事務費補助金につき補助金率等を決定した。

昭和31年

- 3月14日 地方税法改正（法律第6号－昭和31年度分国民健康保険税から適用）により課税額の最高額3万円を5万円に引き上げた。
- 6月30日 新市長村建設促進法（法律第164号－10. 1公布日施行）が制定され、市町村が行う国民健康保険事業の実施区域の特例を認めた。
- 11月 8日 社会保障制度審議会は「医療保障制度に関する勧告」を決定し、内閣総理大臣に対して勧告した。
- 12月20日 国民健康保険法8次改正
身体障害者福祉法等の一部を改正する法律（法律第170号－公布日施行）により改正された。新医療制度の発足に伴い、薬剤師代表を国民健康保険運営協議会の委員に加えることとした。

昭和32年

- 1月 1日 滋賀県において国民健康保険の全県普及が達成された。
- 4月12日 厚生省に国民皆保険推進本部が設置され、国民健康保険全国普及4ヵ年計画を強力に推進することになった。
- 4月30日 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（政令第87号）、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（厚生省令第13号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（厚生省令第15号）、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（厚生省令第16号）、保険医療機関及び保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関する省令（厚生省令第31号－診療報酬請求明細書の様式改正）が公布され即日施行された。

昭和33年

- 6月30日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（厚生省告示177号）が告示され、同年10月1日より施行された。（医科の診療報酬点数表を甲表、乙表の2種類に改正し、診療報酬1点単価を10円に改め、医療費が8.5%引き上げられた。）
- 10月 3日 国民健康保険法施行20周年記念式典が日比谷公会堂で行われた。
- 12月27日 国民健康保険法（法律第192号－34. 1. 1施行）が制定され、国民皆保険体制を整備するため、国民健康保険法（昭和13年法律第60号）の全文が改正された。
- 12月27日 国民健康保険法施行法（法律第193号－34. 1. 1施行）が制定された。
- 12月31日 全国国民健康保険団体中央会を改組し、社団法人国民健康保険中央会が設置された。

昭和34年

- 4月20日 国民健康保険法第1次改正：国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（法律第148号－35. 1. 1施行）の制定に伴う規定の整備。
- 4月20日 国民健康保険法第2次改正：地方税法の一部を改正する法律（法律第149号－35. 1. 1施行）の制定に伴う規定の整備。
- 12月1日 東京都23区に国民健康保険が実施された。

12月10日 昭和34年7月及び8月の水害又は同年8月及び9月の風水害に際し、災害救助法が適用された区域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法（法律第189号—公布日施行）が制定された。

昭和36年

4月 1日 国民健康保険が全国に普及し、国民皆保険が達成された。

6月15日 国民健康保険法第3次改正：日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律（法律第136号—公布日施行）の制定に伴う規定の整備。

6月17日 国民健康保険法第4次改正（法律第143号—36. 10. 1施行）：世帯主の結核性疾患及び精神障害についての一部負担の割合を10分の3に引き下げ、これに伴う保険者の負担増を国庫が負担することとした。

7月 8日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第234号）が告示され、昭和36年7月1日から施行された。（診療報酬点数表改定による12. 5%の医療費の引上げである。）

11月16日 社会保険審議会及び社会保険医療協議会法の一部を改正する法律（法律第277号）が公布され、即日施行された。（社会保険医療協議会の組織委員の構成を変更し、従来の4者構成から3者構成となる。）

11月18日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第389号）が告示され、昭和36年12月1日から施行された。（昭和36年7月1日に改定された診療報酬点数表の一部を更に緊急是正のかたちで改正し、医療費が2. 3%に引き下げられた。）

昭和37年

3月31日 国民健康保険法第5次改正（法律第57号—37. 4. 1施行）：療養給付費に対する国庫負担又は補助率を10分の2から100分の25に引き上げた。

5月16日 国民健康保険法第6次改正：行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（法律第144号—37. 10. 1施行）の制定に伴う規定の整備。

7月 1日 厚生省設置法の一部改正により社会保険庁が設置され、これに伴い従来の保険局数理課を廃止して保険局に調査課を設け国民健康保険に関する数理統計事務を取扱うこととなった。

8月22日 「社会保障制度の総合調査に関する基本方策について答申及び社会保障制度の推進に関する勧告」が社会保障制度審議会から内閣総理大臣に対して行われた。

9月 8日 国民健康保険法第7次改正：地方公務員等共済組合法（法律第152号—37. 12. 1施行）の制定に伴う規定の整備。

9月15日 国民健康保険法第8次改正：行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（法律第161号—37. 10. 1施行）の制定に伴う規定の整備。

昭和38年

3月31日 国民健康保険法第9次改正（法律第62号—38. 4. 1施行。ただし、世帯主の7割

給付に関する部分については38. 10. 1施行) :

- 1 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者をその保護を受け始めたときから（従来はその保護は廃止されることなく政令で定める期間（3カ月）を経過してから）国民健康保険の被保険者としなないこととした。
- 2 療養の給付期間についての制限を撤廃した。（ただし、昭和40年3月31日まで経過措置として給付期間制限を行うことが認められた。）
- 3 世帯主（準世帯主を含む。）の全疾病についての一部負担金の割合を10分の3に引き下げた。
- 4 療養の給付の範囲の一部について給付を制限することが認められる期間を昭和40年3月31日までとした。
- 5 世帯主の7割給付の実施等に伴い、調整交付金の総額を市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の100分の5を100分の10に引き上げた。（ただし、昭和38年は100分の8.8）
- 6 低所得被保険者に対する保険料の軽減措置を講ずることとするため、保険料の軽減賦課に関する事項は条例または規約で定め得ることを明確化した。

5月 1日 医療費基本問題研究員の措置に関する省令（厚生省令第17号）が施行された。（医療報酬に関する基本的な事項について研究するため、7名以内の学識研究者が委嘱された。）

5月 1日 結核予防法施行規則の一部が改正（厚生省令第18号）され、即日施行された。（公費負担の対象となる疾病の範囲が、従来の肺結核、腎結核等特定の結核から全結核に拡大された。）

6月 8日 国民健康保険法第10次改正：地方自治法の一部を改正する法律（法律第99号－39. 4. 1施行）の制定に伴う規定の整備。

8月28日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年6月厚生省告示第177号）の一部が改正（厚生省告示第357号）され、昭和38年9月1日から実施された。（診療報酬の地域差が撤廃された。）

昭和39年

7月 6日 国民健康保険法第11次改正：地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（法律第152号－39. 10. 1施行）の制定に伴う規定の整備。

7月 7日 社会保障研究所法（法律第156号）が制定され、即日施行された。

昭和40年

1月 1日 世帯員の給付改善（7割給付）4カ年計画が始まった。

1月 9日 健康保険法の規定により療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第10号）が告示され、昭和40年1月1日から施行された。（いわゆる緊急是正による9.5%の医療費の引上げである。）

6月11日 国民健康保険法第12次改正：労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（法律

第130号－40. 6. 11施行) の制定に伴う規定の整備。

10月 5日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第460号）が告示され、昭和40年11月1日から施行された。（同日薬価基準が改正（4.5%引下げ）され、これに伴う診察料、レントゲン診断料、入院関係等主として技術料が改正（3%引上げ）された。）

昭和41年

6月 6日 国民健康保険法第13次改正（法律第79号－41. 6. 6施行、ただし、世帯員の7割給付に関する部分については43. 1. 1施行）：

- 1 世帯員の一部負担金の割合を10分の3に引き下げた。
- 2 療養給付費負担金の負担率を100分の25から100分の40に引き上げた。（なお、これについては世帯員7割給付4カ年計画の進行に合わせた経過規定が置かれた。）
- 3 調整交付金の総額を市町村の療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額の100分の5とした。
- 4 保険料の滞納処分に関する規定を整備した。

昭和42年

1月21日 国民健康保険法施行規則改正（厚生省令第1号－永住許可を受けた大韓民国国民又は外国人世帯に属する日本人を国民健康保険の被保険者とする改正規定は42. 4. 1施行、第三者行為による被害の届出に関する規定は公布日施行）

7月25日 国民健康保険法第14次改正：住民基本台帳法（法律第81号－42. 11. 10施行）の制定に伴う規定の整備。

8月 1日 国民健康保険法第15次改正：地方公務員災害補償法（法律第121号－42. 12. 1施行）の制定に伴う規定の整備。

10月 1日 薬価基準が改正された。その結果、医科については3.97%、歯科については0.21%の医科費引下げとなった。

11月17日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部が改正（厚生省告示第439号）され、昭和42年12月1日から施行された。（診療報酬の引下げ率は、医科においては初診料、手術料、入院料などで7.68%、歯科においては12.65%である。）

昭和43年

1月 1日 全世帯員の7割給付が実施された。

3月30日 地方税法改正（法律第4号）により国民健康保険税の標準課税総額が、当該年度の初日における療養の給付及び療養費の支給に要する費用の見込額から療養の給付についての一部負担金の見込額を控除した額の100分の75から100分の65に引き下げられた。

5月10日 厚生省保険局国民健康保険課に指導係を新設した。

7月 1日	歯科材料費が引き上げられた。歯科医療費の1.99%の引下げである。
10月24日	国民健康保険法施行30周年記念式典が日比谷公会堂で行われた。
昭和44年	
1月 1日	薬価基準が改正された。この結果、医療費の2%引下げとなった。
4月 1日	厚生省保険局国民健康保険課に国民健康保険指導官が新設され、保険者等の指導にあたることとなった。
昭和45年	
1月21日	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第5号）が告示され、昭和45年2月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は、医科においては8.77%、歯科においては9.73%である。なお、医科については7月1日から更に0.97%引き上げられた。）
5月22日	日雇労働者健康保険のいわゆる擬制適用の取扱いが5月31日限りで廃止されることとなった。（これに伴い、昭和45年度中に新たに38の国民健康保険組合が設立された。）
6月 1日	国民健康保険法第16次改正：許可、認可等の整理に関する法律（法律第111号－45. 6. 1 施行）の制定により許可、認可等に関する事務の簡素合理化が行われた。
6月26日	厚生大臣の私的諮問機関である「国民健康保険の基本問題に関する懇談会」が発足した。
7月 1日	薬価基準が改正（昭和45年8月1日より施行）された。この結果、医療費の約1.3%引下げとなった。
昭和46年	
3月30日	地方税法改正（法律第11号）により、国民健康保険税の課税限度額が5万円から8万円に引き上げられた。（昭和46年4月1日から施行）
7月 1日	保険医総辞退が行われた。（7月31日まで）
9月23日	「国民健康保険の基本問題に関する懇談会」から標準保険料制度について報告が提出された。
11月25日	薬価基準が改正（昭和47年2月1日より施行）された。この結果、医療費の約1.7%が引下げとなった。
12月31日	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（法律第129号－47. 5. 15施行）が制定された。
昭和47年	
1月20日	国民健康保険法施行令改正（政令第3号－47. 2. 1施行） 都道府県知事の告示及び国保組合の告示に関する規定を整備した。
1月26日	国民健康保険法施行規則改正（厚生省令第2号－47. 2. 1施行） 許可、認可等の整理に関する法律の施行に伴い、国保組合及び国保連合会の規約

の変更（事務所の所在地の変更）を都道府県知事に対する届出に改める等の改正を行った。

1月31日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部が改正（厚生省告示第15号から18号）され、昭和47年2月1日から施行された。（これに伴う診療報酬の引上げ率は、医科及び歯科それぞれ13.7%、薬局6.54%の引上げとなった。）

5月15日 沖縄が復帰した。
復帰後においては、本土の国民健康保険をそのまま適用するとともに、経過措置として、2年間の猶予期間を設け、昭和49年4月1日までの間に、逐次事業を開始することとされた。（昭和47年10月1日13市町村、同年11月1日1村、昭和48年1月1日33市町村、残り7市町村についても同年4月1日に実施された。）

昭和48年

1月 1日 老人福祉法の一部改正（法律第96号－48. 1. 1施行）により、国の老人医療費支給制度が実施された。

9月21日 国民健康保険法第17次改正：労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（法律第85号－48. 12. 1施行）の制定に伴う規定の整備。

9月26日 国民健康保険法第18次改正：健康保険法等の一部を改正する法律（法律第89号－48. 10. 1施行、国保法については50. 10. 1施行）により、高額療養費制度が創設された。

10月 1日 社健第48号－48. 8. 31（社会局長通知）により、65歳以上の寝たきり老人について老人医療費が支給されることになった。

10月 1日 健康保険法等の一部改正（法律第89号－48. 10. 1施行）により、高額療養費支給制度が実施されたが、国民健康保険における施行は昭和50年10月1日であって、その間においては任意給付として実施された。

12月 1日 労働者災害補償保険法の一部改正（法律第85号－48. 12. 1施行）により、通勤災害にともなう給付について労働者災害補償保険法が適用されることとなった。

昭和49年

1月22日 薬価基準が改正（昭和49年2月1日より施行）された。この結果、医療費の約1.5%引下げとなった。

2月 1日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第7号）が告示され、昭和49年2月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は、医科19.0%、歯科19.9%、薬局8.5%であった。）

4月 1日 鹿児島県三島村及び同県十島村で新たに国民健康保険が実施され、これにより国民健康保険は全市町村に普及することとなった。

4月17日 療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の請求に関する省令（厚生省令第13号－49. 5. 1施行）により、国民健康保険と老人医療とが組合せで行われる場合における療養取扱機関からの請求事務の簡素化

が実施された。

8月31日 療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の請求に関する省令の一部を改正する省令（厚生省令第32号－49. 10. 1施行）により、老人医療のほか他の公費負担医療をあわせ受けた場合にも請求事務を簡素化することとした。（ただし、一部段階実施）

10月 1日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第259号）が告示され、昭和49年10月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は、医科16.0%、歯科16.2%、薬局6.6%であった。）

12月10日 薬価基準が改正（昭和50年1月1日より施行）された。この結果、医療費の約0.4%引下げとなった。

昭和50年

10月 1日 高額療養費が法定給付として実施された。

10月 1日 診療報酬全国決済制度が実施され、療養取扱機関の行う費用の請求は、他県の被保険者に係るものを含め、すべての自県の国民健康保険団体連合会に対し行うことができることとなった。（ただし、一部従来通り）

昭和51年

4月 1日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第38号）が告示され、昭和51年4月1日から実施された。（診療報酬の引上げ率は、医科9.0%、薬局4.9%であった。）

4月 1日 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（法律第62号－51. 4. 1施行）により、国民健康保険の保健婦（山村等の保健婦に限る。）も育児休業をとることができることとされた。

4月 1日 沖縄県国民健康保険団体連合会が診療報酬の審査支払業務を開始した。

4月 1日 地方税法の一部が改正（法律第7号－51. 4. 1施行）され、国民健康保険税課税限度額が15万円に改められた。

5月27日 国民健康保険法第19次改正：労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（法律第82号－52. 4. 1施行）の制定に伴う規定の整備。

6月 5日 国民健康保険法第20次改正：健康保険法の一部を改正する法律（法律第62号－51. 7. 1施行、国保法については公布日施行）により、国民健康保険団体連合会の診療報酬審査会の委員は、当該都道府県知事が定めるところにより、国民健康保険医等を代表とする委員、保険者を代表とする委員並びに公益を代表する委員おの同数で組織されることとなった。

8月 1日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第226号）が告示され、昭和51年8月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は、歯科9.6%であった。）

8月 1日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第201号－51. 8. 1施行）によ

り、高額療養費の自己負担限度額が3万9千円に改められた。

- 10月 1日 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（厚生省令第36号－56. 11. 1施行、国民健康保険については、51. 10. 1施行）により、国民健康保険被保険者証及び国民健康保険継続療養証明書の様式が改められた。

昭和52年

- 3月31日 地方税法の一部改正（法律第6号－52. 4. 1施行）により、擬制世帯主に係る保険料（税）の賦課が廃止された。
- 4月 1日 被保険者のすべての異動について保険料（税）の月割賦課を行うことに統一された。
- 4月18日 国民健康保険指導室を廃止し、国民健康保険指導管理官が設置された。同管理官は保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導監督に関する事務を取り扱うこととなった。
- 10月26日 老人医療問題懇談会から「今後の老人保健医療対策のあり方について」の意見書が提出された。
- 12月16日 国民健康保険法第21次改正：健康保険法の一部を改正する法律（法律第86号－53. 4. 1施行）により、国民健康保険組合に対する補助を組合の財政力等を勘案して、療養の給付等の額の100分の40に相当する額までの範囲内において増額できることとされた。

昭和53年

- 1月28日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第20号）が告示され、昭和53年2月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は医科11.5%、歯科12.7%、薬局5.6%であった。）
- 4月 1日 国民健康保険保健婦が市町村へ移管された。
- 6月 9日 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正（政令227号）等により、国民健康保険組合に対する補助が組合の財政力等に応じて増額された。
- 11月14日 国民健康保険法施行40周年記念式典が日比谷公会堂で行われた。

昭和54年

- 9月 1日 児童福祉法の規定に基づく入所措置等に係る医療の給付について、療養取扱機関からの請求事務の簡素化が実施された。

昭和55年

- 4月 1日 神奈川県川崎市が、診療報酬の審査事務を連合会に委託することとした。（これにより、全保険者が審査支払を委託することとなった。）
- 6月17日 厚生省に老人保健医療対策本部が設置された。
- 12月10日 国民健康保険法第22次改正：健康保険法の一部を改正する法律（法律第108号－56. 3. 1施行）により、療養取扱機関等に対する指導等の規定が整備された。

昭和56年

- 5月 9日 薬価基準が改正（昭和56年6月1日より施行）された。この結果、医療費の約6.1%の引下げとなった。
- 5月29日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第95号）が告示され、昭和56年6月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は、医科8.4%、歯科5.9%、薬局3.8%であった。）
- 7月10日 第2次臨時行政調査会が、第1次答申の中で国民健康保険の給付費の一部を都道府県が負担することも制度上考えられると答申した。
- 12月21日 厚生・大蔵・自治3大臣が、昭和57年度においては地方負担は導入せず、治療給付費補助金等について11ヶ月分の所要額を計上することとし、今後速やかに国民健康保険制度のあり方を検討することについて合意した。

昭和57年

- 3月31日 国保問題懇談会の初会合が開かれた。
- 8月 9日 国保問題懇談会中間報告を提出。
- 8月17日 老人保健法（法律第80号－58. 2. 1施行）成立。国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施するものである。
- 8月17日 国民健康保険法第23次改正：老人保健法附則第15条により、老人保健法の施行に伴う規定の整備、不正請求の返還金に係る加算金についての規定の創設等を行った。
- 8月24日 健康保険法施行令等の一部改正（政令第232号－58. 9. 1施行）により、高額療養費の自己負担限度額3万9千円が57年9月1日より4万5千円、58年1月1日から5万1千円に引き上げられた。
（市町村民税非課税世帯である場合は、3万9千円、ただし保険優先の公費負担医療を受ける場合を除く。また、70歳以上の者及び65歳以上70歳未満の寝たきり老人等は老人保健法施行日まで3万9千円）
- 12月13日 薬価基準が改正（昭和58年1月1日より施行）された。この結果、医療費の約1.5%の引下げとなった。
- 12月20日 国保問題懇談会報告を提出。医療費適正化対策の推進、退職者医療制度の早期実現、国庫補助と保険料のあり方等について提言、また、高額医療費に関する共同事業の実施についての要点が示される。

昭和58年

- 1月20日 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第22号）が告示され、昭和58年2月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は、医科0.3%であった。）
- 2月 1日 老人保健法施行。

3月14日	第2次臨時行政調査会が、第5次答申の中で国民健康保険における医療費適正化対策、国民健康保険制度の見直し及び退職者医療制度の創設等を答申した。
9月 1日	保健施設活動を強化するため、ヘルス・パイオニアタウン事業の実施方針が示された。
12月 3日	国民健康保険法第24次改正：国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（法律第82号－59. 4. 1施行）の制定に伴う規定の整備。
12月10日	保険者の財政運営の安定を図るため高額医療費共同事業の実施要綱が示された。
昭和59年	
2月10日	薬価基準が改正（昭和59年3月1日より施行）された。この結果、医療費の約5.1%の引下げとなった。
2月13日	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第8号）が告示され、昭和59年3月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は医科3.0%、歯科1.1%、薬局1.0%、平均2.8%であった。）
8月14日	国民健康保険法第25次改正：退職者医療制度の創設、国庫補助制度の見直し、高額療養費制度の見直し等の大幅な制度改正が行われた。
昭和60年	
2月26日	薬価基準が改正（昭和60年3月1日より施行）された。この結果、医療費の約1.9%の引下げとなった。
2月18日	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示等第15号）が告示され、昭和60年3月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は、医科3.5%、歯科2.5%、薬局0.2%、平均3.3%であった。）
5月 1日	国民健康保険法第26次改正：国民年金法等の一部を改正する法律（法律第34号－61. 4. 1施行）の制定に伴う規定の整備。
7月22日	臨時行政改革推進審議会が、療養取扱機関の他の都道府県の被保険者に係る療養給付の取扱いの申し出について、廃止する方向で検討すべき旨答申した。
12月27日	国民健康保険法第27次改正：国家公務員等共済組合等の一部を改正する法律（法律第105号－61. 4. 1施行）の制定に伴う規定の整備。
昭和61年	
3月 7日	国民健康保険法施行規則改正（厚生省令第6号－61. 4. 1施行）被保険者の要件から、国籍要件を撤廃し、日本に住所を有するすべての外国人を国保の対象者とした。
4月30日	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第135号－61. 5. 1施行）により、高額療養費の自己負担限度額が5万4千円（低所得世帯については、3万円）に改められた。
6月10日	臨時行政改革推進審議会が、保険料（税）賦課方式の見直しを行い、また、都道

府県の役割の在り方等について、早急に結論を得るよう検討を進めるべき旨答申した。

6月30日 東京都国保連と隣接三県（埼玉、千葉、神奈川）との間の診療報酬支払いの相互決済が行われることとなり、診療報酬全国決済制度が完成した。

12月22日 国民健康保険法第28次改正：老人保健法等の一部を改正する法律（法律第106号－62. 1. 1施行）により、保険者は、災害時の特別の事情がなく保険料（税）を滞納している者に対する保険給付を一部制限することができることとなった。

12月23日 厚生、大蔵、自治三大臣が、国民健康保険の安定した運営が確保されるよう、国と地方の役割分担等を含め、速やかに幅広く基本的な検討を行うことについて合意した。

12月26日 国民健康保険法第29次改正：地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律（法律第109号－国保法については62. 1. 1施行）により、療養取扱機関が、他の都道府県の被保険者に係る療養給付を取扱う場合の申出を廃止し、療養取扱機関を全国取扱いとした。

昭和62年

5月 8日 国保問題懇談会（第2次）の初会合が開かれた。

7月14日 臨時行政改革推進審議会が、国民健康保険制度の在り方について、国と地方の役割分担を含め、幅広く基本的な検討を速やかに進めるよう答申した。

12月 4日 総務局の行政観察結果に基づき、保険料徴収や保険給付費用支出の適正化等を図るよう総務局長官から勧告がなされた。

12月19日 国保問題懇談会報告を提出。低所得者に関する対策、医療費の地域差に関する対策、医療に関する総合的な対策、高額医療費共同事業の拡充の必要性等を提言した。

昭和63年

6月 1日 国民健康保険法第30次改正（法律第78号－63. 6. 1施行）：医療費の地域差問題や低所得者問題等、国保制度の抱える構造的な問題に対して国と地方が一体となって取り組む新たな仕組みを創設することにより、国保事業の運営のいっそうの安定を図ることとした。

7月20日 社会保障制度審議会に国保基本問題特別委員会が設置された。

10月19日 国民健康保険法施行五十周年記念式典が日比谷公会堂で挙行された。

平成元年

5月31日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第161号－元. 6. 1施行）により、高額療養費の自己負担限度額が5万7千円（低所得世帯については、3万1,800円）に改められた。

12月14日 社会保障制度審議会が国民健康保険制度の長期安定確保策について（意見）をまとめ、厚生大臣に提出。

12月23日	厚生、大蔵、自治三大臣が社会保障制度審議会の意見等を踏まえ、国保制度の見直しについて合意した。
平成 2年	
6月 7日	国民健康保険法第31次改正（法律第31号－2. 6. 15施行）：国保制度が構造的に抱えている低所得層問題について国、都道府県、市町村が協力して財政援助を行う保険基盤安定制度を確立、恒久化するとともに、国庫助成の強化等を図ることにより、国保制度の運営の安定化を図ることとした。
平成 3年	
2月14日	国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第17号－3. 4. 1施行）により、保険料の賦課等についての基準が定められた。
4月26日	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第148号－3. 5. 1施行）により、高額療養費の自己負担限度額が6万円（低所得世帯については、3万3,600円）に改められた。
10月 4日	国民健康保険法第32次改正：老人保健法等の一部を改正する法律（法律第89号－4. 4. 1施行）により、老人訪問看護制度の創設、初老期痴呆（現在は認知症）老人の老人保健施設の利用を認める等の制度改正が行われ、これに伴い必要な規定の整備が行われた。
平成 4年	
3月 7日	健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正（厚生省告示第35号）が告示され、平成4年4月1日から施行された。（診療報酬の引上げ率は、医科5.4%、歯科2.7%、調剤1.9%であった。）
3月10日	薬価基準が改正された。（平成4年4月1日より施行）この結果、医療費の約2.4%の引下げとなった。
3月31日	国民健康保険法第33次改正：健康保険法等の一部を改正する法律（法律第7号－4. 6. 30施行）により、国保を含めた医療保険制度全般について審議する医療保険審議会が創設され、これに伴い必要な規定の整備が行われた。
4月10日	国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第132号－公布日施行）により、国保事務費のうち、市町村職員の給与費相当分を一般財源化するとともに、あわせて、市町村国保について、保険者の責めに帰することができない特別の事情（低所得者の応能保険料負担能力の不足及び病院床数の過剰）による国保財政の負担増に対して一般会計からの繰入れを認めて所要の地方財政措置を講じる国保財政安定化支援事業を創設し、また、助産費補助金の一般財源化を行った。
12月19日	厚生、大蔵、自治三大臣が、平成5年度の国保制度の見直しについて合意した。
平成 5年	
3月31日	国民健康保険法第34次改正（法律第7号－5. 4. 1施行）：国保財政安定化支援事業

の制度化及び保険基盤安定制度に係る国庫負担の定率負担から定額負担への変更（2分の1→100億円）を行った。（いずれも平成5年度及び平成6年度限りの暫定措置）

国庫財政安定化支援事業の拡充（特別の事情として被保険者の年齢構成の高齢化を追加）が行われた。

4月 7日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第143号－5. 5. 1施行）により、高額療養費の自己負担限度額が6万3千円（低所得世帯については、3万5,400円）に改められた。

11月12日 国民健康保険法第35次改正：行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第89号－6. 10. 1施行予定）により、行政手続法の制定に伴う規定の整備が行われた。

平成 6年

4月18日 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第123号－公布日施行）により、事務費負担金中、市町村の一般行政事務と一体となって行われる国保事務に係る経費を一般財源化した。

6月29日 国民健康保険法第36次改正：健康保険法等の一部を改正する法律（法律第56号－6. 10. 1施行）により、付添看護・介護に係る給付の改革、在宅医療の推進、入院時の食事に係る給付の見直し等、健康保険制度に準じた改正が行われるとともに、療養取扱機関が廃止されて健康保険法上の保険医療機関へ統一され、社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例（7. 4. 1施行）が設けられた。

12月 9日 平成7年の国民健康保険制度の改正について、医療保険審議会の意見の取りまとめが行われた。

12月22日 厚生、大蔵、自治三大臣が、平成7年度の国保制度の見直しについて合意した。

平成 7年

3月31日 国民健康保険法第38次改正（法律第53号－7. 4. 1施行）：同日付公布の国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第150号－7. 4. 1施行）と合わせ以下の改正が行われた。

1. 応益割合に応じた保険料（税）軽減制度の拡充
2. 高額医療費共同事業の拡充・制度化
3. 基準超過医療費共同負担制度に係る指定基準等の引下げ
4. 国保財政安定化支援事業及び保険基盤安定制度に係る暫定措置の継続（平成7年度及び8年度）。（保険基盤安定制度に係る国庫負担は平成7年度170億円、平成8年度240億円）
5. 賦課限度額の改定（50万円→52万円）及び精神・結核医療に係る住所地特例の創設

平成 8年

- 5月17日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第148号－8. 6. 1施行）により、高額療養費の自己負担限度額が6万3,600円に改められた。
- 8月16日 健康保険の食事療養に係る標準負担額を定める件（厚生省告示第203号－8. 10. 1施行）により、標準負担額は760円（低所得者650円、低所得者であって90日を超えて入院している者500円）に改められた。
- 12月 6日 平成9年の国民健康保険制度の改正について、医療保険審議会の意見の取りまとめが行われた。
- 12月19日 厚生、大蔵、自治三大臣が、平成9年度の国保制度の見直しについて合意した。

平成 9年

- 2月 5日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第11号－9. 4. 1施行）により、賦課限度額の改正（52万円→53万円）が行われた。
- 6月20日 国民健康保険法改正：健康保険法等の一部を改正する法律（法律第94号－9. 9. 1施行）等により次の改正が行われた。
1. 保険基盤安定制度の国庫負担の段階的復元
 2. 国保財政安定化支援事業の継続
 3. 高額医療費共同事業の拡充
 4. 国保組合の国庫補助の見直し
 5. 薬剤に係る一部負担金の導入

平成10年

- 2月18日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第25号－10. 4. 1施行）により、保険料軽減基準の改正が行われた。（四割軽減および五割軽減の被保険者一人当たりの加算額24万円→24万5千円）
- 6月17日 国民健康保険法の一部を改正する法律（法律第109号－10. 7. 1施行）により、退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直し等の改正が行われた。

平成11年

- 9月 3日 介護保険法及び介護保険法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第262号－12. 4. 1施行）により、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を賦課するための市町村の保険料の賦課に関する基準について、所要の整備が行われた。

平成12年

- 1月12日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第13号－12. 4. 1施行）により、介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課限度額が7万円と定められた。
- 4月 1日 地方分権を図るための関係法律の整備等に関する法律（法律第87号）の施行により、これまで団体委任事務であった国民健康保健事業が市町村の自治事務となっ

た。

12月 6日 健康保険法等の一部を改正する法律（法律第140号－13. 1. 1施行）等により、次の改正が行われた。

1. 高額療養費の自己負担限度額の改正

$$\left[\begin{array}{ll} 6万3,600円 \rightarrow \text{一般} & 6万3,600円 + (\text{医療費} - 31万8,000円) \times 0.01 \\ \text{上位所得者} & 12万1,800円 + (\text{医療費} - 60万9,000円) \times 0.01 \end{array} \right]$$

2. 入院時の食事療養に係る標準負担額の改正（760円→780円）

3. 国保における海外療養費制度の創設

4. 住所地特例の拡大（長期入院一般についても適用）

5. 老人保健制度の改正（定率1割負担の導入、高額医療費支給制度の創設
薬剤一部負担の廃止）

等

平成13年

1月 6日 中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）による省庁編成に伴い、厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発足した。
旧厚生省保険局は厚生労働省保険局となった。

2月14日 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第12号－13. 4. 1施行）により、一人に一枚の被保険者証を発行することとなった。

平成14年

3月25日 地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第55号－14. 4. 1施行）により市町村の国保特別会計の会計年度所属区分が現行の診療月ベース（4月～3月）から審査月ベース（4月～3月）に改正が行われた。

8月 2日 健康保険法等の一部を改正する法律（法律第102号－14. 10. 1及び15. 4. 1施行）により次の改正が行われた。

1. 給付率の改正

69歳以下	7割→	3歳未満	8割
70歳以下	9割→	3歳～69歳	7割
		70歳～74歳	9割（一定以上所得者は8割）
		75歳以上	〃

2. 高額療養費の自己負担限度額の改正

70歳未満の者

現行	一般	$6万3,600円 + (\text{医療費} - 31万8,000円) \times 0.01$
	上位所得者	$12万1,800円 + (\text{医療費} - 60万9,000円) \times 0.01$
		↓
14. 10. 1	一般	$7万2,300円 + (\text{医療費} - 36万1,500円) \times 0.01$
	上位所得者	$13万9,800円 + (\text{医療費} - 69万9,000円) \times 0.01$
		↓

15. 4. 1 一般 7万2,300円 + (医療費 - 24万1,000円) × 0.01
 上位所得者 13万9,800円 + (医療費 - 46万9,000円) × 0.01

70歳以上の者

現行 外来 一般、低所得者 3,200円 (大病院5,300円)
 入院 一般3万7,200円、低所得者 (住民税非課税) 2万4,600円
 低所得者 (老齢福祉年金受給者) 1万5,000円

↓

14. 10. 1 外来 一般1万2,000円、一定以上所得者4万200円、低所得Ⅰ、低所得Ⅱ8,000円
 入院 一般4万200円、一定以上所得者7万2,300円 + (医療費 - 36万1,500円) × 0.01、低所得Ⅰ1万5,000円、低所得Ⅱ2万4,600円

3. 外来薬剤一部負担金の廃止
4. 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金の見直し
5. 基準超過費用額の算定の見直し
6. 広域化等支援基金の創設
7. 保険料の不均一賦課の導入
8. 高額医療費共同事業の拡充、制度化
9. 保険者支援制度の導入
10. 保険料 (税) の算定方法の見直し
11. 老人保健制度の改正

(対象年齢の引上げ、老健拠出金の算定方法の改正、公費負担割合の拡充)

平成15年

- 1月15日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令 (政令第7号 - 15. 4. 1施行) により、介護納付金分の賦課限度額の改正 (7万円 → 8万円) が行われた。
- 3月28日 医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針 (閣議決定) が策定された。保険者の再編・統合を計画的に進め、広域連合等の活用により、都道府県においてより安定した保険運営を目指すこととした。
- 10月28日 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令 (政令第461号) により、商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例の改正に伴う保険料の賦課等の規定の整備を行った。

平成16年

- 6月 8日 国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令 (厚生省令第103号) により、外国人の適用除外要件を明確に規定した。
- 6月 9日 市町村の合併の特例等に関する法律の施行に伴う国民健康保険の保険料の賦課に関する経過措置に関する政令 (政令第192号 - 17. 4. 1施行) により、市町村合併

による不均一の保険料の賦課については、なお従前の例によることとした。

平成16年

7月30日 国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示第307号）により、保険者が行う健康教育、健康診査など被保険者の健康保持増進のために必要な事業を効果的かつ効率的に実施するための基本的な考えを示した。

11月26日 政府・与党協議会で平成18年度までの三位一体改革の全体像が合意され、国保については地方への税源移譲（7,000億円程度）を前提に、都道府県負担を導入するとされた。

12月24日 「三位一体の改革について」が閣議決定。

平成17年

4月 1日 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（法律第25号）が公布、同日施行された。改正の趣旨としては、国保財政をより安定的なものとするため都道府県調整交付金を導入し、都道府県が国保運営に、より積極的に関与できるようその役割を強化したこと、また、それにより市町村の保険者努力がより適正に評価されることを目的としたものである。

平成18年

3月 6日 健康保険法の規定による診療報酬の算出方法を定める件（厚生労働省告示第92号－18. 4. 1適用）及び使用薬剤の薬価（薬価基準）を定める件（厚生労働省告示第95号－18. 4. 1適用）が告示され、診療報酬が1.36%、薬価等が1.8%の引下げとなった。また、入院時食事療養費に係る食事療養の額の算定に係る基準（厚生労働省告示第99号－18. 4. 1適用）も併せて告示され、入院時の食事療養の評価が1日単位から1食単位に改正された。

3月10日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第34号－18. 4. 1施行）により、介護納付金分の賦課限度額の改正（8万円→9万円）が行われた。

3月20日 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第44号）により、国保組合の普通調整補助金について、現行の5段階からきめ細かい10段階の補助率への改正が行われた（平成20年度まで段階的に実施）。

6月21日 健康保険法等の一部を改正する法律（法律第83号－18. 4. 1適用、公布日、18. 10. 1及び20. 4. 1施行）により次の改正が行われた。

（公布日施行）

1. 国保財政基盤強化策の継続

（18. 10. 1施行）

2. 現役並み所得を有する高齢者の患者負担の見直し（2割→3割）

3. 療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の見直し

4. 保険診療と保険外診療との併用について再構成

5. 保険財政共同安定化事業の創設
(20. 4. 1施行)
6. 70～74歳の高齢者の患者負担の見直し (1割→2割)
7. 乳幼児の患者負担軽減措置 (2割) の拡大 (3歳未満→義務教育就学前)
8. 高額医療・高額介護合算制度の創設
9. 後期高齢者 (75歳以上) を対象とした後期高齢者医療制度の創設
10. 前期高齢者 (65～74歳) の医療費に係る財政調整制度の創設
11. 前期高齢者の年金からの特別徴収制度の創設

平成18年

7月21日 老人保健法施行令等の一部を改正する政令 (政令第241号一公布日施行) により、70歳以上の被保険者について次の改正が行われた。

1. 現役並み所得者の判定基準とする収入の額の改正

現行 高齢者複数世帯 621万円

高齢者単身世帯 484万円

↓

18. 8. 1 高齢者複数世帯 520万円

高齢者単身世帯 383万円

2. 低所得者 I 区分の雑所得の算定に係る公的年金控除額の改正

現行 65万円

↓

18. 8. 1 80万円

8月30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (政令第286号一18. 10. 1施行) により、高額療養費の自己負担限度額について次の改正が行われた。

1. 70歳未満の者

一般所得者の自己負担限度額

定額部分 7万2,300円→8万100円

多数該当 4万200円→4万4,400円

上位所得者の基準

年間所得 670万円超→600万円超

上位所得者の自己負担限度額

定額部分 13万9,800円→15万円

多数該当 7万7,700円→8万3,400円

2. 70歳以上の者

一般所得者の自己負担限度額

入院 4万200円→4万4,400円

現役並み所得者の自己負担限度額

入院 定額部分 7万2,300円→8万100円

多数該当 4万200円→4万4,400円

外来 4万200円→4万4,400円

3. 人工透析患者

70歳未満の上位所得者の自己負担限度額

1万円→2万円

平成19年

2月21日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第26号－19. 4. 1施行）により、基礎賦課分の賦課限度額の改正（53万円→56万円）が行われた。

10月30日 「高齢者医療の負担のあり方について」が与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームでとりまとめられ、70歳～74歳の一部負担金を20年4月から1割から2割へ引き上げることについて、21年3月までの1年間凍結すること等が決定された。

平成20年

2月 1日 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部を改正する政令（政令第17号－20. 4. 1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 平成20年度以降の保険料の賦課基準を規定

保険料の賦課額については、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合算額とし、基礎賦課額の限度額を47万円、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を12万円とした。

2. 制度改正に伴う保険料の緩和措置を規定

制度創設時の後期高齢者又は創設後に75歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度へ移行しても、同一世帯の国保被保険者の保険料が従前と同程度となるよう、緩和措置を設けた。

3. 政令名の変更

「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」の題名を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改めた。

3月31日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等が公布（20. 4. 1施行）され、高齢受給者に係る一部負担金の割合等の判定及び高額療養費の算定基準額の規定の整備等所要の規定の整備が行われた。

4月 1日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、旧老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律と改称される等、次のような改正が行われた。

1. 医療費適正化の総合的な推進

- ・医療費適正化計画の策定、保険者に対する一定の予防検診の義務づけ（特定健診・特定保健指導）
- ・70～74歳の者の一部負担割合の見直し（1割→2割）
ただし、平成20年度から23年度は1割に据え置かれている。
またこれを踏まえ、高額療養費の限度額の見直しについても、平成20年度から23年度と据え置かれている。
- ・医療保険と介護保険の一年間の負担額の合計額が著しく高額となる世帯を対象とした、高額医療・高額介護合算制度の創設
（平成21年8月1日申請開始）
- ・乳幼児に対する自己負担軽減（2割負担）の対象年齢を3歳未満から義務教育就学前までに拡大

2.新たな高齢者医療制度の創設

- ・後期高齢者（75歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度の創設
- ・前期高齢者（65歳～74歳）の医療費に係る財政調整制度の創設
- ・退職者医療制度の段階的廃止

12月25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第402号—公布日施行）により保険料（税）の特別徴収と口座の選択制が実施された。

12月26日 国民健康保険法の一部を改正する法律（法律第97号—21.4.1施行）により、資格証明書対象世帯に属する15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には、6ヶ月の有効期間の短期被保険者証を交付することとされた。

平成21年

2月12日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第21号—21.4.1施行）により主に次のような改正が行われた。

1. 平成21年度以降の保険料の賦課限度額の引上げ

保険料の介護納付金分の賦課限度額を9万円から10万円に引き上げた。

2. 保険料所得割額の算定方式の追加

保険料所得割額の算定方式について、住民税非課税の者を除いたものの各種控除後の総所得金額等に所得割総額を按分する方式である「市町村民税所得割特例算定方式」「市町村民税特例算定方式」を追加した。

4月30日 健康保険法等の一部を改正する政令（政令第135号—H22.5.1施行）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（省令第108号—H22.5.1施行）等の施行により、公費負担医療のうち小児慢性特定疾患治療研究事業及び特定疾患治療研究事業について、所得区分別の高額療養費の自己負担限度額を適用するとともに多数回該当の場合の負担限度額を設定した。

11月27日 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第270号—H22.1.1施行（一部 H22.4.1施行））により一部負担金に係る所得及び保険料の所得割額の算定

について次のような改正が行われた。

1. 上場株式等に係る配当所得の申告分離課税の創設
2. 上場株式等の譲渡損失と上場株式等の配当所得との間の損益通算の創設
3. 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設

平成22年

3月31日

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（政令第66号－H22.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 平成22年度以降の保険料の賦課限度額の引上げ

保険料の基礎賦課額の賦課限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を12万円から13万円に引き上げた。

2. 保険料の減額割合を、各市町村の応益分の保険料の割合にかかわらず、各市町村の判断により選択できるものとした。
3. やむを得ない理由により離職した被保険者の保険料について、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう保険料の算定基礎となる給与所得を30/100とみなして算定する特例を設けた。

5月19日

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律（法律第35号－H22.5.19施行※一部 H22.7.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 資格証明書対象世帯に属する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には、6ヶ月の有効期間の短期被保険者証を交付するものとした。
2. 高医療費市町村に対する指定市町村制度を廃止するものとした。
3. 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針（広域化等支援方針）を定めることができるものとした。
4. 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合について、国庫補助割合及び国民健康保険組合の財政力を勘案するものとした。
5. 保険者支援制度を継続し、平成22年度から平成25年度までの間行うものとした。
6. 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業を平成22年度から平成25年度までの間行うものとし、保険財政共同安定化事業の対象医療費の額又は拠出方法について、都道府県が広域化等支援方針で定めることができるものとした。

平成23年

3月25日

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第37号－H23.4.1施行）により、保険料の基礎賦課額の賦課限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を13万円から14万円に、介護納付金賦課額の賦課限度額を10

万円から12万円に引き上げた。

10月21日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第327号－H24.4.1施行）により、高額療養費の外来現物給付化が導入された。

12月28日 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第430号－H24.4.1施行※一部 H24.8.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 扶養控除の見直しに伴い、国民健康保険料の影響を受ける世帯の負担が増加しないための調整控除の創設及び一部負担金に係る所得の額が増加しないための調整控除を創設するものとした。
2. 国民健康保険料（税）の所得割算定方式について、住民税方式等を廃止して旧ただし書方式へ一本化するものとした。
3. 旧ただし書方式への以降に伴う激変緩和措置を円滑に行うため、自治体独自の保険料（税）軽減分を保険料（税）の賦課総額に含める措置を創設するものとした。

平成24年

4月 6日 国民健康保険法の一部を改正する法律（法律第28号－H24.4.1施行※一部 H27.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 平成22年度から平成25年度までの暫定措置である国保財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業））を恒久化した。
2. 保険財政共同安定化事業について、事業対象を全ての医療費に拡大した。
3. 都道府県の財政調整機能の強化と保険財政共同安定化事業の基準対象の拡大の円滑な実施等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げた。

（これに伴い、国の定率負担は給付費等の34%から32%とした。）

平成25年

2月22日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第39号－H25.4.1施行）により、国保から後期高齢者医療制度に移行した者と同一の世帯に属する国保被保険者の属する世帯（特定同一世帯）の保険料について、移行後5年目までの間の世帯別平等割額の2分の1の軽減措置に加え、当該移行後5年目から8年目までの間においても世帯別平等割額の4分の1の軽減措置を講ずることとした。

8月 6日 社会保障制度改革国民会議において、国民会議報告書がとりまとめられ、少子化・医療・介護・年金の各分野の改革の方向性を提言。国保の財政運営責任を都道府県が担うことなど医療保険制度改革についても盛り込まれた。

12月5日 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（法律第112号－H25.12.13施行）により、国保に関しては、次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。

1. 国保に対する財政支援の拡充
2. 国保の保険者、運営等の在り方に関し、国保の保険料の適正化等の取組を推進するとともに、国保の更なる財政基盤の強化を図り、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国保の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国保の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策
3. 国保の保険料に係る低所得者の負担の軽減
4. 国保の保険料の賦課限度額の上限額の引上げ

平成26年

2月19日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第40号－H26.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を16万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を14万円に引き上げた。
2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については24.5万円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めるとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乘ずる金額を45万円とした。
3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2. に伴う改正をした。

3月20日 平成26年度予算が成立し、70～74歳の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置について、平成26年4月より段階的に見直しを行うこととなった。

3月31日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第129号－H26.4.1施行）により、70～74歳の被保険者等について、これまで特例で引き下げてきた高額療養費及び高額介護合算療養費の算定基準額を恒久化し、据え置くこととする等の措置が講じられた。

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（厚生労働省告示第140号）により、保険者が、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うことが示された。

11月19日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第365号－H27.1.1施行により、高額療養費の自己負担限度額及び高額介護合算療養費の自己負担限度額について、主に次のような改正が行われた。

1. 高額療養費

70歳未満の者

現行	一般	8万100円＋（医療費－26万7,000円）×0.01
----	----	-----------------------------

上位所得者 15万円＋（医療費－50万円）×0.01
 低所得者 3万5,400円

↓

27. 1. 1 年間所得※210万円超600万円以下

8万100円＋（医療費－26万7,000円）×0.01

年間所得※901万円超

25万2,600円＋（医療費－84万2,000円）×0.01

年間所得※600万円超901万円以下

16万7,400円＋（医療費－55万8,000円）×0.01

年間所得※210万円以下

5万7,600円

低所得者 1万7700円

2. 高額介護合算療養費

70歳未満の者

現行 一般 67万円

上位所得者 126万円

低所得者 34万円

↓

14. 8. 1 年間所得※210万円超600万円以下 67万円
 年間所得※901万円超 176万円
 年間所得※600万円超901万円以下 135万円
 年間所得※210万円以下 63万円
 低所得者 34万円

↓

15. 8. 1 年間所得※210万円超600万円以下 67万円
 年間所得※901万円超 212万円
 年間所得※600万円超901万円以下 141万円
 年間所得※210万円以下 60万円
 低所得者 34万円

※ 前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計額から基礎控除（33万円）を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。いわゆる旧ただし書所得。）。

平成27年

3月4日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第63号－H27.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円に、後期高齢者支援金等賦課額

に係る賦課限度額を17万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を16万円に引き上げた。

2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26万円とするとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を47万円とした。
3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2.に伴う改正をした。

5月27日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（法律第31号—公布日、H28.4.1、H29.4.1、H30.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 国民健康保険の安定化（H30.4.1施行）
 - ・国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化
（平成27年度から約1,700億円、平成29年度以降は毎年約3,400億円）
 - ・平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
2. 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入（公布日及び H29.4.1施行）
 - ・被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施
3. 負担の公平化等（H28.4.1施行）
 - ・入院時の食事代について、在宅療養との公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引上げ
 - ・特定機能病院等は、医療機関の機能分担のため、必要に応じて患者に病状に応じた適切な医療機関を紹介する等の措置を講ずることとする（紹介状なしの第病院受診時の定額負担の導入）
 - ・健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額の引上げ
4. その他
 - ・協会けんぽの国庫補助率を「当分の間16.4%」と定めるとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる（公布日施行）
 - ・被保険者の所得水準の高い国保組合の国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し（H27.4.1施行）
 - ・医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進（H28.4.1施行）
 - ・患者申出療養を創設（H28.4.1施行）

6月3日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第246号—H27.6.3施行）により、平成27年度から、低所得者が多い市町村国保に対する財政支援の強化を図ることを目的として、保険者支援制度を拡充することを踏まえ、国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法を以下のように見直すこととされた。

1. 現行の7割軽減・5割軽減の保険料軽減対象者数に応じた財政支援の補助率を、7割軽減については12%から15%に、5割軽減については6%から14%に、それぞれ引き上げる。
2. 現在、保険者支援制度の対象となっていない2割軽減の保険料軽減対象者数について、新たに財政支援の対象とした上で、財政支援の補助率を13%とする。
3. 保険者支援制度による財政支援額の算定基準を、平均保険料収納額の一定割合から平均保険料算定額の一定割合に改める。

6月23日 国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第114号—公布日施行）により、以下に掲げる者について、市町村が行う国保の被保険者とししないこととした。

- ① 日本の国籍を有しない者であって、入管法第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（18歳以上の者に限り、国保則第1条第1号に該当する者を除く。）
- ② 日本の国籍を有しない者であり、かつ、①に規定する者に同行する配偶者であって、入管法第7条第1項第2号の規定に基づく入管法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、本邦において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動を行うもの（国保則第1条第1号及び第3号に該当する者を除く。）

平成28年

1月29日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第33号—H28.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を54万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円に引き上げた。
2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26.5万円とするとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を48万円とした。
3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2.に伴う改正をした。

2月4日 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第13号—H28.4.1施行）により、保険者は支払基金等に対し、社会保障・税番号制度に基づき実施する事務のうち、被保険者等に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務について委託することが可能となった。

3月31日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第180号—H28.4.1施行）

により、主に次のような改正が行われた。

1. 国保組合の特別積立金及び給付費等支払準備金について、健保組合の準備金の積立額と同様となるよう、積立額の引き下げを行った。
2. 国保組合に対する国庫補助について、国保組合の財政力を勘案して13%から32%の範囲内において政令で定める割合に見直すこととされたことに伴い、国保組合の一人当たりの所得額に応じた具体的な補助割合を定めた。

3月31日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第55号－H28.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 国保法において患者申出療養に係る規定が設けられたことから、国保則においても同様の規定を設けた。
2. 国保組合に対する国庫補助について、国保組合の財政力を勘案して13%から32%の範囲内において政令で定める割合に見直すこととされたことに伴い、所要の規定の整備を行った。

平成29年

1月18日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第3号－H30.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 市町村の国保保険料を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとすることに伴い、基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定に係る基準を改正した。
2. 基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額に対する標準割合を廃止した。

2月22日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第26号－H29.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円とするとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を49万円とした。
2. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、1.に伴う改正をした。

3月31日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第98号－H29.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い、被用者保険等保険者である国保組合の後期高齢者支援金に係る国庫補助を廃止するとともに、その他の国保組合の後期高齢者支援金に係る国庫補助額の算定方法

について所要の見直しを行った。

2. 国保組合に対する国庫補助について、所得水準に応じた補助割合とする見直しが行われたことに伴う激変緩和措置として、平成29年度から31年度までの各年度における補助割合の特例を設けた。

3月31日 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第53号—H29.4.1施行）により、被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の算定について全面総報酬割となることを受け、国保組合に対する国庫補助に係る規定の整備を行った。

平成30年

1月31日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第27号—H30.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を58万円に引き上げた。
2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27.5万円とするとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を50万円とした。
3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2.に伴う改正をした。

7月13日 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第210号—H30.8.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 70歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、一般区分の外来特例に係る算定基準額を1万4,000円から1万8,000円に引き上げた。
2. 70歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、現役並み所得区分の外来特例の廃止、区分の細分化、算定基準額の引き上げ等を行った。

現役並み所得区分Ⅲ（新設）

$25万2,600円 + (医療費 - 84万2,000円) \times 1\% < 多数回14万100円 >$

現役並み所得区分Ⅱ（新設）

$16万7,400円 + (医療費 - 55万8,000円) \times 1\% < 多数回 < 多数回9万3,000円 >$

現役並み所得区分Ⅰ（新設）

$8万100円 + (医療費 - 26万7,000円) \times 1\% < 多数回 < 多数回4万4,400円 >$

※ 75歳到達時特例対象療養、特定給付対象療養及び特定給付対象療養及び特定疾病給付対象療養に係る高額療養費の算定基準額についても、同旨の改正を行った。

3. 70歳以上の被保険者等に係る高額介護合算療養費について、現役並み所得区

分に係る区分の細分化及び算定基準額の引き上げ等を行った。

現役並み所得区分Ⅲ（新設）：212 万円

現役並み所得区分Ⅱ（新設）：141 万円

現役並み所得区分Ⅰ（新設）：67 万円

7月30日 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第97号－H30.8.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 70 歳以上の現役並み所得区分Ⅰ及びⅡの方の限度額適用認定に係る手続きについて定めた。
2. 70 歳以上の被保険者に係る国民健康保険の被保険者証について、高齢受給者証と一体となった被保険者証の様式を新設した。

平成31年

1月25日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第15号－H31.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円に引き上げた。
2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28万円とするとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を51万円とした。
3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2.に伴う改正をした。

1月31日 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令及び後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第8号－公布日施行)により、財政支援の対象となる一部負担金減免措置に係る要件として、平成30年10月から、生活扶助基準が最大5%を限度として段階的に引き下げられることを踏まえ、引下げ以前に財政支援の対象となる一部負担金減免措置の対象となっていた者が、生活扶助基準の見直し後も引き続き対象となるよう、財政支援の対象となる一部負担金減免措置に係る要件を見直した。

令和元年

5月22日 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（法律第9号－公布日、R2.4.1、R2.10.1）により、主に次のような改正が行われた。

1. オンライン資格確認の導入（R2.10.1施行）
 - ・オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止した。
2. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等（R2.4.1施行）

- ・市町村が行う被保険者の健康の保持増進のために必要な事業のうち、高齢者の心身の特性に応じた事業を行うに当たって、75歳以上高齢者に対する保健事業、介護保険の地域支援事業と一体的に実施することができるよう、市町村の役割について定めるとともに、市町村において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行った。
 - ・都道府県は、市町村及び国保組合が行う保健事業に対する支援に努めなければならないこととし、都道府県が、当該都道府県内の市町村に対し、レセプト情報及び特定健康診査等に係る情報の提供を求めることができることとした。
3. 国民健康保険の資格管理の適正化（公布日施行）
- ・被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときに市町村が関係者に報告等を求めることができる対象として、「被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項」を追加した。
4. 国保連の業務規定等の整備（R2.10.1施行）
- ・国保連の効率的な業務運営に係る理念規定を設けるとともに、国保連の業務規定を設けることとした。また、国保法第104条における援助の例示の一つとして、KDBシステムの活用を想定して「保健事業等の実施状況の分析及び評価」を追加した。
5. その他（公布日施行）
- ・保険料の額を減少させる賦課決定は、被保険者の責めに帰することのできない事由によって健保法等との適用関係の調整を要することが後に判明した場合は、当該年度における最初の保険料の納期の翌日から起算して調整に必要と認められる期間を経過する日まですることができることとした。

令和 2年

1月29日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第18号－R2.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額を17万円に引き上げた。
2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を28.5万円とするとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円とした。
3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2.に伴う改正をした。

3月30日 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第100号－R2.4.1施行）により、経済財政運営と改革の基本方針2019（R1.6.21閣議決定）等を踏まえ、保険者努力支援交付金について、予防・健康づく

り事業費として交付する部分を設けることに伴い、保険者努力支援交付金のうち、予防・健康づくり事業費として交付する部分は、一般納付金算定基礎額及び市町村別納付金減算額の算定における保険者努力支援交付金に含めないこととした。

3月31日 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第75号－R2.4.1施行）により、保険者努力支援交付金について、

- ① 予防・健康づくり事業費部分は、被保険者の健康の保持増進に係る事業に要する費用の額、
 - ② 予防・健康づくり事業に関する状況を示す指標に応じて交付される部分は、被保険者の健康の保持増進に係る事業に関する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額、
 - ③ それ以外の部分は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）第4条第7項に規定する状況を示す指標ごとに算定した点数に基づいて算定した額
- を交付することとした。

令和3年

6月11日 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（法律第66号－公布日、R4.4.1、R6.4.1）により、主に次のような改正が行われた。

1. 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入（R4.4.1施行）
 - ・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険料について、その5割を軽減した。
2. 財政安定化基金の拡充（R4.4.1施行）
 - ・都道府県の財政調整機能の更なる強化の観点から、財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与する。これにより、剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇時などに納付金の上昇幅を抑えるなど、複数年での保険料の平準化に資する財政調整を可能とした。
3. 国保運営方針の記載事項の位置づけ（R6.4.1施行）
 - ・法定外繰入等の解消や保険料水準の統一に向けた議論について、その取組を推進する観点から、都道府県国保運営方針に記載して進める旨を位置づけた。

令和 4年

2月18日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第44号－R4.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を65万円に引き上げるとともに、後期高齢者支援金に係る賦課限度額を20万円に引き上げた。

12月9日 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（法律第96号―R6.4.1施行）により、感染症発生・まん延時における初動対応等を行う医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を導入することとし、その費用については、公費とともに、医療保険者が負担することとした。

令和5年

2月1日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第24号―R5.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の後期高齢者支援金に係る賦課限度額を22万円に引き上げた。
2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円とするとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53.5万円とした。
3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2.に伴う改正をした。

5月19日 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（法律第31号―公布日、R6.1.1、R6.4.1、R7.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 損害賠償請求等に係る事務の都道府県への委託（R7.4.1）
 - ・都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的又は専門的な見地から必要があると認められる場合等においては、第三者行為に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務の全部又は一部について、市町村から委託を受けて行うことができることとした。
 - ・委託を受けた都道府県は、当該事務を国民健康保険団体連合会に委託することができることとした。
2. 出産育児交付金等の創設（R6.4.1施行）
 - ・出産育児一時金の支給に要する費用の一部について、後期高齢者医療制度からの支援金（出産育児交付金）をもって充てることとした。
3. 出産した被保険者等に係る国民健康保険料等の軽減措置の創設（R6.1.1施行）
 - ・子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、出産した被保険者に係る産前産後期間に相当する保険料を軽減することとした。
4. 都道府県国民健康保険運営方針に関する改正（R6.4.1施行）
 - ・都道府県は、おおむね6年ごとに、都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとした。
 - ・都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の

推進に関し、当該都道府県における医療費適正化の推進のために必要と認める事項及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項を、都道府県国民健康保険運営方針に記載するものとして位置づけた。

- ・都道府県は、おおむね3年ごとに、都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項について分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとした。

5. 国民健康保険団体連合会における医療費適正化に関する取組（公布日）

- ・国民健康保険団体連合会は、診療報酬請求書情報等の分析等を通じた医療費適正化等に努めるものとした。

6. 退職者医療制度の廃止（R6.4.1）

- ・経過措置とされてきた退職者医療制度を廃止することとした。

6月9日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第48号－R6.12.2施行）により、被保険者証及び被保険者資格証明書を廃止することとし、電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者に対しては、資格確認書を交付することとした。

令和6年

1月26日 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第17号－R6.4.1施行）により、主に次のような改正が行われた。

1. 保険料の後期高齢者支援金に係る賦課限度額を24万円に引き上げた。
2. 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29.5万円とするとともに、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を54.5万円とした。
3. 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2.に伴う改正をした。

国民健康保険における主な補助額及び補助率の変遷（その1）

年度	療養給付補助金	財政調整 交 付 金 財 源	事務費補助額		保健婦補助金			助産費補助金	
	補 助 率		被保険者1人 当たり補助額 円	補 助 率	保 健 婦 1 人 当たり補助額 円	保 健 婦 数 人	補 助 率	基準補助 対 象 額 円	補 助 率
昭和 24			18.47	1/2	388,700	6,000	1/3		
25							〃		
26			42.336	10/10	65,000	6,936	〃		
27			53.70	〃	88,700	5,334	〃		
28	助成交付金 2/10		62.70	〃	98,000	5,334	〃		
29	〃		62.70	〃	108,800	4,700	〃		
30	〃		62.30	〃	108,650	〃	〃		
31	療養給付費 補助改名 2/10		68.601	〃	〃	〃	〃		
32	〃		85.000	〃	114,670	4,400	〃		
33	〃	33年10月 実施 5/100	90.000	〃	114,428	4,300	〃		
34	〃	5/100	95.000	〃	114,198	4,430	〃		
35	〃	〃	(104.278) 100.000	〃	135,038 127,926	〃	〃		
36	36年9月まで2/10 36年10月2/10ほ かに世帯主の結核、 精神2/10	〃	(114.612) 110.000	〃	71,681 163,396	4,755	〃		
37	25/100ほかに世 帯主の結核、精神 2/10	〃	(125.929) 120.000	〃	184,966 175,132	5,128	〃	37年12月 実施 2,000	1/3

（注）（ ）内の数字は、当該年度における予算補正後の額である。

国民健康保険における主な補助額及び補助率の変遷（その2）

年度	療養給付費負担金 （補助金）及び 負担率（補助率）	財政調整 交付金 財 源 率	事務費負担額		保健婦補助金			助産費補助金		国民健康保険 組合臨時調整 金
			被保険者1人 当たり補助額	補助率	保健婦1人 当たり補助額	保健婦数	補助率	基準補助 対象額	補助率	
昭和 38	25／100、ほかに世 帯主の結核、精神 2／10	8.8/100	(135.16) 130.00	10/10	(317,374) 1,303,283	5,128	1/3	2,000	1/3	
39	〃	10/100	市町村 (157.31) 組 合 150.00 (146.82) 140.00	〃	(344,641) 1,326,165	5,431	〃	〃	〃	
40	〃	〃	市町村 (208.15) 組 合 200.00 (155.89) 150.00	〃	(372,489) 356,102	5,576	〃	〃	〃	
41	市町村40／100 組合 25／100 ほかに世帯主の結 核、 精神2／10	5/100	市町村 (259.88) 組 合 250.00 (166.19) 160.00	〃	(397,994) 2,382,679	〃	〃	〃	〃	
42	〃	〃	市町村 (315.39) 組 合 300.00 (179.02) 170.00	〃	(436,220) 413,413	〃	〃	〃	〃	1億円
43	〃	〃	市町村 (357.50) 組 合 340.00 (194.64) 184.75	〃	(476,827) 451,150	5,548	〃	〃	〃	〃
44	〃	〃	市町村 (413.53) 組 合 385.00 (216.60) 199.95	〃	(531,530) 490,665	5,447	〃	※ 2,000	〃	〃
45	〃	〃	市町村 (479.60) 組 合 435.00 (246.53) 220.58	〃	(609,173) 541,174	5,373	〃	※ 10,000	〃	5億円
46	〃	〃	市町村 (540.04) 組 合 490.00 (276.82) 248.08	〃	(682,615) 623,374	5,298	〃	〃	〃	9億円
47	〃	〃	市町村 (601.22) 組 合 550.00 (308.14) 278.82	〃	(895,497) 809,385	5,098	〃	10,000	〃	25億円
48	〃	〃	市町村 (389.31) 組 合 606.00 (335.90) 308.13	〃	(1,216,087) 1,063,598	4,926	〃	〃	〃	43億円

（注）（ ）内の数字は、当該年度における予算補正後の額である。

※ 昭和44年9月より3ヶ年計画で10,000円（各年度とも被保険者数で1/3にあたる保険者について実施）に引き上げた。

国民健康保険における主な補助額及び補助率の変遷（その3）

年度	療養給付費負担金 （補助金）及び 負担率（補助率）	財政調整 交付金 財源率	保険基 盤安定 負担金	事務費負担額		保健婦補助金			助産費補助金		臨時 財政 交付金	国民健康保 険組合臨時 調整補助金
				被保険者1人 当たり補助額	補助 率	保健婦1人 当たり補助額	保健婦数	補助率	基準補助 対象額	補助率		
昭和 49	市町村40/100 組合25/100 ほかに世帯主の結 核、 精神2/10	5/100		市町村 (894.80) 組合 694.00 (471.31) 356.15	10/10	(1,963,097) 1,423,642	4,926	1/3	20,000 (49.4月、 から実施)	1/3	億円 350	億円 70
50	〃	〃		市町村(1,135.35) 組合 967.00 (528.01) 476.00	〃	(2,189,802) 1,967,983	5,431	〃	40,000 (50.7月、 3/4実施)	〃	555	105
51	〃 組合について： 財政力等に応じて 40/100まで増減	〃		市町村(1,213.23) 組合 1,148.00 (562.21) 528.38	〃	(2,325,687) 2,188,838	5,576	〃		〃	683	132
52	〃	〃		市町村(1,305.71) 組合 1,227.51 (600.87) 528.39	〃	(2,909,603) 2,702,126	〃	〃	60,000 (52.10月、 1/2実施)	〃	948	170
53	〃	〃		市町村(1,362.73) 組合 1,322.94 (621.95) 600.87	〃	廃止			60,000 (52.10月、 から実施)	〃	1,121	59.7
54	〃	〃		市町村(1,421.78) 組合 1,374.56 (646.40) 621.82	〃	〃			80,000 (52.12月、 から実施)	〃	1,312	71
55	〃	〃		市町村(1,541.85) 組合 1,480.50 (677.42) 646.40	〃	〃			80,000 (54.12月、 1/2実施)	〃	1,425	79
56	〃	〃		市町村(1,658.62) 組合 1,605.82 (702.30) 677.60	〃	〃			100,000 (55.12月、 2/2実施)	〃	1,545	88
57	〃	〃		市町村(1,676.80) 組合 (712.88)	〃	〃			100,000 (57.3月、 1/2実施)	〃	1,275	87
58	〃	〃		市町村(1,662.13) 組合 1,632.73 (726.01) 711.15	〃	〃			100,000 (59.3月、 4/4実施)	〃	268	65
59	市町村給付費の 40/100、組合給付 費の32/100及び財政 力等に応じて 52/100まで増減	給付費の 10/100		市町村(1,825.19) 組合 1,773.59 (753.70) 726.52	〃	〃			〃	〃	廃止	廃止
60	〃	〃		市町村(1,866.47) 組合 1,807.21 (788.55) 760.05	〃	〃			130,000 (61.1月、 1/3実施)	〃	〃	〃
61	〃	〃		市町村(1,917.91) 組合 1,879.37 (819.30) 800.11	〃	〃			130,000 (62.3月、 1/2実施)	〃	〃	〃
62	〃	〃		市町村(1,947.93) 組合 1,925.35 (830.66) 819.30	〃	〃			130,000 (63.3月、 2/3実施)	〃	〃	〃
63	〃	〃	繰入 総額の 1/2	市町村(2,033.36) 組合 1,964.45 (851.41) 830.66	〃	〃			130,000 (元.3月、 5/6実施)	〃	〃	〃

（注）（ ）内の数字は、当該年度における予算補正後の額である。

昭和49年度には、特別療養給付費補助金160億円、昭和50年度には特別療養給付費補助金100億円、昭和51年度にも特別療養給付費補助金128億円、昭和60年度には、国民健康保険特別交付金1,367億円（補正予算による措置）、昭和61年度、国民健康保険特別交付金970億円、昭和62年度にも国民健康保険特別交付金1,008億円（補正予算による措置）がある。

国民健康保険における主な補助額及び補助率の変遷（その4）

年 度	療養給付費負担金（補助金） 及び負担率（補助率）	財政調整交付金 財源率	保険基盤安定 負担金	事務費負担額		出産育児一時金補助金	
				被保険者1人 当たり補助額	補助率	基準補助対象額	補助率
平成 元 元	市町村給付費の40/100、 組合給付費の32/100及び財政力等に 応じて52/100まで増減	給付費の 10/100	繰入総額の 1/2	市町村(2,095.85) 2,025.39 組 合 (766.49) 356.15	10/10	130,000 (2. 3月、 6/6実施)	1/3
2	〃	〃	〃	市町村(2,327.73) 2,227.17 組 合 (795.05) 759.08	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	市町村(2,526.98) 2,440.45 組 合 (832.55) 796.89	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	市町村(646.85) 646.85 組 合 (857.28) 833.67	〃	240,000 (4. 4月、 実施)	定額
5	〃	〃	100億円	市町村(351.64) 351.64 組 合 (869.92) 871.86	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	市町村(85.48) 85.48 組 合 (879.74) 885.55	〃	300,000 (6. 10月、 実施)	〃
7	〃	〃	170億円	市町村(85.48) 85.48 組 合 (891.37) 895.65	〃	〃	〃
8	〃	〃	240億円	市町村(85.48) 85.48 組 合 (889.50) 889.58	〃	〃	〃
9	〃	〃	450億円	市町村(87.14) 87.14 組 合 (902.96) 899.45	〃	〃	〃
10	〃	〃	670億円	市町村(-) - 組 合 (683.55) 679.66	〃	〃	〃
11	〃	〃	繰入総額の 1/2	市町村(-) - 組 合 (676.90) 685.71	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃	市町村(-) 介護分 88.16 - 組 合 (673.67) 介護分 51.04 678.98	〃	〃	〃
13	〃	〃	〃	市町村(-) 介護分 88.16 - 組 合 (673.71) 介護分 51.04 675.74	〃	〃	〃
14	〃	〃	〃	市町村(-) 介護分 88.16 - 組 合 (659.59) 介護分 51.04 676.20	〃	〃	〃

（注）（ ）内の数字は、当該年度における予算補正後の額である。

国民健康保険における主な補助額及び補助率の変遷（その5）

年度	療養給付費負担金（補助金） 及び負担率（補助率）	財政調整交付金 財源率	保険基盤安定 負担金	事務費負担額		出産育児一時金補助金	
				被保険者1人 当たり補助額	補助率	基準補助対象額	補助率
平成 15	市町村給付費の40/100、 組合給付費の32/100及び財政力等 に応じて52/100まで増減	給付費の 10/100	繰入総額の 1/2	市町村 (-) 介護分 88.16 - 組 合 (647.96) 介護分 51.04 665.38	10/10	300,000 (6. 10月、 実施)	定額
16	〃	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (652.00) 介護分 51.04 652.19	〃	〃	〃
17	市町村給付費の36/100、 組合給付費の32/100及び財政力等 に応じて52/100まで増減	給付費の 9/100	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (655.45) 介護分 51.04 656.36	〃	〃	〃
18	市町村給付費の34/100、 組合給付費の32/100及び財政力等 に応じて55/100まで増減	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (658.98) 介護分 51.04 658.92	〃	350,000 (18. 10月、 実施)	〃
19	〃	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (664.65) 介護分 51.04 664.56	〃	〃	〃
20	〃	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (662.08) 介護分 51.04 662.08	〃	380,000 (21. 1月、 実施)	〃
21	〃	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (665.92) 介護分 51.04 665.92	〃	420,000 (21. 10月、 実施)	〃
22	〃	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (652.03) 介護分 51.04 652.58	〃	〃	〃
23	市町村給付費の34/100、 組合給付費の32/100及び15/100の 範囲内で財政力等に応じて増減	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (651.35) 介護分 51.04 652.03	〃	〃	〃
24	市町村給付費の32/100、 組合給付費の32/100及び15/100の 範囲内で財政力等に応じて増減	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (651.37) 介護分 51.04 651.35	〃	〃	〃
25	〃	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (652.32) 介護分 51.04 651.37	〃	〃	〃
26	〃	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (651.65) 介護分 52.25 652.32	〃	〃	〃
27	〃	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (644.83) 介護分 53.05 651.65	〃	〃	〃
28	市町村給付費の32/100、 組合給付費の32/100～13/100及び 15. 1/100の範囲内で財政力等に応 じて増減	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (645.88) 介護分 53.05 644.83	〃	〃	〃
29	市町村給付費の32/100、 組合給付費の32/100～13/100及び 15. 2/100の範囲内で財政力等に応 じて増減	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (646.83) 介護分 53.05 645.88	〃	〃	〃
30	市町村給付費の32/100、 組合給付費の32/100～13/100及び 15. 3/100の範囲内で財政力等に応 じて増減	〃	〃	市町村 (-) 介護分 - 組 合 (646.67) 介護分 53.41 646.83	〃	〃	〃

（注）（ ）内の数字は、当該年度における予算補正後の額である。

国民健康保険における主な補助額及び補助率の変遷（その6）

[illegible]

(注) () 内の数字は、当該年度における予算補正後の額である。